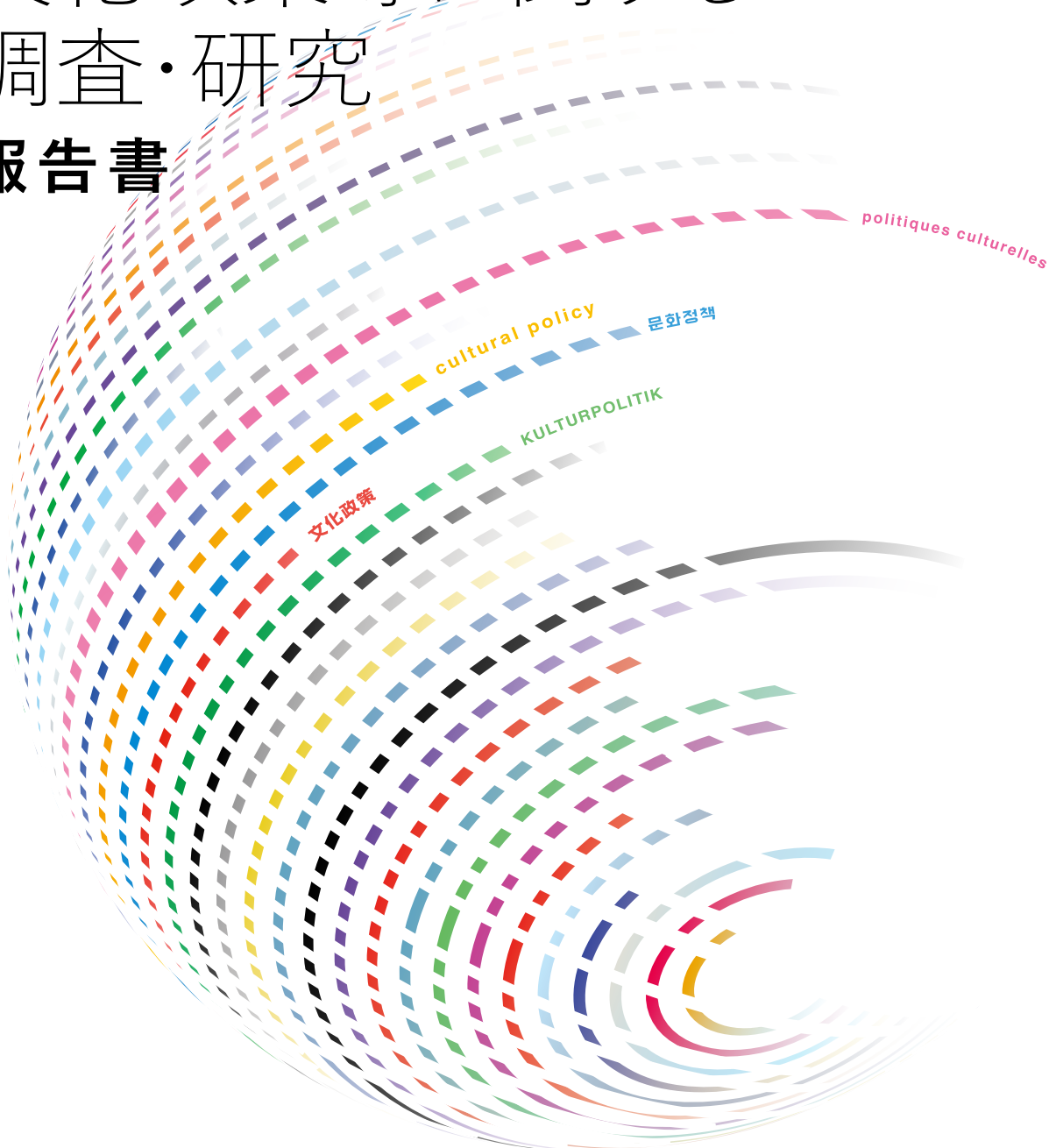


令和7年度

文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業

諸外国の 文化政策等に関する 調査・研究 報告書



令和7年度共同研究事業の概要

令和7年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策等に関する調査・研究」は、以下の調査・研究を行った。

- ① 文化関係予算：文化関係予算については、a) 各国で文化を所掌する主務官庁の予算から文化との関係が希薄な予算を除外したもの（「文化予算」）、b) 主務官庁以外の政府機関の予算で文化関係と評価できるもの（「文化関係予算」）、c) 「地方公共団体の文化関係予算」を中心に調査した。その際、文化との関係が希薄なものをどの程度除外できるか（主務官庁予算に体育や文化観光以外に重点を置く観光予算が含まれている場合等）、日本と粒度を揃えた比較ができるかの二点を念頭に、文化関係予算の構成要素の把握と精緻な比較可能性についても検討している。なお一般会計予算に加え、基金や特別会計、民間資金の活用等、多様な文化振興財源についても調査・研究を行った。
- ② 重点課題：a) 公益的役割を持った文化施設への資金循環や最新技術の活用等に焦点を当てた文化観光の取組、事業評価・成果発信のあり方、b) コンテンツ産業振興策を課題として設定し、我が国の文化施設振興策とコンテンツ産業振興策への提言を行っている。両課題を扱った国もあれば、とりわけ示唆に富むその国の施策のみを深く紹介している国もある。

●調査対象国

日本、英国（イングランド）、米国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、大韓民国

●執筆者

日本	朝倉 由希（公立小松大学 国際文化交流学部 准教授）
英国	菅野 幸子（AIR Lab アーツ・プランナー/リサーチャー）
米国	作田 知樹（Arts & Considerations 行政書士事務所 代表）
ドイツ	秋野 有紀（早稲田大学 教育・総合科学学術院複合文化学科 教授）*
フランス	長嶋 由紀子（早稲田大学、昭和女子大学、共立女子大学 非常勤講師）
大韓民国	黄 仙恵（城西国際大学 メディア学部メディア情報学科 教授）

*は、本共同研究事業責任者。

文化庁は令和3年度から「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」の枠組みで諸外国の文化政策等に関する調査・研究を実施してきた。この5年間、その時々到我が国が直面してきたアクチュアルな課題の専門家・実務家や国外の現場をよく知る芸術家・実務家を研究会ゲ

ストとしてお迎えし、多岐にわたる議論を行ってきた。公開研究会においても毎回 100 名を超える参加者に高い関心をお寄せいただいた。

令和 3 年度以降、お力添えをいただいたゲストの方々は以下のとおり（登壇順・所属肩書は登壇時のもの）。

針山愛美氏（バレリーナ）、福井健策氏（弁護士・骨董通り法律事務所代表パートナー）、藤澤ダヴィッド氏（獨協大学専任講師）、米屋尚子氏（文化政策・芸術運営アドバイザー/芸術コーディネーター）、吉本光宏氏（ニッセイ基礎研究所・研究理事）、山本麻友美氏（京都芸術センター・チーフプログラムディレクター）、金森穰氏（Noism Company Niigata 芸術監督、りゅーとぴあ新潟市民芸術文化会館舞踊部門芸術監督）、森崎めぐみ氏（一般社団法人日本芸能従事者協会代表理事・女優）、山口真樹子氏（ドラマトゥルク・キュレーター）、大重光太郎氏（獨協大学教授）、後藤和子氏（摂南大学教授）、坪井ひろ子氏（UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約エキスパート・ファシリティメンバー）、大和滋氏（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会参与・文化芸術推進フォーラム事務局）、大鐘亜樹氏（ロバート・J・フラナガン『オーケストラの危機』記者）、吉岡由哲氏（東京国立博物館）、山本桃子氏（東京国立博物館）、生貝直人氏（一橋大学大学院教授）、北本朝展氏（国立情報学研究所教授）。

また令和 6 年までは関鎖京氏（北海道教育大学准教授）に大韓民国の文化政策をご担当いただき、同年の特集「中華人民共和国の文化政策」では増山周氏（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事）にご寄稿いただいた。

令和 7 年度は《共同研究事業 5 周年記念》として、ゲスト講演を 3 本掲載している。我が国文化政策の過去と現在を把握し、未来のビジョンを描き、コロナ禍以降進展してきたアクチュアルな就労環境整備を学び、文化政策に深く関わる条約と国際社会での議論動向を知るという観点で、我が国の文化政策をより深く検討してゆくための実り多い示唆を戴いた。ご講演いただいたゲストの方々に心より感謝申し上げる。

●本年度の研究会実施

- 第一回 2025 年 9 月 5 日 研究会
- 第二回 2025 年 9 月 25 日 吉見俊哉氏講演会（特集①）
- 第三回 2025 年 10 月 3 日 文化経済・観光研究会
- 第四回 2025 年 11 月 7 日 研究会
- 第五回 2025 年 12 月 5 日 研究会
- 第六回 2026 年 1 月 16 日 研究会（午前）
- 第七回 2026 年 1 月 16 日 坪井ひろ子氏 講演会（特集②）（午後）
- 第八回 2026 年 1 月 23 日 榎野睦子氏 講演会（特集③）
- 第九回 2026 年 1 月 28 日 菅野敦志氏 講演会

なお、菅野敦志氏（共立女子大学教授）の講演内容については『共に生きるための国際文化学』（昭和堂、2025年）に執筆されている内容であるため、本報告書には掲載をしていない。

本研究では、研究補助者である辻大知氏（早稲田大学教育学部4年/特集①担当）、石坂夢氏（早稲田大学教育学部3年/特集②およびドイツ関係資料入力・精査担当）、山森南花氏（早稲田大学文化構想学部4年/特集③担当）に大いに助けられた。

本報告書のデザイン・DTP・印刷製本は、双文社印刷代表取締役の倉澤みどり氏、城島浩幸氏にご担当いただき、毎回迅速かつ正確で大変丁寧にご対応いただいた。

共同研究事業推進にあたっては、文化庁との緊密な連携体制をとり、政策課文化政策調査研究室で本事業をご担当された職員の方々には、日々ひとかたならぬご協力・ご尽力を賜った。

本共同研究の事業事務管理は、早稲田大学が行った。

本研究事業を実りあるものとするためにご協力くださったすべての関係者の皆さまに、この場をかりて深く御礼申し上げます。

本報告書が、日々様々に文化芸術を享受し愛おしんでいる人々、そして創造活動や運営等に日々携わる人々とともに、芸術、文化、創造、表現に関わる政策・制度設計・運営をより豊かなものにしてゆくための検討材料を提供できれば、執筆者一同にとってこれ以上の喜びはない。

令和8年2月

秋野 有紀

*本報告書の内容は、文化庁の公式見解を示すものではない。

目次

令和7年度共同研究事業の概要	1
----------------	---

第1章 日本の文化政策【朝倉 由希】	14
--------------------	----

——第1章 予算—— 14

- ① 日本の文化予算（文化庁） 14
 - 1.1 2025（令和7）年度の文化庁予算 14
 - 1.2 補正予算 14
 - 1.3 文化芸術活動基盤強化基金 17
 - 1.4 国際観光旅客税財源事業 17
- ② 他省庁の文化関係予算 18
 - (1) コンテンツ振興 19
 - (2) 原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業 21
 - (3) 障害者による文化芸術活動の推進 21
 - (4) 食文化の保護・継承 22
 - (5) 国際文化交流、海外広報 22
- ③ 地方公共団体の文化関係予算 22

——第2章 重点調査項目—— 24

- ① 公益的役割を持った文化施設への資金循環、文化観光、事業評価等 24
 - 1.1 公益的な役割を持つ文化施設の現状 24
 - 1.2 文化施設に求められる新たな役割 25
 - 1.3 資金循環と収入構造の多角化の必要性 25
 - 1.4 文化施設の公共的価値と評価のあり方 26
 - 1.5 文化施設における社会的インパクト評価の事例 26
- ② コンテンツ産業振興策 27
 - 2.1 コンテンツ産業振興に関する近年の動向 27
 - 2.2 コンテンツの定義、範囲 28

2.3 コンテンツ産業振興における文化庁の位置づけと施策 29

——第3章 おわりに—— 30

第2章 英国の文化政策【菅野 幸子】.....32

——第1章 予算—— 32

- ① 英国における文化関係予算の更なる精緻化の検討 32
- ② 2025年度の文化予算 33
- ③ 現在の文化政策の動向 35
- ④ 地方公共団体の文化関係予算 36

——第2章 重点調査項目—— 36

- ① 公益的役割を持った文化施設の資金循環、文化観光、事業評価等 36
- ② ヴィクトリア&アルバート・ミュージアム 38
 - 2.1 設立経緯とガバナンス 38
 - 2.2 2021年から2025年までの戦略目標 39
 - 2.3 経営戦略～V&Aのブランド化 39
 - 2.4 資金獲得戦略 40
 - 2.5 V&Aにおける社会的インパクト評価 42
- ③ ブライトン&ホーヴ・ミュージアム 43
 - 3.1 設立経緯とガバナンス 43
 - 3.2 戦略的枠組み 44
 - 3.3 組織体制 44
 - 3.4 経営戦略 45
 - 3.5 資金獲得戦略 45
 - 3.6 文化観光との関連 45
 - 3.7 BHMにおける重要業績評価指標 46
- ④ コンテンツ産業振興策 47

——第3章 特筆事項および日本への示唆—— 48

- ① 合意形成に向けての文化セクター全体におけるコミュニケーションの強化 48
- ② ミュージアムの社会的・経済的自立化 49
- ③ 評価手法の進化や経済波及効果に関するさらなる研究推進 49

第3章 アメリカ合衆国の文化政策【作田 知樹】..... 52

——第1章 予算—— 52

① 最新の予算額と経年変化 52

1.1 2025年の文化予算 52

1.2 現在の文化政策の動向 53

① 連邦政府の支出と州政府・自治体支出および民間寄附との対照 53

1.3 アメリカにおける文化関係予算の更なる精緻化の検討 54

1.4 文化芸術関連統計の補完的指標と制度構造上の留意点 55

② 地方公共団体の文化政策予算 56

2.1 地方公共団体の文化政策予算 56

① NASAAの行政財政統計的定期調査 56

② AfAの目的別調査 57

③ 地方公共団体の文化政策予算についてのまとめ 59

——第2章 重点調査項目—— 59

① 公益的役割を持った文化施設への資金循環、文化観光、事業評価等 59

1.1 文化施設における資金循環と文化観光の位置づけ 59

1.2 スミソニアン機構（SI） 60

① 概要 60

② 運営手法の特徴 62

③ 財源構造と社会的インパクト 64

1.3 National Heritage Areas（ナショナル・ヘリテージ・エリア） 64

① 概要 64

② 事例紹介 66

事例1 Rivers of Steel National Heritage Area（ペンシルベニア州） 66

事例2 Schuylkill River National and State Heritage Area（ペンシルベニア州） 67

事例3 Santa Cruz Valley National Heritage Area（アリゾナ州） 67

② ガバナンスと評価指標 69

② コンテンツ産業振興策 71

2.1 制度構造の基本的特徴 71

2.2 連邦政府各機関の役割 72

① ITA 米国商務省国際貿易局 72

② 著作権の所管機関（米国著作権局、司法省、USTR） 72

- ③ 全米人文科学基金 (NEH) による映像・メディア分野における人材・制作支援 73
- ④ 全米芸術基金 (NEA) による芸術・創造基盤の整備を通じた間接的支援 73
- ⑤ 国務省による人的交流支援 73

連邦政府のコンテンツ産業振興についての小括 73

2.3 コンテンツ産業振興における州政府の役割 74

- ① 地域再生型コンテンツ・クリエイティブ支援
——コロラド州のコミュニティ再活性化税額控除制度の活用事例 74
・活用事例 75
- ② アーティストの事業化・自立支援
——モンタナ州・アイダホ州のアートビジネス人材育成プログラム 76
まとめ 州政府の役割に関する整理 77

——第3章 特筆事項および日本への示唆—— 78

第4章 ドイツ連邦共和国の文化政策【秋野 有紀】……………81

——第1章 予算—— 81

- ① 2025 年の国レベルの文化予算（主務官庁）、国家予算、人口 81
 - 1.1 特徴的な点 82
 - 1.1.1 投資予算——州と協働した文化施設への積極的投資 82
 - 1.2 BKM の文化歳出予算内の経年変化——連邦公文書館 84
- ② 文化関係予算の更なる精緻化の可能性 85
 - 2.1 他省庁の文化関係予算——国内文化政策・対外文化政策 86
 - 2.1.1 国内文化政策予算 86
 - 2.1.2 対外文化政策予算 89
 - 2.2 一般会計・特別会計、当初予算・補正予算などの金額 90
 - 2.3 上記予算に係る決済額 90
- ③ 地方公共団体の「文化支出」 90

——第2章 重点調査項目—— 93

- ① クラスタブランディング・メガイベントによる資金循環 94
 - 1.1 フランクフルトのミュージアム 94
 - 1.1.1 ミュージアムの河畔 94
 - 1.1.2 ミュージアムを拠点としたメガイベント 95

- 1.1.2.1 ミュージアムの夜 95
- 1.1.2.2 ミュージアムの河畔フェスト 96
- 1.2 動員型イベント文化への批判 96
- 1.3 公益的文化機関拠点型文化観光——敷居を下げ、ミュージアムと都市をブランディングする 98
 - 1.3.1 メガイイベントと年間パス+周遊チケットで共同財源を作る資金循環の仕組み 99
- 1.4 ツーリズム・コンGRESS有限責任会社の設立背景——経済的自律性の担保 101
- 1.5 ミュージアム協働基金の両義性 102
- ② 文化振興税分配のための根拠——公益的なミュージアムの都市観光経済への寄与 102
 - 2.1 エコノミック・フットプリント調査報告——プロイセン文化財財団ミュージアム研究所 104
- ③ フランクフルト・モデル——文化機関を中核とした地方創生に向けた示唆 106
- ④ コンテンツ産業振興策における企業のPR姿勢 107

第5章 フランスの文化政策【長嶋 由紀子】…………… 121

——第1章 予算—— 121

- ① 2025年の文化省予算と経年変化 122
- ② 各国における文化関係予算の更なる精緻化の可能性 124
 - 2.1 他省庁の文化関係予算 124
 - 2.2 一般会計・特別会計・目的税財源予算 124
 - 2.3 決算 126
 - 2.4 地方公共団体の文化関係予算 126

——第2章 重点調査項目—— 128

- ① 公益的役割を持った文化施設への資金循環、文化観光、事業評価等 128
 - 1.1 「文化の公共サービス」概念の浸透と公益的役割を持つ文化施設の認証制度 128
 - 1.2 公益的役割を持つ文化施設における自主財源重視と多様化の動向 129
 - 1.3 地域振興と文化観光 129
- ② コンテンツ産業振興策 131
 - 2.1 コンテンツの範囲とコンテンツ産業振興に関する近年の動向 131
 - 2.2 領域別専門組織を中心としたコンテンツ産業振興政策 132
 - 2.3 書籍・出版産業振興の体制と施策：国立書籍センター CNL を中心に 133
 - <書籍の海外展開支援> 134

2.4 音楽産業振興施策の体制と施策例：国立音楽センター CNM を中心に	136
＜音楽の海外展開支援＞	136

——第3章 特筆事項および日本への示唆—— 138

第6章 大韓民国の文化政策【黄 仙恵】..... 141

——第1章 予算—— 141

- ① 2025 年度文化予算 141
 - 1.1 中央政府予算 141
 - 1.2 文化体育観光部予算 142
 - 1.3 国家遺産庁予算 144
 - 1.4 文化予算 145
- ② 各国における文化関係予算の更なる精緻化の可能性 147
 - 2.1 他省庁の文化関係予算 147
 - 2.2 一般会計・特別会計・基金 148
 - 2.3 精緻化に向けた課題 148
- ③ 地方自治団体の文化関係予算 150

——第2章 重点調査項目—— 152

- ① 近年の動向 152
 - 1.1 「2030 年 K-カルチャー市場規模 300 兆ウォン、文化輸出 50 兆ウォン」 153
 - 1.2 大衆文化交流委員会の設立 153
 - 1.3 文化芸術政策諮問委員会の発足 154
 - 1.4 韓流産業振興基本法の施行 155
- ② コンテンツ産業振興策と人材育成 156
 - 2.1 文化産業とコンテンツ 156
 - 2.2 韓国コンテンツ振興院 (KOCCA) 157
 - 2.2.1 設立と組織 157
 - 2.2.2 2025 年度予算 159
 - 2.2.3 人材育成支援 159
 - 2.2.4 海外進出支援 160
 - 2.3 韓国芸術総合学校 (K-Arts) 161
 - 2.3.1 設立背景と教育目標 161

2.3.2	2025 年度予算	162
2.3.3	カリキュラムの特徴	162

——第3章 日本への示唆—— 164

講演会 「文化芸術の創造的循環について」【講演者：吉見俊哉 氏】…………… 167

第1部 経済中心の時代から文化重視の時代へ 167

日本の総人口推移——日本の人工的運命	167
江戸時代の地方（藩）文化の豊かさ——人口の地方分散	168
なぜ日本に文化省がないのか？	169
敗戦後の「文化国家」ブーム	170
戦後日本に「文化省」を設置する	172
70年代という文化の時代——大平総理と堤清二の文化重視	173
「文化」は矛盾に満ちている	174
「文化」は「耕す」——土壌を豊かにするサイクル	175

第2部 文化経済部会における議論の概要 176

文化経済部会の成り立ち	177
出発点——文化と経済の2つの創造的循環	178
〈文化＝耕す〉に向けた5本の柱	179
1. 基盤整備	179
2. 場の活性化	179
3. 資金の循環	179
4. 人材育成	180
創造的循環のカギを握る価値付けの仕組み	181
エコシステム形成に向けたアクションプランの関係性	181
文化経済部会での議論の主な論点	182
2024年文化庁シンポジウム「発見される日本から売り込む日本へ」	183
これまでの資金循環に関する論点一覧	184
文化からの地方創生	185
アート振興ワーキンググループが打ち出した方向性	186
文化芸術の対象範囲	187
理想の美術館へのトランスフォーメーション	187

文化芸術カOUNシル機能の強化 188

芸術文化振興基金とアールカOUNシルイグランド 189

講演会 UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

【講演者：坪井ひろ子 氏】..... 191

はじめに 191

エキスパート・ファシリティについて 192

「翻訳され続ける」領域としての文化と政策 192

文化的権利・文化権を巡って 193

文化に関する権利という問いの出発点 193

世界人権宣言（1948 年） 194

社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）（1966 年） 194

自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）（1966 年） 195

グローバルな公共財／善としての文化 195

MONDIACULT1982, 2022, 2025：文化政策の世界会議の系譜と現在地 197

MONDIACULT と「グローバルレポート」 197

MONDIACULT と「文化」 197

数字で見る MONDIACULT2025 199

MONDIACULT2025 における 6 つのテーマ 199

MONDIACULT2025 における 2 つの重点テーマ 202

MONDIACULT2025 の 3 つの軸 204

「グローバルレポート」とは 204

文化担当大臣誓約（Ministerial Commitment）と共有ヴィジョン 205

戦略的基盤 206

日本代表団の発言 207

文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005 年） 208

文化の多様性の条約？ 209

条約の背景— UNESCO 文化関連条約等との関係 210

条約締約国と地域 211

条約が扱う対象領域 212

締約国会議と政府間委員会（定期会合） 213

第 18 回政府間委員会 214

市民社会との連携 215

第 10 回締約国会議 216

国際文化多様性基金（IFCD）	217
テーマ別検討	218
市民社会フォーラム	219
委員の選挙	219
文化的多様性に関する世界宣言（2001年）と文化的権利	220
芸術家の地位に関する勧告	221
国際連合と公共財／善	222
国連国際持続可能な開発のためのクリエイティブ経済年（2021年）と未来サミット（2024年）	222
G20、フェアカルチャー（公平・公正な文化）運動	223
MONDIACULT2025後の動向	225
最後に	226

講演会 日本実演芸術福祉財団の創設と展望【講演者：榎野睦子 氏】…………… 227

1. 日本芸能実演家団体協議会とは	227
1.1 設立経緯・理念と現在地	227
1.1.1 CPRA事業	228
1.1.2 実演芸術振興事業と芸能花伝舎	228
1.1.3 調査研究政策提言事業および文化芸術推進フォーラム	228
2. 一般財団法人日本実演芸術福祉財団設立に向けて	229
2.1 実演家の働き方の特徴	229
① 個人事業者が多い	230
② 公演・メディア出演から教授・稽古まで ——多岐にわたる活動と複数の依頼主	230
③ 繁忙期・閑散期の波	231
④ 報酬を得られるまでにかかる年月の長さ	232
⑤ 年収の傾向	232
⑥ 若手の減少	233
3. 芸術家の社会保障等に関する研究会	233
4. 一般財団法人日本実演芸術福祉財団の成立	235
4.1 実演芸術界の「働く環境」——次世代への芸の継承と危機意識	235
4.2 創設発起人団体と創設賛同団体	236
4.3 労災保険センターの設置と活動——労災保険の「特別加入」制度について	236

- 4.3.1 労災保険特別加入から着手した理由 236
- 4.3.2 この財団の新しい側面——業界団体が一丸となり、個人の手数料負担を軽減する仕組み 237
- 4.3.3 (一財)日本実演芸術福祉財団 労災保険センターの加入状況 237
- 5. 労災を予防するプログラムの作成と所属のない実演家への普及 238
- 6. 怪我と病気は自分持ち？
——次世代が安心して働き、実演芸術界を受け継いでいくために 239

日本の文化政策

朝倉 由希

第1章 予算

日本の文化予算(文化庁)

1.1 2025（令和7）年度の文化庁予算

文化庁の令和7年度当初予算額は1,063億円である。令和6年度予算額から1億円の増額となっている。また、観光庁に一括計上されている国際観光旅客税財源のうち、84億円が文化庁で執行されている（詳細は1-4参照）。それを加えた額は1,148億円となる¹⁾。

文化庁予算の推移は図表1の通りで、令和元年度からは国際観光旅客税財源事業分も加えた額で推移を示している。

予算の概要を図表2に示す。大きな柱としては、「文化資源の持続可能な保存・活用による好循環の構築」と「世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信」に分けられ、前者に583億円、後者に435億円が充てられている。

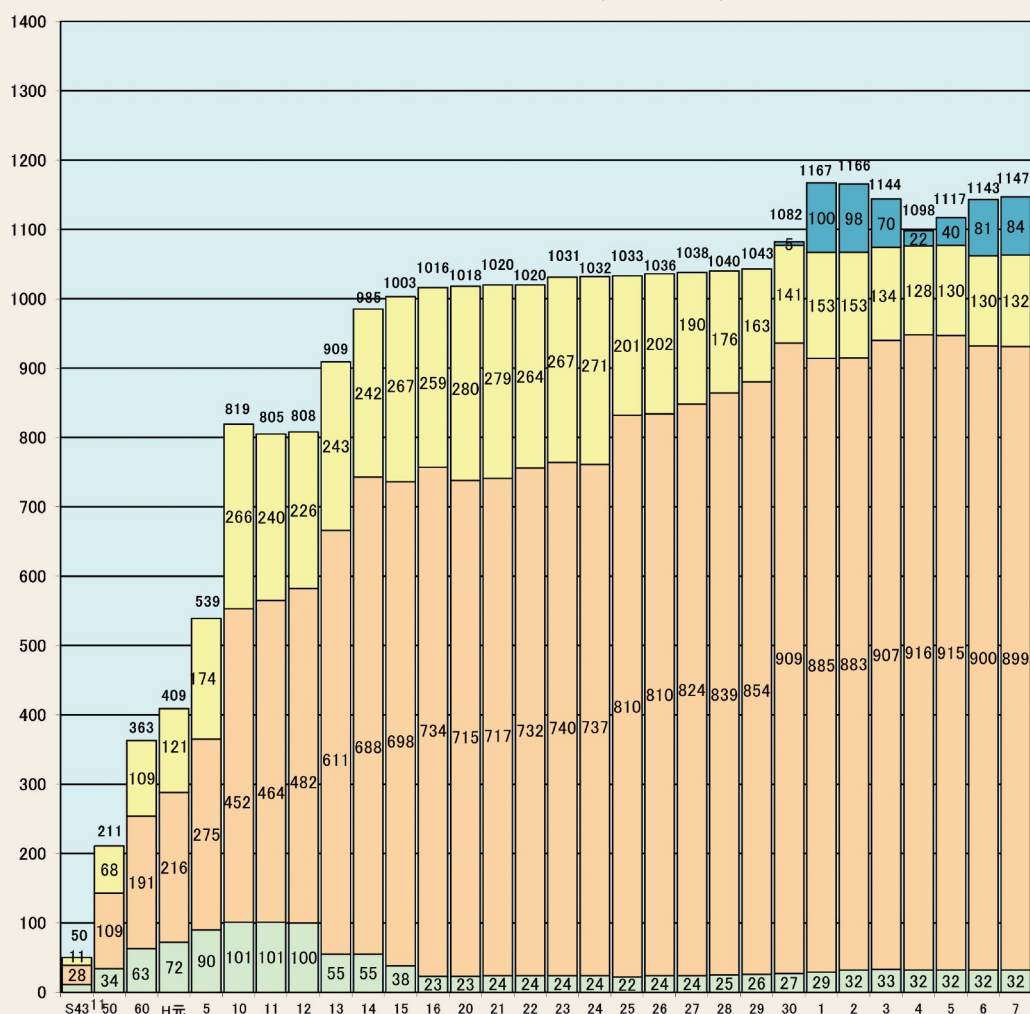
1.2 補正予算

文化庁の当初予算は概ね横ばいで推移している一方、補正予算においては近年比較的大規模な措置が講じられている。

令和6年度補正予算として計上された約569億円が、令和7年度事業実施に充てられている（図表3）。また、令和7年度文化庁補正予算（12月16日成立）では約431億円が計上されており、文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）に163億円、マンガ等コンテンツの次世代型デジタル配信プラットフォームの構築に向けたコンソーシアム創出等に175億円などが充てられている（図表4）。

1) この金額を本稿では日本における文化主務官庁の予算とみなす。

図表 1 文化庁予算の推移（文化庁提供）



※令和6年度より「外国人に対する日本語教育の推進」が（組織）文部科学省に移管。

図表 2 文化庁予算の概要

		令和7年度 予算額	令和6年度 当初予算額	令和6年度 補正予算額
文化資源の持続可能な保存・活用による好循環の構築		583 億円	592 億円	251 億円
	継承の危機に瀕する文化財の修理・整備・活用及び防災対策等	252 億円	256 億円	231 億円
	多様な文化資源の公開活用の促進等	188 億円	188 億円	7 億円
	文化資源の保存・活用を支える拠点の機能強化	143 億円	147 億円	13 億円
世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信		435 億円	425 億円	318 億円
	グローバル展開、CBXの推進、活動環境向上等による創造的循環の創出	12 億円	11 億円	1 億円
	創造活動・クリエイター等育成による国際プレゼンスの強化	123 億円	124 億円	101 億円
	多様な文化芸術による社会・経済的価値の醸成	134 億円	124 億円	2 億円
	文化芸術の振興を支える基盤の機能強化	211 億円	210 億円	214 億円

上記の他、国際観光旅客税財源事業 84 億円

東日本大震災復興特別会計において、被災ミュージアム再興事業 2 億円

※主要な事業を掲載しており、合計は予算総額と一致しない。

出典：文化庁「令和7年度文化庁予算の概要」²⁾

2) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/94196901_01.pdf

図表 3 令和 6 年度文化庁補正予算事項一覧

■日本経済・地方経済の成長	
舞台芸術や博物館収蔵品のデジタル・アーカイブ化支援等の推進	7 億円
文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進	1 億円
AI を活用した海賊版サイトの検知・分析の実証	3 億円
分野横断権利情報検索システム等の構築	1 億円
クリエイター等支援（育成プログラム構築・実践）【基金】（3 年分）	95 億円
※経産省（クリエイター事業者支援事業の内数）分含め 120 億円	
国立劇場再整備	200 億円
メディア芸術ナショナルセンター（仮称）収蔵施設等機能強化	1 億円
文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）	188 億円
地域伝統行事等への支援	6 億円
大阪・関西万博を契機とした文化施策の発信	1 億円
■国民の安心・安全の確保	
被災文化財等の災害復旧	43 億円
文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）【再掲】	188 億円
国立文化施設の機能強化	21 億円
部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行	2 億円
合計：569 億円 （単位未満四捨五入）	

出典：令和 6 年度文化庁補正予算 事項一覧

図表 4 令和 7 年度文化庁補正予算事項一覧

■危機管理投資・成長投資による強い経済の実現	
文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）	163 億円
被災文化財等の災害復旧	28 億円
地域コミュニティ維持のための地域伝統行事等支援事業	13 億円
高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）整備	0.4 億円
アイヌ関連施策の推進	2 億円
国立文化施設の機能強化	17 億円
文化遺産オンライン構想の推進	1 億円
マンガ等コンテンツの次世代のデジタル配信プラットフォームの構築に向けたコンソーシアム創出等	175 億円
人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援	4 億円
信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用のためのデジタル基盤整備事業	2 億円
AI を活用した海賊版サイト検知実態把握等調査事業	1 億円
生成 AI 専門相談窓口事業	0.2 億円
■生活の安全保障・物価高への対応	
部活動の地域展開等の全国実施の加速化	24 億円
宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業	1 億円
合計 431 億円 （単位未満四捨五入）	

出典：令和 7 年度文化庁補正予算 事項一覧

1.3 文化芸術活動基盤強化基金

文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター支援基金）は、令和5年度補正予算において60億円が措置され、独立行政法人日本芸術文化振興会に設立された。基金により弾力的かつ複数年度にわたる支援が可能となり、今後発展が期待されるコンテンツ分野の人材育成や制作支援といった重点分野を担う施策として位置づけられる³⁾。

本基金を活用し、次代を担うクリエイター・アーティスト等の育成や文化施設の高付加価値化を支援する「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」が実施されている。さらに、令和6年度補正予算では、「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」が新たに創設され、95億円が措置された。クリエイター等の国内外での活躍を促進するため、大学・専門学校と企業・関係団体等が連携して、クリエイター（漫画家、アニメーター、作曲家、脚本家等）や専門人材（編集者、プロデューサー等）に必要なスキルの可視化を行うとともに、育成プログラムの開発・実装を支援する取組である。

なお、海外展開を念頭に置いた長期間を要する制作については、文化庁ではなく、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課が所管する「クリエイター・事業者海外展開促進事業（長期制作支援）」により対応されており、2年間で25億円が充てられている。文化庁と経済産業省との共同実施により、人材育成から海外展開につなげる支援の枠組となっている。

1.4 国際観光旅客税財源事業

国際観光旅客税は、観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、2019年度より導入された。国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める⁴⁾。同税収は、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に基づき、以下の3つの分野に充当される。

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

令和7年度予算において同税収による歳入総額は490億円であり、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充などの施策・事業に充てられている。施策・事業と執行官庁、予算の内訳は図表5の通りである。そのうち文化庁は、③に該当する事業の実施分として、84億円の予算が計上されている。

国際観光旅客税財源事業のうち、文化庁実施事業の内訳を図表6に示す。

3) <https://creator.ntj.jac.go.jp/>

4) 財務省「国際観光旅客税の概要」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d12.htm

図表 5 旅客税財源を充当する施策・事業と執行官庁

分野	金額	執行官庁
① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備	79 億円	法務省
	24 億円	財務省
	42 億円	観光庁
② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化	82 億円	観光庁
③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	84 億円	文化庁
	59 億円	環境省
	71 億円	観光庁
	49 億円	宮内庁

出典：観光立国推進閣僚会議「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（令和 6 年 12 月 27 日一部変更案）⁵⁾

図表 6 国際観光旅客税財源による文化庁事業

施策・事業	金額
日本博を契機とした観光コンテンツの拡充 日本博 2.0 文化資源活用推進事業 地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業 国際共同製作映画等を通じた魅力ある日本文化・芸術の発信	44 億円
日本文化の魅力創出・発信 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業 日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業 文化遺産・観光コンテンツバンク構想の推進事業	14 億円
文化財を活用した文化観光の推進による地方創生 全国各地の魅力的な文化財活用推進事業 高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業 新たなインパウンド創出に向けた国有美術品の総合活用推進事業 文化財多言語解説整備事業	26 億円

（単位未満四捨五入）

出典：文化庁「令和 7 年度文化資源を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージ」⁶⁾

他省庁の文化関係予算

文化庁以外の省庁においても、文化に関わる施策が実施されている。近年、政策領域としての文化は拡大する傾向にあり、その社会的・経済的意義に対する期待が高まる中で、他省庁における文化関連施策も拡充してきている。しかしながら、文化をどこまでの範囲として捉えるかは一義的に定めがたく、他省庁における文化関係予算を明確に切り出すことは容易ではない。諸外国においては、文化関連予算が制度的に整理され、一定の範囲として提示されている例がみられる⁷⁾。一方、日本では政府全体として文化関連予算を一元的に算出・公表する形態

5) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/dai25/siryou.pdf>

6) https://www.bunka.go.jp/seisaku/shokubunka_suishin/pdf/94196101_01.pdf

7) 例えば韓国は中央政府予算が 16 分野に区分されており、そのうち「文化及び観光」分野の予算が明示されている。フランスは文化省の統計調査部門が他省庁の文化関係予算を算出している。詳細は各国の章を参照されたい。

はとられていない。

以下では、コンテンツ振興、障害者による文化芸術活動の推進、食文化、国際文化交流・海外広報など、文化の創造・継承・発信に関与していると位置づけられる主な事業について、その概要および予算規模を整理する⁸⁾。

(1) コンテンツ振興

基幹産業として期待が高まっているコンテンツ振興の施策は、創作支援、人材育成、流通・海外展開など多様な領域にまたがることから、多くの省庁が連携して推進されている。日本発のコンテンツの海外市場規模を2033年までに20兆円とする目標が掲げられており、補正予算も含め、関連する財政支援は拡大傾向にある。

文化庁では、クリエイター等支援事業、文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業、海賊版対策、デジタルアーカイブ等に関する事業を行っている。以下に、文化庁以外で実施されている主な事業を省庁ごとに示す⁹⁾。

・内閣府

「デジタルコンテンツ戦略の推進に係る調査等経費」に令和7年度予算として750万円、「高度技術を活用したコンテンツ制作におけるクリエイターへの対価還元等に関する実証調査」に令和7年度補正予算として3000万円が充てられている。

・経済産業省

経済産業省では、「コンテンツ海外展開促進事業」を実施している。これまで十分とはいえなかった日本のコンテンツ産業の海外展開を促進するため、コンテンツの流通・発信強化を実現する基盤整備を行う事業である。海賊版対策も含め、令和7年度の予算額は7.1億円である。

また、「クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）」には、令和6年度補正予算として95億円が充てられた。このうち25億円は、1-3で記述した基金に入れられ、海外展開を見越した長期制作支援に活用されている¹⁰⁾。

「コンテンツ産業成長投資支援事業」には、令和7年度補正予算として350億円が措置され、そのうち292.9億円分は、基金を活用し、複数年にわたる支援が行われる¹¹⁾。

8) 財務省、各省庁の予算資料、行政事業レビュー見える化サイト等を参照し、「芸術文化」「文化芸術」「アート」「コンテンツ」等のキーワードに着目して事業を選定している。

9) コンテンツ振興に関しては、内閣府知的財産戦略推進事務局が「クールジャパン関連予算」としてとりまとめた予算資料を参照している。このうちコンテンツ振興関係（含む、文化芸術）として整理されている、コンテンツ産業の創造・流通・海外展開を直接支援する事業をとりあげる。 https://www.cao.go.jp/cool_japan/platform/budget/000118854.pdf

10) 経済産業省令和6年度補正予算の概要 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/hosei/pdf/r6_pr.pdf

11) 経済産業省「コンテンツ産業成長投資支援事業の概要 令和7年度補正予算」令和7年12月19日 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/PDF/251219/251219_METI.pdf

・総務省

「海外展開に資する高品質コンテンツ製作促進事業」¹²⁾を通じて、高品質な放送コンテンツの製作を促進している。本事業では、日本の放送事業者、番組製作会社等に対して、先進的設備等の活用に要する経費の支援、製作に携わる人材の育成、海外展開情報の提供を行い、コンテンツの海外展開を支援している。令和6年度補正予算12億円、令和7年度予算3500万円、令和7年度補正予算8.5億円が充てられている。

コンテンツの流通促進に関する事業として、「国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開」が実施されており、国際見本市におけるコンテンツの情報発信やネットワークイベント等の実施により、海外事業者との取引機会の拡大が図られている。令和7年度予算は1.5億円である。また、「放送コンテンツの海外展開推進に向けた配信プラットフォームに関する実証事業」¹³⁾は放送コンテンツの海外展開を推進することを目的に、日本のコンテンツを集約したプラットフォームの構築を通じて、試験配信と検証を行う事業であり、令和6年度補正予算9.4億円、令和7年度予算3500万円、令和7年度補正予算10.5億円が充てられている。令和8年度から両事業は統合される予定である。

そのほか、権利面および取引支援として、「放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業」に令和7年度予算3800万円、「放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究」に3000万円が充てられている。

さらに、令和7年度補正予算で5億円が措置された「放送・配信コンテンツにおける横断的課題の解決促進事業」では、放送・配信コンテンツにおける就業環境改善・製作力強化・海外展開を加速させるため、クリエイターに対する研修・派遣プログラムを通じた企画開発・製作ノウハウ・技術スキル等の習得支援や、スキルマップ・認定制度によるスキルの可視化と共通認識の醸成に取り組む。

・外務省

外務省所管の独立行政法人である国際交流基金は、文化芸術に関するレクチャー・公演・展示・上映等の海外展開を担っている。令和7年度の運営交付金は総額117億円である。このうち文化関連事業に係る予算の内訳を明確にすることは容易ではないため、参考値として総額を示した。

なお、外務省では、サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルス の3都市において「ジャパン・ハウス」を運営し、文化芸術、科学技術、自然など日本の多様な魅力を発信している。コンテンツ振興への直接的な支援ではないものの、幅広い日本文化の発信を行い、文化外交の実施機関として位置付けられる。

「ジャパン・ハウス」運営関連経費の令和7年度予算は43.7億円である。文化関連事業に係る予算の内訳を明確に区分することは困難であるため、総額を示す。

12) 令和7年度補正から高品質な放送・配信コンテンツの製作促進事業

13) 令和7年度補正から放送・配信コンテンツの海外流通推進事業

・独立行政法人日本貿易振興機構事業

経済産業省所管の独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）は、日本の貿易・投資の促進を目的として、関連事業を総合的に実施している。ジェトロの事業は、コンテンツの創作・振興に対する直接的な支援を行うものではないが、農林水産物・食品、ファッション・繊維、デザイン（日用品）分野に加え、コンテンツ分野における海外展開を担っている点で、コンテンツの発信および海外市場開拓において重要な役割を果たしている。

令和7年度の運営交付金は263億円である。文化関連事業に係る予算の内訳を明確に区分することは困難であるため、総額として示した。

コンテンツ海外展開に関する拠点として、ロサンゼルス、サンパウロ、ソウル、上海、バンコク、ニューデリー、パリに拠点を置き、情報収集・情報提供、相談対応、プロモーション支援、ネットワーク構築およびマッチング支援等を行っている。

(2) 原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業

原子力被災地域の復興を目的として、復興庁に一括計上された東日本大震災復興特別会計のうち、経済産業省の事業として「原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業」が実施されている¹⁴⁾。本事業は、映像・芸術文化を通じた魅力あるまちづくりを推進することを目的とするものであり、令和7年度予算は3.2億円である。

本事業では、芸術家による滞在制作支援や学生による創作活動支援、アートを活用した関係人口創出に向けた取組への支援、さらにクリエイター等の持続的な関与を促すための実証・発信等の施策が実施されている。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進

障害者による文化芸術活動の推進に関しては、厚生労働省と文化庁が共同で法律の制定、計画策定を進めてきた。平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立し、令和5年3月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されている。

文化庁においては、文化芸術団体等が実施する障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的・試行的な取組を支援している。

厚生労働省では、「障害者芸術文化活動普及支援事業」を実施しており、全国、ブロック、都道府県のレベルで「障害者芸術文化活動支援センター」、「障害者芸術文化活動広域支援センター」、「連携事務局」等の支援拠点を設置している。これらの拠点では、相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり、文化芸術活動に参加する機会の創出、情報収集・発信等を行っている。令和7年度の予算は3.7億円である^{15), 16)}。

14) 経済産業省では、本事業を組織的に推進するため、2023年6月に「福島芸術文化推進室」を新たに設置した。

15) 厚生労働省「令和7年度 障害保健福祉部予算案の概要」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001512596.pdf>

16) この他、平成13年に厚生労働省（当時は厚生省）が設置した、国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）では、国際交流・国際協力事業、障害者の芸術・文化の発信事業等が行われており、それらの事業の委託に約2億円が充てられている。

(4) 食文化の保護・継承

平成 25 年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、平成 29 年に文化芸術基本法の中で食文化の振興を図ることが明記された。文化庁では、『食文化あふれる国・日本』プロジェクトとして調査研究、「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業、食文化機運醸成事業等を実施している。

農林水産省においても、第 4 次食育推進基本計画で「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」を令和 7 年度に 55% 以上にする目標を掲げており、食文化の保護・継承に取り組んでいる。「持続可能な地域の食文化の継承支援事業」では、和食文化の次世代に育成する人材を育成するとともに、伝統的な食のデータベース化を進めることで、和食文化の持続的な保護・継承を図っている。令和 7 年度予算は約 600 万円である¹⁷⁾。

(5) 国際文化交流、海外広報

外務省が実施する「海外における文化事業等」は、日本の文化を海外に紹介すること等を通じ、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図り、外交上の利益に資することを目的に、日本文化紹介事業や、外交上節目の機会における大型文化事業を実施している。令和 7 年度予算は 3.5 億円であり、令和 7 年度補正予算として 2.7 億円が計上されている。

また、外務省所管の独立行政法人である国際交流基金は、文化芸術の海外発信や国際共同制作、アーティストや文化関係者の人的交流等を通じて、国際文化交流に関する多様な事業を実施している。これらの取組は、(1) コンテンツ振興で取り上げた事業領域とも一部重なるが、コンテンツ振興にとどまらず、文化芸術を基盤とした中長期的な国際関係の構築を担う点に特徴があるため、再掲する。

以上に述べてきた他省庁の主な文化関係予算（令和 7 年度当初予算及び令和 6 年度、令和 7 年度補正予算）を図表 7 にまとめる。

地方公共団体の文化関係予算

文化庁では、地方における文化行政の実態把握調査を継続実施している。最新の調査¹⁸⁾によると、令和 5 年度における地方公共団体の文化関係経費は、都道府県で 1,152 億円、市町村で 4,040 億円、合計で 5,191 億円である。文化関係経費は、「芸術文化経費」と「文化財保護経費」からなり、「芸術文化経費」には芸術文化事業費、文化施設経費、文化施設建設費が含まれる。

地方公共団体の文化関係予算総額は、平成 5 年には約 9500 億円にのぼっていたが、平成 19

17) 農林水産省予算資料「食育の推進と食文化の保護・継承」 https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7kettei_pr30.pdf

18) 文化庁『令和 6 年度地方における文化行政及び令和 5 年度文化関係経費の状況について』令和 7 年 5 月
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chiho_bunkagyosei/pdf/94241801_01.pdf

図表7 文化庁以外の省庁の主な文化関係予算

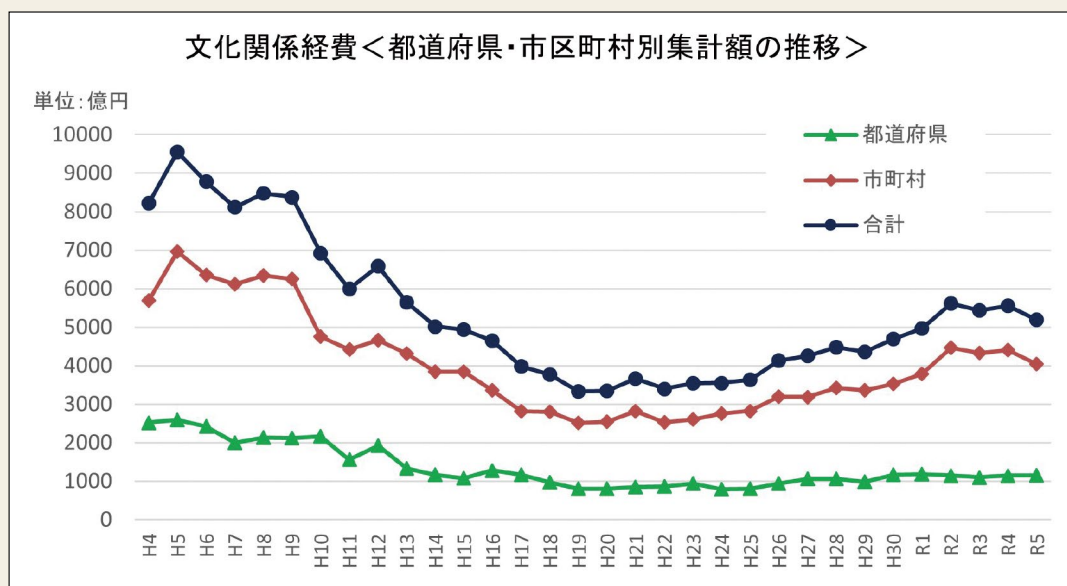
(単位：千円)

分野	省庁	事業名	令和6年度 補正予算	令和7年度 当初予算	令和7年度 補正予算
コンテンツ振興	内閣府	デジタルコンテンツ戦略の推進に係る調査等経費		7,500	
		高度技術を活用したコンテンツ制作におけるクリエイターへの対価還元等に関する実証調査			30,000
	経済産業省	コンテンツ海外展開促進事業（海賊版対策も含む）		705,000	
		クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）	9,500,000		
		コンテンツ産業成長投資支援事業			35,020,000
	経済産業省 （日本貿易振興機構）	日本貿易振興機構運営費交付金		26,320,724 の内数	
	総務省	海外展開に資する高品質コンテンツ製作促進事業	1,184,043	34,602	847,000
		国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開		151,398	
		放送コンテンツの海外展開推進に向けた配信プラットフォームに関する実証事業	944,000	35,000	1,053,941
		放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業	42,177	37,753	43,151
		放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究	100,052	29,971	120,040
		放送・配信コンテンツにおける横断的課題の解決促進事業			499,742
	外務省	「ジャパン・ハウス」運営関連経費		4,370,358 の内数	
	外務省（国際 交流基金）	文化芸術に関するレクチャー・公演・展示・上映等の海外展開（国際交流基金運営交付金）	1,342,450 の内数	11,738,398 の内数	1,638,545 の内数
原子力被災地域における芸術文化支援事業	復興庁、経済産業省	《東日本大震災復興特別会計による事業》 原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業		316,000	
障害者文化芸術活動推進	厚生労働省	障害者文化芸術活動普及支援事業		300,087	
食文化の保護・継承	農林水産省	持続可能な地域の食文化の継承支援事業		5,757	
国際文化交流・海外広報	外務省（国際 交流基金）	海外における文化事業等		350,508	273,989
		国際交流基金における文化芸術交流（国際交流基金運営交付金（再掲））	1,342,450 の内数	11,738,398 の内数	1,638,545 の内数

出典：財務省、各省庁の予算資料、行政事業レビュー見える化サイトより作成

～20年ごろにはその3分の1程度となる約3300億円まで減少した。その後は微増傾向にあり、近年では約5000億円前後で推移している（図表8）。

図表 8 文化関係経費 都道府県・市町村別集計額の推移（平成 4 年～令和 5 年）



出典：文化庁『令和 6 年度地方における文化行政及び令和 5 年度文化関係経費の状況について』p.38 をもとに作成

第 2 章 重点調査項目

公益的役割を持った文化施設への資金循環、文化観光、事業評価等

1.1 公益的な役割を持つ文化施設の現状

文化庁では、令和 6 年度より、文化審議会博物館部会を文化施設部会に改組し、博物館に加えて劇場・音楽堂等を含む公益的文化施設全体を対象とした機能強化の検討を進めている。文化施設部会の下には、博物館ワーキンググループおよび劇場・音楽堂等ワーキンググループが設置され、施設種別ごとの課題整理とあわせて、文化施設全般に共通する論点について議論が行われている¹⁹⁾。

文化施設部会における議論では、現在の公益的文化施設が直面している課題や、近年新たに求められるようになった役割が整理されている。その中で、将来に向けて文化施設が持続的に活動していくためには、従来の枠組みにとどまらない資金循環を生み出し、収入構造の多角化を図ること、あわせて文化施設の公共的価値に関する認識を社会全体で共有することの重要性が指摘されている。

公立の博物館、美術館、劇場、音楽堂等の多くは、1970 年代から 1990 年代にかけて設置さ

19) 文化庁 文化施設部会 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_shisetsu/

れ、展示や鑑賞、貸館等の機能を通じて、各地域における文化拠点としての役割を果たしてきた。一方で、近年は地方財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、施設の運営経費や老朽化した施設の更新投資を安定的に確保することが難しくなっている。また、人口減少・少子高齢化の進行により、利用者人口の減少や年齢構成の変化が見られ、施設の利用状況や事業展開に影響を及ぼしている。

調査研究、人材育成、資料の保存・修復といった活動は、文化施設の中核的機能であり、継続的な資金の確保が必要であるが、成果が可視化されにくく、地方財政を取り巻く環境の変化の影響を受け、厳しい状況に置かれている。また、専門人材の不足も長年指摘されてきた課題である。このような現状の中、文化施設の公益的役割をどのように持続的に支えていくかは、重要な検討課題となっている。

1.2 文化施設に求められる新たな役割

一方、社会情勢の変化を背景として、公益的文化施設に求められる役割やその位置づけは、近年拡張しつつある。国内の制度的な動きとしては、2022年の博物館法改正により、博物館は文化芸術基本法に基づき、また地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力向上に取り組むことを努力義務とする旨が定められた。また、国際的な動向として、ICOM（国際博物館会議）による博物館定義の更新が行われ、研究、収集、保存、解釈、展示といった従来の機能に加え、「包摂性」「多様性」「持続可能性」「コミュニティの参加」などの役割が盛り込まれた。

劇場・音楽堂に関しても、2012年の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」施行から10年以上が経過し、文化芸術へのアクセスと社会包摂、バリアフリー化の進展、地方創生や地域課題解決、経営基盤の強化等の社会的要請を踏まえた指針の検討が求められている。

このように、文化施設は従来の展示・鑑賞機能にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等と連動しながら、社会に開かれた存在として、地域の発展や社会課題解決の役割を担うことへの期待が高まっている。

1.3 資金循環と収入構造の多角化の必要性

文化施設の運営を支える資金構造についても、見直しの必要性が指摘されている。文化施設部会および関連ワーキンググループでは、公益的役割を前提としつつも、従来の公的財源のみに依存した運営には限界があるとの認識が共有されている。また、文化経済部会アート振興ワーキンググループ報告書においても、アートの持続的な発展を支えるシステムの中心として美術館の役割やあり方の再構築を促すことを目的に、「我が国における理想の美術館像について」²⁰⁾が取りまとめられた。そこにおいても、公益的文化施設が持続的に活動していくためには、収入構造の多角化と公的支援との適切な組み合わせが重要であるとの考え方が示されてお

20) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/art_working/04/pdf/94209001_01.pdf

り、文化施設部会における議論と方向性を共有している。

同報告書では、入館料や寄附の増進とともに、従来以上の多様な収入源を開拓する必要があるとしており、収入源の例としてはメンバーシップ制度・サポーター制度やミュージアム・ショップ、オンラインショップ、施設貸し出し（ユニークベニュー）、テナント収入などの収益確保のほか、国際展開の一環として、海外の美術館などとの提携に基づく技術・情報提供料のような収入開拓の方向性が示されている。

また、2020年には文化観光推進法が施行され、文化を起点として観光や地域活性化につなげ、その成果が再び文化の振興に還元される好循環の形成が目指されている。同法において文化観光は文化資源の閲覧、体験、その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光と定義されており、文化施設は、文化の価値を社会に伝え、来訪者との接点を生み出す拠点と位置付けられる。文化観光の推進を通じて生み出される成果を、再び文化施設の活動に還元していくという循環の構築は、資金循環の議論とも接続する。

1.4 文化施設の公共的価値と評価のあり方

文化施設に求められる役割は観光との接続だけではない。現代の社会的な課題への対応は、文化施設に求められる重要な役割である。近年、「文化的コモンズ」を形成する主体としての文化施設の役割が注目されている。一般財団法人地域創造が2014年に出した報告書において、「文化的コモンズ」とは地域の誰もが自由に参加できる文化的な営みの総体であり、文化にかかわる様々な施設や組織が関わり合うことで形成されるものとし、公立文化施設がその基盤としての役割を担うことを提唱している。地域に開かれた場として連携・協働を推進するプラットフォームとなることが、公益的文化施設の社会的価値の一つとして位置づけられつつある。

また、文化芸術が人々のウェルビーイングの向上に資するという観点から、心身の健康や生活の質に関わる側面にも注目が集まっている。文化芸術に触れる機会の提供や、安心して過ごすことのできる場の存在が、個人のウェルビーイングや地域社会のつながりの形成に寄与する可能性がある点については、近年の社会的関心の高まりとともに、新たに重視される機能として整理されている。

このように、公益的文化施設が担う社会的価値は、教育的・文化的価値に加え、交流、包摂、ウェルビーイングといった多面的な要素を含むものとなっている。一方で、これらの価値は従来の指標によって必ずしも十分に可視化されておらず、その評価の在り方は理論的にも実践的にも発展途上にある。評価は、当該施設が社会においてどのような公共的価値を創出しているのかを共有する基盤としても重要であり、寄附や協賛、協働等を含む多様な資源の循環を促す条件ともなる。その意味においても、来場者数、経済効果等の数値指標だけではない、公共的意義や社会的インパクトを評価する手法の開発と実践が求められている。

1.5 文化施設における社会的インパクト評価の事例

文化施設の評価の在り方については、1990年代後半以降の行政改革の流れや、2003年の地

方自治法改正に伴う指定管理者制度の導入などを背景として、2000年代初頭より政策的な議論の対象となってきた。とりわけ、入場者・入館者数や稼働率といった定量的指標のみでは把握しにくい文化施設の価値を、いかに評価するかという点については、長年にわたり議論が重ねられてきた。しかしながら、現在に至るまで、文化施設の多様な価値を十分に捉える評価手法が体系的に確立されているとは言い難い状況にある。一方で、個別の取組として、文化施設の社会的価値を可視化しようとする試みも実践されてきている。

公益的文化施設の社会的価値を可視化する取組の一例として、可児市文化創造センター（アーラ）の事例が挙げられる。同施設は、社会包摂型のコミュニティ・プログラムを先駆的に展開してきた劇場であり、近隣の高等学校で実施した演劇表現ワークショップを対象として、社会的インパクト評価に取り組んだ事例が紹介されている（公益社団法人日本劇団協議会、2017, p.51）。

この評価事業は、事業の社会的価値を明示することにより、意義や効果を明確にし説明責任を果たすことを目的に行われた。事業によってもたらされた変化を貨幣価値に換算する SROI（Social Return on Investment）の手法が用いられている。ロジックモデルを作成し、事業によって生じた変化についてステークホルダーへのアンケートおよびヒアリング調査に基づき検証を行った上で、測定可能な最終アウトカムを貨幣価値に換算した。その結果、投入された人材や資金といったインプットを上回る成果が生み出されていることが、数値として可視化された。

この評価は、行政や議会に対する説明や理解促進の観点から有効であったことに加え、評価に取り組むこと自体が、関係者間で活動の目的や意義を共有し、事業を次の段階へと発展させるための契機となったことが指摘されている（文化庁×九州大学チーム、2021, p.207）。

公益的な価値を含む施設や事業の評価の在り方については、現在も模索段階にあるが、近年、文化施設の現場と研究者が協働して評価に取り組む動きが進みつつある。一方で、評価に要する時間やコストには制約があり、評価を専門とする研究者等と継続的に協働できる関係を有していない文化施設や事業現場が多いことも指摘されている。このため、評価に関する取組事例を共有するとともに、文化事業に携わる実践者や評価に携わる研究者等が情報交換を行うことのできる環境の整備が重要である。

文化の多様な価値を評価することは容易ではないが、こうした取組が進むことで、その価値が社会全体に共有され、文化の価値に対する理解の醸成につながることが期待される。

コンテンツ産業振興策

2.1 コンテンツ産業振興に関する近年の動向

2023年4月、経団連は提言「Entertainment Contents 2023 – Last chance to change –」²¹⁾を公

21) <https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/027.html>

表し、エンターテインメント・コンテンツについて、国のソフトパワーの源泉であると同時に、創造性とデジタル技術を基盤とする時代において高い成長可能性を有する産業分野であるとの認識を示した。あわせて、クリエイターを中心に据えた環境整備や、挑戦を後押しする制度設計、グローバルな活躍を支援する取組の重要性が指摘された。

こうした経済界からの問題提起も背景に、政府における検討は加速した。2023年11月以降、内閣府知的財産戦略本部の下に構想委員会が設置され、「知的財産推進計画 2024」および「新たなクールジャパン戦略」の策定に向けた議論が進められた。

また、これと並行して、2024年4月17日に開催された第26回新しい資本主義実現会議においては、「官民連携によるコンテンツ産業活性化戦略」が議題として取り上げられ、コンテンツ産業の成長に向けた官民連携の在り方に加え、実演家の労働環境や契約関係の適正化といった課題についても議論が行われた。

これらの検討を踏まえ、2024年6月4日、「新たなクールジャパン戦略」および「知的財産推進計画 2024～イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築と「新たなクールジャパン戦略」の推進に向けて～」が公表された。「新たなクールジャパン戦略」では、コンテンツ産業について、輸出額等の海外展開において鉄鋼産業に匹敵し、半導体産業に迫る規模の4.7兆円産業であると整理した上で、外貨獲得に資する基幹産業であると明示している。また、同戦略においてコンテンツ産業は、日本のソフトパワーを海外に発信するクールジャパン政策の中核分野として位置づけられている。加えて、コンテンツ産業に関する目標値として、2022年時点で約4.7兆円とされた日本のコンテンツの海外市場規模を、2028年までに10兆円、2033年までに20兆円規模に拡大することが示された。

これらの戦略を実行するための体制整備として、2024年9月9日には、関係府省等およびコンテンツ関係者（クリエイター、関係業界等）から構成されるコンテンツ産業官民協議会が設置された。

2.2 コンテンツの定義、範囲

日本において「コンテンツ」という用語は、2000年代以降主として知的財産政策の文脈で用いられてきた。2002年に知的財産基本法が制定され、これを受けて2004年には「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（以下、コンテンツ促進法）」が制定された。同法では、コンテンツを次のように定義している。

映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう（第2条1項）

一方、文化政策の側では、2001年に成立した文化芸術振興基本法（2017年文化芸術基本法に改正）において、第8条「芸術の振興」で文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術を、第9条「メディア芸術」において映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術を文化芸術の一分野として位置づけ、振興の対象としてきた。文化芸術基本法に基づく文化芸術の範囲は、コンテンツ促進法におけるコンテンツの定義と必ずしも一致するものではないが、映画、音楽、漫画、アニメーション等を中心として、相当部分で重なり合っていると整理することができる。

また、2010年代以降は、地域の自然、歴史、文化、伝統といった文化資源を、観光や地域振興と結びつけて活用する視点が政策上重視されるようになり、文化芸術の振興に関する基本方針の第3次（2011年閣議決定）、第4次（2015年閣議決定）においても、文化資源の活用による地域振興や観光振興が重点的な施策となってきた。

これらの地域に根ざした文化芸術資源は、当初、コンテンツ産業振興の文脈で整理されてきたものではない。しかし近年では、「新たなクールジャパン戦略」に代表される政府の政策において、歴史・文化が日本各地の独自の価値を伝える重要な資源として捉えられ、インバウンド誘致を目的とした「観光コンテンツ」の一部として位置づけられている。従来は文化政策や地域振興政策の枠組みで扱われてきた文化資源と、コンテンツ産業政策との接点が拡大している。

2.3 コンテンツ産業振興における文化庁の位置づけと施策

コンテンツ産業振興政策は政府全体の成長戦略の一環として推進される中で、文化庁は、創造活動の基盤整備や、コンテンツ産業を支える人材育成、著作権制度を通じたクリエイターの権利保護・対価還元といった役割を担っている。特に、コンテンツの海外展開やデジタル化への対応、デジタル配信や生成AIの普及を背景とした権利処理、契約関係の適正化、海賊版対策等は文化庁の重要な役割である²²⁾。

人材の育成、創造活動および海外発信支援に関しては、第1章1-3でも触れた「文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター支援基金）」が、近年の主要な取組として挙げられる。同基金では、複数年度にわたる支援を通じて、卓越した若手クリエイターの海外展開支援、制作・発信の現場を支える中核的専門人材の育成、翻訳等を含む制作支援人材の確保、国際芸術祭・見本市等における日本のコンテンツ文化の発信などが対象とされている。

さらに、マンガやアニメーション等の中間生成物を含む資料の体系的な収集・保存・活用を目的として、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の構想が進められている。同構想では、全国の関係機関とのネットワーク化を通じて資料所在情報を一元的に把握し、研究、教育、展示、国際発信に活用する拠点機能の整備が想定されている。

このように、文化庁のコンテンツ関連施策は、創造活動の基盤整備、海外発信の制度設計、

22) 「文化庁におけるコンテンツ・クリエイター関連施策」文化庁（2026年1月26日）を参照
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/sangyokanmin/dai1/shiryo4.pdf>

著作権制度等を通じ、コンテンツを生み出す創造活動が継続的に行われ、その成果が社会・経済へと循環するための基盤を整備することを主眼として展開されている。

—— 第3章 おわりに ——

文化政策には、文化芸術を振興・保護するという従来の役割に加え、その価値を高め、広く社会に発信し、社会・経済との関係の中で動的な循環を生み出していくという、より広い視点が求められている。

文化芸術を持続的な発展へとつなげていくためには、基幹産業として政府全体が推進するコンテンツ産業振興の流れの中においても、創造活動の基盤を形成する役割が重要となる。その点で文化庁には、コンテンツの創造に関わる人材の育成や環境整備、労働環境を含む制度的基盤の整備を担う役割が期待されている。コンテンツの創造・発信を持続的に支えていくためには、それを可能にする活動基盤に着目した視点が、今後一層重要になると考えられる。

また、文化施設を取り巻く環境は、人口構造の変化や地域社会のあり方の変容、デジタル技術の進展などにより、大きく変化している。人口減少の進行や財政の制約、施設更新や人材確保に関する課題が指摘される一方で、新たな役割も期待されており、公益的文化施設には、文化の保存・継承という基盤的役割を維持しつつ、社会との関係性の中で新たな価値を創出していくことが求められている。ウェルビーイングや包摂、地域のつながりといった多様な価値との関係の中で文化芸術の意義を捉え直し、その価値を可視化し共有していくことが重要となる。そのための評価手法の開発と知見の蓄積はいまだ十分とはいえず、今後の課題である。こうした取組を通じて文化芸術の価値が社会全体で共有され、その成果が文化活動の持続的な発展へとつながっていくことが望まれる。

●＜参考文献・URL＞

一般財団法人地域創造「地域における文化・芸術活動を担う人材の育成等に関する調査研究報告書 ―文化的コモンズが、新時代の地域を創造する―」2016年3月

https://www.jafra.or.jp/fs/2/4/6/3/8/_/27_1.pdf

一般社団法人日本経済団体連合会「Entertainment Contents 2023 – Last chance to change –」2023年4月11日

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/027.html>

観光立国推進閣僚会議「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（令和6年12月27日一部変更案）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/dai25/siryou.pdf>

行政事業レビュー見える化サイト <https://rssystem.go.jp/top/>

経済産業省 令和6年度補正予算の概要 2024年12月25日公表

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/hosei/pdf/r6_pr.pdf

経済産業省「コンテンツ産業成長投資支援事業の概要 令和7年度補正予算」令和7年12月19日

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/PDF/251219/251219_METI.pdf

公益社団法人日本劇団協議会「文化庁委託事業 芸術団体における社会包摂活動の調査研究」報告書、2017

厚生労働省「令和7年度 障害保健福祉部予算案の概要」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001512596.pdf>

財務省「国際観光旅客税の概要」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d12.htm

内閣府 知的財産戦略推進事務局「新たなクールジャパン戦略」令和6年6月4日

https://www.cao.go.jp/cool_japan/aratana/aratana.html

内閣府 知的財産戦略推進事務局「クールジャパン関連予算」 https://www.cao.go.jp/cool_japan/platform/budget/000118854.pdf

内閣府知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024～イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築と「新たなクールジャパン戦略」の推進に向けて～」令和6年6月4日

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>

農林水産省予算資料「食育の推進と食文化の保護・継承」 https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7kettei_pr30.pdf

文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター支援基金） <https://creator.ntj.jac.go.jp/>

文化庁×九州大学チーム『文化事業の評価ハンドブック：新たな価値を社会に開く』水曜社、2021

文化庁「令和7年度文化庁予算の概要」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/94196901_01.pdf

文化庁「令和7年度文化資源を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージ」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/shokubunka_suishin/pdf/94196101_01.pdf

文化庁「令和6年度地方における文化行政及び令和5年度文化関係経費の状況について」令和7年5月

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chiho_bunkagyosei/pdf/94241801_01.pdf

文化庁「文化庁におけるコンテンツ・クリエイター関連施策」（2026年1月26日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/sangyokanmin/dai1/shiryo4.pdf>

文化庁 文化施設部会 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_shisetsu/

文化審議会 第4期文化経済部会アート振興ワーキンググループ報告書「我が国における理想の美術館像について」令和7年3月5日 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/art_working/04/pdf/94209001_01.pdf

文化庁「文化庁におけるコンテンツ・クリエイター関連施策」（2026年1月26日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/sangyokanmin/dai1/shiryo4.pdf>

英国の文化政策

菅野 幸子

第1章 予算

英国における文化関係予算の更なる精緻化の検討

英国の場合、文化予算の精緻化を検討する際、国レベル及び地方自治体レベルにおいて文化予算として明示された資料が存在しないという2つの課題がある。第1の課題については、文化・メディア・スポーツ省（Department for Culture, Media and Sport、以下 DCMS）の予算は春季予算として発表されるが、その際、省の予算が提示されているだけであって、内訳が明記されていないため、文化予算の額が特定できない。DCMS の年報には、博物館・美術館部門への支援、文化芸術関係機関（アーツカウンシル・イングランド、以下 ACE）等への補助金、遺産部門への支援、スポーツ部門への支援、観光部門への支援などに対する当該年度の予算が内訳として明示されていることから、後述のとおり、DCMS の予算総額から文化振興を対象とした予算とは必ずしも言えない費目を除外することによって文化予算を算出している。より詳細な内訳は公にされていないため、文化予算から除外した「観光部門への支援」に含まれる可能性がある文化観光関係予算を補足できていないなど、厳密な文化予算の抽出には至っていない。また、DCMS はクリエイティブ産業も所管しているが、当該予算の費目は上記の資料の分類上記載されていないので、当該予算が文化予算に過不足なく含めることができていないか確認することが出来ない。

なお、英国では、補正予算は緊急あるいは特別に対応する必要のある際に編成される予算であり、通常の予算は一般会計の範囲内に含まれるので、コロナ禍などの緊急時を除いて、文化予算に補正予算が編成されることはほとんどない。

また、DCMS 以外の他の省庁の文化関連予算については、原則として DCMS の予算に統合されていることになっているため、他の省庁の予算に計上されることは通常想定されていない。これは、1992 年に DCMS の前身である国民文化遺産省（Department of National Heritage）が創設された背景に関連しており、従前、文化的責務及び予算については、芸術及びスポーツは教育省、映画は貿易・産業省、放送は内務省、観光は雇用省等が個別に所管していた

のを国民文化遺産省に一元的に統合したという歴史的経緯があるため、他の省庁に重複して文化関連予算が含まれることはないという前提がある¹⁾。

第2の課題である地方自治体の文化予算についても、公表されている資料だけでは金額が特定できないという課題がある。地方自治体は、図書館・美術館・博物館・文化遺産といった文化施設の管理運営、文化事業への助成などをまとめて文化サービスとして予算を確保している。地方自治体を所管している住宅・コミュニティ・地方自治体省（Ministry of Housing, Communities and Local Government）が、地方自治体の予算を毎年発表しているのだが、環境及び都市計画と文化サービスの予算とを合算した額しか発表していないため、文化サービス予算のみを特定することが難しい。他方、地方自治体協会（Local Government Association、以下 LGA）も地方自治体の文化予算を調査しているが、文化とレジャーを合わせた金額を公表しているため、文化予算を特定することが難しい²⁾。

従って、英国において文化予算をさらに精緻化していくためには、上記の2点の課題を考慮した上で、さらに検証を深めていく必要がある。そして、この前提を踏まえた上で、以下に英国の文化予算について記述する。

2025 年度の文化予算

2024 年7月の総選挙によって、労働党が圧勝し、保守党からの政権交代が実現したものの、政権のかじ取りはなかなか厳しく、ヨーロッパ諸国と同様に英国においても難民や移民が急増し、ナイジェル・ファラージ（Nigel Farage）が率いる右派のリフォーム UK が台頭しつつあり、政治的にも社会的にも、そして経済的にも不安定な状況が続いている³⁾。

このような状況において、2025 年11月26日に来年度の予算案となる秋季予算案が発表されたが⁴⁾、レイチェル・リーヴス（Rachel Reeves）財務大臣は、福祉や年金対策を重点政策とし、さらに「普通の人々に少しだけ多く負担してもらおう」と発言し、2029-30 年度より 260 億ポンド（約 5 兆 3000 億円）の増税が提案され、対抗政党などからは大きな反発がおきている⁵⁾。この発表の中では、文化セクターやクリエイティブ産業に関してはほとんど言及がなかったと報道されており、文化セクターからは失望の声があがっている⁶⁾。

コロナ禍、ウクライナとロシア間での紛争など社会不安が続き、エネルギー供給も不安定でインフレ率も高く、英国経済は芳しくない現況にあって、DCMS が公表したデータをもとに

1) 菅野幸子『第2章英国』『平成 29 年度 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書』文化庁地域文化創生本部事務局総括・政策研究グループ、2018 年、p.25。

2) なお、ACE 及びブライトン&ホヴ・ミュージアム関係者にも地方自治体の予算がどのように把握されているのかについて聞いたのだが、両者ともわからないとの回答であったことを記載しておく。

3) 英国は、現在、イングランド、スコットランド、北アイルランド、ウェールズの4か国が地方分権により、独自の文化政策を行っているが、本稿では、英国で最も大きな主権であるイングランドを取り上げる。

4) <<https://www.gov.uk/government/publications/budget-2025-document/budget-2025.html>>（2025 年 11 月 28 日閲覧）。

5) <<https://www.bbc.com/japanese/articles/cp8939yx4y1o>>（2025 年 11 月 28 日閲覧）。

6) <<https://www.artsprofessional.co.uk/news/culture-sector-responds-to-snob-in-damp-squib-autumn-budget>>（2025 年 11 月 28 日閲覧）。

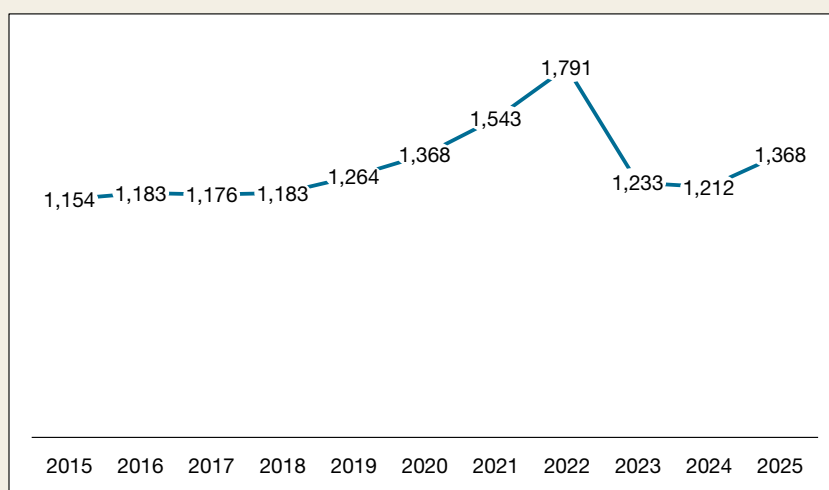
算出すると 2025 年度の予算案における文化予算は約 13 億 6800 万ポンド（約 2781 億 1440 万円）⁷⁾となる。

なお、英国の 2025 年度の国家予算は 1 兆 3472 億ポンド（約 273 兆 885 億 6 千万円）⁸⁾であり、文化予算は国家予算の 0.1% に当たる。また、一人当たりの予算は 19.75 ポンド（約 4,015 円）⁹⁾である。図表 1 にある通り、昨年度の文化予算 12 億 1200 万ポンド（約 2463 億 9960 万円）と比較するならば 1 億 5600 万ポンド増加しているの、増加の傾向にあると言えよう。しかしながら、上述の通り、現在の英国の経済状況を勘案するならば、実質的な増加は額面通りではないと推察される。さらに、2028 年度までに DCMS の予算を含め全省庁の予算は、一律 1.4% 削減される予定となっており、文化セクターにとってもさらなる緊縮財政が続き、将来の見通しは決して明るくはない。

なお、上記の文化予算には、文化観光に関する予算は含まれていないが、前述の通り、DCMS は観光セクターも所管しており、参考までだが、2024 年度の観光セクターに関する予

図表 1 文化予算の経年変化（2015 年度～ 2025 年度）

（単位：百万ポンド）



出典：2015 年度から 2025 年度までの DCMS の年報をもとに筆者作成¹⁰⁾。

7) Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report & Accounts for the Year Ended 31 March 2025*, Department for Culture, Media and Sport, 2025, p. 217.

DCMS の年報には、前述の通り、2025 年度の予算案と内訳が掲載されており、その数字をもとに算出している。なお、この金額には、同省が所管しているスポーツ、観光、放送・メディア、ギャンブルに関する予算は含まれていない。DCMS の年報において観光の予算は特定できるものの、文化観光の予算は特定できないことから含めていない。放送・メディアに関する予算も、BBC は、NHK World Japan や米国の Voice of America のような対外向けの文化的なコンテンツがある訳ではなく、報道が主軸となっていることから含めていない。

円換算は、関税定率法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める外国為替相場（適用期間：令和 7 年 11 月 23 日から令和 7 年 11 月 29 日まで）をもとに換算。1 ポンド = 203.30 円。

8) HM Treasury, *Spring Statement 2025*, HM Treasury, 2025, p.41.

9) 英国の国家統計局が集計し、発表している公式な数字は、2024 年度現在の人口で 69,281,400 人である。<<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates>>（2025 年 11 月 6 日閲覧）。

10) Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2015*, Department for Culture, Media and Sport, 2015, pp. 211-212.

Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2016*, Department for Culture, Media and Sport, 2016, p. 232.

算は4200万ポンド（約85億3860万円）となっている。

現在の文化政策の動向

前述の社会的状況において、現労働党政権のDCMS大臣リサ・ナンディ（Lisa Nandy）は、1964年、当時のハロルド・ウィルソン（Harold Wilson）首相が率いる労働党政権において英国政治史上初の文化大臣に任命されたジェニー・リー（Jennie Lee）の政策にしばしば言及しており¹¹⁾、全ての人々にアートを届けることを最重要視するとしている¹²⁾。そして、この政策の一環として、2025年、政府は2億7000万ポンド（約548億9100万円）の基金を拠出し、「Arts for Everywhere Fund」を立ち上げ、文化施設、ミュージアム、図書館などの建物の建設や修繕に充当すると発表した¹³⁾。

また、2025年12月16日、DCMSよりACEの活動に対する評価として、マーガレット・ホッジ男爵夫人（Baroness Margaret Hodge）によるレビューが発表され、21項目にわたる改善案が勧告された¹⁴⁾。同レビューでは、文化芸術は重要であるという前提の上で、政治からは介入されないというアームズ・レングスの原則の保持が再確認された。同レビューにおいて

Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2017*, Department for Culture, Media and Sport, 2017, p. 232.

Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2024*, Department for Culture, Media and Sport, 2024, p. 233.

Department for Culture, Media and Sport, 2025, p. 217.

Department for Digital, Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2018*, Department for Digital, Culture, Media and Sport, 2018, p. 233.

Department for Digital, Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2019*, Department for Digital, Culture, Media and Sport, 2019, p. 229.

Department for Digital, Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2020*, Department for Digital, Culture, Media and Sport, 2020, p. 213.

Department for Digital, Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2021*, Department for Digital, Culture, Media and Sport, 2021, p. 195.

Department for Digital, Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2022*, Department for Digital, Culture, Media and Sport, 2022, p. 214.

Department for Digital, Culture, Media and Sport, *Annual Report & Accounts for the Year Ended 31 March 2023*, Department for Digital, Culture, Media and Sport, 2023, p. 231.

なお、DCMSは、2017年から2023年まではデジタル分野も所管していたため、デジタル・文化・メディア・スポーツ省（Department for Digital, Culture, Media and Sport）と呼称されていた。

11) <<https://www.gov.uk/government/speeches/jennie-lee-lecture-arts-for-everyone>>（2025年11月20日閲覧）。

12) リーは、1965年、英国の文化政策史上初の文化政策に関する政策文書「芸術のための政策：最初の一步（A Policy for the Arts: First Steps）」を発表し、「すべての人のためのアート（Arts for Everyone）」を、また地方での文化振興も重視することを提言した。同政策文書は、現代の文化政策への道筋を切り開き、転換点ともなった。当時、アートはエリートたちが鑑賞するものという固定概念が行き渡っていた時代であり、アーツカウンシルの支援対象も特定の社会層のためのアートに限られていると非難されていた。他方、リーが文化大臣として就任していた1960年代後半から70年代にかけては、実験的な芸術、ポップ・カルチャー、コミュニティ・アーツ、リージョナル・アーツなど新しい表現や運動が台頭するようになり、アートの概念や価値観が大きく変化していた時代とも重なっており、リーはこうした活動に対して寛容な姿勢で知られていた政治家でもあった。<<https://www.campaignforthearts.org/news/jennie-lees-vision-for-the-arts-60-years-on/>> <<https://www.equity.org.uk/news/2025/equity-celebrates-60-years-of-jennie-lees-vision-for-the-arts>>（2025年12月19日閲覧）。

13) <<https://www.gov.uk/government/news/major-investment-to-boost-growth-and-cement-britains-place-as-cultural-powerhouse>>, <<https://www.gov.uk/government/news/85-million-to-support-arts-and-cultural-organisations-across-the-country>>（2025年11月20日閲覧）。

14) <<https://www.gov.uk/government/publications/arts-council-england-an-independent-review-by-baroness-margaret-hodge>>（2025年12月17日閲覧）。

は、日常生活における芸術や娯楽の重要性を重視した上述のリーの政策が何度も引用された上で、現在の助成申請システムや審査基準を見直して簡素化すること、舞台や美術などの国内巡回を強化し、より多くの人々に芸術を届けること、Brexit で起きた文化芸術セクターにおける不利益を改善すること、個人のアーティストを対象としたプログラムを創設することなどが勧告された。

地方公共団体の文化関係予算

英国の地方自治体における文化サービス関わる予算は、地方自治体の財政難に伴い、削減の一途となっている。前述の LGA の調査によれば、地方自治体の文化や娯楽への支出は、2010 年度は 632 億 5132 万ポンド（約 12 兆 8589 億 9315 万円）で地方自治体の全支出の 7.5% であったのが、2023 年度には、529 億 528 万ポンド（約 10 兆 7556 億 4342 万円）で全支出の 4.5% にまで割合が削減されていると報告されている¹⁵⁾。他方、急増しているのがソーシャル・ケアに対する支出で、2010 年度には 55.4% であったのが 23 年度には 66% に増額しており、英国においても高齢化の進行や医療費の負担増に伴い医療及び福祉分野の予算が膨らんでおり、そのあおりを受け文化予算が削減される状況となっている。

地方自治体の文化サービスに対する投資が減少しているため、地方自治体内の文化関連部署の統廃合が進んでおり、文化関連部署が設置されていない自治体も増えている。

このような動向において、地方自治体の文化施設関係者たちへは効率的かつ効果的な運営へのなお一層の自助努力が求められており、中央政府や ACE、民間の助成財団からの資金獲得、文化観光による入場料やグッズ販売による増収を目指して奔走している。この点については、後で取り上げるブライトン市にあるブライトン & ホヴ・ミュージアム（Brighton & Hove Museums、以下 BHM）の経営努力の事例を通じて考察する。

第 2 章 重点調査項目

公益的役割を持った文化施設の資金循環、文化観光、事業評価等

英国において、文化施設はクリエイティブ産業セクターに属し、文化観光、地域再生を加えた 3 要素が密接に関わり合って推進されている。それは、文化施設を核とした文化観光と地域再生が推進されるのが、都市再生計画の典型的な構造となっているためである。

例えば、2025 年 2 月、住宅・コミュニティ・地方自治省と DCMS は共同で、英国が文化に

15) <<https://www.local.gov.uk/topics/culture-tourism-leisure-and-sport/cultural-funding-challenges-and-opportunities>>（2025 年 11 月 20 日閲覧）。

図表 2 投資対象の文化プロジェクト一覧

文化施設 (地域)	金額 (万ポンド)	目的
ヨーク国立鉄道博物館	1,500	セントラル・ホールの新設。
テンプル・ワークス (リーズ)	1,000	公有化し、大英図書館北館を移転。
国際奴隷博物館及び海洋博物館 (リバプール)	1,000	博物館の拡張と維持。
国立詩歌センター (リーズ)	500	詩歌の中心となる本部の創設。文化と創造性の地域の中心地としてのリーズの評判を高める。
カルチュラル・ゲートウェイ (コベントリー)	500	旧 IKEA のビルを新たな文化施設や観光名所に転用。
Venue Cymru (コンウエイ)	1,000	ウェールズ芸術センターを改修し、既存の図書館と観光案内所を移転し、革新的な文化拠点を創出。
ウスターシャー・文化プロジェクト	230	スカラ座芸術会場の周囲に新たな文化および公共スペースを創出。
トランスポーター橋 (ニューポート)	500	観光名所として知られる橋の改修。
V&A ダンディー	260	観光地や訪問者の体験向上のため、スコットランド・デザイン・ギャラリーを拡張・再編。
ショアロード・スキル・センター (ベルファスト)	220	最先端のコミュニティ教育、イベント、スキル・センターとして再開発。

出典：<<https://www.gov.uk/government/news/regional-growth-to-be-boosted-by-67-million-for-culture-projects>> をもとに筆者作成 (2025 年 11 月 23 日閲覧)。

おける世界的リーダーとなるため、また、世界各国から観光客を呼び込むためには、資金が必要であるとして、各地の文化プロジェクト 10 件に対して合計 6700 万ポンド（約 136 億 2110 万円）の投資を行うと発表した¹⁶⁾。この投資でも、当該地域に新たな文化施設などを建設・拡充することにより、文化観光、地域再生、雇用創出を促進することが目指され、図表 2 にあるように文化施設や文化遺産が、文化観光、都市や地域の再生の上で重要な核となっていることが見てとれる。

こうした例は、大規模な文化施設が集中する首都グレーター・ロンドン（以下、ロンドン市）においても例外ではない。文化施設は文化観光や地域再生とも密接につながっており、多くの劇場やレストラン・カフェが集中するウエスト・エンドや数多くのミュージアムが集中するサウス・ケンジントンなどには、多くの観光客が集まってくる。しかし、コロナ禍以降、夜の街を楽しむ人口が減少してきており、ロンドンもナイト・タイム・エコノミーの復活を目指して、様々な施策に取り組んでいる。また、従来、観光客が少なかったロンドン市東部地域の開発においてもヴィクトリア&アルバート・ミュージアム（以下、V&A）やサドラーズ・ウェルズ劇場の分館などの文化施設はその中核となっている。

他方、ロンドン市を代表する文化施設である大英博物館も、国内での巡回展の開催、デジタルを活用したコレクションへのアクセスを強化している。地方での文化活動を促進することによって、当該地域の文化度や魅力、経済力を高めていくことが目指されているのであり、同時に当該地域住民に対してもロンドン市に行かなければ鑑賞できない、参加できない文化芸術に

16) <<https://www.gov.uk/government/news/regional-growth-to-be-boosted-by-67-million-for-culture-projects>> (2025 年 11 月 23 日閲覧)。

対するアクセスを広げる活動ともなっている。

このような役割を担っている文化施設だが、1980年代、当時のマーガレット・サッチャー(Margaret Thatcher)首相が公的機関や団体に対して民営化を奨励したことから、多くの公立文化施設も国からの補助金に依存するのではなく、自助努力によって資金獲得することが求められるようになったことはよく知られるところである。従って、現在、多くの公立文化施設は、政府や地方自治体からの補助金にのみ依存するのではなく、内外の財団や企業からの財政支援、個人や団体からの寄付、入場料や会員制度による収益など多彩な財源からの資金獲得に尽力している。それゆえ、英国の公立文化施設は、現在では実質的には企業体として経営されてきている現状にある。そして、公立文化施設が有している様々な専門性を資源化し、ブランド力に転換しようとしている。

しかし、この企業化において重要な要素は、公立文化施設にも国や地方自治体との関係性においてアームズ・レングスの原則が適用されており、あくまでも公立文化施設が独立して自ら意思決定できる権利を有しているということである。従って、それぞれの公立文化施設の意志決定機関である理事会(board of trustees)の役割が重要となり、経営責任を負っている。そして、理事会を構成する理事(trustee)たちは、文化芸術分野の学識者ばかりでなくビジネス・マネジメント、メディアなど多様な分野の出身者で構成される専門家たちから構成されており、まさに信任を受けて運営をも担っているのである。

そこで、以下に、ロンドン市にある国立のV&Aとブライトン市にある地方ミュージアム¹⁷⁾であるBHMといった二つの公立文化施設の経営戦略を通じて、それぞれの資金獲得とその循環、文化観光、そして事業評価などについて以下に考察する。

ヴィクトリア&アルバート・ミュージアム

2.1 設立経緯とガバナンス

V&Aは、1851年に開催されたロンドン万国博覧会を契機として、1852年、労働者階級への啓蒙と国内のデザイナーや製造業者の育成を目的として設立された。1857年より、サウス・ケンジントンを本拠地として、家具、テキスタイル、金属細工、陶磁器、ジュエリーといった装飾美術品からデザインやファッション分野に至るまで多彩なコレクションを擁している。現在、サウス・ケンジントンの本館に加え、V&A イースト(ストアハウスを含む)、ヤングV&A、V&A ダンディー、V&A ウェッジウッド・コレクションの5館から構成されている。

同館の運営に関しては、上述のように、首相から任命された館長をはじめとする18名の理事から構成される理事会が同館の運営責任と意思決定を担っている¹⁸⁾。政府との関係において

17) 英国の地方では、美術館と博物館が並置、あるいは混在した展示のある施設が多く、両者の役割を明確に区分することが難しいため、総称として「ミュージアム」を用いる。V&Aも装飾美術品を中心とするコレクションから構成されているが、「ミュージアム」を用いる。

18) <https://www.vam.ac.uk/info/trustees?srsltid=AfmBOoo_iUTillHRbZjJgqqeVZo9qgNk6yUrzCEhMli-0rmEnuQfBxV> (2025年11月23日閲覧)。

は、DCMS から補助金が交付されている国立ミュージアムであり、ACE と同様に政府外公共機関（Non-Governmental Public Body, NDPB）であり、政府との間にはアームズ・レングスの原則が保持されている。

2.2 2021 年から 2025 年までの戦略目標

V&A は、2021 年から 2025 年までの戦略目標を以下のように定めている。

- (1) 来場者数を再構築し、デジタルと実際の体験を統合しつつ、国内外の多様なオーディエンスとつながる方法を拡充すること。
- (2) コレクションへのアクセスを公共資産に変えることにより、創造的な関連性と社会的影響を拡充すること。
- (3) すべてのオーディエンスに創造的な自信を育み、創造経済の未来に向けて必要なスキルの獲得を支援すること。
- (4) より効果的、持続可能で包摂的な組織となること。
- (5) 戦略目標を支える財務上のレジリエンスを構築すること¹⁹⁾。

そこで以下の経営戦略の項で具体例を考察する。

2.3 経営戦略～V&A のブランド化

V&A は 1986 年に、商業活動を行う V&A エンタープライズ社（V&A Enterprises、以下 VAE）を設立し、同社の株を 100% 所有している。現在、V&A に勤務しているスタッフは全員、VAE の社員というステータスとなっている。また、同社は、V&A に関わる出版、製品デザイン、ライセンス、デジタル開発、動画制作など、多岐にわたる商業活動を行い、2024 年度は 80 万ポンド（約 1 億 6264 万円）の利益を上げ²⁰⁾、ギフト・エイド（Gift Aid）²¹⁾ に基づきミュージアムに寄付として還元されるが、この場合、寄付金は税軽減対象となっている。VAE の他、V&A ホールディングス株式会社（V&A Holdings Ltd）、コンサルティング業務を行う V&A Ltd、イベント業務を行う V&A Museum Events Ltd がある。

近年、同館の発展は目覚ましく、年間 3 百万人を超える来場者を迎える本館に加え、2014 年にはイングランドの窯業の中心地として有名なバーストランにウェッジウッド社のアーカイブやコレクションをもとに V&A ウェッジウッド・コレクションが開館した。同コレクションは、2014 年、ウェッジウッドの財産を守るべく、アート・ファンド（Art Fund）²²⁾ を通じてクラウド・ファンディングが実施され、コレクションが散逸せず同地に残されることとなった。その後、同コレクションの運営が V&A に委託され、誕生したミュージアムである。同コレク

19) Victoria and Albert Museum, *Victoria and Albert Museum Annual Report and Accounts 2024-25*, Victoria and Albert Museum, 2025, p.7.

20) 年度によって収益額は異なる。

21) <<https://www.gov.uk/donating-to-charity/gift-aid>> (2025 年 11 月 23 日閲覧)。

22) アート・ファンドは、優れた美術作品が英国の公共のコレクションに収められ、誰もが鑑賞できるようにするために作品を購入するための会員制の基金。現在、142,000 名が会員として登録している。<<https://www.artfund.org/>> (2025 年 11 月 28 日閲覧)。

ションに続いて、2018年にスコットランドに隈研吾設計のV&A ダンディーが開館し、2024年にダンディーの観光客を54%増加させ、当該地の魅力創出に貢献している²³⁾。2023年には、V&A ミュージアム・オブ・チャイルドフッド (Museum of Childhood) であった施設を、子ども、若者、ファミリー層を対象にヤングV&Aとして改修し、再開館させた。翌2024年には、これまで同館がリーチできなかった社会層へのリーチに成功したこともあり、前述のアート・ファンドのミュージアム・オブ・ザ・イヤー²⁴⁾を獲得するなど、来館者数も大幅に増加している。さらに、ロンドン・オリンピックの会場跡のクイーン・エリザベス・オリンピック・パークの都市再生計画にも参画し、V&A イーストの開館が2026年に予定されている。同館の開館に先立って、オリンピック開催時にメディアセンターとして活用されていたビルの一画に、2025年5月にV&A イースト・ストアハウスが開館したが、収蔵庫の中を見せるという画期的なアイディアにもとづいた施設となっており、早くも多くの観光客を呼び寄せている²⁵⁾。

こうした新しいコンセプトに満ちた施設を次々と開館させることにより、同館のこれまでの装飾美術品を中心とした展示やコレクションといった限定的な活動から、現代アート、文学、ポップ・カルチャー、ファッションまで多岐の分野にわたる幅広い活動へと転換しており、来館者層の幅も拡充しており、観光客のみならず、多様な社会層と年齢層から親しみを持たれるようになり、同館の活動の社会的効果も大きく変化している。同館の果敢な挑戦に対しては、当然のことながら賛否両論も起きているが、これからのミュージアムの在り方に一石を投じていることは間違いない。

2.4 資金獲得戦略

V&Aの積極的な経営戦略を可能とするには、当然それに見合った資金が必要となる。そこで、同館では、商業的活動を戦略的優先事項ととらえ、資金調達については、有能な専門チームを配し、積極的に資金調達を推進している。

同館の2024年度の総収入は、図表3及び図表4にあるように、1億4723万ポンド（約299億3227万円）で、その内の約42%の5624万ポンド（約114億3339万円）が政府からの補助金となっており、総収入の半分弱を占めるが、それ以外の9099万ポンド（約184億9890万円）が、同館が独自に資金獲得している金額となる。補助金の次が寄付金などによる収入となり、総収入の23%に当たる318万ポンド（約61億3559万円）であり、商業的取引による収入は16%に当たる2115万ポンド（約42億9939万円）となっている。また、世界中からやってくる来館者に対する企画展も常に話題を呼び、入場料や展示品の巡回や貸し出しなどによる収入は765万ポンド（約15億5545万円）、会員費収入は670万ポンド（約13億6272万円）で、それぞれ総収入の6%及び5%を占めており、同館にとって主要な収入源となっている。

23) Victoria and Albert Museum, p.25.

24) <<https://www.artfund.org/our-purpose/news/art-fund-museum-of-the-year-2024-announced>> (2025年11月16日閲覧)。

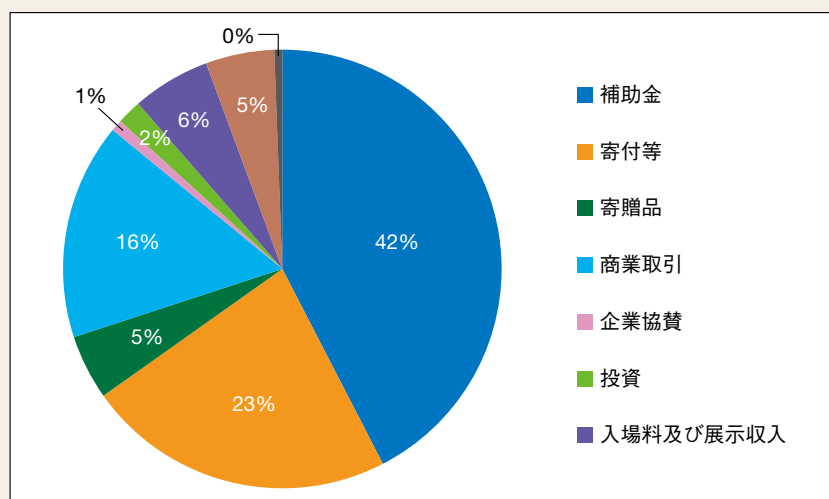
25) Victoria and Albert Museum, pp. 34-35.

図表3 V&Aの収入額（2024年度）

費 目	金額（千ポンド）
補助金	56,239
寄付等	30,179
寄贈品	6,345
商業取引	21,148
企業協賛	1,133
投資	2,391
入場料及び展示収入	7,651
会員費	6,703
非営利活動における商業取引	782
合計	147,232

出典：Victoria and Albert Museum, *Victoria and Albert Museum Annual Report and Accounts 2024-25*, Victoria and Albert Museum, 2025, p.81 をもとに筆者作成。

図表4 V&Aの収入割合（2024年度）



出典：Victoria and Albert Museum, *Victoria and Albert Museum Annual Report and Accounts 2024-25*, Victoria and Albert Museum, 2025, p.81 をもとに筆者作成。

V&A では、2025 年現在、約 10 万名の会員が登録しており²⁶⁾、一般会員の会費は年間 122 ポンド（約 2 万 5000 円）、26 才以下の場合は年間 55 ポンド（約 1 万 2000 円）である。会員は、企画展にいつでも無料で入場でき、会員専用のラウンジやレストランを利用でき、ショップでの割引といったサービスや特典がある。

また、ファッションを含む装飾美術の唯一無二のミュージアム及び研究機関としても大きな功績をあげてきた V&A ならではの強みを活かし、大規模なラーニング・センターを併設し、多彩なラーニング・プログラムを対面及びオンライン双方で提供している。このプログラムに

26) Victoria and Albert Museum, p.34.

は、子どもたちを対象としたスクール・プログラムから大学院生を対象としたアカデミックなコース、美術史入門コースといった生涯教育に至るまでの多彩な学習プログラムが提供されており、ラーニング・プログラムにおいても専門性とブランド力を活かした多彩な活動が展開されている。

この他、同館にとっては、ライセンス事業も大きな比重を占めており、室内装飾品、アパレル、ジュエリー、ギフト、ウォールアート、文房具などの多岐にわたる 85 件のライセンスを保有し、本国、ヨーロッパ、米国、アジア太平洋地域の 72 か国に流通ネットワークを展開している。日本でも人気の高いピーター・ラビットで有名なベアトリクス・ポター、ウィリアム・モリスなどのライセンスも保有している。画像ライセンスは、特にファッションと家庭用品の分野でのニーズが高い。実店舗とインターネットを通じての総小売売上高は 1390 万ポンド（約 2 億 8250 万円）となっている²⁷⁾。

以上の収入に加え、内外の数多くの財団やファンドから、作品購入、遺贈、教育プログラムなど個別のプロジェクトなどに対して支援を受けている。例えば、ラーニング部門においては、米国の助成財団であるアドビ財団（Adobe Foundation）からの助成によってアーティスト・イン・レジデンスを 2024 年から本館で開始しており²⁸⁾、これまで同館がリーチできなかった社会層の若者たちも参加できるよう、文学、ヒップホップや DJ、現代アートなど同館が従来対象としていなかった分野の表現活動も積極的に取り入れるなど活動分野も広がりをみせている。

さらに、同館のスペースを、結婚式、ファッションショー、企業のイベントやレセプション会場として貸し出しており、ユニーク・ベニューとして人気を高めており、近年注目されている商業活動となっている。

2.5 V&A における社会的インパクト評価

英国のミュージアム協会（Museums Association）は、社会的インパクトとは「博物館での活動において、博物館が前向きな変化をもたらすとともに、職員、ボランティア、参加者の間に豊かで意義のある関係を育み、関わるすべての人の生活を向上させること」と定義している²⁹⁾。

V&A においても、レビューを発行しており、毎年、同館の活動がどのように社会に貢献し影響を及ぼしているかを報告している。2024 年度のレビューでは、主要な展示やイベントの実績とともに、2023 年に開館したヤング V&A に年間 100 万人以上来館したこと、前述の通り、2024 年にアート・ファンドのミュージアム・オブ・ザ・イヤーを受賞したこととともに、これまで以上に多くの若者や家族層、そして教師たちにリーチできるようになったと報告してい

27) Victoria and Albert Museum, p.35.

28) <<https://www.adobe.com/about-adobe/creative-residency.html>>（2025 年 11 月 16 日閲覧）。

29) <<https://www.museumsassociation.org/campaigns/museums-change-lives/measuring-socially-engaged-practice/what-do-we-mean-by-social-impact/>>（2025 年 11 月 16 日閲覧）。

る。また、英国経済の6%を支え、230万人が就業しているクリエイティブ産業に対しても、V&Aはそのエコシステムを支える一部となっているとし、同館では、クリエイティブ・キャリア・フェスティバルなども開催し、ミュージアム・セクターでの就業体験の機会も提供している。また、英国社会が現在直面している様々な課題に対し、柔軟かつ強固に、応答力や創造力を持って対応できる活動を行っていくとも報告されている³⁰⁾。

ブライトン&ホーヴ・ミュージアム

3.1 設立経緯とガバナンス

BHMは、ロンドン市から80km南にある観光地としても有名なブライトン市にあるミュージアム群で、ロイヤル・パビリオン&ガーデン (Royal Pavillion & Garden)、ブライトン博物館・美術館 (Brighton Museum & Art Gallery)、ホーヴ・クリエイティビティ・ミュージアム (Hove Museum of Creativity)、プレストン・マナー&ガーデン (Preston Manor & Gardens)、ブース自然史博物館 (Booth Museum of Natural History) の5つの博物館及び美術館から構成されている。なお、BHMは、ACEのナショナル・ポートフォリオ団体でもある。

この中で、よく知られているのがロイヤル・パビリオンで、1783年、摂政皇太子だったジョージ4世が海辺の別荘として建てた離宮である。当初は小規模で簡素な建物だったのが、後に大幅に改修・増築され、インド・イスラム風の外観と中国風の内装を持つ離宮に生まれ変わった。当時、小さな漁村に過ぎなかったブライトン市は王室とつながりができ、ロンドン市からも貴族たちが社交のために訪れ、別荘などを建設するようになるとブライトン市は繁栄するようになった。その後、ロイヤル・パビリオンは市に売却され、市民に公開されるようになった。さらに、ロンドン市とブライトン市との間に鉄道が敷かれるようになると、ブライトン市は観光地として人気が高まったのである。なお、ブライトン博物館・美術館³¹⁾は、1927年、地元の名士の邸宅を活用して開館された施設で、当初より市が直接運営する公立文化施設であった。

現在、英国の地方自治体の文化サービス予算が削減されてきていることは、前述の通りだが、ブライトン市も例外ではない。以前は、BHMは市の直轄で運営されていたが、現在は、所管部署も廃止され、市には文化関連の専門家が数人いるのみという。そのため、BHMも市から独立して、2020年よりロイヤル・パビリオン&ミュージアムズ・トラスト (Royal Pavillion and Museums Trust、以下 RPMT) が立ち上げられ、運営されている。RPMT自体は保証有限責任会社³²⁾であり、V&A同様、企業化が進んでいる。現在は、RPMTの理事たち (trustees) が運営責任を負っている。BHMのCEOであるヘッドリー・スワイン (Hedley Swin)

30) Victoria and Albert Museum, p.3.

31) 前述の通り、英国の地方の場合、1つの施設に美術館・博物館の両方の要素が取り入れられている場合が多く、BHMでも文化人類学的展示と美術作品、デザインなどが並列して展示されている。

32) 会社の清算時に社員が拠出を約束した保証額まで責任を負う形態で、主に非営利団体や慈善事業に利用されている。

<<https://monolith.law/corporate/england-company-establishment>> (2025年12月22日閲覧)。

博士³³⁾によれば、BPMT に運営責任が移行したことに伴い、地方自治体の規則や制約に捉われず、独自に意思決定でき、独立性や自立性を確保できるようになったとのことだった。現在、英国の地方の公立文化施設の多くが、自治体直轄の運営ではなくなり、BHM 同様、独自の組織を設立して運営されるようになっており、自治体直轄のミュージアムは数えるほどしかないとのことである³⁴⁾。

3.2 戦略的枠組み

さて、2020 年、BHM も RPMT に運営が移行された際、今後 5 年間にわたる優先すべき戦略を策定しており、以下にその抜粋を記す。

(1) ブライトン及びホーヴの両市民のために素晴らしいミュージアム・サービスを提供すること。市民にとって関連のある展示、プログラム、イベント、オンライン・コンテンツを提供すること。この目的のため、包括的かつ公平でありながら、時には型破りで前例のない行動を取ることもありうる。そして、倫理的かつ社会的責任を持つこと。

(2) 世界的にも認知される施設となること。多くの来館者を迎え、すべてのイベントにおいて優れたコストパフォーマンスを達成し、再び訪れたいと思ってもらうよう、他の人たちにも薦めてもらえるようになること。

(3) 効率的、効果的に運営され、ダイナミックで、回復力があり、持続可能であること。

すべてのステークホルダー、特にブライトン・アンド・ホーヴ市議会の意見を傾聴すること。優秀なスタッフを育て、彼らを大切にし、多様性に富み、現代のブライトン及びホーヴに住む多様な人口構成を反映させること。

(4) 高次の優先事項として、すべての活動において卓越し、ミュージアムの実践において革新し続け、世界のミュージアムの議論に参加し、地域のミュージアム・セクターを支援すること。また、ブライトン市の国内外での地位を高めるため、国際的に卓越性した評判を得るようになること。常に他者の声に耳を傾け、相互や他者から学び、より良い組織になることを目指すこと³⁵⁾。

3.3 組織体制

上述の戦略を達成するため、現在、理事は 15 名で、職員数は 209 名（内フルタイムは 112 名）という組織体制になっている。このほか、67 名のボランティアが勤務している。来訪者サービス・スタッフ、キュレーター、保存修復士、技術者に加え、歴史的建造物管理、警備、学習・コミュニティ参加、クリエイティブ・プログラム、マーケティング、小売、イベント・機能管理、開発・資金調達、デジタル・ICT、財務、人事などの部署がある。

33) <<https://www.museumsassociation.org/museums-journal/news/2020/10/brighton-pavilion-museums-appoints-new-ceo-as-it-moves-to-trust-status/>> (2025 年 11 月 16 日閲覧)。

34) 2025 年 10 月 24 日に実施したインタビューでの発言による。

35) Royal Pavilion and Museums Trust, *Trustees' report and financial statements for the year ended 31 March 2024*, Royal Pavilion and Museums Trust, 2024, p.3.

3.4 経営戦略

RPMT は、ロイヤル・パビリオン & ミュージアムズ財団、商業活動を担うロイヤル・パビリオン & ミュージアムズ・トラスト・エンタープライズ株式会社も運営しており、V&A 同様、非営利活動と商業活動が平行して運営されている。RPMT は、カフェやショップの運営に加え、イベントの運営やライセンスなども扱っており、その収益は、年度末にトラストに対して寄付という形で還元されている。他方、ロイヤル・パビリオン & ミュージアムズ財団の役割は、前身が「友の会」であったことから、物品や美術作品の取得を通じて芸術、文化、遺産の発展に資することとなっている。

3.5 資金獲得戦略

BHM の運営を支えるため、外部助成金や寄付金を獲得する必要がある、資金獲得チーム及びマーケティング・チームが、常時内外の助成団体への助成申請や企業や個人からの寄付金の獲得に奔走している。さらに、多様な文化施設や団体と連携して共同で資金獲得するなど積極的に活動している。RPMT の収入は図表 5 にある通り、2023 年度は合計 916 万 1834 ポンド（約 18 億 6260 万円）であり、約半分にあたる 48% が寄付金及び遺産からの収入として 440 万

図表 5 RPMT の収入金額及び内訳（2023 年度）

費 目	金額（単位：ポンド）
寄付金及び遺産	4,401,150
非営利活動	3,442,720
商業活動	1,200,795
その他	117,169
合計	9,161,834

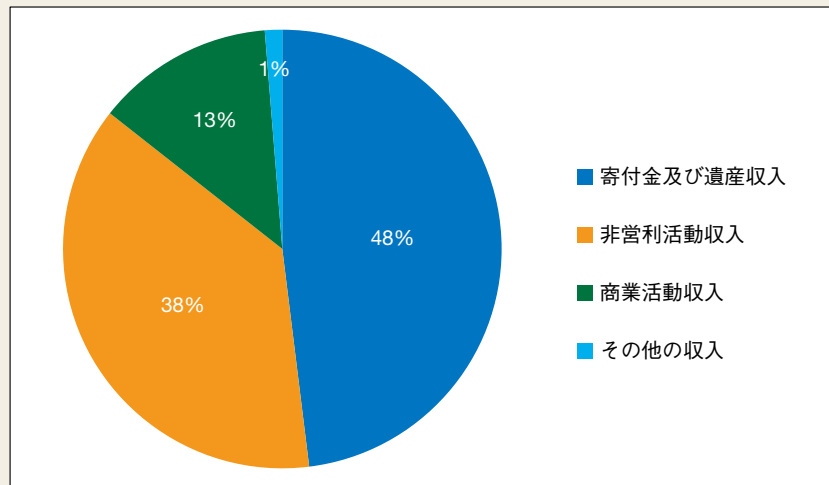
出典：Royal Pavilion and Museums Trust, *Trustees' report and financial statements for the year ended 31 March 2024*, Royal Pavilion and Museums Trust, 2024, p.24 をもとに筆者作成。

1150 ポンド（約 8 億 9480 万円）になり、市からの補助金 200 万ポンド（約 4 億 660 万円）や各種助成団体からの助成金もこの費目に含まれる。また、前述のスワイン博士の発言によれば、チケット収入、ロイヤル・パビリオンのオーディオ・ガイド収入、ショップでの売り上げ、ユニーク・ベニューとしてイベントへの貸館事業などにより 600 万ポンド（約 12 億 1980 万円）の収入があるとのことで、自助努力を高めることに尽力しているとのことだった。ユニーク・ベニューとは、意外性のある場所でのイベントを開催をすることだが、同館も結婚式、企業イベント、コンサートなどの会場として積極的に貸し出しして、年間 112 件にのぼる。この場合、ケータリングも提供しており、広報にもなることから、今後発展が見込まれる収益分野となっている。グッズ販売はインターネットを通じても販売しており、実店舗とあわせての年間 65 万ポンド（約 1 億 3200 万円）の売り上げとなっている。

3.6 文化観光との関連

ブライトン市は、観光地として有名なことは前述の通りだが、地元の小・中学校に加え、大学、語学学校などの教育関係団体も多いこともあり、BHM は、こうした教育機関の遠足や校外学習の場となっている。しかし、近年、生活費が高騰し、遠足が削減されている傾向にあり、確保が厳しい状況が続いているが、BHM は多様なニーズに柔軟に対応するなどの工夫を

図表 6 RPMT の収入割合 (2023 年度)



出 典：Royal Pavilion and Museums Trust, *Trustees' report and financial statements for the year ended 31 March 2024*, Royal Pavilion and Museums Trust, 2024, p.24 をもとに筆者作成。

重ね、訪問件数は現状を維持している。

また、近年、日帰りが多く、宿泊して当該地での飲食やお土産品などへの消費する金額が減少している。また、不安定な経済や社会ということもあり、文化観光を再生するためにブライトン市を含むサセックス州全体のビジター経済産業再生検討グループが立ち上げられ、具体的な戦略が練られている。

3.7 BHM における重要業績評価指標

BHM の事業に関する社会的インパクトについては、資料が見当たらなかったのだが、重要業績評価指標 (KPI) は図表 7 の通りである。

図表 7 重要業績評価指標リスト (2023 年度)

重要業績評価指標	目標	達成度
ロイヤル・パビリオン及びミュージアム群への来館者数	363,194 人	366,194 人
ロイヤル・パビリオン及びミュージアム群への来館者の満足度	95%	93%
ロイヤル・パビリオン及びミュージアム群での学校教育における子どもや若者たちの参加数	17,433 人	18,753 人
ロイヤル・パビリオン及びミュージアム群のウェブサイトへのアクセス数	800,000	807,310
収益	7.5 百万ポンド	7.7 百万ポンド
ロイヤル・パビリオン及びミュージアム群への住民の来場者数	50,000 人	64,390 人

出典：Royal Pavilion and Museums Trust, *Trustees' report and financial statements for the year ended 31 March 2024*, Royal Pavilion and Museums Trust, 2024, p.8 をもとに筆者作成。

コンテンツ産業振興策

英国では、日本でコンテンツ産業に該当する用語はクリエイティブ産業と呼ばれる。1997年、当時の労働党政権が21世紀の英国経済をけん引する産業としてクリエイティブ産業と定義づけたことに始まるが、広告及びマーケティング、建築、クラフト、デザイン及びファッション・デザイン、映画・テレビ・ラジオ・写真、博物館・美術館・図書館、音楽・舞台芸術・視覚芸術、出版、IT・ソフトウェア・ビデオゲームなどの分野がクリエイティブ産業に含まれる³⁶⁾。

以後、現在に至るまで、クリエイティブ産業は保守党政権及び労働党政権において、英国で最も重視される産業の一つとみなされている。こうした経緯もあり、2024年に発足した労働党政権は、2024年10月、2025年から2035年までの10年間にわたる新たな産業振興政策としてグリーン・ペーパー³⁷⁾「インベスト2035」を発表し、クリエイティブ産業も重点分野とされた。すなわち、政府としては、英国のクリエイティブ産業が国際競争力を維持しながら、主要市場へのアクセスへの確保、ツアーやコラボレーションの機会を最大化していくことを目指し、ロンドン市のみならず、英国各地での人材育成、技術力向上、知識の共有などを推進することを表明した。2025年6月、改めて「英国の近代工業化戦略（The UK's Modern Industrial Strategy）」として詳細な政策が発表された³⁸⁾。

この政策を受け、ただちに、DCMSは独自にクリエイティブ産業セクターのセクター・プラン「英国の近代工業化戦略：クリエイティブ産業セクター・プラン（The UK's Modern Industrial Strategy：Creative Industries Sector Plan）」を発表した³⁹⁾。

同プランにおいて、クリエイティブ産業セクターは他の経済セクターより1.5倍以上の生産高があり、今後もコンテンツ、レジャー、コト消費の急速な成長が見込まれるとしている。また、ソーシャル・メディア、オンライン・テレビ、モバイル・ゲーム、ポッドキャスト、オンライン・プレス、音楽ストリーミングが主流となっている現在、イノベーションと新しいビジネスモデルの提示をさらに促進することによって、英国の創造性は世界になお一層広がっていく可能性を有していると報告している。2035年までには、人工知能（AI）、拡張現実（XR）、データ分析などの新技術が、カスタマイズされた新しい体験を生み出していくことも予想される一方、イノベーション、資金獲得、スキルへのアクセス、世界への輸出力を高めることが英国の課題となっている。従って、英国としては、この課題を克服し、2035年までに英国を創造性とイノベーションへの投資において世界一の拠点となり、世界的なクリエイティブ・スーパーパワーとしての地位を確保することを目指そうとしている。

英国のクリエイティブ産業の特徴は、主として中小企業とマイクロ・ビジネスから構成さ

36) <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cdp-2025-0017/>>（2025年11月24日閲覧）。

37) 英国政府が国会審議用に作成した政策提案書のこと。

38) <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/68595e56db8e139f95652dc6/industrial_strategy_policy_paper.pdf>（2025年11月24日閲覧）。

39) <<https://questions-statements.parliament.uk/written-statements/detail/2025-02-24/hcws464>>（2025年11月24日閲覧）。

れ、約 130 万人のフリーランサーやクリエイティブ・ワーカーがサブセクター間やクリエイティブ産業の範疇を超えて活動していることにある。このようなクリエイティブ産業のエコシステムは、博物館、文化遺産、文化インフラへの公共投資、そして ACE、英国映画協会等によって支えられているのだが、セクター全体がさらなる進化を遂げるために、以下の 4 項目において成果を出していく必要があり、重点的に取り組んでいくとしている。

- (1) セクター支援の方策を変換させること。
- (2) 最も潜在力のあるサブセクターの発展を促進すること。
- (3) クリエイティブ産業クラスターの可能性を具現化すること。
- (4) 政府と産業セクターがパートナーシップを組んで協働すること。

しかしながら、上記目的の達成のための具体的な予算などは言及されていない。

——— 第 3 章 特筆事項および日本への示唆 ———

英国の文化政策を論ずる際、日本でしばしば言及されているのは、アーツカウンシル制度であり、国内でも（独法）日本芸術文化振興会や地域版アーツカウンシルが活発な活動を展開していることは周知のことであるが、それ以外にも、英国の企業や民間の助成財団による文化芸術支援に対する考え方や制度設計、中間支援団体や自助システム、多様なネットワーク、経済波及効果や評価制度に関する研究など、文化セクターを取り巻くエコシステム全体にも広く目を向けていく必要があるのではないかと考えている。すなわち、アーツカウンシルが英国の文化政策の全てを担っている訳ではなく、多層で立体的なエコシステムの重要なアクターの一つとして存在しているということである。

この文脈において、筆者としては、英国の文化政策に関わるエコシステム全体を俯瞰できる研究の一環として本調査を進めているつもりである。従って、ここで言う「示唆」とは、単純に英国のシステムが参考になるというよりは、あくまでも、日本での研究や制度設計の一助になればという観点からの「示唆」であることをお断りしておく。

合意形成に向けての文化セクター全体における コミュニケーションの強化

日本では、支援する側とされる側の間がどうしても二項対立的にとらえられ、その間におけるコミュニケーションが薄く、中間支援組織も少ないことから、支援される側のニーズと支援する側のプログラムの間に若干の齟齬が生じやすいように感じられる場合がある。英国で調査をする度に感じることは、ACE やロンドン市などの支援する側の機関や組織と、支援を受ける側の文化施設や文化団体、その間の中間支援団体などとのコミュニケーションが良く取れていることである。例えば、ACE は、コロナ禍が蔓延する直前にいち早く文化セクターに対し

支援を表明したのだが、これも ACE がリレーションシップ・マネジャーなどを通じて常日頃より国内のさまざまな文化団体と密に連絡を取り合っていたこと、テーマや課題に応じてラウンド・テーブルを開催するなどして、当事者同士の意見や情報を交換し共有していることから、迅速な対応が可能となった。これ以外にも、文化セクター全体の底上げを目指したプラットフォーム What Next?⁴⁰⁾ など、また、同業者同士の組合や協会なども数多く形成されており、情報や意見の共有が図られており、幾層にもわたるネットワークが機能している。このように文化セクター全体で重要な情報や意見が共有されていることにより、ACE にとってもより迅速な意思決定やアクションが可能となるのであり、文化セクター全体の基盤形成やエコシステムを強固にしている要因の一つだと考えられる。日本においても、縦割りや特定分野にとらわれず、互いの顔が見え、さまざまな機会に意見や情報を交換・共有できる仕組や関係性がこれまで以上に生まれれば、日本の文化セクター全体の基盤やエコシステムのより一層の強化につながるのではないかと考える。

ミュージアムの社会的・経済的自立化

2024 年、仙台に拠点を置く河北新報社は、東北の公立及び私立の美術館・博物館を調査したところ、その 9 割が事業費確保に課題を抱えているとの回答があり、これは東北地方に限ったことではなく、国内の美術館・博物館の多くも同様の課題を抱えていると報じている⁴¹⁾。主な要因として、人口減、税収入不足が挙げられているが、英国のミュージアムでも同様の要因で多くの地方ミュージアムは何度も苦境に陥り、特に経済的な自立が求められてきた。そこで、英国のミュージアムは様々な方法で資金を獲得するなど自助努力を重ねている。その結果、公立文化施設であるミュージアムが、現在では、ほぼ民間会社と同様のような経営形態をとっていることへの是非はあるが、ミュージアムの専門性や公共性を上手く活用して獲得した利益をミュージアムの非営利分野や社会貢献分野に還元できるようになっていることは、未来に向けての持続可能性や自立性を考慮するならば、日本のミュージアムにとっても検討する余地があるのではないかとと思われる。しかし、英国においても長期にわたる試行錯誤を経た上で現状になっているので、安易な商業主義に陥るのではなく、あくまでもミュージアムの特質や特徴を活かしたビジネス展開が検討できるかどうかなどを議論することも重要である。

評価手法の進化や経済波及効果に関するさらなる研究推進

評価手法については、英国においても、日本においても試行錯誤しながら進められている現状であるが、現在、英国では、文化セクターにおいても社会的インパクト評価に加えてスピルオーバー・インパクト (spillover impact) 評価という考え方も取り入れられている。スピル

40) <<https://www.whatnextculture.co.uk/>> (2025 年 11 月 29 日閲覧)。

41) <<https://kahoku.news/articles/20241202khn000051.html>> (2025 年 11 月 29 日閲覧)。

オーバーとは、ある活動や現象が、直接関係のない他の領域にまで影響を及ぼすことを意味しており、例えば公的資金が投入されている文化セクターは、直接的な活動のみならず、その範疇をはるかに超えた大きな経済的波及効果を生み出し、クリエイティブ産業の継続的な成長のみならず、より広範な経済発展の基盤となっているという考え方である。経済的な効果ばかりが目指す方向性ではないが、評価手法は常に進化していることから、文化セクターが多様な政策分野に具体的にどの程度貢献しているのかといった研究などとあわせてさらに進化させていく必要があると思われる。

● 主要参考文献

Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report & Accounts for the Year Ended 31 March 2025*, Department for Culture, Media and Sport, 2025.

HM Treasury, *Spring Statement 2025*, HM Treasury, 2025.

Museums Association, *Measuring Socially Engaged Practice: A Toolkit for Museums*, Museums Association, N.D.

Royal Pavilion and Museums Trust, *Trustees' report and financial statements for the year ended 31 March 2024*, Royal Pavilion and Museums Trust, 2024.

Victoria and Albert Museum, *Victoria and Albert Museum Annual Report and Accounts 2024-25*, Victoria and Albert Museum, 2025.

Victoria and Albert Museum, *V&A Annual Review 2024-25*, Victoria and Albert Museum, 2025.

瀧端真理子「英国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略（1）」『Musa：博物館学芸員課程年報第35号』追手学院大学博物館研究室、2021年3月、pp.19-39。

瀧端真理子「英国のミュージアムにおける寄附金獲得戦略（2）」『Musa：博物館学芸員課程年報第36号』追手学院大学博物館研究室、2022年3月、pp.23-42。

● 主要参照ウェブサイト

・ Local Government Association, Cultural funding: challenges and opportunities

<<https://www.local.gov.uk/topics/culture-tourism-leisure-and-sport/cultural-funding-challenges-and-opportunities>>（2025年11月20日閲覧）。

・ Policy paper Arts Council England - an independent review by Baroness Margaret Hodge

<<https://www.gov.uk/government/publications/arts-council-england-an-independent-review-by-baroness-margaret-hodge>>（2025年12月17日閲覧）。

● インタビューに協力してくださった方々（インタビュー順）

Mr. Sam Thorne, Director & General CEO, Japan House London

Ms. Evgeniya Ravtsova, International Programmes Manager, Victoria and Albert Museum

Ms. Mia Harris, V&A Residency Producer, Victoria and Albert Museum

Mr. Richard Russell, Chief Operating Officer, Arts Council England

Ms. Catherine Nesus, Director, Business Transformation, Arts Council England

Ms. Lucy Allman, Senior Officer, Cultural Tourism Partnerships, Culture, Creative Industries and 24 Hour London Unit, Greater London Authority

Dr. Hedley Swain, CEO, Brighton & Hove Museums

アメリカ合衆国の文化政策

作田 知樹

第1章 予算

最新の予算額と経年変化

1.1 2025 年の文化予算

アメリカ合衆国の連邦政府による文化・芸術分野への直接的な予算支出は、文化政策を一元的に所管する主務官庁を持たず、複数の連邦機関に分散して計上されているという構造的特徴を有している。このため、文化芸術分野への公的支出を単一の政府統計として把握することは、制度上想定されていない。

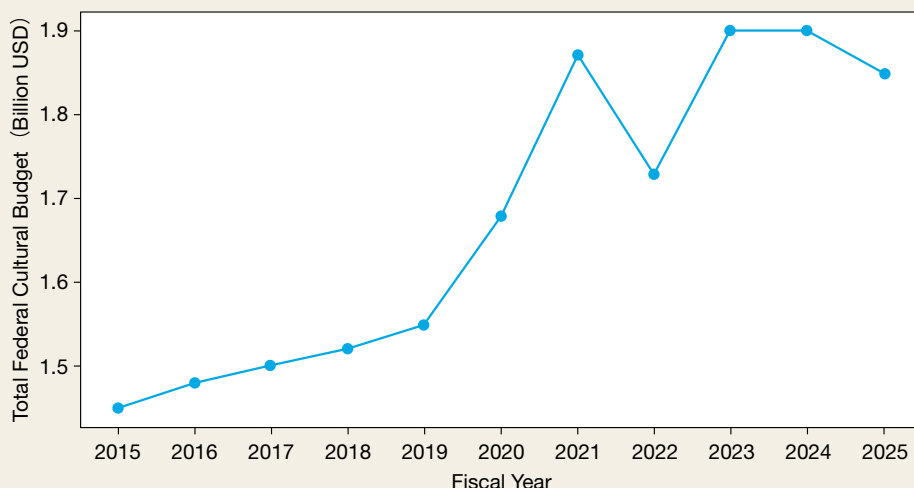
本稿では、こうした前提を踏まえつつ、文化・芸術政策の中核を担うと一般に認識されている5つの連邦政府機関——スミソニアン機構（Smithsonian Institution：SI）¹⁾、全米芸術基金（National Endowment for the Arts：NEA）、国立美術館（National Art Gallery：NGA）、ケネディ・センター（J. F. Kennedy Center：KC）、博物館・図書館サービス機構（Institute of Museum and Library Service：IMLS）——の関連予算を合算した数値を、便宜的に「連邦政府文化予算（5機関合算）」として整理する。

FY2025（2024年10月から2025年9月の予算年度）の当該合算額は約18億4,647万ドル（約2,851億円）であり、前年度比では約2.8%の減少となっている（図表1）。一方、同年度の連邦政府全体の歳出総額は約7兆99億9,200万ドル（約1,081兆円）に達しており（2025年10月の財務省FY2025月次公表²⁾）、文化関連予算が占める割合は約0.026%にとどまる。これは、文化・芸術分野が連邦財政の中で極めて限定的な比重しか持っていないことを示している。また人口推計（2025年12月1日時点、約3億4,291万人³⁾）を基に一人当たりの金額に

1) スミソニアン機構（SI）は、複数の博物館、研究機関、国立動物園等を包含する包括的組織であり連邦議会からの直接歳出総額は年度単位で把握可能である一方、内部の博物館・研究センターごとの予算内訳は、予算要求書や年次報告書により機能別支出の概要は示されるが、文化施設運営、研究活動、教育普及、施設整備といった異質な支出が統合された形で計上されており、算出が困難である。なおSIの設立経緯とガバナンス、資金獲得戦略等は第2章で扱う。

2) U.S. Department of the Treasury, Fiscal Data, “Outlays of the U.S. Government (Monthly Treasury Statement)”, <https://fiscaldata.treasury.gov/datasets/monthly-treasury-statement/outlays-of-the-u-s-government/>（2025年11月15日最終閲覧）。

3) U.S. Census Bureau, “Data”, <https://www.census.gov/data.html>（2025年12月26日最終閲覧）。

図表1 連邦政府文化予算（5機関合算）の推移（FY2015からFY2025）⁴⁾

換算すると、連邦政府による文化芸術への直接支出は年間約 5.4 ドル（約 834 円）/人に相当し、近年おおむね年間約 5 ドル前後にとどまっている。この水準は、教育、社会保障、国防などの主要政策分野と比較して著しく小さいうえ、図表 1 のグラフとは裏腹に 2015 年から 2025 年の推計累積インフレ率は 35%を超えている⁵⁾ことを考慮すると、実質的には横ばいないし漸減となっている。このことは、文化支援システムが連邦政府の直接支出が中心となって構築されているのではないことを端的に表している。

1.2 現在の文化政策の動向

① 連邦政府の支出と州政府・自治体支出および民間寄附との対照

前節で整理したとおり、連邦政府の文化・芸術関連予算は、便宜的な 5 機関合計の数字を見ても、金額規模としても政策的位置づけとしても限定的である。しかし、文化政策全体を理解するためには、連邦支出を単独で評価するのではなく、州政府・自治体による文化関連支出、および民間寄附による資金循環と対照する必要がある。

まず、州政府および自治体による文化芸術支出について概観する。第 2 節でも詳述するが、全米の州芸術機関を代表する National Assembly of State Arts Agencies (NASAA) が州の芸術機関の収入とその内訳を継続的に集計・公表している。統計によれば、近年は州政府のみで 7.5 億～10 億ドル（約 1,158 億円～1,544 億円）規模の芸術関連支出が計上されており、これに市・郡など自治体レベルの支出を加えると⁶⁾、州や自治体を合わせた地方政府全体の文化関連支出は連邦政府による直接支出に匹敵する水準に達すると考えられる。また、政策提言団体である Americans for the Arts (AfA) は、州・自治体支出に加え、非営利芸術団体の財務デー

4) 各機関予算・財務報告資料を基に筆者が作成。なお COVID-19 からの復興のための大型予算の数値を含んでいる。

5) 累積インフレ率計算サイト <https://www.in2013dollars.com/2015-dollars-in-2025>（2025 年 12 月 26 日最終閲覧）による計算で 35.45%。

6) ニューヨーク市文化部局（Department of Cultural Affairs）の年間予算は約 3 億ドル（約 463 億円/2026 年度）、シカゴ市、ロサンゼルス（市と郡の合計）およびマイアミ・デイド郡の芸術部局予算はいずれも約 7 千万（約 108 億円/いずれも 2025 会計年度）。

タや経済波及効果を分析し、文化芸術支援の実態を明らかにしている。これらの統計は、連邦機関予算の数値では捉えられない、地域分散型の行政による文化支援の構造を示している。

ただし、アメリカの文化芸術にとって最も重要な資金源は、よく知られているように、民間寄附である。個人、財団、企業による芸術分野への寄附総額は、連邦政府の文化関連予算を恒常的に大きく上回る水準で推移している。Giving USA 財団による 2024 年の統計（2025 年 6 月公表）において芸術分野への寄付額は年間 251 億 3,000 万ドル（約 3 兆 8,800 億円）であり、前年比で 5.5% 増、インフレ調整後でも 2.5% の増加となり、芸術分野における過去最高額を更新した。寄付セクター全体の寄付総額 5,925 億ドル（約 91 兆 4,800 億円）のうち、芸術分野が占める割合は約 4% となっている⁷⁾。こうした、政府資金とは文字通り桁違いに多い民間寄付の多くが、税制上の寄附控除制度を通じて非営利団体へ流入する構造が確立している。

以上のような資金面を踏まえると、アメリカの文化政策は、国立機関の運営資金を別とすれば、一見すると① NEA 等の助成機関による象徴的・制度的支援、②州・自治体による実装的支出、③民間寄附による量的補完という三層構造のようにも見えるが、実際は先進的な州・地域における民間寄付による官民パートナーシップによる活動が質・量ともに圧倒的に先行しており、連邦政府の支援はそうした中から好事例の普及や基準形成（フィールド・ビルディング）の役割を担っていると整理すべきである。したがって、連邦政府や州政府等の文化予算の金額のみをもってアメリカの文化政策の規模や優先度を評価することは、実態を大きく見誤る可能性がある。むしろ日本においてアメリカを参照する際には、連邦政府支出のみを比較対照するのではなく、地方政府の役割分担、寄附税制の効果、民間・非営利セクターを通じた資金配分の仕組みを含む全体的な文化支援システムとして把握するべきであろう。

1.3 アメリカにおける文化関係予算の更なる精緻化の検討

アメリカにおいて「連邦文化予算」を一義的に定義することが困難である理由は、文化芸術に関連する支出が、特定の政策領域や会計区分に集約されていない点にある。文化関連支出は、個別機関への直接歳出に加え、教育、放送、研究といった他分野の政策目的の下で実施される関連プログラムとして分散的に存在している。文化芸術分野に対する公的支出の総体を、単一の政府統計として把握することは、連邦政府自身によっても制度上想定されていない。

このため、日本において慣行的に用いられてきた、ワシントン D.C. にある 5 つの連邦機関合算による「連邦政府文化予算」は、単純比較の便宜を提供する一方で、文化関連支出の全体像は捉えられず、指標として十分ではない。合算される各機関の予算自体も、機関ごとに博物館運営、研究活動、教育普及、施設整備など性格の異なる支出を内部に含み、あるいは含まないなど統一されておらず、合算して文化予算とみなすことには限界がある。この点については、「包括的な統計が存在しないとしても、予算規模の大きい連邦政府機関や予算措置された

7) Giving USA, "Giving USA 2025: U.S. charitable giving grew to \$592.50 billion in 2024, lifted by stock market gains" <https://givingusa.org/giving-usa-2025-u-s-charitable-giving-grew-to-592-50-billion-in-2024-lifted-by-stock-market-gains/> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧)。

立法を中心に個別調査を行い、より文化芸術支援と関連性の高い支出を抽出して文化予算に加えることで、より合理的な整理が可能ではないか」という指摘もあり得る。実際、研究目的に応じて、特定の機関やプログラムを追加的に分析対象とすること自体は、技術的には不可能ではない。

しかしながら、この方法にはいくつかの本質的な限界が存在する。第一に、どの機関の、どの支出項目を「文化芸術関連」とみなすかについて、アメリカ政府内部に共通の定義や公式区分が存在しないため、調査主体ごとに判断基準が異なり、恣意性を完全に排除することができない。年度毎にプログラムの名称等も変わっていく教育、放送、研究、地域振興などの複数政策分野・機関にまたがる支出の中から文化政策的要素のみを抽出する作業は、仮にある程度精緻に定義を行ったとしても、会計上も政策目的上も明確な線引きが困難である。

第二に、こうした個別判断に基づく拡張的な集計は、他国の文化政策との比較を行う際に、逆に比較可能性を著しく損なうおそれがある。他国においても文化芸術支出は必ずしも単一ないし少数の官庁に集約されているとは限らず、同様の方法を採用すれば、各国ごとに異なる制度構造や会計慣行に応じた個別判断が累積し、結果として「何を比較しているのか」が不明確になりかねない。

第三に、アメリカにおいては、文化芸術支援を単一の政策領域として統合的に把握するという発想自体が制度設計上前提とされておらず、連邦政府、州政府、自治体、民間非営利セクターがそれぞれ異なる役割を担う分散型モデルが採用されている。このような制度環境の下では、連邦政府支出のみを精緻化しても、文化政策全体の実態を十分に説明できない。文化芸術分野と密接に関わりながらも、それぞれ異なる政策目的と会計区分の下で運用される多くのプログラムが存在し、これらを含めない限り文化関連支出の全体像は捉えられない一方で、含めようとすれば文化予算の概念自体が拡散してしまう。ここに「文化予算」を定義することの根本的な困難がある。

このような理由から、本調査においては、便宜的な指標として従来の連邦政府文化5機関の合算を維持しつつ、その射程と限界を明示した上で、州・自治体支出や民間寄附を含む文化支援エコシステム全体の構造を併せて分析するという整理を採用した。個別支出の網羅性を追求するよりも、制度構造の違いを可視化し、国際比較における解釈の一貫性を確保することを重視した判断である。

1.4 文化芸術関連統計の補完的指標と制度構造上の留意点

以上のように、アメリカにおいては文化芸術に関連する政府支出が制度的・政策的に分散しており、連邦文化予算を一義的に定義し、かつ経年的に比較可能な統計として把握することは困難である。したがって、日本においてアメリカの文化政策を参照する際には、特定の連邦政府機関の予算規模を合算し、それをもって文化政策全体の水準や優先度を評価することには慎重であるべきである。連邦政府による文化関連支出は、アメリカの文化支援制度全体のごく一部を構成するにすぎず、その射程と限界を明示しない数値比較は、政策的議論を単純化し、誤

解を招くおそれがある。

関連して、全米芸術基金（NEA）と米国商務省経済分析局（BEA）が共同で定期的に公表している「文化芸術サテライト勘定（Arts and Cultural Production Satellite Account：ACPSA）」を紹介する。ACPSAは、文化芸術分野に関わる産業活動の経済規模、付加価値、雇用への寄与を体系的に可視化する統計であり、文化芸術が国家経済（GDPや雇用、コンテンツ産業および他産業）に及ぼす経済的波及効果を示す指標として重要である。最新版（2025年4月公表）である2023年のデータによると、経済規模（Value Added）すなわち文化・芸術関連の経済活動による付加価値は約1.17兆ドル（約180兆6,500億円）で、これは総GDPの約4.2%に相当し、実質ベース（インフレ調整後）では、2022～2023年の伸び率が約6.6%と、全体経済（約2.9%増）を上回る成長となっている。また就業・雇用の面では、文化・芸術産業に関わる就業者数は約540万人であり、州によって増減幅に差があるものの、全体としては前年（2022年）から増加傾向である⁸⁾。

このACPSAは政府支出を集計・評価する統計ではなく、文化芸術分野全体の経済活動を測定するための補助的統計である。そのため、予算編成や個別政策のパフォーマンスを直接評価する根拠とはならない。文化芸術分野が経済に与える正の影響を分かりやすく示す指標として、政策説明において引用される機会が多いという特徴を有している⁹⁾。

地方公共団体の文化政策予算

2.1 地方公共団体の文化政策予算

アメリカの文化政策全体を理解する上では、州政府および自治体による文化関連支出の動向も重要な構成要素である。これらについては、National Assembly of State Arts Agencies（NASAA）およびAmericans for the Arts（AfA）が、それぞれの役割に即した統計整理を行っている¹⁰⁾。

① NASAAの行政財政統計的定期調査

NASAAは、全米の州芸術機関（State Arts Agencies: SAA）を対象に、歳出規模、財源構成、助成配分の内訳等を毎年調査したState Arts Agency Revenues（州芸術機関歳入）Reportレポート¹¹⁾を公表しており（図表2）、州の芸術機関に対する州政府の支出については、比較的

8) U.S. Bureau of Economic Analysis (BEA) “Arts and Cultural Production Satellite Account, U.S. and States, 2023” <https://www.bea.gov/news/2025/arts-and-cultural-production-satellite-account-us-and-states-2023> (2025年12月2日最終閲覧)。

9) なお日本には「文化GDP」という指標がある。これは日本版SNA（国民経済計算）の一部として制度化されたサテライト勘定ではなく、UNESCOの「文化統計フレームワーク」に似た、既存統計の再集計や目的別推計を通じて断続的に算出されるものである。ACPSAが国際比較可能性と年次継続性を備えた経済統計であるのに対し、日本の文化GDPは国内政策説明や産業把握を主目的とする補助的指標として位置づけられており、両者は同じ文化経済を対象としているが、制度的位置づけや比較可能性が異なる。

10) 本文では触れていないが、NEAへの政府支出による助成資金から、SAAと並び法定割合（現状は40%）での助成資金配分を受けるUS Regional Arts Organizations (RAOs)がある。非営利の広域的な地域芸術サービス機関としてNEAと連携し、連邦機関からの資金や州政府からの資金を受けてSAAとの協働で活動する独立の民間団体である。6つのRAO全体の統計は公表されていない。US RAO公式ウェブサイト：<https://usregionalarts.org/> (2025年12月26日最終閲覧)。

11) National Assembly of State Arts Agencies “FY2025 State Arts Agency Revenues” <https://nasaa-arts.org/research/fy2025-state->

図表 2 NASAA 年次調査による州から芸術機関への歳出承認額

報告書 年次	公表時期	総額 ¹²⁾ (百万 \$)	前年度比	備考
FY2025	2025 年初頭	\$ 694.3 (約 1,072 億円)	- 8%	2024 年調査のデータを集計
FY2024	2024 年 2 月	\$ 740.9 (約 1,144 億円)	- 24%	2023 年調査のデータを集計
FY2023	2023 年初頭	\$ 891.4 (約 1,376 億円)	+ 7%	2022 年調査データを集計 金額ベースで史上最高水準
FY2022	2022 年 3 月	\$ 820.8 (約 1,268 億円)	+ 104%	2021 年調査データを集計 コロナからの回復期で大幅増
FY2021	2021 年 3 月	\$ 402.9 (約 622 億円)	- 18%	2020 年調査データを集計 ※当初発表時は 402.4 million (約 621 億円)、後に修正

安定した経年分析が可能な統計枠組みを提供している。これらの統計は、州独自財源と連邦資金（全米芸術基金からの州への配分資金）を区別して把握している点に特徴がある。2022 年（FY2023 調査報告）に過去最高額を記録した全ての州（準州を含む）政府からの支出だが、以降は 2 年連続で大幅な減少が続いている。なお連邦政府は 10 月が会計年度の始期だが、州政府はその大半が 7 月から新会計年度となり、また年度表記は連邦・州とも期末が属する年となるため、留意されたい（米国連邦政府の FY2025 は 2024 年 9 月から 2025 年 9 月、州政府の多くは 2024 年 7 月から 2025 年 6 月。日本の 2025 年度は 2025 年 4 月から 2026 年 3 月のため、日本と 6-9 月ずれる）。

② AfA の目的別調査

一方、AfA は、市・郡レベルを含む自治体が設置・関与する芸術機関（Local Arts Agencies : LAA 以下「地方芸術機関」）の財務実態を把握する調査を実施している。主な調査対象は機関の「収入」で、そこには、自治体からの拠出金に加え、州・連邦助成、民間寄附、事業収入等が含まれており、自治体による直接的な文化芸術支出のみではない。

NASAA の調査が毎年固定された母集団（全 56 州・準州機関）に対し、法的に定められた州議会歳出承認額（Legislative Appropriations）という厳密な定義を用いて行う全数調査であるのに対し、AfA の「Local Arts Agency Census/Profile」は、全米に約 4,500 存在するとされる地方芸術機関を対象としたアンケート回答に基づく不定期の推計調査である。最後に行われた大規模調査（Census）は 2015 年（送付数 = 4,377/回答数 = 1,127 件 回答率 26%）¹³⁾、以降は集計の方法論を変更し、より小規模な推計調査（Profile）を数度行い、それらに基づく年次推計（Annual Estimates）を統計値として公表している。具体的には、調査に回答した地方芸術機関の「平均予算（収入・支出）」を算出し、それを全米の推定総数（4,500 団体）に掛

arts-agency-revenues/（2025 年 12 月 26 日最終閲覧）。

12) 州・準州芸術機関が州議会から正式配分された予算合計（Total Legislative Appropriations）

13) Americans for the Arts, “2015 LOCAL ARTS AGENCY CENSUS” https://www.americansforthearts.org/sites/default/files/25%20Highlights%20from%20the%202015%20LAA%20Census_0.pdf（2025 年 12 月 26 日最終閲覧）。

け合わせることで、全米規模の総投資額（例：約 28 億ドル）を推計している。また、2019 年以降の分析では、データの継続性を保つため、5 年間のデータを継続して提供した特定の LAA 群（約 364 団体）の数値を追跡する「縦断的分析（Longitudinal Analysis）」の手法も併用されている。

両者の決定的な違いは、その数値が示す資金の性格にある。NASAA が州政府の一般財源から支出される（議会等による）歳出承認額を、他の特定財源（Other State Funds）と明確に区別して集計している一方、AfA の調査における「地方公的資金（Local Government Revenue/Fund）」は、自治体の一般会計からの歳出予算に加え、ホテル税（宿泊税）などの目的税収入や、パブリックアート条例に基づく建設予算からの移転などが混在した総額として扱われている。地方芸術機関はその組織形態が市役所の一部局から民間非営利組織まで多岐にわたり、各地域で資金の受け入れ名目も異なるため、AfA の統計上、これらを「歳出承認（Appropriation）」とそれ以外とに厳密に切り分けるブレイクダウンは不可能である。したがって、AfA のデータはあくまで回答に基づいた業界全体の傾向値（Trend）を示すものであり、行政の意志決定を反映した財政統計である NASAA のデータとは、性質上同一の指標として直接比較することはできない。

以上を前置きしたうえで、地方芸術機関の財務実態については、パンデミック前の調査「Equitable Investment Policies and Practices in the Local Arts Field」において、全米の地方芸術機関による年間総投資額が約 28 億ドル（約 4,323 億円）に達すると推計されている¹⁴⁾。ただし、この数値は限られた回答団体のデータを全米規模へ階層的に外挿したものであり、実態を表した数字というよりも、セクター全体の最大ポテンシャルを示す「高めの推計（high-water mark）」として解釈される。

一方で、自治体が拠出する地方公的資金（Local Government Funds）のみに絞った精緻な推計については、例年、NASAA の研究者が GIA（Grantmakers in the Arts）ウェブサイト上で署名報告している年次公的資金レポートがある¹⁵⁾。なお NASAA は、AfA が 2016 年に調査手法を大幅変更したことを受け、以降は AfA の数字を単純に使う（例：総投資額×公的資金割合での算出）のではなく、2015 年まで AfA が NEA と共同で行ってきたより信頼性の高い包括的な実数調査による統計との連続性を保つため、独自の「年次推計（Annual estimates）」による統計的な修正（Normalization）を行っている。これは州芸術局（SAA）の予算トレンドとの「歴史的な相関関係（historic correlations）」に基づき、独自に前年比の変動率を推計・補完して算出する手法で、AfA が 2016 年以降に発表してきた年間総投資額とは異なる、より実態に近い数値として受け止められている。これによれば名目上の地方公的資金総額は、パンデミック前の 2019/20 年度時点で約 8 億 6,000 万ドル（約 1,328 億円）であったが、パンデミック対

14) Americans for the Arts, "Equitable Investment Policies and Practices in the Local Arts Field" <https://www.americansforthearts.org/by-program/reports-and-data/legislation-policy/naappd/equitable-investment-policies-and-practices-in-the-local-arts-field> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧)。

15) Ryan Stubbs, Mohja Rhoads, and Nakyung Rhee, "Public Funding for the Arts 2024," GIA Reader, Vol. 35 (2024) <https://reader.giarts.org/read/public-funding-for-the-arts-2024> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧)。

策の連邦救済資金（ARPA 等）の流入により、2023 年度には過去最高の約 11 億 1,000 万ドル（約 1,714 億円）を記録した。しかし、連邦支援の終了に伴い、2024 年度の推計では前年比約 22% 減（SAA への公的資金推移から類推）の約 8 億 6,100 万ドル（約 1,329 億円）と見込まれ、資金水準は再びパンデミック前の水準へと回帰していると推測される。

ちなみに NASAA によるレポートでは毎連邦議会の承認した NEA 予算、NASAA が集計した州政府の歳出承認額総額に、この独自推計による地方公的資金総額を加えた 3 種公的資金を合算して前会計年度の芸術への公的資金総額としつつ、対象会計年度の米国国勢調査局（U.S. Census Bureau）発表の人口で割った数字、およびそれを 2001 年の基準でインフレ調整した数字を示している。FY2024 は一人当たり 5.44 ドル（約 840 円）、インフレ調整後 3.09 ドル（約 477 円）である。

③ 地方公共団体の文化政策予算についてのまとめ

このように、州・自治体レベルでは文化関連支出を一定の枠組みで把握する試みこそ存在するが、アメリカ全体の文化支援を単一の「文化予算」として集計することが困難であることと同様、異なるレイヤーで異なる集計が存在するのみである。

また、NASAA、AfA どちらの調査も地方公共団体の文化芸術部門を通じた支出（芸術活動への助成、芸術教育・地域文化の振興、非営利芸術団体・アーティスト支援等）であり、第 2 章でみるような産業振興の枠組みで行われているコンテンツ産業支援は統計の枠組みに含まれていないことにも留意されたい。

—— 第 2 章 重点調査項目 ——

公益的役割を持った文化施設への資金循環、文化観光、事業評価等

1.1 文化施設における資金循環と文化観光の位置づけ

アメリカにおける文化施設は、国立・州立・民間を問わず、単一の財源に依存しない多様な資金循環構造のもとで運営されている。連邦政府や州政府による直接的な助成に加え、入館料等の事業収入、会員制度による定期的収入、個人・企業からの寄付、さらには出版物・グッズ・画像ライセンス等による収益が組み合わされている点が特徴である。とりわけ非営利文化施設においては、寄付金に対する税額控除制度が重要な役割を果たしており、個人・企業による文化支援を制度的に後押ししている。この仕組みは、文化施設を公共的価値の創出拠点として位置づけ、民間資金の公共目的への投資を促す循環を成立させている。

こうした財政基盤のもと、文化観光は単なる集客手段ではなく、①来訪者数の安定的確保による自己収入の拡大、②国内外からの観光客誘致による外貨獲得、③地域経済への波及効果、④文化理解の深化を通じた文化資源の保全・継承意識の醸成、という複合的な役割を担ってい

る。本稿では、全米を代表する博物館であるスミソニアンと、地域住民や観光事業者と一体となった持続的な取り組みを評価する National Heritage Areas 事業の二つの事例を紹介する。

1.2 スミソニアン機構 (SI)

① 概要

スミソニアン機構（スミソニアン協会とも訳される。本章では以下 SI という略号は用いない）は、1846 年の連邦法により設立された機関であり、連邦政府から一定の独立性を持つ民間非営利組織である。アメリカを代表する文化・研究機関として、図表 3 のように首都ワシントン DC に広大な敷地を有し、博物館・美術館・研究所群を統括し、「国民の記憶」を担う中核的存在と位置づけられている。

運営主体は理事会（Board of Regents）であり（図表 4）、協会の最高責任者である事務局長（Secretary）の任命権を有する。財源構造は、連邦政府からの補助金が全体の約 3 分の 2 を占める一方、残る約 3 分の 1 は資産運用収入、寄付金、施設賃料等の自己収入によって構成されている。設立の契機は、英国人科学者ジェームズ・スミソンによる「知識の向上と普及」を目的としたアメリカ政府への遺贈であり、公共性と独立性を併せ持つ制度設計はその理念に基づいている。

博物館・文化機関という性質上、スミソニアン機構は社会的価値観や国家的議論と無縁ではあり得ない。同機構は、連邦政府からの独立性を制度的に確保（ただし 100 万ドルを超える予算変更には議会承認を要する）すると同時に、内部においても高度な自治構造を採用している。また各博物館・研究所は、スミソニアン本部の枠組みの下で、展示・研究・運営に関する相当程度の裁量と専門的自律性を有している。

しかし近年では、政治的圧力との関係が改めて注目されている。2025 年、第 2 次トランプ政権下において、スミソニアン機構に含まれるナショナル・ポートレートギャラリーに対し、

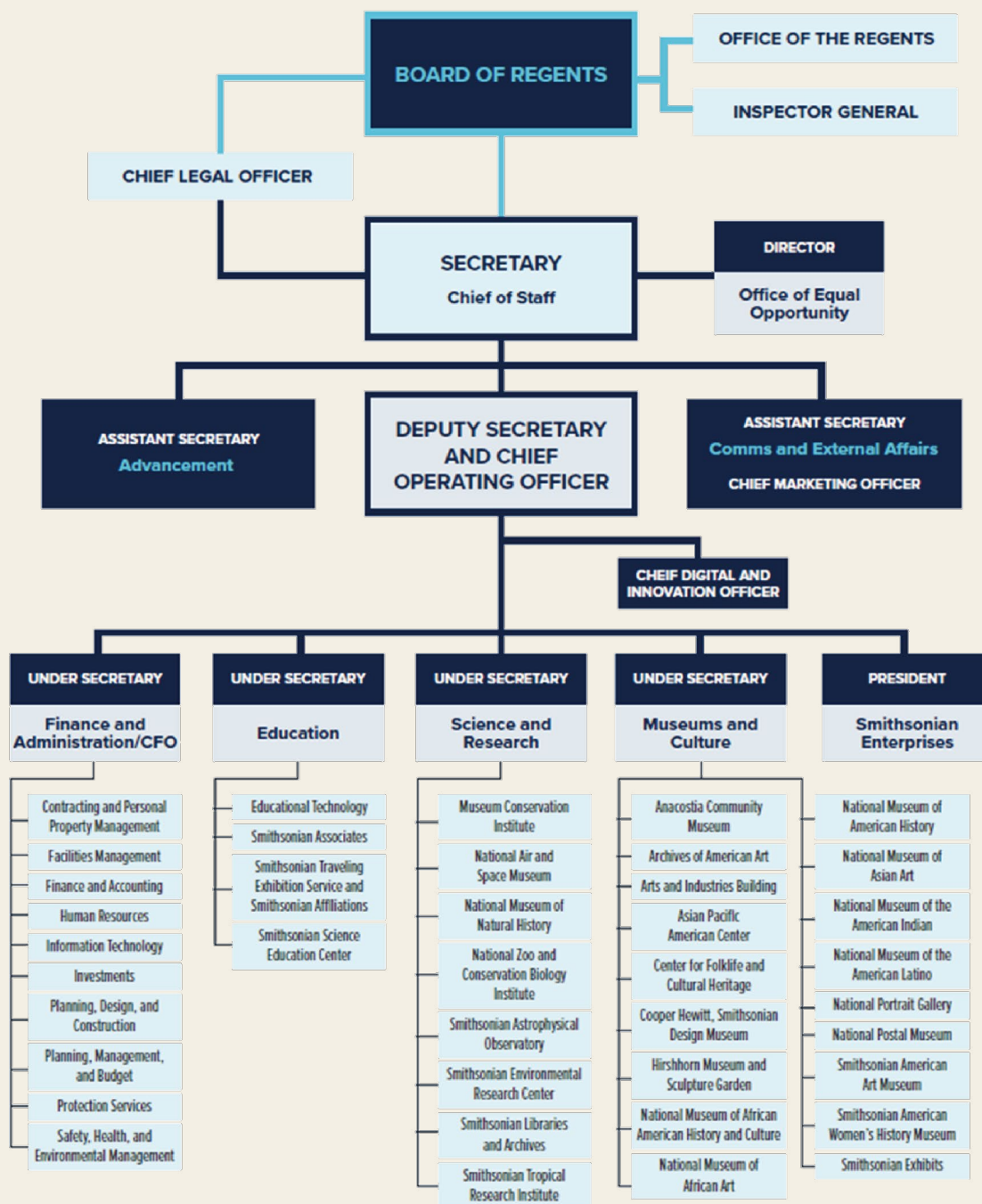
図表 3 スミソニアン機構公式サイトより引用¹⁶⁾



16) Smithsonian Institution, “Facts About the Smithsonian Institution (Short),” *Smithsonian Newsdesk* (Media Fact Sheet), June 18, 2025, <https://www.si.edu/newsdesk/factsheets/facts-about-smithsonian-institution-short> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧).

図表4 組織図 (Management's Discussion and Analysis: Fiscal Year 2025 より引用)

Smithsonian Organization Chart



大統領による SNS 発信を通じた人事上の圧力が加えられたほか、同年 8 月には大統領令により、展示や教育資料の内容に関する包括的な見直し（レビュー）が求められた。これを受け、展示解説文の修正・削除・再掲等の事例がブログやマスメディアを通じて報告され、政治的介入の是非を巡る議論が広がった。また、こうした動きに呼応する形で、大統領支持層からスミソニアン機構そのものに対する攻撃的言説も見られた。この点は連邦文化芸術機関と同政権と

図表 5 2025 年に発生した文化芸術関連の連邦機関をめぐる主要な政治的緊張事案

機関	2025 年に発生した政治的緊張	状況整理
KC	大統領自身による理事長就任、理事会構成の変更を経て、施設名称への「トランプ」や「メラニア」の名前の付加が検討され一部決定した。公演内容やガバナンスへの政治的関与を巡り、文化関係者・世論の間で大きな論争が生じた。	国立文化施設の象徴性と、政権交代時のガバナンス変更リスクが顕在化。文化機関の制度的独立性の脆弱さが示された。
NEA NGA	NEA において助成方針・プログラム条件の変更が実施され、一部助成申請団体から法的措置が提起された。NGA を含む文化機関全体でも、運営方針の見直しが相次いだ。	助成条件の変更が、表現内容や団体活動に間接的な影響を及ぼす可能性が浮上。助成制度の安定性が政治環境に左右されるリスクが示された。
IMLS	大統領令を受け、職員の大規模な行政休暇措置と助成金の停止・取消が実施され、事実上の機能停止状態に陥った。その後、連邦裁判所の判断により助成金の再開が進められた。	行政府による政策判断が、独立機関の存続や助成の継続性に直接的影響を及ぼし得ることが明確化。制度的安定性の欠如が顕在化した事例。

の間で生じた他の政治的緊張（図表 5）と同様である¹⁷⁾。

他方で、スミソニアン機構は、法的に保障された独立性と専門性の高さを背景に、政治的圧力に対しても即時的な迎合ではなく、専門的判断に基づく自主的な対応を基本姿勢として維持している。この点は、同じワシントン D.C. に立地するケネディ・センターが、大統領の人事権行使により理事会構成が大きく変更され、大統領自身が理事長に就任した事例とは対照的である。

次に、文化観光拠点としての側面では、首都ワシントン D.C. を中心に多数の美術館・博物館・研究施設を恒常的に一般公開しており、その多くが入場無料である。この点は、文化へのアクセス保障という公共的理念を体現すると同時に、世界有数の文化観光拠点としての地位を確立する要因となっている。年間来訪者数は数千万人規模に達し、例えば National Museum of Natural History 単館でも年間約 390 万人が訪れている¹⁸⁾。

来訪者は国内外から広く集まり、宿泊、飲食、交通等を通じて地域の観光経済に大きな波及効果をもたらしている。ナショナル・モールの景観や周辺史跡と一体となり、無料で質の高い文化体験を恒常的に提供し、国内外からの旅行者を惹きつけることで、外貨獲得を含む観光消費を促進する拠点として機能すると同時に、文化の保全・継承の意義に対する社会的理解を広げる基盤になっている。

② 運営手法の特徴

スミソニアン機構における文化観光の運営手法の最大の特徴は、展示・研究・教育・体験を分断せず、一体的に設計している点にある。各館は単なる展示施設ではなく、研究成果の社会還元、教育プログラムの実装、来訪者参加型の体験設計を通じて、文化理解を段階的かつ持続的に深化させる構造を形成している。

まず、常設展示は、アメリカ史や自然史、芸術史等に関する基礎的理解を提供する役割を担

17) 2025 年 1 月の第 2 次トランプ政権以降、表 1 のように、展示内容、教育プログラム、人事体制、助成制度等を巡り、政治的・理念的対立が顕在化する事例が相次いでおり、政権交代や議会構成の変化に伴って、機関やプログラムの縮小・再編、あるいは方針転換が行われるケースも見られる。一方、KC（ケネディ・センター）については政権中枢の関与が強まり、活動方針の転換とともに予算増額が検討されるなど、個別機関ごとに異なる方向性が示されている。

18) Smithsonian Institution, “Stats & Facts,” <https://www.si.edu/newsdesk/about/stats> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧)。

図表6 Smithsonian Folklife Festivalの様相¹⁹⁾

Image courtesy : Sonya Pencheva, Smithsonian Institution



う。一方で、企画展示や特別展では、国際的・現代的なテーマ、社会的論点を扱うことで、再訪動機を創出している。この「基礎理解の提供」と「時代性・国際性の提示」を組み合わせた展示構成は、観光客の滞在時間の延長や複数館回遊を促し、文化観光としての満足度を高める要因となっている。加えて、展示に付随する解説、音声ガイド、デジタルコンテンツ、来訪者向けワークショップ、公開講座などが体系的に整備されており、観光体験が視覚的消費にとどまらず、知的理解や批判的思考へと接続されるよう設計されている。これにより、観光客は「見る側」にとどまらず、文化や歴史を理解し、問い直す主体として位置づけられる。

参加型プログラムも重要な運営要素である。特に毎年7月4日の独立記念日にかかるタイミングで開催される「Smithsonian Folklife Festival」は、1回の開催で100万人を超える来場者を集め、そこで世界各地域の音楽、工芸、食文化、言語表現など「生きた文化」を紹介することで、文化理解と交流を促進している。2025年はYouth and the Future of Cultureをテーマとして若者に焦点を当てた（図表6）。フェスティバルという敷居の低い形式を採用しつつ、音楽、工芸、食文化、言語表現などを通じて、文化の「生きた側面」を来訪者に提示している。ここでは、文化の担い手自身が来訪者と直接交流する構造が組み込まれており、文化継承の主体と観光客との接点が意図的に創出されている点に特徴がある。このような運営手法は、文化を消費対象として完結させるのではなく、理解・共感・継承意識へと導くプロセスとして観光を位置づけている点に政策的含意がある。文化観光は集客や経済効果の手段であると同時に、

19) Northern Virginia Magazine “The Smithsonian Folklife Festival Shines a Spotlight on Youth Culture” July 1, 2025 <https://northernvirginiamag.com/things-to-do/2025/07/01/the-smithsonian-folklife-festival-shines-a-spotlight-on-youth-culture/> (2025年12月26日最終閲覧)。

公共的価値を社会に再分配するための媒介として機能しており、結果として文化資源の正当性や保全の必要性に対する社会的合意形成を支えている。

以上のように、スミソニアン機構の運営手法は、来訪者数の増加と文化理解の深化を相互補完的に実現するモデルとして整理できる。この点は、単発型イベントや娯楽消費型観光とは異なる、文化政策と観光政策を接続する実践例といえる。

③ 財源構造と社会的インパクト

スミソニアン機構の財源構造は、文化観光を公共政策として持続させるうえで示唆に富むモデルである。同機構の運営費は、連邦政府からの拠出が全体の約3分の2を占め、これが安定的な基盤財源として機能している。一方で、残る約3分の1は、寄付金、基金の運用収益、民間との連携による収入、施設賃料やライセンス収入等の自己収入によって補完されている。この「公的財源を軸に、民間資金を組み合わせる」構造が、長期的かつ柔軟な事業展開を可能にしている。スミソニアン機構は寄付の受け皿として高い信頼性を有しており、言うまでもなくこの信頼性は、研究成果の公開、教育プログラムの実績、国際交流の蓄積といった可視化された成果によって支えられている。

文化観光は、こうした財源構造を補強する実践的手段として位置づけられている。恒常的に一般公開される施設群や大規模イベントは、直接的な入館料収入を目的とするものではないものの、来訪者数の増加を通じて社会的認知と支持を拡大し、結果として寄付や会員制度、民間連携の拡充につながっている。また、国内外からの来訪者による宿泊、飲食、交通等の観光消費は、ワシントン D.C. 地域の経済に波及効果をもたらし、文化機関への公的投資の正当性を補強する間接的根拠ともなっている。

さらに近年では、事業評価や社会的インパクト評価の重要性が高まっている。スミソニアン機構においても、来訪者数や教育プログラム参加者数といった定量指標に加え、文化多様性理解の促進、国際交流の深化、教育的波及効果といった定性的成果が重視されている。これらの評価結果は、議会や寄付者、民間パートナーに対する説明責任を果たすと同時に、官民双方からの投資を呼び込む基盤として機能している。

このように、スミソニアン機構の財源構造と社会的インパクトは、文化観光を単なる集客施策ではなく、公共的価値の拡張と資金循環を両立させる政策手段として位置づけている点に特徴がある。安定的な公的支援、寄付税制を背景とした民間資金の動員、そして社会的インパクトの可視化という三点の組み合わせは、国立・公立・民間を問わず、文化施設が持続的に運営されるための重要な示唆を提供している。

1.3 National Heritage Areas (ナショナル・ヘリテージ・エリア)

① 概要

National Heritage Areas (NHA) は、連邦議会が制定する法律によって指定され、国立公園局 (National Park Service: NPS) が認定・支援する地域単位の文化・自然遺産観光地制度である。制度の目的は、単一の史跡や施設ではなく、地域全体の文化景観や歴史的連続性を保全し

つつ、観光・地域振興にも資する活用を促進することにある。1984年8月21日には、イリノイ州のイリノイ・ミシガン運河国立遺産回廊が最初のNHAとして指定され、その後も複数の議会法によって段階的に制度が拡大されてきた。2025年11月現在図表7のように、全米62の地域がNHAとして指定されている²⁰⁾。

NHA制度は、個別立法の積み重ねによって形成されてきた分権的な文化・自然遺産制度の集合体であり、各地域は国立公園局の諮問的・技術支援や限定的な財政支援を受けながら、地域のステークホルダーによる「コーディネーティング・エンティティ」によって管理運営される。この点が、連邦政府が土地を所有・管理する国立公園制度とは異なる。このNHA制度の大きな特徴は二つある。一つは、特定の施設ではなく、地域全体を文化遺産として捉える制度であり、歴史的・文化的資源、自然景観、伝統的コミュニティ活動などを包括的に保全・活用する点にある。もう一つは、NPSが認定と支援を担いつつ、管理運営は地域の多様なステークホルダー（コーディネーティング・エンティティ）が中心となるネットワーク型ガバナンスであることである。これによって、地域の主体的な保存・活用イニシアティブを尊重しつつ、連邦レベルの支援が効率的に付与される仕組みとなっている。

さらに2023年1月5日、NHA法（National Heritage Areas Act）が成立。NHA法により、40年近くにわたる従来の個別指定の積み重ねとしての各NHAは、NPSの下に統一された「National Heritage Area System」として改めて制度化された。これにより、NHAの指定・支援に関する標準化されたプロセスが整備されるとともに、新たな指定候補地の調査・研究の実施、既存NHAの体系的評価・支援、法的体制の明確化が制度として位置づけられた。加えて、複数のNHAに対して15年という長期的な再承認枠組みを提供することなどにより、従来しばしば見られた「年度ごとの連邦資金の承認」という不確実性を軽減する方向で整備が図られた²¹⁾。

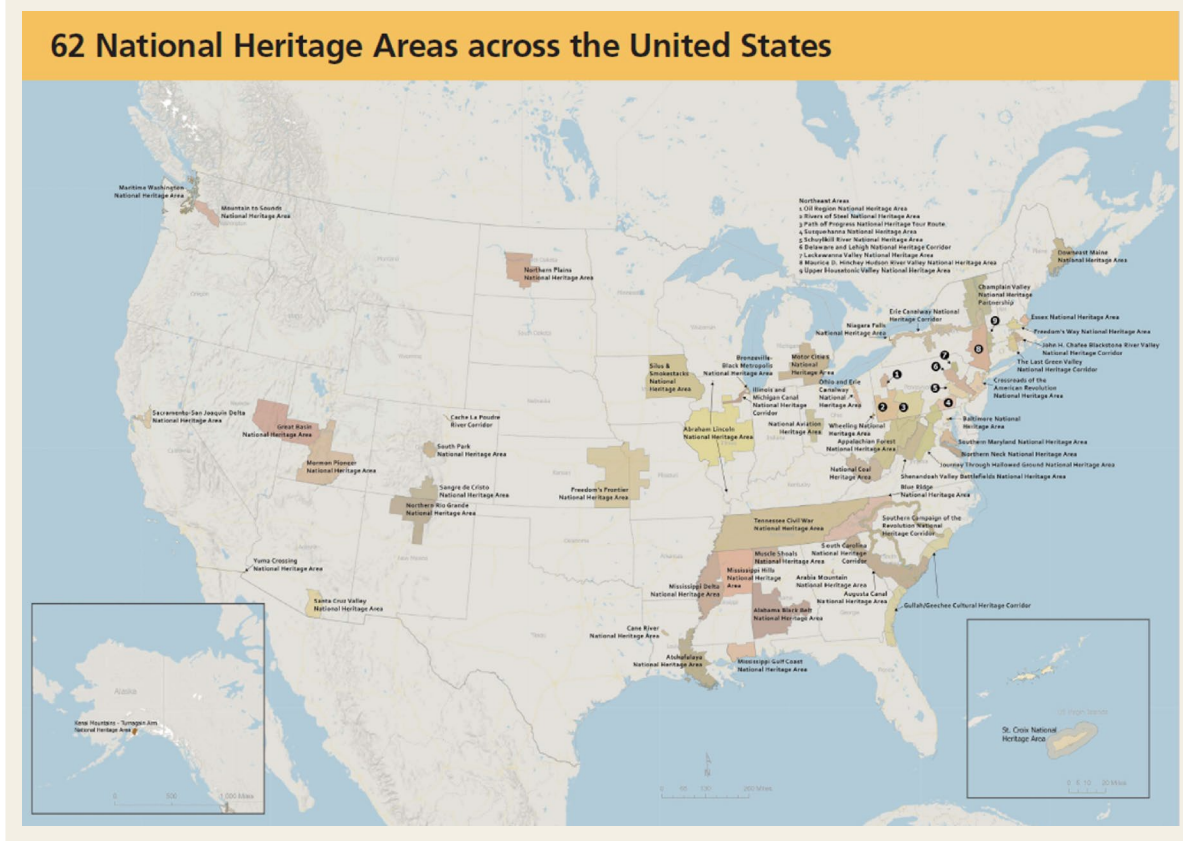
2015年に発行されたNHAの経済インパクト報告書によれば²²⁾、49（当時）の指定遺産エリアは、地域経済と雇用を支える大規模な観光基盤に発展しており、総計で年間約129億ドル（約1兆9,900億円）規模の経済効果と148,000人以上の雇用創出に寄与している。地域の様々な担い手が主体となり、古道や水路、戦史・工業遺産など多様なストーリーが観光資源となり、地域内の小規模ミュージアム、ガイドツアー、歴史体験プログラムと連携している。NPSはこれらの担い手に対して計画・技術面や連邦支援のマッチングに関する支援を行うが、土地の所有や管理は行わない。

なおNHAプログラムに関していわゆる外国人観光客数を集計したデータはないが、州外・国外観光客が対象になる歴史路線やテーマ資源が多数存在し、経済効果の大きいいわゆる「宿

20) U.S. National Park Service, “National Heritage Areas,” updated June 4, 2025, <https://www.nps.gov/heritageareas/>（2025年12月26日最終閲覧）。

21) U.S. National Park Service (NPS), “National Heritage Areas,” <https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/index.htm>（2025年12月26日最終閲覧）。

22) U.S. National Park Service (NPS), “National Heritage Area Evaluation Guide,” https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/upload/The-Economic-Impact-of-National-Heritage-Areas_Six-Case-Studies-2015-1.pdf（2025年12月26日最終閲覧）。

図表7 NHAに指定されている62エリアの地理的位置²³⁾

泊を伴う訪問者」が多いことが上記報告書で示されており、経済効果を産んでいることが明確になっている²⁴⁾。

とは言え NHA において重要なのは、政策理念においても事業評価のシステムにおいても、「文化観光を成功させたか」ではなく、「文化を守るための社会装置が地域に残ったか」という点を重視していることにある。詳しくは事例紹介ののち、評価指標の項目で述べる。

② 事例紹介

事例 1 Rivers of Steel National Heritage Area (ペンシルベニア州)²⁵⁾

主体：Rivers of Steel Heritage Corporation（非営利組織）

概要：ピッツバーグ周辺の製鉄産業遺産を中心に、工業・社会史の教育・ツアー事業・体験プログラムなどを展開。アメリカの繁栄を支えてきた「ビッグ・スチール」を中心とした鉄鋼業地域が1996年にNHAに指定された。ショッピングセンターとなったU.S. スチールの旧Homestead 製鉄所やその一部であったCarrie 高炉といった史跡を管理・紹介するほか、施設の保存活動、ガイドツアー（図表8）、地域産業博物館等との連携を実施し、労働運動や公害

23) National Heritage Area System パンフレット (2024 年 9 月版) より引用。

24) Essex National Heritage Area では宿泊者は約 31%だが、経済的影響の約 75%を宿泊者が担っていた。また別の NHA 評価において宿泊者は全体の約 41%だが、経済効果の約 80%を占めていた、等の事例に基づく。

25) Rivers of Steel National Heritage Area, <https://riversofsteel.com/programs/heritage-area/> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧).

図表 8 Carrie 高炉見学ツアーの様子²⁶⁾

をも含む地域の歴史文化を伝えている。

非営利主体が中心となることで、かつて大企業により作られた地域の文化遺産や労働文化をコミュニティの視点で再解釈した展示・体験を創出することができている。

事例 2 Schuylkill River National and State Heritage Area (ペンシルベニア州)²⁷⁾

主体：Schuylkill River Greenway Association (非営利団体)

概要：2000年に指定されたNHAで、シュイルキル川沿いの歴史・自然環境・レクリエーション資源を統合し、独立革命・産業革命期の遺産の保存・理解・体験を促進。教育プログラムや自転車・ウォーキングルート、観光ガイドなどを整備し、地域住民・来訪者双方に利用価値の高い資源を提供している。また川沿い複数自治体をまたぐ広域協働の地域コンソーシアム的な運営が形成されている（図表 9 および図表 10）。

事例 3 Santa Cruz Valley National Heritage Area (アリゾナ州)²⁸⁾

主体：Santa Cruz Valley Heritage Alliance, Inc. (非営利組織)

概要：アメリカ南西部にある文化と歴史のモザイクを包含する地域であり、古くからこの地にルーツを持つネイティブアメリカンの部族、1600年代後半にこの谷を植民地化したスペイ

26) PublicSource, “Introducing the Rivers of Steel National Heritage Area: How community partnerships, mini-grants, heritage tourism and creative placemaking come together to support economic redevelopment,” March 20, 2023 (updated Aug. 14, 2023), <https://www.publicsource.org/rivers-of-steel-economic-development-heritage-tourism-creative-placemaking-revitalize/> (2025年12月26日最終閲覧)。

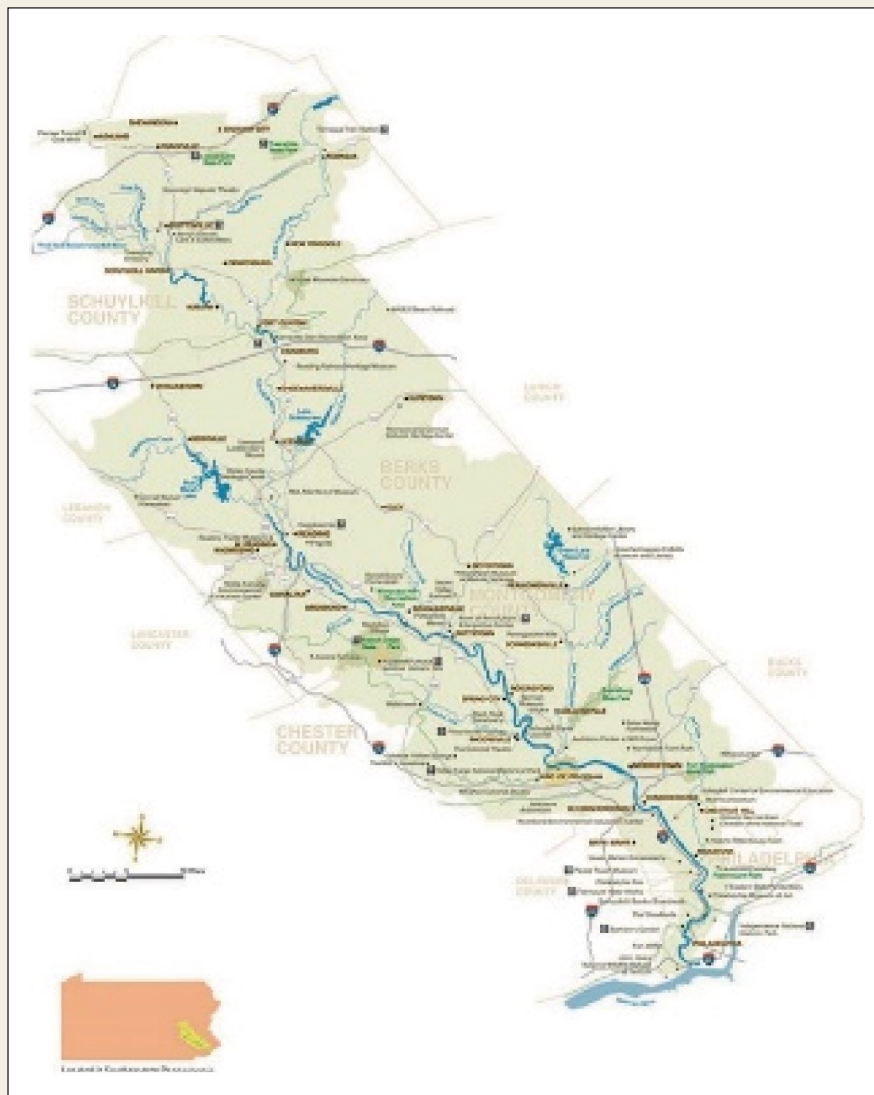
27) Schuylkill River Valley National Heritage Area, “Heritage Area,” <https://schuylkillriver.org/heritage-area/> (2025年12月26日最終閲覧)。

28) Santa Cruz Valley National Heritage Area, <https://santacruzheritage.org/> (2025年12月26日最終閲覧)。

図表 9 ピーコックスブリッジの下を通るカヤックツアー²⁷⁾
Image courtesy : Schuylkill River Greenways NHA



図表 10 エリアマップ²⁷⁾



図表 11 18 世紀末から残るサン・ザビエル・デル・バック伝道所



ン人入植者の子孫、1854 年のガズデン買収でアメリカ合衆国の一部となる前にこの地に定住していたメキシコ系の家族、そして 19 世紀後半のアメリカ開拓者たちの現代世代が共に暮らすサンタクルーズ川流域の文化・歴史・自然を対象に、住民と来訪者をつなぐプログラムを実施。歴史・自然景観・文化体験の統合的なプロジェクトを推進し、地域観光への誘導や教育機会の拡充に寄与している（図表 11）。

地域密着型の非営利主体が計画・実装・評価を一体で担い、地方自治体・学校・観光団体が協働している。

ここでは 3 つの NHA 事例を取り上げたが、いずれも河川流域の事例という共通点があるものの、Rivers of Steel が重工業・製鉄の歴史にフォーカスしていたのに対して Schuylkill River は流域史に加えて自然やモビリティに焦点を当てており、Santa Cruz Valley は文化と歴史、先住民族に関する体験だけでなく教育機会の拡充にもつなげている。

他に例えば Lowell National Heritage Area（1996 年指定）では、19 世紀の計画工業都市として形成された都市構造と移民・労働史を背景に、NHA 指定後、文化資源の保存と都市再生を統合的に進めてきた地域もある。ここでは 2000 年代以降、NEA の Our Town をはじめとする Creative Placemaking 型の施策が、市・大学・非営利団体・アーティストの協働により展開されており、NHA で培われた地域ガバナンスが後続政策の受け皿となってきた好例であるが、これは別の機会に詳しく取り上げたい。

② ガバナンスと評価指標

地域主体型の文化観光は、文化遺産の保全と活用を一体化し、訪問者の理解深化と地域活力の向上を促している。そしてこれに対する評価は、一般的な観光政策評価指標（来訪者数・消費額・波及効果）ではなく、文化資源の保全・継承を中核目的とし、観光をそのための手段として位置づける点に本質的特徴がある。

評価は、来訪者数や経済効果といった短期的成果の把握にとどまらず、「地域主体による協働型ガバナンスの形成」や、「文化資源を持続的に管理・活用する体制が地域に残ったか」を重視して設計されている点に特徴がある。基本構造は「アウトカム（成果）」に加え、「プロセ

ス（体制・連携）」および「インパクト（社会的・経済的波及）」を組み合わせた多層的評価となっている。

特に、評価上の意味として重要なのは、「連邦政府からの資金投入が地域連携や自律的運営を生み出す触媒として機能しているか」を検証する点にあり、公的資金投入の正当性は、単年度の数値成果ではなく、長期的な公共価値の創出として説明される。また指標設計の観点においては、「比較可能性」よりも「妥当性」を優先しているのも特徴的である。もともと、NHA 設立の根拠法自体が NHA ごとに異なるという前提条件があるため、評価の方法については統一されたものではなかったが、ガバナンスや説明責任の観点からの懸念があった。そこで NPS は 2016 年に National Heritage Area Evaluation Guide を策定し NHA に対する評価の方法論を明確化した²⁹⁾。とはいえ、NHA を一律の成果指標で測定するものではなく、各 NHA の法定目的や地域特性を前提とした「ケーススタディ型評価」を基本枠組みとしている。

評価は主に、①指定時に掲げられた目的・意義が現在も妥当であるか、②連邦投資が地域に与えた文化的・経済的・社会的影響、③管理運営体制およびパートナーシップの有効性、④長期的な持続可能性（連邦資金縮減後を含む）の 4 領域から構成されている（図表 12）。この評価制度は、NHA の継続的指定や連邦関与の正当性を判断するための情報提供を目的としており、NPS が成果に基づいて直接的な介入や資金配分を行う仕組みではない点に特徴がある。すなわち、NHA 評価は厳格なパフォーマンス評価というよりも、議会および政策決定者に対する説明責任を補完するための制度的レビューとして位置づけられている。

他方、2023 年の法改正により指定、管理計画、評価、支援の基準・プロセスは全体としては統一的に整理・標準化されたが、そこでも従前どおり、全国一律の KPI は採用せず、単純比較や順位付けをあえて目的としていない。各地域の文化的・歴史的な文脈、資源特性、社会条件に応じた指標設定を制度として許容するためである。こうしたことから、この評価の目的は、成果の優劣を示すことではなく、「なぜこの地域に文化観光を通じた公的支援が必要なのか」を説明できることに置かれているといえる。

そもそも NHA の評価における根本的な問いは、「観光をどれだけ伸ばしたか」ではなく、「文化資源を守り、継承するために、観光をどのように用いたか」という点に集約される。観光による集客や消費は、それ自体が目的ではなく、文化理解の深化、保全への再投資、地域の誇りや主体性の形成へと結びついた場合にのみ、政策的に正当化されるという政策論理に基づいているためである。さらに、教育効果、文化理解、住民参加、誇りやアイデンティティといった、数値化しにくい社会的・公共的価値を、定性評価や事例、ストーリーとして、正式に評価体系に組み込んでいる。これは、経済指標のみでは説明できない文化政策としての意義を

29) National Park Service, “National Heritage Area Evaluation Guide (2016)” <https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/upload/NHA-Evaluation-Guide-2016-Final-MJR-9-21-16-match-update-saved.pdf> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧) および連邦政府に属するアメリカ議会調査局 (CRS) による 2023 年 4 月 17 日付文書 “National Heritage Areas: Background and Issues for Congress” <https://www.congress.gov/crs-product/RL33462> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧) を参照のこと。また各地の事例の評価報告書については <https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/evaluations.htm> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧) に掲載されている。

図表 12 Abraham Lincoln National Heritage Area (ALNHA) 2023 年報告中の評価概要³⁰⁾

評価項目	指標（評価基準）	達成度・評価結果
1 設置根拠法令と管理計画の達成（成果）	・議会指定法令の目的に沿った成果の実現度 ・管理計画に掲げられた目標・成果の達成度	期待どおり達成 報告書は、議会指定の目的と管理計画の両方の枠組みで定められた成果が概ね実現されたと評価している。地域内の歴史・文化資源の発信、パートナーシップの形成、観光資源としての活用が一定水準を満たしたと指摘されている。
2 投資の影響評価（経済・社会効果）	・連邦・州・地方・民間の投資金額とその波及効果 ・観光・経済活動への寄与度	投資は一定の効果あり 連邦・州・民間の投資が地域の経済・社会活動に結びつき、訪問者体験や関連事業の誘発効果が見られたと報告。なお報告書本文では詳細な金額・波及効果表が補足されている。
3 ガバナンスと持続可能性	・管理組織（Local Coordinating Entity）の機能性 ・パートナーシップの質と持続可能な関係性 ・現行資金と将来資金の持続可能性	管理体制は「良好」と評価 報告書は、地域主体の協働ネットワークが制度上求められる水準にあるとし、パートナーシップと財政面の持続可能性について肯定的な評価を示している。ただし、今後の資金基盤強化・長期戦略策定の必要性は指摘されている。
4 訪問者・観光指標（実態評価）	・観光来訪者数（特に宿泊を伴う訪問者の比率と動向） ・訪問者の満足度・再訪意向等	管理計画に沿った成果は概ね達成と評価 報告書では、エリアにおける観光・訪問者関連の成果について、管理計画に定められた目標に沿った活動が実施され、一定の成果が確認されたと評価している。具体的には、リンカーンゆかりの史跡・文化資源を結ぶ解説事業や解釈プログラムの展開、パートナー施設との連携による来訪者体験の質の向上が進められ、地域の歴史的物語を軸とした観光資源の可視化が達成されたとされている。一方で、訪問者数や宿泊を伴う来訪者の割合といった定量的指標については、外部資料や別途調査に依存しており、NHA 全体として統一的な観光統計の構築は今後の課題として示唆されている。

可視化するための重要な工夫である。

以上のように、NHA の評価指標体系は、文化政策・地域政策・観光政策を統合するための評価フレームであり、成功の定義を「人が来たか」ではなく、「文化とガバナンスが地域に残ったか」に置いている点に最大の示唆がある。この考え方は、短期的成果や来訪者数に偏りがちな文化観光施策の評価を補正し、文化観光を公共政策として持続的に運用するための有効な参照モデルとなろう。

コンテンツ産業振興策

2.1 制度構造の基本的特徴

アメリカにおけるコンテンツ産業振興は、連邦政府が直接的な産業支援を行うのではなく、州政府による施策を前提とした補完的・間接的関与によって構成されている点に大きな特徴がある。映画、音楽、出版、ゲーム等に対する税額控除や制作助成といった直接的な支援策の多くは州政府が担い、連邦政府は、国際競争環境の整備、知的財産制度の運用、人材・文化基盤の維持といった分野に役割を限定している。

このため、アメリカには日本のように、中央省庁がコンテンツ産業振興を所管する体制は存

30) National Park Service, “Abraham Lincoln National Heritage Area Evaluation Report 2023” https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/upload/NPS_ALNHAEvaluation_Report-Final_231204-2.pdf (2025 年 12 月 26 日最終閲覧)。

在せず、複数の連邦機関が機能別に関与する分業型の政策構造が形成されている。本節では最初に連邦政府の関連機関について整理し、続いて州政府の役割とその政策、近年の特徴的な事例について紹介する。

2.2 連邦政府各機関の役割

① ITA 米国商務省国際貿易局

コンテンツ産業の国際展開および輸出促進に関しては、米国商務省国際貿易局（ITA）が中心的な役割を果たしている。ITA は「アメリカ産業の国際競争力を強化し、貿易と投資を促進し、公正な貿易と貿易法と協定の遵守を確保することにより、繁栄を創造する」ことを目的としている組織で、国内 100 以上の都市と海外 80 都市に 2,200 人のスタッフを配置しており、映画、音楽、出版、ビデオゲームなどのメディア・エンターテインメント分野を対象に³¹⁾、海外市場に関する情報提供、展示会や商談機会の創出、外国市場における規制・商慣行への対応支援を行っている（図表 13）。

これらの取組は、文化的価値の創出や芸術振興を目的とするものではなく、制作や配信への直接的な補助でもない。民間事業者が海外市場へ参入する際の環境整備や実務支援を目的としたものであり、あくまで商業的なコンテンツ産業を対象とした貿易・投資促進政策として位置づけられている。日本の JETRO が担う海外ビジネス支援機能と類似した性格を持つといえよう。

② 著作権の所管機関（米国著作権局、司法省、USTR）

一方で、著作権制度の設計や侵害対策の執行といった法制度面は ITA の所管外であり、著作権登録制度の運用、政策調査、制度改正に関する提言等の制度設計・運用については議会図書館傘下の米国著作権局が、侵害行為に対する刑事的執行については司法省がそれぞれ担っている。さらに、国際的な知的財産ルール形成や通商協定交渉における著作権関係について

図表 13 ITA のロゴマーク³¹⁾



31) International Trade Administration (ITA), “Media & Entertainment,” <https://www.trade.gov/media-entertainment> (2025 年 12 月 26 日最終閲覧).

は、Office of the United States Trade Representative (USTR) が所管している。USTR は、二国間・多国間の通商協定交渉において、著作権や知的財産保護に関する条項を所管し、国内コンテンツ産業にとって不利となる市場慣行や制度に対して是正を求める役割を果たしている。特に、各国の知的財産保護状況を評価する「Special 301 Report」の公表を通じて、海賊版対策や制度改善を国際的に促しており、これは国内コンテンツ産業の海外展開を制度面から支える重要な政策手段となっている。

③ 全米人文科学基金 (NEH) による映像・メディア分野における人材・制作支援

映像・メディア分野の人材育成および制作支援においては、全米人文科学基金 (NEH) が、連邦政府の中で比較的直接的な役割を果たしている。NEH は、ドキュメンタリー映画、公共放送向け番組、デジタルメディア等を対象に、人文科学的観点から企画開発段階を含む助成を行っており、映像制作者やプロデューサーが直接支援対象となる点に特徴がある。この他、キャリア継続のためのネットワーキングの支援などの基盤整備にも取り組んでいる。詳しくは2024年度の共同研究報告書を参照されたい。

これらの活動は、営利目的の商業映画の支援とは異なるものの、映像メディア分野における人材育成や制作経験の蓄積に寄与しており、結果として国内のコンテンツ産業全体の人材層を厚くする効果を持っている。

④ 全米芸術基金 (NEA) による芸術・創造基盤の整備を通じた間接的支援

NEA は、芸術・文化活動の振興を目的とする政府機関であり、非営利団体や州芸術機関、アーティスト個人に対する助成を行っている。NEA は、映画制作やゲーム産業などの営利コンテンツ産業を直接支援する立場にはなく、その役割は創造活動の持続性確保や地域文化基盤の維持にある。しかし、芸術家や表現環境を公共的に支えることで、創造的人材の育成や活動継続を可能にしており、結果としてコンテンツ産業の人材・創作基盤を間接的に下支えしている。

⑤ 国務省による人的交流支援

国務省教育・文化交流局 (ECA) が所管する Professional & Cultural Exchanges の中には、「TechWomen」プログラムや「International Visitor Leadership」プログラム (IVLP) 等を通じて、デザイン、デジタルメディア、コンテンツ制作など、創造産業に関わる国内外の人材が参加対象となる場合がある³²⁾。ただし、これらは芸術創作や文化振興を目的とする制度ではなく、経済外交・公共外交の文脈において、創造性を有する専門人材の交流を促進するものである。

連邦政府のコンテンツ産業振興についての小括

以上のように、連邦政府によるコンテンツ産業振興は、制作や流通、配信への直接的な財政支援を行うものではなく、国際市場への参入環境の整備、知的財産制度の確立、通商交渉や人的交流といった制度的・間接的な施策に重点が置かれている。コンテンツ制作そのものの資金は、基本的に民間投資や市場収益によって賄われることが前提とされており、連邦政府の役割

32) 日本在住の日本人も対象となることがある。例えば2024年のIVLPにはRCC中国放送のアナウンサー・中根夕希氏が参加した。

は、産業活動を下支えする枠組みを整える点にある。

この構造は、州政府および自治体におけるコンテンツ産業振興においても同様である。州・地方政府は、映画、映像、ゲーム等の制作活動を自ら主導して資金投入する主体ではなく、民間事業者による制作・投資が行われやすい環境を整備する役割を担っている。具体的には、制作活動に対する税額控除やリベート制度、ロケーション支援、スタジオやインフラ整備、規制調整、人材育成環境の整備などが、州政府・自治体による主要な政策手段となっている。コンテンツ産業の資金調達と事業リスクは一貫して民間が担い、州政府・自治体は、その投資判断を誘発し、競争条件を整えるための制度的・環境的支援を行っている。

以下では、この前提のもとで、州政府および自治体が展開してきたコンテンツ産業振興策、とりわけ税制措置や制作誘致政策の構造について整理する。

2.3 コンテンツ産業振興における州政府の役割

アメリカにおけるコンテンツ産業振興では、州政府が最も重要な政策主体として位置づけられている。映画、音楽、出版、ゲーム等の分野において、州政府は税額控除や助成金、人材育成プログラムなどを組み合わせ、地域の実情に即した施策を展開している。特に映画・映像分野に関する税制支援については既存調査が蓄積されている³³⁾ため、本稿ではそれらとは異なり、州の芸術政策・地域経済政策の枠組みの中で、クリエイティブ経済の基盤強化とコンテンツ産業振興を同時に図る取組に焦点を当てる。

以下では、①地域再生と結びついた税額控除政策、②アーティストを対象としたビジネス人材育成政策という二つの類型を代表する事例として、コロラド州およびモンタナ州・アイダホ州の取組を紹介する。

① 地域再生型コンテンツ・クリエイティブ支援

——コロラド州のコミュニティ再活性化税額控除制度の活用事例

州政府による税額控除は、歴史的建造物の保存や映画制作支援に用いられてきた政策手法であるが、近年では、文化芸術および創造産業を地域経済再生と結びつけるための統合的な制度設計として活用される事例が増えている。コロラド州の「コミュニティ再活性化税額控除 (Community Revitalization Income Tax Credit)」は、その代表的な例であり、芸術活動そのものへの補助ではなく、創造産業が成立・定着するための空間、住宅、地域インフラを資本整備によって供給することを政策目的としている。

2025年6月、Colorado Creative Industries (CCI) は、州内10件のプロジェクトを対象に、総額1,000万ドル（約15億4,400万円）の税額控除枠を付与することを公表した。対象プロジェクトはいずれも、視覚芸術・舞台芸術の制作・発表空間の整備と、手頃な価格の住宅供給

33) JETRO レポート「北米映画産業の市場動向等の調査 (2025年11月)」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2025/02/75d50bc3b3b0caee.html> (2025/12/1 最終閲覧)、ジェトロ米国調査レポート https://www.jetro.go.jp/reportstop/reports/n_america/us/ (2025/12/1 最終閲覧)、文化庁ウェブサイト内「日本映画の振興」 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/eiga/> (2025/12/1 最終閲覧)、「映画振興に関する懇談会」 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/eiga/eigashinko/index.html> (2025/12/1 最終閲覧) 等を参照のこと。

(いわゆるワークフォース住宅)、地域交流・教育機能を組み合わせた複合用途開発であり、創造的経済活動を地域に根付かせることを明確な目的としている。これら10件のプロジェクトにより、合計185戸の手頃な価格の住宅ユニットが供給されるほか、地域集会施設、託児サービス、多世代学習スペース等へのアクセス向上が図られている。以下紹介する、1926年築のワールズ・ワンダー・ビュー・タワーの再開発に見られるように、歴史的建築物を文化拠点兼創造的ビジネスのインキュベーション施設として再生する点も、本制度の特徴である。

・活用事例

ワールズ・ワンダー・ビュー・タワー（World's Wonder View Tower）は、1920年代の自動車観光隆盛期に建設された歴史的なロードサイド観光施設であり、当時は州東部平原を横断する旅行者に向けた展望塔兼展示施設として機能していた。高さ約20メートルの塔からは広範な景観を望むことができるとされ、周辺にはガソリンスタンドや売店、カフェ等を備えた複合的な観光拠点として整備されていた。建設者による個人的な収集物を多数展示するいわば「奇品博物館」としての性格も併せ持ち、地域のランドマークとして長年親しまれてきた（図表14）。

図表14 ワールズ・ワンダー・ビュー・タワー
Image Courtesy : Jeffery Beer



しかし、2010年代初頭に施設が閉鎖され、内部展示物が散逸した後、建物は老朽化が進行し、取り壊しの危機に直面することとなった。これを受け、地元住民や文化保存関係者を中心に、歴史的建造物としての価値を評価し、再活用を模索する動きが立ち上がった。州の歴史的建造物保護団体により「消失の危機にある歴史的資産」として位置づけられたことを契機に、保存・再生に向けた調査や構造評価が進められ、単なる保存ではなく、将来的な公共的利用を見据えた再生構想が検討されている。

現在構想されている再開発ビジョンでは、ワールズ・ワンダー・ビュー・タワーを、歴史的価値を保持しつつ、地域の文化的・創造的活動の拠点として再構成することが目指されている。

る。具体的には、地元アーティストやクラフト作家の展示・販売スペース、地域の歴史や物語を伝える解説展示、旅行者と地域住民が交流できるコミュニティ空間など、多目的な文化・交流機能の導入が想定されている。これは、文化施設単体の再生ではなく、地域の文化資源と創造的活動を結びつけることで、観光・交流・小規模経済活動を同時に喚起しようとする取組である。

このような歴史的建築物の再活用事例は、コロラド州のコミュニティ再活性化税額控除制度が想定する政策対象とも整合的である。同制度は、文化芸術施設そのものへの支援を目的とするのではなく、創造産業が活動するための空間や地域環境を資本整備によって形成することを重視しており、ワールズ・ワンダー・ビュー・タワーの再開発は、その象徴的な事例の一つとして位置づけることができる³⁴⁾。

この税額控除制度は単年度の施策ではなく、2025年から2029年までの5年間に合計5,000万ドル（約77億2,000万円）の控除枠を設定する中期的枠組みとして設計されている。個別プロジェクトは、1件当たり最大300万ドル（約4億6,000万円）、かつ対象経費の25%までの税額控除を申請できるが、採択は競争制であり、地域社会との関与度、経済的・社会的波及効果、事業の実現可能性などが総合的に審査される。ここで重視されているのは、芸術文化施設の整備そのものではなく、創造産業の担い手が居住し、就業し、事業化できる地域環境が持続的に形成されるかどうかという点である。

なお本制度は、2021年以降に実施された同州の「コミュニティ再活性化助成金（Community Revitalization Grant Program）」の成果を踏まえて制度化されたものである。前身の助成金プログラムでは、約9,800万ドル規模の助成が59件の資本整備プロジェクトに投入され、約58%が農村地域で実施されたほか、再生可能エネルギー戦略の導入や、低・中所得者向け住宅供給（報告ベースで約598戸）といった多面的効果が確認された。これらの実績を踏まえ、州は助成金による個別案件支援から、税額控除によって民間資金を呼び込み、創造産業と地域再生を同時に成立させる制度設計へと重心を移した。

こうしたコロラド州の取組は、クリエイティブ産業振興を目的とする地域再生政策の設計において、文化芸術政策で培われてきた空間形成、担い手支援、地域参加の知見を制度的に組み込み、助成から税制へと手法を転換した事例と位置づけられる。

② アーティストの事業化・自立支援

——モンタナ州・アイダホ州のアートビジネス人材育成プログラム

州政府がコンテンツ産業振興において果たしているもう一つの重要な役割は、アーティストを「自営業者・小規模事業者」として捉えた人材育成支援プログラムの実施である。

芸術・文化産業は自営業比率が高く、制作技術だけでなく、ビジネススキルを含めた支援が不可欠とされている。モンタナ州では、2009年以降、Montana Arts Councilが中心となり、

34) World's Wonder View Tower 公式サイト内「History / Vision」 <https://www.worldswonderviewtower.org/history>（2026年12月26日最終閲覧）。

エドリエヌ・キットリッジ博士により開発された「Montana Artrepreneur Program (MAP)」が実施されてきた（図表 15）³⁵⁾。

図表 15 MAP ロゴ



MAP は、アートを中心に据えつつ、物語構築、展示・発信、資金調達といった観点から、35 の実践的なビジネスツールを体系的に学ぶプログラムである。本プログラムは、現役アーティストが講師を務め、40 時間以上の大学レベルの授業とワークショップで構成されている。「持続可能な芸術キャリアは可能である」という考え方を軸に、芸術コミュニティとの関係構築、自身の作品や目的の言語化、支援者獲得戦略の構築などを重視している。2009～2016 年の参加者調査では、州外売上の平均 60% 増、純売上の 654% 増といった成果が報告されており、これまでに 500 人以上のアーティストのキャリア形成に影響を与えている。現在はモンタナ州政府商務省の「Made in Montana」プログラムとも連携し、芸術政策と地域産業政策を接続する取組として位置づけられている。

さらに近年このモデルは州境を越えて展開され、アイダホ州でも、Idaho Commission on the Arts が「My Artrepreneur Program」として実施されるようになっている。毎年州内の異なる地域を拠点とし、メンター制度を取り入れながら、アーティストが自立したアートビジネスを構築することを目標としている。売上増加やビジネススキルへの自信向上といった成果が確認されている。

まとめ 州政府の役割に関する整理

以上のように、州政府は、税制・財政手法を活用した地域再生型のコンテンツ・クリエイティブ支援やアーティストを起業家として位置づける人材育成・事業化支援といった事業を通じて、コンテンツ産業の基盤形成を担っている。

35) Montana Arts Council, “Art Works (formerly MAP),” <https://art.mt.gov/map> (2026 年 1 月 28 日最終閲覧)

—— 第3章 特筆事項および日本への示唆 ——

- アメリカの非営利セクターの文化支援システムは、連邦政府による直接支出を中心に組み立てられているのではなく、税制を通じた民間資金循環が中心であり、州・自治体による施設運営、助成、地域振興を軸に成立している。連邦レベルでは、スミソニアン機構や国立美術館、ケネディ・センター等が首都圏における象徴的文化拠点として機能する一方、NEA や IMLS 等は全国に対する再助成・モデル事業・専門性の共有を通じて、好事例の普及や基準形成（フィールド・ビルディング）を担う。このような全体構造を前提にしない限り、連邦予算額のみから米国の文化政策の規模や優先度を評価することは適切ではない。
- 文化観光については、NHA に見られるように、文化資源を観光資源として一時的に消費するのではなく、保存・運営・人材育成の仕組みそのものを地域に定着させている点が特徴である。文化観光を「来訪者数」ではなく「地域に残る機能」で評価する視点が重要である。
- 地方政府では、歴史的建造物や文化資源の活用において、制作・展示・起業支援を組み合わせることで、観光と文化保全と地域開発、コンテンツ産業振興を両立させている例がある。結果として、文化的・経済的価値を生み続ける基盤が地域に残る構造となっている。助成金プログラムの成功から税額控除への移行という方法論も含め、保存を目的化せず、持続的な活用モデルとして位置づける点は日本の文化政策への重要な示唆である。

● 主要参考文献・ウェブサイト ※機関順

1. 連邦政府・経済統計 (BEA / Census 等)

U.S. Bureau of Economic Analysis (BEA).
Arts and Cultural Production Satellite Account (ACPSA).
<https://www.bea.gov/data/special-topics/arts-and-culture>

U.S. Bureau of Economic Analysis (BEA).
Arts and Cultural Production Satellite Account, U.S. and States, 2023.
<https://www.bea.gov/news/2025/arts-and-cultural-production-satellite-account-us-and-states-2023>

U.S. Census Bureau.
National Population Totals and Components of Change.
<https://www.census.gov/data/tables/time-series/demo/popest/2020s-national-total.html>

2. 連邦文化関連機関 (NEA / NEH / IMLS 等)

National Endowment for the Arts (NEA).
Annual Reports & Budget.
<https://www.arts.gov/about/annual-reports>

National Endowment for the Humanities (NEH).
Grant Programs: Media Projects (Documentary, Digital Media).
<https://www.neh.gov/program/media-projects>

Institute of Museum and Library Services (IMLS).
IMLS Mission.
<https://www.imls.gov/about/learn-about-imls/our-mission-vision>

3. 州政府文化予算・州芸術機関 (NASAA)

National Assembly of State Arts Agencies (NASAA).
FY2025 State Arts Agency Revenues.
<https://nasaa-arts.org/research/fy2025-state-arts-agency-revenues/>

4. 自治体・非営利芸術セクター (Americans for the Arts)

Local Arts Agency Census (2015).
<https://www.americansforthearts.org/by-program/networks-and-councils/local-arts-network/facts-and-figures/profile-of-local-arts-agencies/2015-local-arts-agency-census>

Arts & Economic Prosperity 6 (AEP6).
<https://www.americansforthearts.org/by-program/reports-and-data/research-studies-publications/arts-economic-prosperity-6>

5. 民間寄附・フィランソロピー

Giving USA Foundation.
Giving USA 2025: U.S. charitable giving grew to \$592.50 billion in 2024, lifted by stock market gains.
<https://givingusa.org/giving-usa-2025-u-s-charitable-giving-grew-to-592-50-billion-in-2024-lifted-by-stock-market-gains/>

6. 国立公園局（NPS）内の National Heritage Areas（NHA）に関する情報

National Heritage Areas.

<https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/index.htm>

National Heritage Area Evaluations.

<https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/evaluations.htm>

National Heritage Area Evaluation Guide.

<https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/upload/NHA-Evaluation-Guide-2016-Final-MJR-9-21-16-match-update-saved.pdf>

Economic Impact of National Heritage Areas: Six Case Studies (2015).

https://www.nps.gov/subjects/heritageareas/upload/The-Economic-Impact-of-National-Heritage-Areas_Six-Case-Studies-2015-1.pdf

7. National Heritage Area 個別事例

Rivers of Steel National Heritage Area.

<https://riversofsteel.com/>

Schuylkill River Valley National Heritage Area.

<https://schuylkillriver.org/>

Santa Cruz Valley National Heritage Area.

<https://santacruzheritage.org/>

8. 国際通商・コンテンツ産業振興（連邦政府）

International Trade Administration (ITA), U.S. Department of Commerce.

Media & Entertainment Industry.

<https://www.trade.gov/media-entertainment>

Office of the United States Trade Representative (USTR).

Special 301 Report.

<https://ustr.gov/issue-areas/intellectual-property/Special-301>

9. 州・地域再生・クリエイティブ産業事例（コロラド州）

Colorado Creative Industries (CCI).

<https://oedit.colorado.gov/colorado-creative-industries>

World's Wonder View Tower.

<https://worldswonderviewtower.org/>

ドイツ連邦共和国の文化政策

秋野 有紀

第1章 予算

2025年の国レベルの文化予算(主務官庁)、国家予算、人口

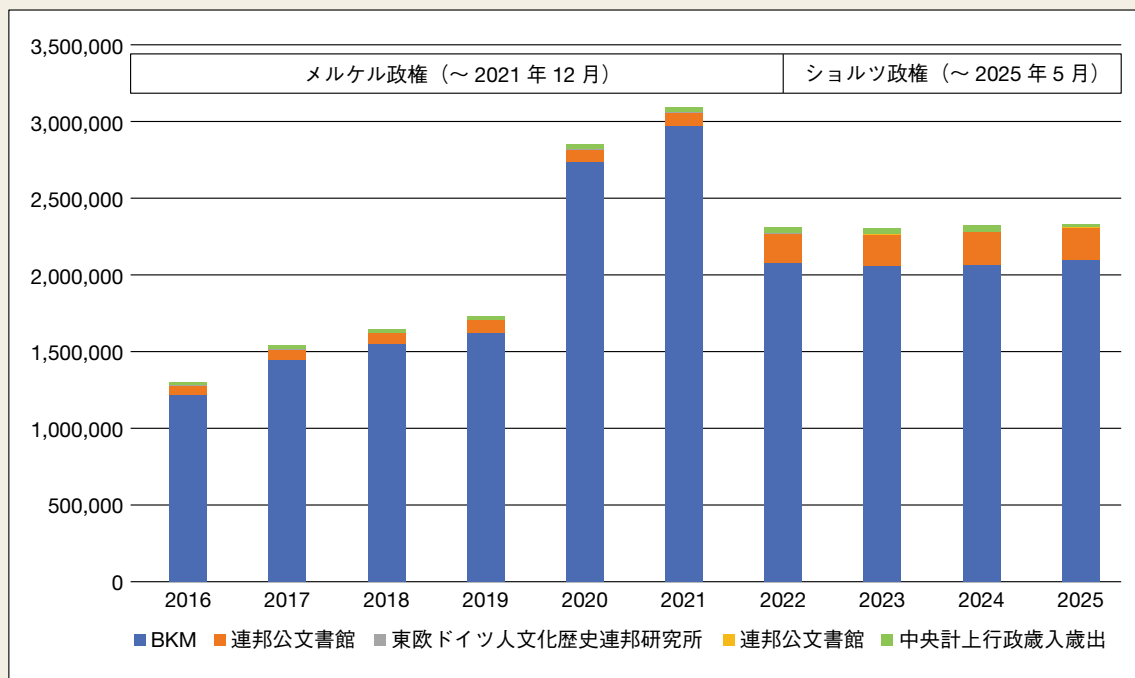
ドイツ連邦共和国（以下、ドイツと記す）の人口は、8349万1千人（2025年6月30日現在¹⁾）で、日本のおよそ3分の2である。2025年5月にフリードリヒ・メルツ（中道右派キリスト教民主・社会同盟、以下 CDU/CSU と記す）を首相とする大連立政権が発足している²⁾。

文化政策は地方主権型で推進され、文化振興に関する立法権は、国（連邦）ではなく州が原則的に独占している（「文化連邦主義（州の文化高権）」³⁾）。ただし、本報告書では主に日本の文化庁との比較を主眼とするため、以下では国政レベルの予算（主務官庁の文化予算とその他の政府機関の文化関係予算）を確認した後で、地方政府を含めた公的支出を見ていく。

2025年の「連邦予算法」は、9月30日にドイツ連邦議会で可決され、10月2日付官報にて交付された⁴⁾。2025年の国家予算総額は、5025億4613万5千ユーロ（約89兆9255億8124万円）⁵⁾で、うち「文化予算」は、23億3451万5千ユーロ（約4177億3811万円）である⁶⁾。1人あたりに換算した文化予算額は、28ユーロ（約5003円）で、国家予算に占める文化予算の割合は、およそ0.46%となる。政権交代はあったものの、ほぼ例年通りの水準である。

ここで言う「文化予算」とは、連邦レベルの文化・メディア行政の主務官庁である首相府文化メディア国务大臣（以下、BKM）⁷⁾の歳出予算⁸⁾と、その下部組織である連邦公文書館、東欧ドイツ人文化歴史連邦研究所、連邦美術管理庁の歳出予算を積算したもので、ドイツ連邦政府は、連邦予算法で国政レベルの文化予算を定義している⁹⁾。文化予算は、省・政府機関別個別予算「首相と首相府」（総額は40億4322万4千ユーロ、約7234.9億円）の中では約57.7%を占める最大の予算項目である¹⁰⁾。内訳は、推移のグラフ（図表1）に読みとることができるように、BKM予算がほぼ9割で、割合として極めて大きく、下部組織の予算は合計しても1割程度しかない。

図表 1 文化歳出予算の推移（単位：千ユーロ）



出典：ドイツ連邦財務省資料より、筆者作成。

1.1 特徴的な点

予算について、以下いくつかの特徴的な点を述べる。

1.1.1 投資予算——州と協働した文化施設への積極的投資

2025 年の文化予算審議では、第二次政府草案において、第一次草案に 5000 万ユーロを越える上乗せがあり、この額は文化施設建設費への投資であることが強調されている。建設措置については、連邦予算規則第 24 条第 1 項において、建設費・設備費・土地取得や資金調達等の実施計画を予め提出しなければならず、厳密な手続き要件が定められている。しかし重要性に鑑みて事後の予算編成により遅れを生じさせることは好ましくないと判断されたため、書類は揃っていなかったものの、議会手続きの枠組みによって非常に迅速に計上されている¹¹⁾。

メルツ首相となってから、ドイツでは積極財政・積極投資が掲げられており、債務ブレーキの見直しも行われた¹²⁾。それゆえ、文化政策のみが特別に積極的な投資傾向にあるとまでは言えないのだが、投資強化が予算上に如実に表れたことは、文化政策の「方向転換」「積極的な文化建設¹³⁾」として、業界に驚きをもって迎えられた。

2025 年文化予算成立に際し、首相府文化メディア国务大臣のヴォルフラム・ヴァイマーは、文化予算は「我が国の民主的基盤への投資」を意味すると述べ、「文化国民としての我々の自己理解の中核として、文化的豊かさと、多様性を持ったメディア¹⁴⁾のケアと維持を行う」文化予算の意義を強調、この姿勢にも積極的文化投資への姿勢が表れていた¹⁵⁾。なお、2025 年 11 月 14 日付連邦政府報道情報局プレスリリース 303 号では、すでに 2026 年予算（2027 年 1 月発効予定）についての説明があり、文化機関が効率的かつ省資源的運営体制構築をするための

「インセンティブ基金」(300万ユーロ)の新設に言及がある。これは既存の「全国的に重要な文化施設投資事業」を補完するものと見られ、修復・建設の際に経済的効率性や持続可能な環境への配慮を実装していくインセンティブ投資となると見られる¹⁶⁾。

備考 首相府の投資予算と文化政策

2025年の「文化予算」における投資総額は5億1445万6千ユーロ(1870万強増)である。連邦予算計画によると、「国内文化施設が採る投資的文化措置への補助金」の投資予算は、2025年以降の複数年予算として、20億841万3千ユーロ(約3593.85億円)が確保されている¹⁷⁾。予算委員会の承認を得て特別な事由が認められた場合を除き、すべての補助には、州、自治体、民間の適切な共同出資が必要である¹⁸⁾。この補助金は予算注記において、使途柔軟化¹⁹⁾と自主運営²⁰⁾が認められているため、単年度の額ではない²¹⁾。ドイツの予算には、複数年にまたがる柔軟な運用が認められる「柔軟化された予算」と単年度予算の原則を守る「柔軟化されていない予算」とがあり、首相府全体で2025年は約14.4%が「柔軟化された予算」である²²⁾。

他に主要なものとしては、「国家的に重要な不働文化財(記念碑)の保存・修復」があり、これは、本質的に重要な構成要素の保存・修復のための申請に基づく助成である。新築、歴史的な船舶、鉄道車両、航空機の修復や教会のパイプオルガンの修復および近代化等が対象となる。2023年実績値は、5478万ユーロ(約98億1843万円)で、2023年末日までに使用されなかった自己運営資金が、2億4016万3千ユーロ(約429.74億円)ある。2025年の計画としては3500万ユーロ(約62.62億円)が計上されている。この資金も自己運営が認められており、州、自治体、民間との共同出資を要する事業であるため、複数年にわたって執行される可能性がある。2024年には4750万ユーロが計上されており、2025年は減額であったが、その理由は前年度に一時的に多額の資金が充てられたためであるとされる。新規のものとして2025年には「ヴァイマル国民劇場」²³⁾に予算が計上されている。2025年分は、1039万2千ユーロ(約18.59億円²⁴⁾)で、2026年以降執行額としては、4852万7千ユーロ(約86.83億円)が計上されている。

他にも史跡保護に配慮したヴァイマル市庁舎の修復(「ヴァイマル古典主義財団」を通じて)など、複数の投資予算が計上されている。首都ベルリン²⁵⁾では、世界的博物館・美術館群である「博物館島」²⁶⁾などを所掌する「プロイセン文化財財団」への補助金の中に、2025年には「新国立美術展示館」²⁷⁾の新館建設投資として7700万ユーロ(約137億783万円)、博物館島に所在するペルガモン博物館の基本修復および拡張には、2025年は合計7193万ユーロ(約128億7115万円)、が計上されている²⁸⁾。これらも多年度予算である。

これらの多年度文化施設投資は、環境負荷を軽減する公共建築(ミュージアムや劇場は文化財扱いの古い建築物も少なくない)というドイツ政府がすべての領域で刷新を進めている投資路線の中にあるが、さらにドイツの博物館・美術館は、蒐集資料のデジタ

ル化（デジタル・アーカイブ構築）を進めており、デジタル文化資源による斬新な展示手法を駆使することでインタラクティブな展示空間の質を高めることに近年成功している。スマートフォンを利用した情報密度の高い多言語・年齢別といった多層的ギャラリーガイドの提供や、入館者管理手法²⁹⁾を標準装備し、毎年著しく近代化が進んでいる³⁰⁾。

1.2 BKM の文化歳出予算内の経年変化——連邦公文書館

上記図表 1 は BKM の文化歳出予算の推移である。2024 年までは実績値、2025 年は予算法として成立している計画値（予算として計上されている額。千ユーロ以下丸め）である。

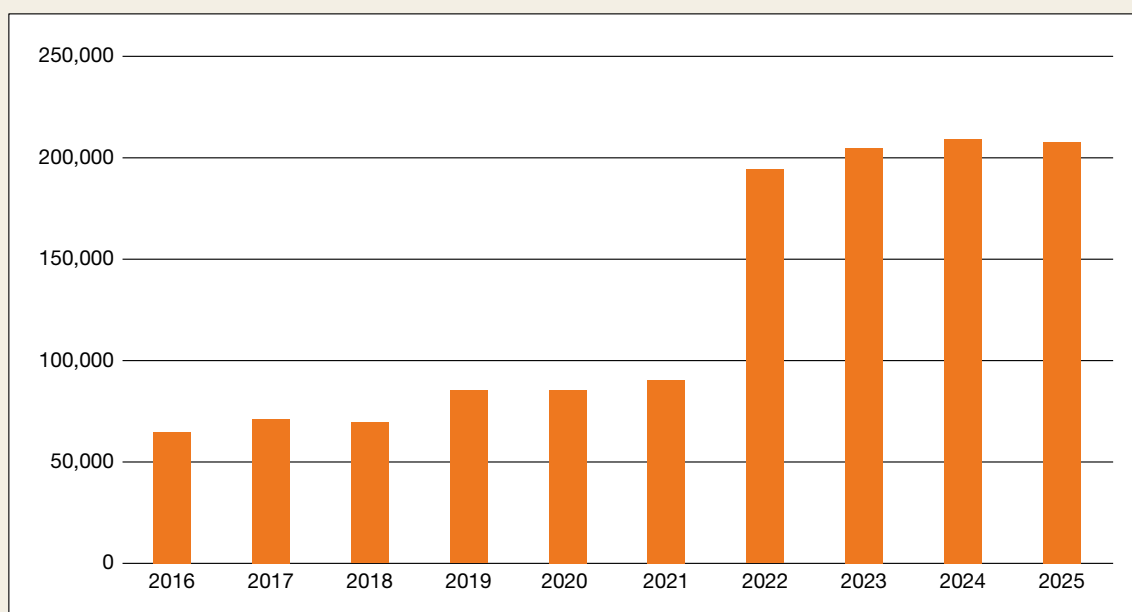
経年変化³¹⁾の内訳で特徴的な動きがあったのは、図表 2 の連邦公文書館の予算である。

2021 年の連邦公文書館の実績値は 9054 万 8 千ユーロで、財務省で予算を辿ることのできる 2016 年³²⁾以降、1 億を越えずにほぼ横ばいであった。2022 年に入ると、実績値で 1 億 9422 万 9 千ユーロへと劇的に増加し、2023 年以降は 2 億ユーロ強で堅調に推移している。

この背景には、旧東ドイツ時代の国家保安省（シュタージ）の文書の連邦公文書館への統合がある。社会主義の一党独裁政権下にあった旧東ドイツでは、シュタージが国民総監視体制を敷き、非公式協力者（IM）の密告を促すなど、住民同士の相互監視を徹底して行ったことで知られる。旧東ドイツ崩壊時、1989 年の秋頃からシュタージは、公文書の処分・破壊を試みた。再統一後、BKM のもとにシュタージ文書専門担当官が置かれ、シュタージが破壊を試みた数百万の文書の復元（シュタージ文書の再構築）や、デジタル・アーカイブ化などを通じての住民への自己情報へのアクセス保障が急務となった。

しかし 2007 年以降、この破壊されたシュタージ文書の仮想^{ヴァーチャル}再構築事業に 1700 万ユーロを

図表 2 連邦公文書館の歳出予算の推移（単位：千ユーロ）



出典：ドイツ連邦財務省資料より、筆者作成。

投入したものの、崩壊後約30年の間に復元できた文書は全体のわずか3.2%であった。人々が存命中に自分の記録を確認できないことが懸念されたために、当時、会計検査院はしばしば状況の改善を要求している。1995年から手作業で文書の再構築が試みられていた破壊文書（この間に約500袋から167万枚、全体の3.1%を復元）は、2007年に、ITの導入によって5年以内に全史料を経済的かつ効果的に再構築することができるかを検証する2年間のパイロット事業を委託、「パズルソフトウェア」を用いて、5年で全史料のヴァーチャルな再構築が可能と結論付けられた。だが、研究機関への委託事業が開始されたものの、当時のスキャン技術を用いて大量の史料を処理する工程は困難を極め、再構築できたのは全体のわずか0.1%であった。手作業よりも成果が小さく、会計検査院は「このペースでは完了までに約847年かかる」³³⁾、「失敗」³⁴⁾に終わったと評価し、BKMが改善策をとらずに大きな予算を使ったことを厳しく批判する事態となった。

こうした背景のなか、2016年には、連邦議会がシュタージ文書専門担当官を連邦公文書館に統合することを決議し、その法的根拠規定が2021年6月に発効、2022年10月の予算委員会でBKMは事業再開の意向を表明した³⁵⁾。シュタージ文書に関する任務が連邦公文書館に統合されたことで、連邦公文書館の拠点を旧東独州にも設置することとなり、10州、20都市、24の拠点へと拡大し、分散度も高められた。財務省の要請で「連邦公文書館マスタープラン2035」の策定に着手がなされ、連邦公文書館全体³⁶⁾の設備投資を含めた基盤強化³⁷⁾が促されることとなり、そのための一連の予算措置が執られている。

以上が、この急激な予算規模上昇の背景である³⁸⁾。会計検査院は、シュタージ文書再構築の可能な限りの加速化や、旧東独各州の記念館や教育プログラムと調和した広報事業の構想なども「改革」の一環として提案しており、この予算は破壊文書の復元以外にこうした使途も認められている³⁹⁾。

また美術管理庁も、2021年に新設されているため、この年から予算費目が新設されている（過去の報告書を参照されたい）。

文化関係予算の更なる精緻化の可能性

文化政策の主務官庁以外にも、文化に関連する予算を持っている省は少なくない。それらの予算は「連邦文化関係歳出」と呼ばれ、ドイツでは国内文化政策と対外文化政策とに分けて詳細な金額が首相府などの機関・省ごとに毎年の『財政報告』に公式に記載される（千ユーロ以上の表記）。なお財務省のデジタルダッシュボードでは、機関・省、予算機能、予算グループごとに整理したり経年変化を見たりと、インタラクティブに可視化することもできる。そのため、ドイツ政府の文化予算及び関連予算は、かなり詳細に把握することが可能である⁴⁰⁾。

ただし、『財政報告』では、首相府などの政府機関と連邦省のみが「国内文化政策」として扱われる予算の対象となっており、連邦予算法では「文化予算」として定義されている下部組織への予算（本稿冒頭で紹介した定義）は含まれていない（他方で、特別基金「気候・トラン

スフォーメーション基金」の額が入っている)。また実質的に文化政策に関心を寄せ、重要な政策課題として扱ってきた内容か否かという観点で見た場合、日本のアートシーンや文化政策でしばしば参照される「芸術家社会保険金庫 (KSK)」⁴¹⁾への連邦政府補助金も、「国内文化政策」で列挙されている予算に含まれていない点には注意を要する。

2.1 他省庁の文化関係予算——国内文化政策・対外文化政策

2.1.1 国内文化政策予算

まず公式に「国内文化関係歳出予算」の所掌官庁別額・割合・増減（2024 年実績値と 2025 年政府第二草案）（図表 3）と、種類（図表 4）を下記に列挙する。いずれも出典は『2026 年財政報告』の「国内文化政策の領域に対する連邦の歳出」で、2025 年に関しては第二政府草案段階での値である⁴²⁾。

政権交代によって、省自体の構成要素にも変化があったが（名称変更）、予算費目はほぼ踏襲されている。2025 年予算計画で顕著な動きを見せたのは、昨年までの報告書でも採りあげてきた「文化パス」である⁴³⁾。「文化パス」の 2025 年予算への計上額は、ゼロとなった。また、経済・エネルギー省に存在していた映画関連の予算が全て廃止されている。

図表 3 「国内文化関係歳出予算」の所掌官庁別額・割合・増減（単位：千ユーロ、％）

旧政府機関名称	2024 年実績値 (千ユーロ)	現政権の政府機関名称	2025 年 第二政府草案 (千ユーロ)	2025 年 割合 (％)	増減
連邦大統領	2,713	連邦大統領	2,000	0.082	△ 713
連邦議会	9,286	連邦議会	4,896	0.201	△ 4,390
連邦参議院	1	連邦参議院	20	0.001	19
首相・首相府	19	首相・首相府	91	0.004	72
文化メディア担当国務大臣	1,568,613	文化メディア担当国務大臣	1,551,057	63.560	△ 17,556
内務・故郷省	16,387	内務省	14,472	0.593	△ 1,915
司法省	287	司法省・消費者保護省	202	0.008	△ 85
財務省	937	財務省	950	0.039	13
経済・気候保護省	36,802	経済・エネルギー省	86,302	3.537	49,500
食糧・農業省	8,122	農業・食料・故郷省	9,230	0.378	1,108
労働・社会省	324	労働・社会省	430	0.018	106
デジタル・交通省	1,600	交通省	0	0.000	△ 1,600
国防省	4,495	国防省	5,387	0.221	892
家族・高齢者・女性・ 青少年省	31,515	教育・家族・高齢者・ 女性・青少年省	26,355	1.080	△ 5,160
住宅・都市開発・建設省 (2022 年より新規)	366,607	住宅・都市開発・建設省	390,439	16.000	23,832
教育・研究省	299,884	研究・技術・宇宙省	119,047	4.878	△ 180,837
気候・トランスフォーメー ション基金 (2022 年より新規)	24,995	気候・トランスフォーメー ション基金	229,413	9.401	204,418
総計	2,372,587		2,440,291	100	67,704

出典：『2026 年財政報告』273-274 頁より作成。

図表 4 「国内文化関係歳出予算」の種類詳細

連邦大統領		単位：千ユーロ 2025 年政府草案
	ドイツの芸術家援助	2,000
		2,000
連邦議会		
	歴史・その他の展示への支出	4,311
	ドイツ連邦議会の現代史アーカイヴ	310
	同時代美術作品の取得	275
		4,896
連邦参議院		
	芸術作品の取得（院内建築装飾用）	20
		20
首相・首相府		
	首相・首相府	
	様々な管理支出	91
		91
	文化メディア担当国務大臣（BKM）	
	文化事業一般	185,169
	国内文化振興	805,679
	プロイセン文化財財団	388,384
	ドイツ国立図書館	56,102
	ドイツの芸術家支援・振興	5,110
	歴史認識の育成	93,083
	連邦被追放民法第 96 条に基づく文化的諸施策および 国内少数民族特有の文化生活の振興	17,530
		1,551,057
内務省		
	社会と憲法	
	間文化的対話の促進（ユダヤ文化遺産の更なる発展） およびユダヤ文化基金	2,319
	統合と移民、少数民族と被追放民	
	ソルブ人民財団への連邦補助金	12,153
		14,472
司法・消費者保護省		
財務省		202
	ドイツ税関博物館（ハンブルク）支出	950
経済・エネルギー省		950
	イノベーション、テクノロジー、新モビリティ	
	コンピューターゲームの発展	84,800
	コンピューターゲーム賞	1,502
		86,302

農業・食糧・故郷省		
	地方開発連邦事業 他	9,230
		9,230
労働・社会省		
	障害者文化事業	429
	その他	1
		430
交通省		
		0
国防省		
		5,387
教育・家族・高齢者・女性・青少年省		
		26,355
住宅・都市開発・建設省（2022 年より新規）		
		390,439
研究・技術・宇宙開発省		
		119,047
気候・トランスフォーメーション基金（2022 年より新規）		
		229,413
		2,440,291

※ BKM の下部組織、および、芸術家社会保険組合への補助金は含まれていない。

出典：『2026 年財政報告』273-274 頁より作成。

先に投資の箇所で言及したように、ドイツの予算には、複数年にまたがる柔軟な運用が認められる「柔軟化された予算」と単年度予算の原則を守る「柔軟化されていない予算」とがある。文化パスは、「非柔軟化予算」であった。財政規律を守るために、非柔軟化予算で繰越資金が発生した場合は、キャッシュフロー上、翌年は首相府予算の中の他の費目の歳出削減により、削減されなければならない（『2025 年連邦予算計画』、S. 5）。こうした理由を勘案して、「文化パス」の 2025 年予算への計上額は、ゼロとなっている。ただし、文化パス強化という特定目的のための第三者からの収入があった場合には、その範囲内で超過支出を認められる⁴⁴⁾。すなわち、「文化パス」は緑の党の目玉政策であったが、政権交代によって廃止されたわけではなく、事業としては継続されている。なおこの予算は、若者への給付のみならず、システム構築などの管理・運営費にも用いることができる。

他方、文化パスのように、計上額がゼロとなったのではなく、費目自体がなくなった場合は、廃止と見なされる。経済・エネルギー省の中の映画関連の予算がこれにあたる。この背景は、連邦で映画振興改革を予定しているためであるとされる。

他方で、「連邦レベルでのコンピューターゲーム振興」の費目で予算計上額が 9000 万ユーロ弱増え（2024 年の実績値は、経済・気候変動省（当時）においては 3680 万 2 千ユーロ）、経済・エネルギー省の文化関係予算は、3680 万 2 千ユーロ（2024 年実績値）から、8 億 6302 千ユーロ（2025 年第二政府草案）、1 億 2265 万 3 千ユーロ（2026 年政府予算案）へと大幅に増

額へと向かう傾向を確認することができる⁴⁵⁾。

2.1.2 対外文化政策予算

以下は、対外文化・教育政策の領域に対する連邦の歳出である。

なお、図表5の外務省の対外文化事業には、諸外国に設置されているドイツ学校も含まれていることに注意されたい（ドイツ外務省の対外文化政策とは、対外文化・教育政策であるため）。

BKMの対外文化政策は、図表6のとおり（第二政府予算案による計上額⁴⁶⁾）。なお、対外文化政策にはBKMの数値の他に、さらに外務省や研究・技術・宇宙省等の対外文化政策予算がある。

対外文化・教育政策においては、二国間文化協働事業や、諸外国における文化協働事業、EUやユネスコ関連、文化財保全のための国際研究センター、国連の難民支援、国際的な音楽産業の推進、ドイツのイメージに関わる在外事業（パブリックディプロマシー）、国際博物館協働事業の促進など、より文化事業に関係の深いものから、次世代の研究者や大学生などを対

図表5 「対外文化・教育政策の領域に対する連邦の歳出」の所掌官庁別金額と割合（単位：千ユーロ、％）

現政権の政府機関名称	2025年 第二政府草案	割合（％）
首相・首相府 文化メディア担当国務大臣	432,018	19.18
外務省	1,178,582	52.35
内務省	41,781	1.85
教育・家族・高齢者・女性・青少年省	48,900	2.17
経済協力・開発省	61,081	2.71
研究・技術・宇宙省	488,948	21.71
	2,251,310	100

出典：『2026年財政報告』280-283頁より作成。

図表6 首相府（文化メディア国務大臣）の対外文化・教育政策歳出 詳細
（単位：千ユーロ）

首相・首相府（文化メディア国務大臣）	
国内文化機関・業務	475
ドイツの芸術家支援	4,710
国外におけるドイツの芸術家支援	4,010
投資補助	700
連邦被追放民法第96条関連文化施策、国内少数民族独自文化生活振興	1,333
東欧ドイツ文化・歴史の保護・評価促進	1,333
ドイツ文化財の保全・維持支援	0
海外放送（ラジオ・TV）	425,500
ドイチェ・ヴェレへの補助金	405,500
放送局ドイチェ・ヴェレの投資補助	20,000
	432,018

出典：『2026年財政報告』280頁より作成。

象とした奨学金（DAAD の奨学金には、音大生向けとそれ以外の大学生の枠の奨学金がある）や在外ドイツ人学校など、研究・教育により近い内容のものまで、幅がある⁴⁷⁾。

2.2 一般会計・特別会計、当初予算・補正予算などの金額

2025 年の一般会計の文化・メディア予算は、先述のように、23 億 3451 万 5 千ユーロである。2025 年予算法によると、現在ドイツ連邦政府の特別基金⁴⁸⁾は、「連邦軍」「インフラと気候中立」「気候・トランスフォーメーション基金」「2021 復興支援」の 4 種類である⁴⁹⁾。このうち文化予算に関係があるのは、「気候・トランスフォーメーション基金」（367 億 330 万 5 千ユーロ）の内数で、2 億 2941 万 3 千ユーロである⁵⁰⁾。

2024 年には 121 億ユーロのプラスとなった補正予算が組まれたが、文化メディアに関する予算には、特段の言及がなかった⁵¹⁾。なお、2025 年の予算計画の中には、2023 年末日までに使用されなかった予算の中に、2007 年の補正予算措置の金額が自主運用によって繰り越し続けられていることの記述があった⁵²⁾。

2.3 上記予算に係る決済額

決算額の最新の数値は、『2026 年連邦予算計画草案』による 2024 年のもので、図表 7 のとおり⁵³⁾。

なお、先にも触れたようにドイツには柔軟化予算と非柔軟化予算（予算の単年度主義を厳守）や「包括一括削減措置」があるために、計上額と実績額とは必ずしも一致しない。

また予算法には、連邦予算の各機関への寄与率（その機関の財政全体における自主財源と連邦補助金の比率）が掲載されており、連邦政府の補助金への依存度や、自主財源と補助金が機関の財政に占める割合について、透明性の高い情報開示がなされている⁵⁵⁾。

図表 7 2024 年の決算額（単位：千ユーロ）⁵⁴⁾

	2024 年決算額
BKM 及び事業部門の中央管理歳入歳出見積り	40,033
BKM（文化メディア担当国務大臣）	2,071,664
連邦公文書館	209,337
東欧ドイツ人文化歴史連邦研究所	2,000
連邦美術管理庁	3,780
合計	2,326,814

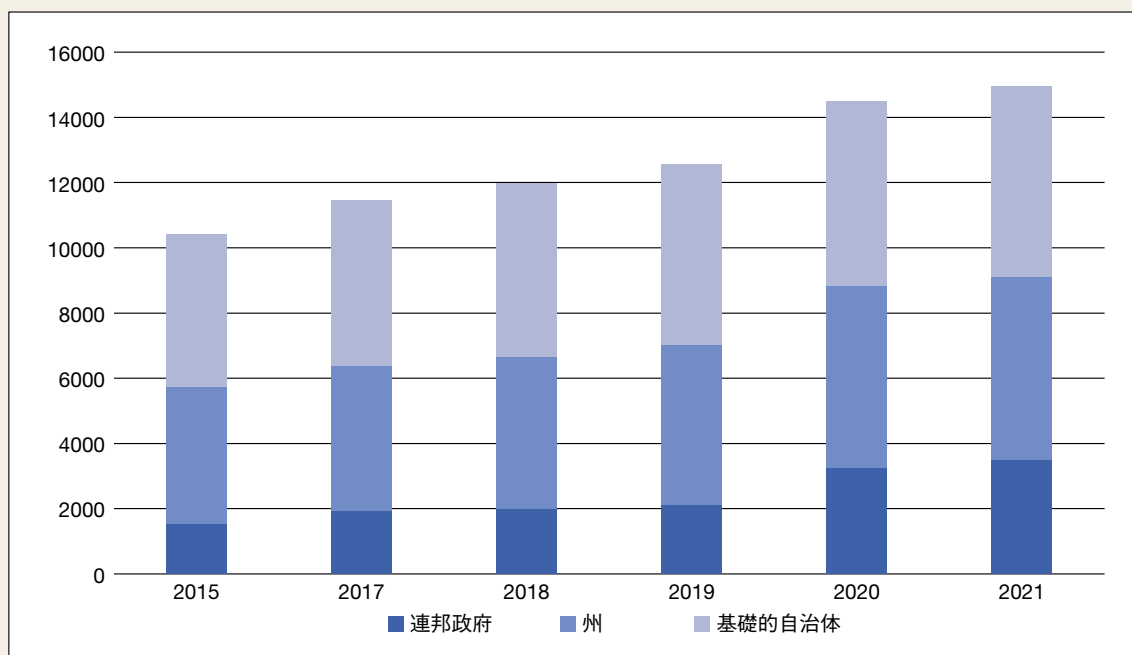
出典：『2026 年連邦予算計画草案（首相および首相府）』、SS. 71-148 より作成。

地方公共団体の「文化支出」

本節では、連邦政府、州政府、基礎的自治体の「公的文化支出」の推移を示す。地方公共団体の文化支出については、隔年で連邦・州統計局による『文化財政報告』が公表されている。

先にも少し触れたように、ドイツの文化政策の最も重要な原則は、「州の文化高権」（文化に関する立法権は、州に属す）と「文化活動は第一に住民主体」「文化政策は第一に自治体の政策である」（補完性の原則）という「文化分権主義」にある⁵⁶⁾。文化財政統計の制度化と専門化も、歴史的に州政府が連邦政府に先行してきたため⁵⁷⁾、州や自治体と連邦政府とを同じ基準で扱う際には、『文化財政報告』の数値を用いることになる⁵⁸⁾。

図表 8 文化への主体別公的支出の推移（単位：百万ユーロ）

出典：連邦・州統計局（編）『2024 年文化財政報告』（最新）^{59）}

大きな違いを述べると、第一に、前述の連邦財務省が用いる文化予算構成要素（前述の連邦予算法による BKM と下部組織への歳出予算を積算した定義）と、統計局が定義する『文化財政報告』の公的文化支出の構成要素とがまず異なっており、後者は業務領域に基づき積算される（図表 9）。

なぜ『文化財政報告』の「文化支出」は業務領域に基づく積算なのかというと、ドイツ財政統計の予算体系における「文化」の定義がかなり狭いという事情が、この背景にはある。連邦・州・自治体の財政統計上の予算体系における厳密な定義では、「文化」に大学付属図書館や博物館のような学術的図書館・博物館は含まれておらず、対外文化政策も含まれない⁶⁰⁾。この報告には、BKM、州文化大臣会議議長、ドイツ都市会議議長が署名している共同序文があり、そこには「エヴィデンス・ベースの文化政策（EBKP）は、質が高く信頼性の高い統計に基づくことが極めて重要である。」と述べられている。『文化財政報告』はいわば文化政策の立案・評価・検証のために、実質的に文化に対すると見なしうる公的支出を包括的に把握する必要性から現状把握をし、分析するものなのである。それゆえに、政策立案者、行政、団体、市民社会に有効な基礎的データを提供するためのドイツ全土の文化統計の基盤のひとつと位置付けられている。こうした意図による調整および推定の結果、『文化財政報告』の構成要素は図表 9 のようになっている（それゆえに、予算体系に則った「文化予算」

図表 9 連邦・州統計局『文化統計報告』における公的「文化支出」の構成要素

2021 年現在(最新)（単位：百万ユーロ）	
劇場・演劇・音楽振興	4,614
図書館および公文書館	1,791.8
博物館・美術館/コレクション/展示	2,879
文化遺産の保護および維持	739
対外文化案件	731.2
公立美術大学	712.1
その他の文化振興	3,109.7
文化関連行政*	363.4

出典：連邦・州統計局（編）『2024 年文化財政報告書』（最新）、テーブル 4。 *連邦は無回答。

ではなく「公的文化支出」と呼ばれている点に注意されたい)。公的文化支出の分析においては、厳密な財政統計上の狭義の定義には含まれない学術図書館や博物館、対外文化政策に加えて、「文化領域への教育支出」も含まれる。ただし専ら文化に特化した機関のみが対象に含まれ(公立美術大学等)、公立大学や市民大学での関連教育事業は含まれていない⁶¹⁾。

さらには、「文化領域」とは別建てで、「文化隣接分野」という項目も、設けられている。自治体において重要な支援分野である市民大学その他の生涯教育、教会関連事業(聖歌隊等)、放送局・TVへの支出が把握されている(先の推移の図表8は、「文化領域」への支出推移であり、「文化隣接分野」は含めていない。これらは公式にも「文化支出」には含まれていない)。映画振興については、同様の集計が不可能であるとされ、統計ではなく別途詳細な情報が記載されている⁶²⁾。

これらの「文化」の定義は、基本的には欧州連合(EU)の定義に拠る。だが、ドイツ特有の調整点として、建築補助、書籍・出版支援は対象外としている。これは、ドイツの公的文化支出においてほとんど役割を果たしていないためとされる(割合が小さい)。他方でEUの定義には入っていないものの、ドイツでは文化領域に含むものに、動物園と植物園がある⁶³⁾。そのため、国際比較を行う場合には、公式発表の名目額を見るのみならず、少なくともその内実たる各国の公的文化支出の構成要素を揃えることが極めて重要となる(通貨が異なる場合は、文化に対する姿勢ではなく為替変動や国内インフレ率も影響するため、購買力平価によるドル換算を行う等も本来は考慮素材となろう)。

第二に、『文化財政報告』では「基本資金」という考えを採っている。「基本資金」とは、特定の業務領域における公的予算による補助必要額を意味する。つまり、特定の業務領域支出からその業務領域が公共的・非公共的分野から得た歳入を引いた額のことで、実際の財政負担(補助必要額)を厳密に把握する意図がある⁶⁴⁾。

なお、本章で扱った文化予算・文化関連歳出予算、地方文化支出については、直近では2023年の数値を『令和5年度 文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業 諸外国の文化政策等に関する調査・研究報告書』103-112頁に記載しているので、比較の際には併せてご覧いただきたい。

以上の点を踏まえると、日本の地方文化行政との予算・費用比較の可能性としては、額の比較を行って何を示唆・明らかにしたいかによって、背景要因となる構成要素(対外文化案件や公立芸術大学や、文化ホールではなく劇場機能を持った公立劇場のそもそもの分布数や構成人員数の差)を踏まえた上で、分析する観点の設定がまず必要である。また、日本の地方公務員で文化を担当されている職員が、必ずしも文化のみに専任であるわけではないがゆえの人件費の扱いについても、文脈を踏まえた考察が必要となる。

参考までに、過年度までの様々な報告書での数値をもとに日独のおおまかな比較を行うと(金額ではなく割合を見てほしい)、日本は市町村/基礎的自治体の拠出割合が大きく、ドイツは州と自治体の割合が均衡している。州レベルと自治体レベルの二層のレイヤーで地方の文化政策・機関が支えられていることになる。金額内訳には実質的なその文化機関の業務課題を遂

図表 10 日独の過年度までの公表報告書に基づく主体別比較⁶⁵⁾

単位：億（円/ユーロ）				単位：円/ユーロ		
	国	都道府県/州	市町村/自治体	合計	1人あたり （国）	1人あたり （総額）
日本 円	1,076	1147	4406	6,629	867.0	5332.6
%	16.2	17.3	66.5			
ドイツ €	44.16	70.04	63.02	177.23	52.3	209.8
ドイツ 円	7286.4	11556.6	10398.3	29242.95	8625.0	34615.2
%	24.9	39.5	35.6			

出典：日：数値は、令和4年度（2022年）現在。国は令和4年度文化庁予算。地方は『令和5年度地方における文化行政及び令和4年度文化関係経費の状況について』P38。独：数値は、2021年現在。連邦・州統計局『文化財政報告2024』文化と文化隣接領域の総計で連邦政府のBKMのみの額（約23億ユーロ）とは異なる。

行するための人件費などを含めたインスティテュートとしての文化「機関」の分権的な配備を文化政策の責務としているか、活動内容は家計に任せたり、事業ごとの公的補助で行い、文化行政の責務の中核は文化「施設」の配備と自己理解しているかの差が如実に表れてくる。どちらが好ましいかというのは、その国の文化・芸術の醸成文脈や経済・市場思想のあり方によるが、「文化政策」「文化行政」と言った際のこうした文脈や意味内容の差も、比較の際には踏まえておかなければ、数値だけをとり上げて表面的な「優劣」を語り、結局その地の文化生態系を破壊するような制度や施策輸入になるために、細心の注意が必要である。

また近年、ウクライナ戦争によるエネルギー高騰で、国立の博物館でさえ光熱費をクラウドファンディングしたという報道は、日本でも大きな注目を集めた。展示などの事業については実績による予算査定や第三者資金によるファンドレイズ、投資運用による自己資金形成の工夫が検討されようが、安定的な文化的なインフラの整備・提供と最低限のサービスの社会格差のないアフォーダブルな価格帯での提供という側面は、伝統的には公的な文化政策の「公共性」の根幹とされてきた部分である（民間経済活動で行える活動であれば、公共政策の一領域として文化政策が存在しなければならない理由はないため）。文化や芸術になぜ公共政策が携わる必要があるのか、という分野への正当化事由のみならず、その分野での活動に必要とされる構成要素を分解し、安定的インフラ整備、サービス提供等、どの次元のものを「公共」の政策（補助金支給含む）の射程に入れるのかも、現代社会的な文化政策の存在理由を考える上で、整理する必要があるだろう。そのうえで、自国で公的に文化政策が関与すべきと定義された責務に関しては、ドイツ同様、「補助必要額」という概念を用いて、ボトムアップで必要最低額を査定する手法を採用する可能性も、検討しうるだろう。

第2章 重点調査項目

ドイツは2026年1月に新たな国家観光戦略を公表したが、本稿執筆時点では策定中で文化観光について確認できなかったため、ここでは公益的性格をもった文化機関の文化観光と資金

循環の事例として自治体取組を紹介する。

クラスターブランディング・メガイベントによる資金循環

1.1 フランクフルトのミュージアム

フランクフルト・アム・マイン市（以下、フランクフルト市と記す）は、ドイツの中央よりやや南西に位置する人口約 73 万人弱（2025 年 8 月現在⁶⁶⁾）のドイツ第 5 の都市である⁶⁷⁾。欧州のハブ空港があるフランクフルトは国際金融やメッセの都市としても知られ、世界有数の多文化都市である（ヘッセン州に所在するが、州都ではない）。

2025 年のフランクフルト市の歳出総額は、54 億 7292 万 3 千ユーロ（内、税収が 75%）で、歳入総額は、55 億 6266 万 7 千ユーロである。費目「文化・余暇・スポーツ」の歳出は、3 億 1393 万 3 千ユーロで、市の歳出総額に占める割合は 5.64%、歳入額は 5197 万 7 千ユーロで、全歳入に占める割合は 1%にも満たない (0.95%)⁶⁸⁾。「文化」への「補助金必要額」⁶⁹⁾は、2024 年が 2 億 1759 万ユーロ、2025 年が 2 億 1072 万ユーロである⁷⁰⁾。文化政策は文化・学術局（以下、文化局と記す）が、文化行政は文化課が所管しており、文化局の長は政治家が務める。市政選挙では文化政策も大きな争点となる⁷¹⁾。

周知のようにフランクフルト市は、ドイツ自治体文化政策の成功事例として名高い。1970 年に当時の文化局長ヒルマー・ホフマン（社会民主党）が、「万人のための文化（Kultur für alle）」を政策理念として掲げ、その後 20 年にわたる任期中に政策が助成対象とする「文化」の概念を従来の芸術を中核とするものから生活文化・大衆文化にまで拡げた⁷²⁾。

他方で、今日ではフランクフルトの文化シーンの代名詞となっている「ミュージアムの河畔」の整備が進んだのもホフマンの時代であった。ドイツにはミュージアム・クラスターを形成することで、個々のミュージアムを点ではなく「面」としてブランド化し、多くの文化観光客を惹きつけてきた都市が少なくない⁷³⁾。ベルリンであれば、プロイセン王国時代からドイツ建国期にかけて整備された「博物館島⁷⁴⁾」、ミュンヘンであれば、「クンスト・アレアル（美術地区）」⁷⁵⁾、ドレスデンであればアルテ・マイスター絵画館やゼンパー・オペラ座、城博物館が集まるツヴィンガー宮殿一帯、そしてフランクフルトであれば、「ミュージアムの河畔」が知られている⁷⁶⁾。

1.1.1 ミュージアムの河畔⁷⁷⁾

フランクフルトの市街地と南のザクセンハウゼン地区の間には、二つの地区を隔てるようにマイン河が流れている。図表 11 は、マイン川沿いの主要文化施設の一覧で、マイン河の兩岸に建つミュージアム群とその地域一帯が「ミュージアムの河畔」と呼ばれる。これらは、教養や財産を資本とした市民たちが 19 世紀に創設したもの（私設財団のシュテッデル美術館・リーピークハウス彫刻館）や、有産市民の邸宅を 1980 年代に市がミュージアムに改修・転用したものから成る（世界文化の家、映画博物館、応用美術博物館、連邦通信博物館等）。

点在していた民営・市営のミュージアムを集積地区（面）として整備し、一種のクラスター

を形成する「ミュージアムの河畔」の整備には、それに先立ち、世論の可視化が施策を妥当とする根拠を提供した⁷⁸⁾。1980年6月にフランクフルト市観光課の委託でアレンスバッハ世論研究所が『都市のイメージに関する調査』の結果を発表した。この調査は、市政がどの領域を強化することが最も効率的であるかを分析したもので、劇場やコンサート・ホール、ミュージアム、展示場等の分野ごとにフランクフルトの居住者と非居住者（観光客・出張者）とにアンケートをとっている。「まちの文化的アイデンティティに資するもの」を尋ねた回答で、地元住民は高い割合で旧オペラ座とミュージアムを挙げた一方で、非居住者に「フランクフルトで魅力的なもの」を尋ねた質問ではミュージアムの割合が極めて小さかった。この結果から、様々な文化施設の中でも両者のギャップが大きいミュージアム領域に政策資源を投入することが、住民の愛着に應えると同時に、非居住者にもミュージアムに意識を向けてもらえるようになれば文化都市としてのフランクフルトの認知度をさらに強化しうるため、高い政策効果が見込まれるとの結論が導かれた。実際1979年にはフランクフルト史上初めてミュージアムへの来場者数が100万人を超え、ミュージアムには期待が寄せられていた。1980年代には都市の名声や企業誘致への期待が絡み合い、ミュージアムを整備する一種の国際都市間競争が生まれてはいたものの、フランクフルトではこの調査結果がミュージアムの領域全般の整備に力を入れる直接的なエヴィデンスとなった⁷⁹⁾。こうして「ミュージアムの河畔」整備に市政がより一層の力を入れていくことが決まり、それは1981年度予算案において前年比12%増という数値に如実に表れていく。

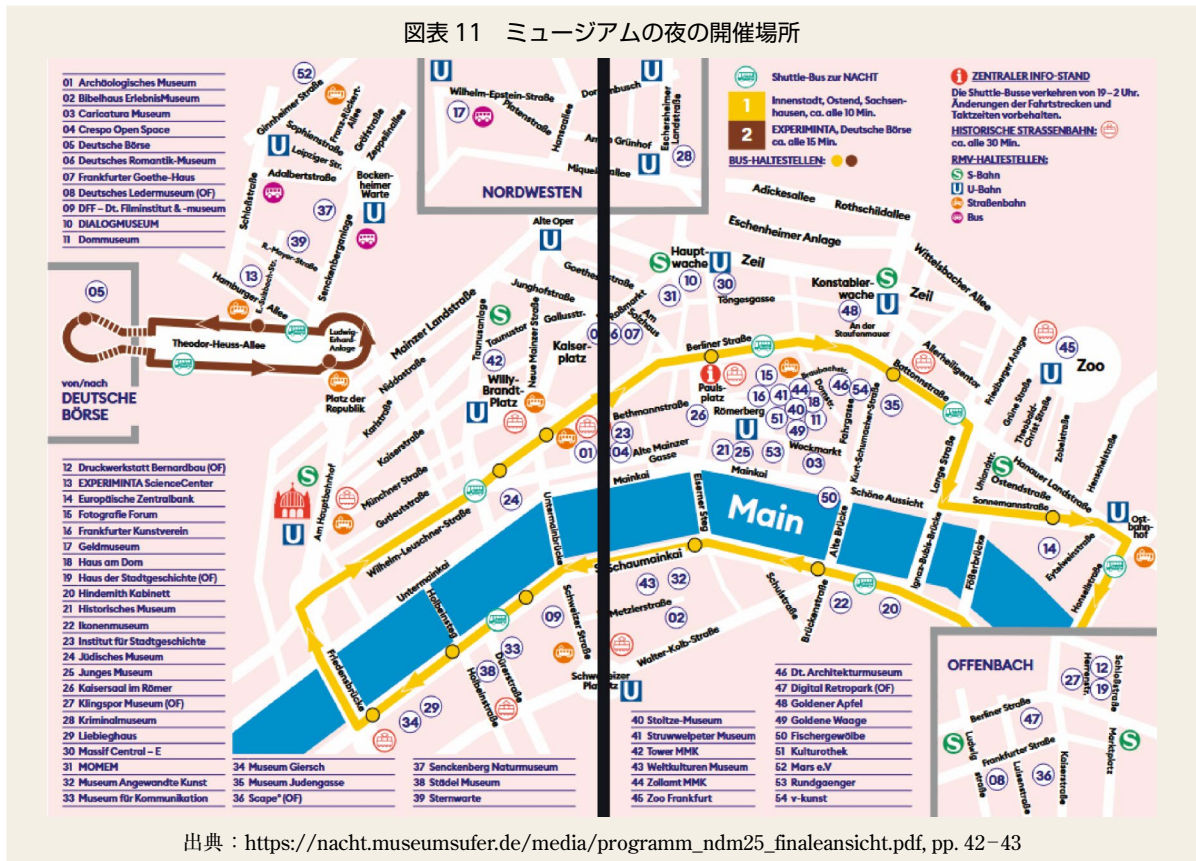
1.1.2 ミュージアムを拠点としたメガイベント

フランクフルトには今日、この「ミュージアムの河畔」を舞台とする大型のイベントが二つある。一つは、「ミュージアムの夜⁸⁰⁾」、もう一つは「ミュージアムの河畔フェスト⁸¹⁾」である。前者は一晩で4から5万人、後者は3日（金曜15時から日曜深夜まで。3日とも深夜まで開催）で100から300万人を動員してきたメガイベントである⁸²⁾。「ミュージアムの河畔フェスト」は、2025年に25周年を迎えた。

1.1.2.1 ミュージアムの夜

「ミュージアムの夜」は、中欧諸国では今日「ミュージアムの長い夜」という名称で最もよく知られている大型イベントで、落日の遅い季節を選んで開催されている⁸³⁾。1997年にベルリンで始まり多くの来場者を集め、今日世界各国で、約120を越える自治体が開催している。フランクフルトでは1999年に始まり、来場者は毎年およそ4万人で安定している⁸⁴⁾。フランクフルトは隣接するオッフェンバッハ市⁸⁵⁾と共同開催しており、2025年は5月10日であった。他の自治体は夏季に開催するのが通例である⁸⁶⁾。その日はまちのほぼ全てのミュージアムやギャラリーが通常の開館時間である17時にいったん閉館し、その後19時から翌2時まで再び開場する⁸⁷⁾。各館は来館者向けのガイドやワークショップのプログラム、パーティ、コンサート等を多数提供し、関心はあるが行動のきっかけをつかめない潜在的な来館者層に、お祭り気分ミュージアムに不慣れな他の人たちに混ざって「下見」をする機会を提供する狙いがある⁸⁸⁾。中心部から離れた場所にも訪れやすいように、夕方からはシャトルバスや船が運行する。

図表 11 ミュージアムの夜の開催場所



出典：https://nacht.museumsufer.de/media/programm_ndm25_finaleansicht.pdf, pp. 42-43

参加費は17ユーロ（割引は12ユーロ⁸⁹⁾）で、これには40を越えるミュージアムや文化施設、ギャラリーへの入場料とバス、マイン河を渡る船の交通運賃が含まれる（2026年1月現在⁹⁰⁾）。

1.1.2.2 ミュージアムの河畔フェスト

他方「ミュージアムの河畔フェスト」は、2000年に開始され、2025年に25周年を迎えた。毎年8月最終週の週末に開催され、移民の背景を持つ住民の舞台等も上演されており、ミュージアムと多文化のストリート・フェスティバルを組み合わせたような催しとなっている。有料イベントにアクセスする場合は、7ユーロ（2025年）のボタン（図表12）が入場パスとなり、例年3万個程度購入される。期間中の来訪者は、100から300万人で、天候によって変動する⁹¹⁾。

1.2 動員型イベント文化への批判

公益性の高いミュージアムを拠点としてこうした動員型のメガイベントを行う動きは、欧州で積極的福祉国家路線が終焉を迎え文化予算も削減・凍結が進んだ1980年代頃を境に増加した。こうした動きは往々にして文化政策やミュージアム教授法の専門家から「イベント文化」と揶揄される。時間をかけて作品をじっくり味わい、深い教養を身に着ける鑑賞方法のような「本来あるべき」ミュージアムとの向き合い方⁹²⁾とは対立する、なりふり構わぬ「表層的な」メガイベントで観光客を動員し不足する予算を埋め合わせようとしている、と見なされるので

図表 12 2025 年のミュージアムの河畔フェストのフライヤー



出典：Tourismus + Congress GmbH Frankfurt am Main (TCF)：Quartalsbericht 3/2025, 2025, P. 28。

ある。

しかしこうした見解は、新しい現象の表面しか見ていない。というのも実は、これらのイベントの背景には、文化観光収益を日常的なミュージアム・サービスの資金へと循環させる巧みな工夫があるためである。資金循環の背景には、ミュージアムのメガイベント⁹³⁾のみならず、観光客向けのミュージアム周遊券、住民向けミュージアム周遊券の存在がある。これら3つの要素が連動することで資金循環が機能している。すなわちミュージアムそれぞれを単体で売り出すのではなく、クラスター全体を面として「ミュージアムの河畔」としてブランディングし⁹⁴⁾、欧州のハブ空港であるフランクフルト空港に降り立つ旅客に、メガイベントでその存在を周知する。そして数日の滞在でも効率的にこのブランド化されたミュージアム・クラスターを周れるように周遊券を用意し、その売り上げを積み立てていくのである。

こうした工夫は、住民や観光客に対してミュージアムの敷居を下げるると同時に、地域のミュージアムが一緒に共同財産を形成する機能も持つ。というのも、上述の2種類のカードの売上、そして「ミュージアムの夜」と「ミュージアムの河畔フェスト」の売上は、実費を引いて収益の3分の1⁹⁵⁾が「ミュージアム協働基金」に積み立てられるためである。フランクフルトのミュージアムはこのコンビネーションで、毎年約3億円弱⁹⁶⁾を自分たちで協働基金に積み上げ（運用は行わない）、制度化された予算（年次予算⁹⁷⁾。後述「備考」参照）では賄われない展示事業や、非常勤のミュージアム教育員たちの人件費および媒介事業⁹⁸⁾への資金源としている。日常的に住民がじっくりと時間をかけて多種多様な事業を享受し、展示を楽しむ環境をこうして保障すると同時に、次なる動員型ブロックバスター企画展へのシードマネーとしてスポンサーを呼び込む。基金からの資金提供があるという「お墨付き」は、企画実現の確実性と公共的な質を保障する役目を果たすため、スポンサーも集めやすくなる。この二点が基金の存在意義である。

1.3 公益的文化機関拠点型文化観光——敷居を下げ、ミュージアムと都市をブランディングする

3つの要素のうち周遊券に目を向けると、年間共通入場券「ミュージアムの河畔カード⁹⁹⁾」と2日間有効の周遊券「ミュージアムの河畔チケット¹⁰⁰⁾」がある。前者は、シングルチケット89ユーロ、ファミリーチケットは150ユーロ¹⁰¹⁾で、市内39のミュージアム、展示会場、その他の関連施設の常設展・企画展に加えて今述べた二つのフェスティバルを1年間楽しむことができる¹⁰²⁾。後者は、シングルチケット21ユーロ、ファミリーチケット32ユーロで市内39のミュージアム、展示会場、その他の関連施設の常設展・企画展を2日間楽しむことができる（両方とも『アート・カレイドスコープ』という美術雑誌も年4回付く）。前者は、住民の個人的な購入の他に贈答用に使われることも多く、ドイツ全土にある様々な施設への年間入場パスの中でも最大の年間売上を誇る¹⁰³⁾。「ミュージアムの河畔カード」は18歳以上の住民¹⁰⁴⁾とビジネス層¹⁰⁵⁾を主な対象として、市内の様々なミュージアムを利用しやすくする効果があり、「ミュージアムの河畔チケット」は2日間で効率よくミュージアムを訪問したい旅客向けである¹⁰⁶⁾。

2025年11月にフランクフルト市でヒアリングをしたところ、大型集客イベント「ミュージアムの夜」と「ミュージアムの河畔フェスト」¹⁰⁷⁾は、これらのカードとチケットを売るためのブランディング戦略であり、とくに「ミュージアムの河畔フェスト」は2日間有効の「ミュージアムの河畔チケット」を売るために構想されていると明言されていた。実際、導入の際には、市にある全てのミュージアムやギャラリーにインパクトを与えることができ、商用あるいは観光でフランクフルトを訪れる人々の行動に働きかけ、彼らが数日から長期にわたってフランクフルトに滞在し、ミュージアムを利用するよう促すような施策デザインがオーダーされている。

市内のミュージアムは地域の文化的生活の拠点としての責務を果たすべく住民に対しては手厚いサービスを提供してきた。だが他都市の住民の、あるいは、国際的な知名度はそれほど高くなかった。国際金融都市という認知は「経済の都市」のイメージを前面に出してしまい、芸術や文化の都市としてのイメージを後景化させていた。国際ハブ空港の旅客が市内に宿泊せずトランジットで通過していくことも少なくなかった。ミュージアムの魅力を発信することでこの状況を変え、ミュージアムを訪れたいという理由で宿泊する観光客・滞在客が増えれば、一館一館に正規の入場料を払って複数訪れてもらうよりも売上が小さくなることはあるかもしれないが、他方で少なくとも市内のホテルやレストラン等にも波及的な経済効果をもたらす。いずれにせよミュージアムは開館しているだけで、何人利用しても一定のコストがかかる。よほどの混雑を招かない限り、非競合的・非排他的に同時に複数の人がサービスを享受できる準公共財であり、一定規模までは費用逓減産業である。それゆえ、開いているのであればある程度利用してもらった方が経済的に「効率的」だと判断しうる公共施設である¹⁰⁸⁾。こうしてデザインされたのが、これらの工夫なのである。

1.3.1 メガイイベントと年間パス+周遊チケットで共同財源を作る資金循環の仕組み

ミュージアムの河畔事業を市の文化課で担当するケレ氏によると、2000年前後に市内（市営のみではない）のミュージアムの協力体制が始まったという。文化政策においてその際開発した2つのプロダクトが「ミュージアムの河畔カード」と「ミュージアムの河畔チケット」で、とくに後者は観光客やビジネス出張層を念頭に置いてデザインし、柔軟にミュージアムを利用できるよう工夫したという。そしてフランクフルトのミュージアムが文化課と協働して、これらのカード・チケットを売った売上が協働基金に積み立てられ、ミュージアムが支援されるという循環が描かれている。市営のミュージアムのみならず、私立のミュージアムともネットワークを形成し合意する必要があったため、当初は16館のみが参加したという。

「ミュージアムの夜」は市が運営しており、収入は市に入る。これは年間カードのマーケティングを意図して始めたという。「ミュージアムの夜」を通じて、年間カードを持っていればその夜のイベント（「ミュージアムの夜」のみの参加費は公共交通を含め17ユーロ）のみならず、1年間すべてのミュージアムに入れると宣伝するのである（年間入場券である「ミュージアムの河畔カード」は「ミュージアムの夜」に先行して誕生）。ミュージアムは年間カードを販売してもそのまま自館の収入にできるわけではない。売上はいったん市に集められ、その夜の来場者数やプログラムの数に応じて、プロジェクト支援として再分配される。1999年に小さな規模で始まり、毎年春に夏の本格的シーズンが始まる前に「文化のシーズンがこれから始まる」象徴的イベントとして「ミュージアムの夜」で盛り上げる¹⁰⁹⁾。「ミュージアムの河畔フェスト」やクリスマス・マーケットとは異なり、多数の来訪者が一か所に集まることはなく39館が点在しているため、セキュリティコストのような巨額の出費はかからず、余剰がでるという。チケット販売はイベントエージェントが行うため、そうしたコストを引いた収益がミュージアム協働基金に積み立てられる¹¹⁰⁾。

「ミュージアムの河畔フェスト」は、ツーリズム・コンGRESS有限責任会社が運営しており¹¹¹⁾、参加者は7ユーロのボタンを買う（図表12参照）。金曜の夜から日曜まですべてのミュージアムに入れ、比較的安価である。ミュージアムは、自館で売った分を収入にすることができる。交通規制等も行い巨額のセキュリティコストがかかるため、こちらは余剰の積立としての貢献度はほとんどないという。

資金循環については、ミュージアムの河畔カードとチケットの売上と、「ミュージアムの夜」の売上の3分の1がミュージアム協働基金に積み立てられる。なぜ3分の1なのかというと、チケットを売って来館者情報を分析・管理するエージェントへの支払いや、年4回発行するミュージアム冊子『アート・カレイドスコープ』の制作費にまず3分の1を充て、さらに3分の1は、ミュージアムの河畔カードを売ったミュージアムにインセンティブとして入るといふ。それらを引いた残り（3億円弱）が、協働基金に積み立てられる。なお共同基金からの支援は、複数のミュージアムの協働事業が対象である¹¹²⁾。原則的には展示事業が対象で、展示と一緒にやる媒介事業やシンポジウムも対象になるものの、展示が多いという。

備考 「市営」ミュージアム——市の支援の範囲（運営費交付金）と2種類の基金

フランクフルト市は、ミュージアムを8館¹¹³⁾運営している。これら市営のミュージアムは、ドイツ語で「市のミュージアム (städtische Museen)」と呼ばれる。他方で文化課の補助金を部分的に年間費用に充てているミュージアムも存在する。例として法人格が財団でオーガナイズは財団が行っているものの市の補助金も受給しているシュテューデル美術館がフランクフルト市でもっとも有名である。

フランクフルト市の「市営」の意味は、市は8つのミュージアムに関して「warmes Haus (暖かいハウス)」の提供をしていると表現される。「施設」空間の運営管理維持費と「機関」として有機的に機能させるための人件費を意味する。具体的には、水道、電気、セキュリティ等、ミュージアムを動かすためのインフラストラクチャーとして必要な諸費用、および、ミュージアムがその責務を果たすのに必要な人件費（常勤職の調査研究・修復・教育員等）を指す。ミュージアムはこの範囲に対しては、制度化された予算を得ることができ、この費用は競争的資金ではない。そのためこの費用を得るために展示回数や来館者等の数値目標を立てたり、その実績の証明をする必要はない¹¹⁴⁾。つまりこの予算の部分は「指標ベース」ではなく、「ファクトベース（ミュージアムを動かすためにいくら必要か）」での予算査定となっている。

他方でミュージアムは「機関（インスティトゥート）」であり、そこに「施設」として存在するのみ（ハコモノ）では、本来の機能・役目を発揮できない。市営のミュージアムは、ハード面は整えられているが、ソフトを充実させるためには展示活動を行い、地域住民や地域外からの来訪者と出合わせる（媒介）活動も行う必要がある。

先に述べた制度化された予算のカバー範囲（≡運営費交付金）のみでは、ミュージアムが展示や媒介の活動を行うことを可能にするための資金がない。それゆえにミュージアムの館長と職員たちは、第三者資金を集め入場料で資金を賄う。第三者資金というのは、民間（個人や企業）のことで、展示を支援する多様な財団がフランクフルト市には存在している（国際金融都市フランクフルトには、豊かな伝統を持ったメセナがある）。何百年も前から資金力のある市民たちは市の文化機関に対して責任を担い、資金を提供してきた。

だが実際には市も2種類の基金を設けて活動支援も行っている。一つは、20年以上前に創設された「ミュージアム活性化基金」である（展示活動と媒介活動のみ対象）。2023年は140万ユーロ（約2億1903万円）¹¹⁵⁾であった。運営と人件費に加えての追加的予算という性格のもので「ミュージアムを今一度支援するため」「動かすため」¹¹⁶⁾の枠組みと位置づけられている¹¹⁷⁾。年間予算にこの基金からの支援を想定して組み込んでいるミュージアムもいくつかあり、原則的には審査制であるものの、半ば慣習的に¹¹⁸⁾受給できる性格の資金となっているという。展示を準備する際には数年かかるため、1年前に突然予算のあてがないという状況に陥ることを回避するための現実的対応であり、自治体レベル

ではコミュニティのアクターとの「信頼」に基づき状況をよく把握したうえで文化政策・行政を推進しているため、文化課もミュージアムの状況を見て配分を判断することができるという。つまり市は、最低限のインフラ運営費と人件費のみを支援しているのではなく、ソフト面を充実させる支援も一定程度は行う状況にある。この基金は、毎年文化予算からの定額支援枠となっており、ここにメセナや寄付を加えることはなく、100%市予算である。

第二の基金は、公益的な性格を持った文化機関への資金循環の仕組みとして、本稿で採り上げた事例で、「ミュージアム協働基金」と名付けられている。申請に基づき、事業ごとに毎年配分される。こちらは、収入ベースの基金である。2024/2025年予算では、175万ユーロ（約3億1314万円）が計上されている¹¹⁹⁾。歳入構成は、予定収益額を170万ユーロ（約3億420万円）としており、「ミュージアム・カード、ミュージアム・チケット（原文ママ¹²⁰⁾）、およびミュージアムの夜のイベントでのチケット販売収益によってさらに増加する」¹²¹⁾と記されている。

フランクフルト市では、歳入の約半分以上を営業税が占め、所得税も税収の少ない割合を占める。つまり企業と高所得者にとっての魅力ある立地¹²²⁾であり続けるための投資が都市にとっては極めて重要で、文化予算を削ることで都市の「魅力」が低下することは、ニューヨークやロンドンへの企業や高所得層の流出を促しかねず、国際都市間競争での「敗北」を意味する。いずれにせよ相対的にそれほど大きな額ではない文化予算¹²³⁾を削ることで、それよりも大幅な税収減に陥っては本末転倒である。そうした意識から文化予算・機関の自己収益率のみを見て性急に判断することはない（後述のエコノミック・フットプリントの考え方や数値も参照）。このロジックを当地の行政担当者はしばしば口にする。

1.4 ツーリズム・コンGRESS有限責任会社の設立背景——経済的自律性の担保

市の委託事業を時限的にではなく、毎年同じ会社に委託することは問題視されないのかと尋ねたところ、フランクフルト・ツーリズム・コンGRESS有限責任会社はかつて市の観光課の一部署であったという。市の役所では事業で稼ぐことは認められず、予算は収支相償が原則である。そのためたとえ動員型のイベントで収益を上げられても、それを手元に置き運用して他の事業に再投資することが、市はできない。こうした経緯から一定程度の経済的自律性を持つことができる有限責任会社化を1995年に決めたという。「ミュージアムの河畔フェスト」に限らず、一般的にツーリズム・コンGRESS有限責任会社のメガイイベントには、セキュリティ会社を始めとして業務サポートをするサービス会社が欠かせない。そうした会社を官僚主義的にではなく迅速に決定でき、収入も生み出せるため、有限責任会社化が有効であったという。

ツーリズム・コンGRESS有限責任会社は、フランクフルト市が唯一の株主であり、2026年の歳出予算は、約1850万ユーロ（約34億1658万円¹²⁴⁾）で、そのうち約32%（約600万ユーロ）が文化予算である。

ロ＝約 11 億円 808 万円）は、サービスやフェスティバルの売上を通じた自己資金でまか
なっている。税を元手にした公費財源は 1237 万 3000 ユーロである（約 22 億 8504.5 万円）。
このうち、市が拠出する予算が 294 万ユーロ（約 5 億 4295.9 万円）、宿泊税収入から割り当て
られる予算が 743 万 3000 ユーロ（約 13 億 7272.6 万円）、MICE 分野向け予算割り当てが 200
万ユーロ（3 億 6936 万円）となっている¹²⁵⁾。

なおフランクフルトは中世から大市の伝統があり、国際的なメッセ都市として知られる。
メッセの時期には市内のホテルはほぼ満室で、近隣都市まで含めて宿泊先は熾烈な争奪戦とな
る。市内では、普段 1 万円弱のシングル・ルームさえもダイナミック・プライシングで 1 泊
20 万円近くまで上昇する。こうしたメッセや学会等の大型会議（MICE 誘致と振興¹²⁶⁾）を引
き受けているのが、ツーリズム・コンGRES 有限責任会社の一部門であるフランクフルト・コ
ンベンション・ビューロー¹²⁷⁾である。宿泊費には文化振興賦課金（宿泊税）がかかり、市の税
収に繋がる（後述）。高額の宿泊費でもビジネス客がこぞって滞在する国際メッセ都市のブラ
ンド力はそのまま、芸術文化を支える資金の土壌にもなっている。

1.5 ミュージアム協働基金の両義性

他方でヒアリングでは以下の留意点も述べられた。協働基金は、ミュージアムの総支出額と
比較すると小規模である点、ミュージアムは来場者数によって市に分配金を請求できるもの
の、それはもしもその人数分の正規料金が払われていたら得られたであろう収入と引き換えと
なる点である。それゆえに市が分配金を通して補償するものの、それは 100% をカバーできる
だけの額ではない。

他方でその代わりに、分配金に加えて展示事業のために協働基金に申請をすることができ、
これは「さらなる補償、あるいは、ポジティブに表現すれば、この連合に参加することで得ら
れるメリット」であるという。なぜなら包括的にブランディングされたミュージアムの河畔を
構成するミュージアムのひとつとして、市と一緒にマーケティングをできるスケール・メリッ
トが大きいからである。市の態度としては、追加の財政措置としての規模感は控えめに言っ
ておかなければならないが、ミュージアムの河畔という共通基盤での包括的ブランディングの効
果は大きいという位置づけであった。

文化振興税分配のための根拠——公益的なミュージアムの 都市観光経済への寄与

このように各館で見れば、（正規料金でもそれだけの動員が見込めるとしたら）機会費用が
かかっており、それだけの動員があれば本来得られたはずの収入と比べると、減益の感は否め
ない。他方で俯瞰的に見れば、都市観光と密接に結びついたミュージアム・ブランディング
は、文化観光効果や文化都市ブランディング効果がある点も見落とすわけにはいかない。

フランクフルト・ツーリズム・コンGRES 有限責任会社の発表によると、2025 年第三四半

期もフランクフルトの観光統計は堅調に推移し、7月と8月には年間で最多の来訪者と宿泊数を記録、特に2025年8月は統計調査開始以来、過去最高の実績となった。すべての年齢層にフランクフルトの活き活きとした街のイメージを提供し、この実績に貢献した市の祭りのひとつとして、食文化のフェスティバル等と並んで、ミュージアムの河畔フェストもここに挙げられている。公益的な性格を持ったミュージアムは、フランクフルト市の観光に対して大きく寄与している存在として認められている¹²⁸⁾。またナイトタイムエコノミー調査によると、ナイトライフで定期的に出かける場所として、回答者（来訪者と住民との両方を対象としたアンケート）の28%が、劇場やミュージアムといった文化機関を挙げている¹²⁹⁾。4人に1人が利用していることから、文化機関はフランクフルトの夜間経済の魅力の源泉として重要なインフラのひとつだと言える。日中の活動と同様に、ナイトタイムエコノミーは付加価値、雇用、税収を生み出す。

特に宿泊は、通称「文化振興税」（都市によっては、宿泊税やベット税、あるいは、シティ・タックス等の呼称を採用）と呼ばれる一定の賦課金を生み出す。これはドイツでは地方税で、都市税収となる。フランクフルトは2018年に宿泊税（宿泊費に掛ける割合であり、定額制ではない）を導入し、当初は観光目的の旅客のみ対象だったが、2025年10月からビジネス旅客にも課すようになった。フランクフルトではこの宿泊税の一定割合を文化振興の財源としている。

この税収を管理しているのは市の財務局で、分配にあたっては、市議会議員、市参事会員、ツーリズム・コンGRESS有限責任会社、商工会議所、ドイツホテルガストロノミー等ステイクホルダー業界団体から成る「観光評議委員会」が配分割合と対象を毎年協議の上、決定している¹³⁰⁾。文化、観光、都市マーケティング・経済、スポーツ等の分野に分配するため、文化の代弁者として協議の場には文化局が出席する。2025年11月のヒアリングによると文化への配分割合はこの税収全体の20-25%で堅調に上昇し、現在は25%とのことであった¹³¹⁾。レストランやホテルと並んで文化も観光に寄与していることが承認され、「ミュージアムの河畔」のような包括的ブランディングが持つ波及効果への評価が、この数値には表れている。

宿泊税は、文化課に直接ではなくまずは文化局に配布される。そして政治（文化政策）が事業に対する優先順位を決定してから、執行機関である文化課に配布される。優先順位を検討するにあたり、現場に近い文化課が提案は行うものの決定権は文化局が持っている。つまり観光にどれだけ寄与しているか、観光客動員がどれだけあったかという数値的なエヴィデンスに応じて比例配分するのではないため、政権によって例えばミュージアムと劇場の優先順位が変わることはありえる（予め宿泊税の25%の中から舞台が何%、ミュージアムが何%ということは決まっておらず、年によって変動する）。

この宿泊税からの配布財源は、観光を促進するような「事業」にしか使えず、ミュージアムの改修・建設等の投資資金や人件費としては使えない。事例としては2026年に2～3か月間シュテッデル・ミュージアムでモネの大規模展覧会が予定されており、この展示とこの展示に関わる全てのものはこの財源から一定の固定額として振興されるという。知名度の高いモネの

展示には大勢の観光客動員が見込まれ、観光への訴求力があるためである。文化課は、どの展示が観光客を集めそうかという点を考慮し提案を行うという¹³²⁾。

2.1 エコノミック・フットプリント調査報告——プロイセン文化財財団ミュージアム研究所

メガイベントを通じてミュージアム集積地区^{クラスター}（面）を内外にPRし、ブランディングされたミュージアム群への共通入場券の購買を促進し、こうして一体となって生み出した収益の3分の1にあたる年約3億円を活動への追加財源として資金循環させる——この工夫は他方で、館の財政総支出額や市の歳出予算に見る巨大な公的資金投入に比べてささやかな貢献にすぎないように見える。

だが文化政策研究や政策分析では、周辺領域・関連領域も含めた波及的経済効果にまで射程を広くとって状況を分析することが重要である¹³³⁾。2025年6月にプロイセン文化財財団ミュージアム研究所が公表したドイツのミュージアム（およそ7000館弱）を投入産出分析¹³⁴⁾によって統計的に分析した約80頁の『ミュージアムのエコノミック・フットプリント調査』¹³⁵⁾は、国際的にも大きな注目を集めた¹³⁶⁾。この報告書は、ミュージアムへの公共投資（補助¹³⁷⁾）の費用対効果の高さ（付加価値、雇用創出、税収等の公共財政への還元）を数値化し、ミュージアムは個人の教養や娯楽のための場であるのみならず公共投資への一定のリターンと雇用を生み出し、地域経済に貢献する経済活動主体でもあることを実証的に示している。

従来、ドイツの文化機関および文化政策は、「民主社会の基盤」という自己理解で、文化領域の社会的意義を強調してきた。経済的効率性（収益）や政治的合法性（規範）、社会的規範性（慣習・秩序・安定）と並び、文化や芸術の領域の持つ特有の合理性（対話）——芸術や文化を通じて既存の社会秩序（常識）を批判的に問い直す契機を人々に提供したり、現状を多角的な観点から考察し、対話によって多様な価値観をもとに新たな社会規範を合意形成する——は、民主的に社会をよりよく形成していく土壌となる領域であると期待を寄せてきた¹³⁸⁾。単に美しいもの、心地よいものに触れて心を豊かにするという視点とは異なり摩擦や論争を呼ぶ作品に向き合わざるを得ないにせよ、文化資本をすでに持った層のみならずあらゆる人が視覚リテラシーや自己の表現力を磨き、社会に多角的な問いを投げかける力を養成することで絶えず民主社会をよりよく形成していく一員としての力を獲得していけるよう、文化機関へのアクセスはアフォードブルな価格帯で保障されねばならず、その目的のために公的な文化予算の投入が正当化されてきた。

真偽やソースの定かではないフェイクニュース等の情報が溢れる今日、特にミュージアムは様々な社会的施設の中でも「信頼価値」を担うものとしてその価値を再認識されるようになっている¹³⁹⁾。エコノミック・フットプリント調査はこうした「信頼価値」に加えて、文化機関および文化政策に従来認められてきた社会的意義を経済的な観点（経済価値）から補完する調査とされている。

具体的に明らかにされた数値は以下の通りである。2023年、ミュージアムに対する公共投

図表 13 2023 年ミュージアムへの公共投資約 56 億ユーロが生んだ効果

ミュージアム活動	ユーロ	雇用創出 (10 万 6000 人)	財政貢献 (公費還元)
直接効果	約 45 億	3 分の 2	約 3 分の 2 (* 観光等ミュージアム外活動 も含めた場合を 100 として。)
間接効果	約 16 億	20%	
誘発効果	約 33 億	17%	

出典：Der ökonomische Fußabdruck von Museen, SS.6-7.

資（補助）約 56 億ユーロに対し、ドイツ国内 7000 館弱のミュージアムはその活動により、国内総生産（GDP）に対し 94 億ユーロの付加価値を創出し¹⁴⁰⁾、常勤換算で 10 万 6000 人分の雇用を創出し、37 億ユーロの財政貢献をした¹⁴¹⁾。1 ユーロの公共投資で 1.7 ユーロの付加価値¹⁴²⁾が創出された計算になる¹⁴³⁾。そのためこの公共投資は「健全」との評価を受ける。

付加価値は具体的には、①ミュージアム活動（ミュージアム自体に関連の高い活動）と、②ミュージアム来館者がミュージアム外で行った消費活動から成る。①は、さらに、1) ミュージアム自体の活動が生み出す付加価値・雇用（直接効果）、2) ミュージアムの活動に関与するサプライチェーンの活動（ミュージアムが商品やサービスを購入。間接効果）、3) ミュージアムで給与を得ている従業員が行う消費活動（誘発効果）から構成されている。94 億ユーロの内訳は、1) 約 45 億ユーロ、2) 約 16 億ユーロ、3) 約 33 億ユーロとされる。雇用については、3 分の 2 はミュージアム自体で創出されており、20%は商品搬入やサービス提供の業界において、17%は従業員が消費活動を行う業界（小売り、レストラン、サービス産業）において創出されている。財政貢献というのは、税や社会保障費等の支払いによって公共の財政に還元される額のことである。およそ 3 分の 2 が戻っている。

さらに文化観光の目的地としてミュージアムに連なる関連経済活動の効果（②）を見ると、およそ 18 万人（常勤換算）の雇用を支え、ミュージアムを訪れる観光客がそれを契機としてミュージアムの外で行う消費活動（交通、宿泊、飲食、買い物等）においては、1 ユーロの公共投資に対し、2.4 ユーロの付加価値創出がある。財政貢献はミュージアム訪問に付随する観光を含めて計算すると 57 億ユーロになり、公共投資より公共財政に戻る額の方がやや多くなり、ミュージアムへの公共財政において投資と還元は均衡する結果となっている。

なお、資金調達（ファイナンス・ミックス）に関しては、自己資金、外部資金（運営費交付金および建設・改修事業のための公的・民間からの長期投資資金）、第三者資金（期間限定の事業のための公的補助金、民間寄付・スポンサー・会費・財団資金等＝民間であるか公営であるかを問わず競争的資金）の 3 種類に大まかに分けられる。ミュージアムの自己資金は、大きく目的事業、収益事業、資産管理に分かれる。目的事業とは入場料・ガイド・イベントの売上、収益事業とはショップやガストロノミー、スポンサリング、短期の施設貸出（短期賃貸）を指す。資産管理は、資本利得、長期賃貸、著作権収入のことである。調査対象のミュージアムの総収入に占める自己資金の平均は 20%、外部資金は 60%、第三者資金は 11%である。来場者が 10 万人を超える大型ミュージアム（サンプル数 25）では、自己資金が約半分弱を占め、

第三者資金が4分の1、外部資金が5分の1（運営費交付金が11%、公的・民間投資が9%）、その他の収入となっている¹⁴⁴⁾。

フランクフルト・モデル——文化機関を中核とした地方創生に向けた示唆

フランクフルトではミュージアム自身が積み上げる基金から、今日では年間およそ約3億円弱（2023年度¹⁴⁵⁾）規模で、各ミュージアムがこの資金を初期費用としてさらにスポンサー資金も獲得できるよう市もサポートを行っている。この場合の市の貢献は、予算という面ではたしかに小さい。だが域内のミュージアムのイニシアティブ¹⁴⁶⁾に対し基金化という制度設計を行うことで、年次予算に組み込めない重要な事業の持続可能性を支える「枠組み」を用意したことを評価できる。このようにして一見安易な動員型のイベントに見える事業と周遊カード・チケットとの組み合わせで積み立てた基金が、各館がファンドレイズするスポンサー資金を呼び込み、日々の展示や媒介（事業費やそれを提供している非常勤の媒介員の人件費）の重要な資金源となってゆく。

プロイセン文化財財団ミュージアム研究所が示したように、ミュージアムの活動は、その過程で直接・間接・誘発的に大きな経済効果を地域社会にもたらす。日本ではこれまで、その国を代表する大規模有名ミュージアムの成功例が紹介されてきたが、フランクフルトの事例は、まずは日本の政令指定都市規模の地方都市とミュージアムの関係を再検討する上で参照事例となろう。文化機関が拠点となってドイツの地域経済に生み出す雇用や付随サービス消費と誘発効果は、日本でイメージするならば大学があることで生まれる経済圏と似ている。大学同様の「機関」としての文化創造拠点形成は、雇用と文化活動関連サービス消費を生み出す拠点として見込める上に、フロー型の文化観光効果もあるため、公益的な性格をもった文化施設が「文化創造産業基盤の形成」という手法によって日本でも地方創生に資する潜在性は極めて高い¹⁴⁷⁾。

こうした工夫は財政難と国際的な新自由主義的競争という時勢の中で登場したため「イベント文化」や「商業主義」と批判されがちである。だが結果的に、広告や動員型のブロックバスター展示で突出する大型のミュージアムのみに生き残りの道を開くのではなく、大小様々なミュージアムがお互いをライバル視せず、なだらかに地域のミュージアム環境の醸成に向かって協力する土壌を用意した¹⁴⁸⁾。多くの住民の嗜好に合い、採算が取れる施設のみを持っていれば、地域はコストを最小化できる。しかしその場合に準備できるのは、住民の「現時点の」嗜好の範囲内での多様性である。コストと引き換えに多様性の幅をどこまで犠牲にするかは、その地域が各々の意思と将来への責任において選択してゆけばよいが、フランクフルトは大型で国際競争力のあるミュージアムも小さなミュージアムもともに同じ地域で生き残ろうという、ある意味で「非効率な」仲間意識で結びついている。けれどもこの「非効率な」多様性が生み出すユニークさがあってこそ、「ミュージアムの河畔」というある種サイトスペシフィック

く文化的環境が生まれ、そこを舞台とするイベントに3日間で数百万人規模の来場者を惹き付けてきた。公益的な性格を持つ文化機関であるからこそ¹⁴⁹⁾、継続的に一定の質の文化的サービスを提供していく使命を忽せにし、目先を変えただけの一過性の動員に終わらせることは許されない（民間事業者が商業活動としてできることを公共機関・行政で行うことには正当性がなく、競合した際に民営圧迫として訴訟に発展しかねないため。採算性は高くないが芸術性の高い映画を上演するために自治体映画館を設置した際は実際、行政訴訟となった）。他方で、採算計画を度外視した運営を続けていては、持続可能性に行き詰まりを迎える。

ミュージアム同士が地域の中で予算や来館者の獲得にしのぎを削るのではなく一緒に生き残れるよう連携することで、来場者に対しては有名な施設のみならずフランクフルトのミュージアムの多様性を楽しむ環境を提供し、ミュージアム自身の活動に対しては必要な資金を積み立てる。文化機関は、活動そのものを通じて、波及的に地域経済を支える。

日本においてもフランクフルト・モデルを参照例として様々な工夫を検討しうる可能性は、地方創生の観点からも小さくない。納税者である住民、国民の求める公益性に叶うだけのサービス提供の拠点としてどれだけ質を維持・伸長させられるか、訪日外国人に日本文化/地域文化の多面性を表層的なレベルを超えて伝え、文化や芸術を通じてお互いから学び合い人類の文化を深化させる場づくりにいかに貢献できるか、そして日々の事業のアウトカムを人数等の数値目標にのみとどめることなく、その事業を通じて資金を循環させ、経済的自立度とサービスの持続可能な展開を強化する長期的な仕掛けをいかに事業展開プロセスそのものに施策デザインとして組み込めるか——目標と課題の論点を「二刀流」的に解決できるような複合的政策モデルの設計が現代のミュージアムには求められる。

コンテンツ産業振興策における企業のPR 姿勢

ドイツのコンテンツ産業振興の範囲や規模については、すでに過年度の報告書¹⁵⁰⁾で扱っているため、詳細はそちらを参照されたい。

振興施策については各国それぞれにビジネスマッチングや地域における空き家リノベーションを伴うクリエイティブ・インキュベーション空間・マルシェの設置等¹⁵¹⁾、メニューや手法にすでにある程度の類似性があり、情報も比較的集まっているため、自国内で採りうる施策の範囲内でのヴァリエティに議論がとどまりがちであるが、ここでは今後の施策を考える上で検討視角となりうる側面として、そうした施策や制度の外観のみでは見えにくい現在のドイツの音楽産業の「姿勢」に焦点を当て、少し紹介をしておきたい。

2025年12月に、ドイツ連邦経済・エネルギー省の主催で、在日ドイツ商工会議所が運営を担う「ビジネスマッチングに向けた日独音楽産業シンポジウム」が東京都内で開催された。約5時間にわたって日独の音楽産業の規模や動向¹⁵²⁾、最新技術を用いた制作やマーケティング、権利管理、各企業の歴史や今日の強化事業についてテンポよく各事業者のプレゼンが続き、ランチタイムやシンポジウム終了後には、意見交換や商談の機会が設けられた。日本での開催は

3 度目であり、ドイツ国内でセレクションを経た 12 社¹⁵³⁾が来日し、滞在期間中に日本の大手レコード会社や関係企業訪問を行うプログラムが組まれていた。

ビジネスマッチングのための各社のプレゼンでは、ジャンルを融合させたコンサートやステージ興行の事業紹介が目立ち、AI 等最新技術の利活用についても紹介があった¹⁵⁴⁾。ドイツ政府主催の事業であるものの、ナショナリスティックに「ドイツ」の音楽の優位性をショーヴィニスティックに PR することはなく、むしろ「ヨーロッパ」の音楽市場や音楽産業、あるいは、「世界」各国との国際共同の蓄積の厚みを強調するものであった。実際、ドイツ国外の企業も含めてセレクションされ、来日していた。

異なるジャンルの音楽がともにステージを作る舞台制作¹⁵⁵⁾の紹介は、ジャンルを掛け合わせることで双方のファンが他ジャンルにも関心に向け、相乗効果的に市場を拡大していく戦略的仕掛けを見てとることができ、同時に、現代的テクノロジーを用いて魅力を増幅する今日の音楽・ステージ産業の多種多様な工夫とその豊かさを印象付けていた。

他方で、自他ともに「音楽の国」と言われてきた伝統に支えられた音づくりの厚みが、ハリウッドの大型エンターテインメント作品とは異なる情緒性や成熟性を求める客層が少ない国際的な映画製作市場において独自の強みとなっているとの解説は、日本が国際市場で自国の強みをどう位置付け、プレゼンしてゆくかを考える上で示唆に富むものであった。

世界的に人気を博した映画〈ネバーエンディング・ストーリー（1984 年、独米）〉や、国際的にも評価の高い〈パフューム ある人殺しの物語（2006 年、独仏西）〉を製作したコンスタンティン・フィルムの系列会社コンスタンティン・ミュージック¹⁵⁶⁾のプレゼンでは、〈パフューム〉の成功は、俳優の演技や脚本の秀逸さ、特殊効果のみではなく、実は優れた映画音楽にあったという解説がなされた。ここには、既に器楽やクラシック音楽で最高峰にあるという歴史的に築き上げられた自国の「音楽の国」という芸術文化面でのブランドイメージを巧みに利用しつつ、旧態依然としたクラシック業界という先入観も払拭する「伝統と革新のバランスがとれたコンテンツ産業路線」を印象付ける戦略意識が色濃く示されていた。

さらに、いずれも原作は世界的ベストセラーの書籍で、実写版映画である。つまり小説家というクリエイティブ・コア（クリエイター＝個人）を創造の源として、書籍、映画へとメディアミックスの事業展開をしている。そして書籍と映画である程度国際的な成功をおさめたこうした作品を現在は、没入型舞台（ネバーエンディング・ストーリー）、ミュージカル¹⁵⁷⁾、プロジェクション（パフューム）などのステージの展開へとさらに進め、準備を進めているとのことで、クリエイティブ・コアから派生させた付加価値の増幅が一連のものとして展開されている様子をうかがうことができる。音楽の質の高さという、自国が伝統的に築いてきたクリエイティブ産業のブランド力をベースに、他との差異を示しつつ、観光やテクノロジーの市場拡大とシナジー効果の高いステージ産業をさらに現代的に展開する戦略性がある。

ステージ産業の活況は今日、産業がある程度成熟した各国で共通して見られる傾向である。だが、こうした共通傾向の中で、やみくもにその潮流に乗っているわけではなく、「優れた音楽制作の伝統がある国」という文化的蓄積の強みを活かして、現代的展開によって市場を拡張

する差別化が意識的にとられている¹⁵⁸⁾。劇場の主客層は年配層であることが指摘されて久しいクラシック音楽やオペラを、若者が好む野外のステージに乗せる事業により、クラシック音楽やオペラ業界に対しては現代化への刺激を与える。そして他方で若年層には、よく知る映画のステージ版という「体験消費」を通じて¹⁵⁹⁾、クラシックやオペラの迫力を体感させ、その魅力に開眼させる——芸術創造自体の質や市場の刷新・深化を、市場拡張とともに行う共振型の手法であり、非常に秀逸であると言える。

市場規模や売上の上に右往左往せず、支持する層はまだ小さいかもしれないが実験的で先鋭的な音楽を生み出し、「質の高さ」や潜在性に重心を置き、興行規模ではなく創造の力でプレゼンスを示すことを軸とする姿勢には、音楽大国の揺るぎない自負が見られた。売上規模のような数値を重視する視点で見ると、ハリウッドや日韓のエンタメ音楽産業と比較するとドイツの文化創造産業は存在感や成長の余地が小さいのではないかと当初は感じていたものの、むしろ自国文化のコア・コンピテンシーをしっかりと認識して、伝統的な「重厚さ」から前衛的「革新性」まで、という風に音楽産業全体のブランディングを深化させつつ、足元の市場拡大も目論むという地に足の着いた秀逸な戦略性と、市場規模を国内シェアに頼らない長年の国際共同の蓄積¹⁶⁰⁾を感じることができた。こうした長期的ヴィジョンがなければ、市場の動向に左右されてしまい、長期スパンで良いものづくりを進めることができないのだろう。

なおこの事業は、芸術文化振興のための補助ではなく、市場開拓・音楽産業振興のための中小産業支援事業の一環であった。ドイツの音楽ステージ産業を興行やエンターテインメントのみならず、オペラやクラシック音楽、バレエ等の公共劇場で従来担われてきたジャンルも含めて包括的に捉えるならば、この業界は「市場の多様性の維持」と「支援の複数性」という姿勢で持続的に質の高さと革新を促す環境が政策によって準備されてきた。

日本同様にドイツでも、芸術文化と商業的エンターテインメントは、二項対立的に語られる傾向がある。前者は「費用がかかる（補助金行政の「重荷」である）」が「質が高い（歴史的永続性）」、後者は「稼げる（儲かる）」が「一時的な流行」「大衆うけ」「質が低い」という見方が典型的なもので、両者のライバル意識は非常に根深い。公共政策の一環として公共劇場を住民の文化的生活に不可欠のインフラとして長らく整備してきたドイツ語圏でも 2000 年代初頭には市場経済的な「効率」の観点が求められ、オペラ、バレエ、演劇の三部門制の伝統的な歌劇場においてバレエをミュージカルに部門変更することでより「稼ぐ」ことが目指され、公立劇場自体の統廃合が進んだ。こうした時期に劇場内部では総合芸術としての地位を確立したオペラとは異なり、マイクを通して歌い伝統も浅いミュージカルが公立劇場の一部門になることやバレエを廃止することへの批判は頂点に達し「芸術の殿堂にもついに商業主義がやってきた」と苦々しく語られることが少なくなかった。

かつて 1970 年代には自治体レベルの文化振興でも、野外のロックフェスティバルやカーニバルのような（ある種宗教的意義・文化的意義はあるものの近年では祝祭型大型イベント的位置の）ストリート・フェスティバルも助成対象となり、従来的高级芸術を中核とした政策対象としての「文化」概念が拡張していった。

ただこれらの動きは、大衆的なもの、より経済的に利益を生み出すものに政策が重点を完全に移行し、利益を上げにくい舞台芸術を切り捨てるという二者択一を意味しはしなかった。規模はやや縮小されつつも、伝統的な舞台芸術のジャンル（ジャンルであって、実際のドイツの演出は今日、他国の歌劇場で見られるような「伝統的」「正統」なものではもはやなく、世界に類のない攻めの姿勢で極めて前衛的で度肝を抜くものが多い）への支援も続けられた。

ドイツは全土で勢いのある新興ジャンルと成熟期に入った伝統ジャンルがこうしてお互いに競存する環境を整えることで、ライバル意識に促されて両ジャンルがお互いの美点を組み入れ、質や革新性をさらに高めていった。今日、アジアからの旅行者や卒業旅行生の多くが、自国でオペラやクラシック音楽のコンサートに一度も行ったことがなく、普段は興味がないといながらも、ドイツ語圏を訪れる際にはベルリンやウィーンのフィルハーモニーや各地の公立歌劇場には訪れる¹⁶¹⁾。

ほとんどの観光地の営業が終了した後、劇場・コンサートホールは周辺のレストランを含め、ナイトタイムエコノミーの主軸となる。国際的にも確立した「伝統的な」音楽産業のブランド力はこうしてインバウンドをとり入れ、地道に「手入れ」され続けている。他方で、ドイツ国内在住者や欧州からの旅行者は、日常的になった歌劇場よりは、より目新しい現代的な催しの体験を楽しんでいる。古代遺跡や森の中、湖畔、城郭、庭園等で開催され大人数を動員するオープン・エアー（野外）形式のオペラ、器楽、ミュージカルなどのコンサートである。その多くが観光シーズンの時期と重なっており、他方で公立劇場はシーズン・オフ期であるため（あるいはシーズンの閉幕・開場のセレモニーとして行うこともある）、スター歌手・団体がゲスト・キャスティングされる。こうしたスターたちはもちろん日本にもワールド・ツアーに訪れる。国際的招聘網において日本の興行事業者は長年にわたり確固たる地位を築いてきた。だが現地価格の数倍はするチケットを購入する熱心な聴衆・観衆市場の成熟を超えて、付加価値の源泉となる国際的「スター」を生み出すオーセンティックなインスティテューション（芸術大学等）や彼らが日々スキルを磨くステージ（公共劇場）、フェスティバル、そして何より「スター」を後追いのモデルで訓練するのではなく、「スター」を定義づけて発信するための文脈構築やストーリーを紡ぐ文化創造産業の最も基礎的な土壌たる一連のメソッドや装置の成熟には大きな差があるのは否めない。すでに欧米で出来上がった定義や規格に合わせて「市場」拡張を目指すのではなく強靱な「創造」の核を育成する（特に舞台産業）という観点は、潜在性も能力もあるにもかかわらず、（国際進出と言えればよいが）才能流出が相次ぐ日本のひとつの課題である。「ものづくりの国」日本では常にプロダクト偏重でプラットフォーム作りやディストリビューション、国際的に自国モデル/ノルムをスタンダード化させる視点——国際市場におけるアート、表現等のストーリーやコンテキストの秀逸な構築とプレゼンテーションの戦略性¹⁶²⁾——の脆弱性も積年の課題とされてきた。この2点については、コンテンツ産業推進において、政策の目的や目標をどのようにセッティングするかに関わる。細かな具体的施策以上に俯瞰的政策デザイン設定の部分で、自国の現状把握・課題設定を踏まえた上で、長期的なビジョンを設定する際の参照事例となれば幸いである。

*本稿執筆にあたっては、以下の方々にヒアリング（フランクフルト市、プロイセン文化財団）やビジネスメッセ会場での聴き取りを通して大変お世話になった。記して感謝申し上げる。

フランクフルト市文化課

Sybille Linke 氏：フランクフルト・アム・マイン市文化課長

Filiz Aydin 氏：Museumsuferkarte・Museumsuferticket 担当。

Aino Rauha Kelle 氏：コミュニケーション・催事・広報部門長。フランクフルトのミュージアムのブランディングとしてのミュージアムの河畔担当。

フランクフルト・ツーリズム・コンGRES有限責任会社

Jasmin Bischoff 氏：ツーリズム・マーケティング部門長。

プロイセン文化財団ミュージアム研究所

Prof. Dr. Patricia Rahemipour 氏：所長

Kathrin Grotz 氏：研究・統計部門長・副所長

コンスタンティン・ミュージック

Christoph Becker 氏：社長

駐日ドイツ商工会議所

Dr. Lucas Witoslawski 氏：商工特別副代表兼在日ドイツ商工会議所副専務理事

研究補助者

石坂夢氏：早稲田大学教育学部複合文化学科。ドイツ語予算資料のグラフ入力と精査等。

- 1) ドイツ連邦統計局 <https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Bevoelkerungsstand/aktuell-quartale.html>
- 2) これにより、社会民主党（SPD）・緑の党・自由党（FDP）の「信号連立」政権から、キリスト教民主/社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党の大連立に戻った。
- 3) 国家の最高法規であるドイツ連邦共和国基本法の根拠規定条文との対応については、『平成 30 年度諸外国における文化政策等の比較調査研究』2018 年、82 頁（図表 4-3）を参照されたい。
- 4) 政権交代のため、2025 年 1 月に遡及して発効する。
- 5) ドイツ連邦官報 Bundesgesetzblatt Teil I 2025: 2. Oktober 2025, Nr. 232, S. 1. 『2025 年連邦予算法』S. 1. 2025 年の円換算は、関税定率法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める外国為替相場（適用期間：令和 7 年 11 月 23 日から令和 7 年 11 月 29 日まで）をもとに、1 ユーロ = 178.94 円で換算している。
- 6) 『2025 年連邦予算法』SS. 247, 292, 300, 355, 365, 369.
- 7) 首相府に属す政務次官級の文化・メディア担当の連邦政府委任官。通称、文化メディア国務大臣。メルツ政権では、無所属のヴォルフラム・ヴァイマー（Wolfram Weimer）が就任した。博士号取得後、Frankfurter Allgemeine Zeitung 紙での編集を経て、Die Welt、Berliner Morgenpost、Focus で編集長を務めた。政治と文化に焦点を当てた保守寄りの雑誌『Cicero』の創刊者で、妻と協働でヴァイマー・メディア・グループを創設している。
<https://kulturstaatsminister.de/staatsminister-und-sein-amt/lebenslauf>
- 8) BKM とその所掌事務・所掌領域の人件費を含む。なお、ここでは、「中央行政管理における BKM 及び所掌領域の歳入・歳出予算（年金管理）」額も含んでいる（2025 年計画値で 1545 万 6 千ユーロ、約 27 億 6569 万円）。通常、文化予算の国際比較では年金のように文化振興以外の外的要因で年によって変動するものは、諸外国の国際比較の際に「文化予算」としては含めない（日本での既刊の『諸外国の文化政策等比較調査』のドイツの額も同様）。ただし今年度は、ドイツの予算法上の「文化予算」の費目定義に則り、合計に加えている。文化政策本来の政策経費を比較する意図で国際比較を行う際には、上記の金額を除算されたい。
- 9) 本稿でも、ドイツ連邦政府のこの定義を用いており、本報告書作成にあたり、文化に明らかに無関係なものとして（スポーツなど）、執筆者が主務官庁予算から除外した費目はない。『2025 年連邦予算法』S. 246.
- 10) 『2025 年連邦予算法』SS. 247, 292, 300, 355, 365, 369.
- 11) 『2025 年連邦予算法』S. 248.

- 12) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/10/ae4d7e91ef1664b1.html> (2026年2月12日最終閲覧)
- 13) 「文化を形作ってゆく」という意味での「建設」ではなく、文字どおりの文化機関の建設事業の積極的推進を指す。
<https://www.kunstplaza.de/pressemitteilungen/wende-bundeskulturhaushalt-fakten/> (2025年12月3日最終閲覧)
- 14) BKM 予算の2割弱は、放送局「ドイチュ・ヴェレ」への補助金である。
- 15) 連邦政府報道情報局 2025年9月5日付プレスリリース 207号。
- 16) <https://kulturstaatsminister.de/kunst-und-kulturfoerderung/kultureinrichtungen/national-bedeutsame-kultureinrichtungen>
(2025年12月3日最終閲覧)
- 17) 2025年分として計上されているのは1億2257万3千ユーロ(228.28億円)であるが、この全てが2025年から新規に計上された予算ではなく、ヴァイマル国民劇場以外は継続して執行されてきた。『2025年連邦予算法』SS. 57-126。
- 18) 『2025年連邦予算計画』S. 78。
- 19) 非人件費である物的管理支出にも使用可能で、事業運営のために必要な運営経費や間接経費に使用できる。
- 20) 単年度主義の緩和。翌年以降に流用できる。
- 21) 流用制限については、各費目に上限が設定されていることが多い。ドイツの予算は一定額に対して柔軟な運用が認められているが、その対象ではない予算の場合に繰越額が生じた場合は、翌年に他の費目の節約を通して、相殺する必要がある。『2025年連邦予算計画』、S. 5。
- 22) 『2025年連邦予算計画』、S. 4。
- 23) ゲーテとシラーが活躍した劇場で、ヴァイマル憲法起草会議が開催された場所でもあり、ドイツにとって文化的にも歴史的にも高い意義を持つ劇場である。
- 24) 以下、10万円以下丸め(切り捨て)。
- 25) 製造業等の基幹産業基盤の弱いベルリンは、ドイツでもとりわけ文化・クリエイティブ産業に頼る構造があり、クラブや博物館・美術館・歌劇場への投資はそのまま、首都における文化観光への基盤強化となる。ベルリンを表す言葉として「Arm aber Sexy (貧しいが魅力的)」が標語のように、メディアのみならず州首相をも含めてやや自嘲気味に、しばしば引用される。
- 26) とりわけ、プロイセン時代に君主主導で基盤が形成されたことに由来する「博物館島」の再整備事業は、国際的にも注目度の高い案件である。ベルリン観光局によれば、ベルリンは英国の文化・クリエイティブ産業のコンサルティング会社BOPが世界250都市を対象として発表しているBOP500 Global Cultural Tourism Indexの「文化的に最も魅力的な都市」において2025年は2位、フランスのホテル Accor が実施したライブ・ミュージック欧州首都では第1位にランクしているという。<https://about.visitberlin.de/en/top-berlin-rankings> (2025年12月3日最終閲覧)
- 27) 文化フォーラム内のノイエ・ナツィオナルガレリーは、1968年にミース・ファン・デア・ローエの建築で設置されている。現在は2029年の開館を目指してヘルツォーク&ド・ムーロンによる新館 berlin modern の建設が進行している。New Museum Building at the Kulturforum: Topping-Out Ceremony for berlin modern, 17.10.2025。
- 28) 『2025年連邦予算計画』SS. 81-82。
- 29) オンラインでチケット購入を行った場合、事後に詳細な項目の来館者アンケートが届く。そこで得た情報によって助成・補助金投資の費用対効果の金額算出や、来館者の属性、満足度等のビッグデータ分析が行われていると考えることができる(年間サブスクリプションを劇場と契約している場合、公演については事前に2種類のデザインでどちらが好ましいか、どういうイメージを喚起させるか等を尋ねるアンケートが届くこともある)。欧米のミュージアムや劇場は、こうした事前・事後の調査が非常にきめこまやかに詳細な内容で行われており(有人調査のこともある)、ヴァロリゼーション(文化機関の価値設定・評価・維持)がなされる。そうした詳細な事後調査は、筆者自身は日本では経験したことがない。
- 30) なおドイツの予算には「包括一括削減措置」という措置がある。これは、人件費などの特定の費目をのぞき、指定のいくつかの費目にまたがる形で歳出削減に尽力し、指定された額の削減を試みなければならない措置である。財政規律を守る意図があり、実質的に予算額の減少と同義となると思えるものの、予算審議過程において特定費目の予算を縮小させることは政治的議論を招きかねない。それゆえ予算年度中に状況を見ながらその省内で何を削減するかを決めて努力をすることを促すことで、裁量を行政内部に持たせる意図がある。2025年に首相府に求められている包括一括削減措置は、議会による措置への対抗財政措置という理由で(冒頭に述べた建設投資の上乗せの件であると推察される)、その額は2452万6千ユーロとなっている。首相府の削減対象は、文化予算の構成費目全て(文化メディア担当国務大臣、連邦公文書館、東欧ドイツ人文化歴史連邦研究所、連邦美術管理庁)にまたがって指定されている。ただし、文化メディア担当国務大臣の予算の費目の内、「人件費(対象除外される人件費は、あくまで「文化メディア担当国務大臣」の費目内の人件費)」と「国内文化施設による投資的文化措置への補助金」は、削減対象としてはならないという条件が付いた(『2025年連邦予算計画』S. 52、SS. 78f.)。
- 31) コロナ禍中の予算動向については、過去の報告書を参照されたい。秋野有紀「コロナ禍ドイツにおける文化創造産業への公的支援」文化庁地域文化創生本部事務局総括・政策研究グループ/獨協大学『令和3年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究報告書』令和4年3月、pp. 100-109。 https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93709801_01.pdf
- 32) 実績値で6484万9千ユーロ。
- 33) 連邦会計検査院「2022年連邦政府の予算と経済運営に関する意見(補足版)」、2023年4月、S. 40。
- 34) 連邦会計検査院「2022年連邦政府の予算と経済運営に関する意見(補足版)」、2023年4月、S. 38、会計検査院「首相府予算の増加に関する連邦予算規則第88条第2項に基づく説明(予算委員会)」2023年8月、S. 28。
- 35) 連邦会計検査院「2022年連邦政府の予算と経済運営に関する意見(補足版)」、2023年4月、SS. 38-42。
- 36) シュタージ文書関連については5つの中心アーカイヴ視点と8の支所からなる将来的な地域構造が提唱された。

- 37) デジタル技術など、施設の近代化を伴う基盤強化。
- 38) 連邦公文書館『実施報告（2021年—2023年）』、2023年、S. 13。
- 39) 会計検査院「首相府予算の増加に関する連邦予算規則第88条第2項に基づく説明（予算委員会）」2023年8月、S. 28
- 40) ただし諸外国財政比較の際には日本の一般会計に相当するもの以外に、特別基金や国債、投資予算、補正予算等、どの範囲のものまでを各国が標準的な年次予算の数値として含めているか、大元となる前提に注意を払う必要がある（後述するように、歳出予算ではなく、収入分を引いて、補助必要額を文化支出として公式数値としている場合もある）。また予算機能の内容として「文化」「文化一般」等に含まれている事業は、特に文化芸術振興の額を知りたい場合、個別に検証が必要で、名称のみから判別しがたいものも多く含まれる（同じ機能名で何らかの基準で二種類に分かれていることもある）。
- 41) フリーランサー・自営業者である芸術家・芸術教授者・文筆家の保険を被雇用者と同水準・同負担で実現するために、国と芸術を利用して経済活動を行う業界（広告会社や出版社など「市場に出す者」）が、実質的に半分負担をする仕組み。
<https://geidankyo.or.jp/img/research/socialsecurity-research-report2022.pdf>
- 42) 第一章冒頭のBKMの「文化予算」額は、予算法成立後の2025年計上値である。他方、本節において全省の「国内文化関係予算」と財務省が定義しているものは、第二政府予算案時点での額である。
- 43) 2023年実績値は4991万3千ユーロ（約89億3143万円）で、2024年予算に計上されていた額は1400万ユーロ（約25億516万円）であった。減額理由は、2023年に一時的に多額の予算が特別計上されたため、とされている。さらには、3300万ユーロが2024年の繰越資金となっている（2024年8月時点）。
- 44) 『2025年連邦予算計画』S. 59、S. 63。
- 45) 『2026年財政報告』S. 276。
- 46) 『2026年財政報告』は、2025年9月の刊行で、連邦予算法の交付は、10月2日。
- 47) 『2026年財務報告』SS. 280-281。
- 48) 日本では経済産業省・JETROは特別基金、財務省は特別財産と訳していることが多い。
- 49) Bundesgesetzblatt Teil I 2025: 2. Oktober 2025, Nr. 232, S. 1.
- 50) 昨年度までの緑の党が主導した時期の文化政策の報告書で触れたように、気候中立的な映画撮影プロセスや脱炭素型のミュージアムの建設等が、補助金申請の要件となっていたことと連動して、文化政策領域でも環境に配慮した行動を促すインセンティブとなるような事業の補助財源となったと推察される。
- 51) <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2024/07/2024-07-17-nachtragshaushalt-2024.html>（2025年12月3日最終閲覧）
- 52) 『2025年連邦予算計画』、S. 96。
- 53) 『2026年連邦予算計画』、SS. 72-148。
- 54) 『2026年連邦予算計画草案（首相および首相府）』に計上されている2025年の数値と『2025年連邦予算法』の計上値を比較すると、2025年予算額のうち「BKM（文化メディア国務大臣）」と「連邦公文書館」の額には相違があり、いずれも『2025年連邦予算法』の計上額の方が大きい。2025年予算額は『2025年連邦予算法』SS. 49-130で確認することができる。
- 55) 日本においても財務省が「国立美術館・博物館の自己収入の状況」（各館の収入に占める運営費交付金の割合）を公開しており、2026年1月には政府が国立美術館・博物館に、収入に占める公費の依存率を引き下げるための数値目標の設定を求めることが報道されている。
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20251111/01.pdf、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA291DP0Z21C25A2000000/>（2026年2月12日最終閲覧）
- 56) ドイツの最高法規であるボン基本法上の根拠規定は、過去の報告書を参照されたい。
- 57) 連邦レベルで文化とメディアを担当するポストを置いたのは1998年。
- 58) 『令和5年度 諸外国の文化政策等に関する調査・研究報告書』P. 86。なお、『文化財政報告』の共同序文には、BKM、州文化大臣会議議長、ドイツ都市会議議長が署名する。
- 59) 「文化隣接領域」は含まない額（「文化領域」のみ）。
- 60) 連邦統計局『2024年文化財政報告』S. 14。
- 61) 『2024年文化財政報告』S. 14。
- 62) 連邦と州の財政体系で重複なく統計を取ることが難しく、その他の文化振興や、美術大学の予算、また経済振興に含まれていることもあるためである。『2024年文化財政報告』S. 50。
- 63) 連邦統計局『2024年文化財政報告』S. 14。なお、日本の博物館法（令和5年4月1日施行の「博物館法の一部を改正する法律」）第二条の定義「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料」には、水族や動植物の具体的列挙はなされていないものの、日本の「博物館」の定義においても、これらは含まれると解釈されてきた。例えば、文化庁・博物館総合サイト「博物館について」<https://museum.bunka.go.jp/museum/>（2025年12月9日閲覧）
- 64) 連邦・州統計局『2024年文化財政報告』S. 68。同様の概念を用いた実際のドイツの文化行政のあり方の一例として、後述するフランクフルト市での予算査定のある方も参照されたい（事業業績や前年度比シーリングのような指数は影響せず（指数ベース）、不可欠な必要額の算出がベース（ファクトベース）である）。
- 65) 初出は、秋野有紀「連邦制国家ドイツの首都機能移転—経緯と現状—」（2025年4月16日自由民主党・新地域創生本部）。ドイツは文化メディア国務大臣予算のみの場合、1人あたり額は約4353円（2024年予算草案）。『令和5年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業 諸外国の文化政策等に関する調査・研究報告書』令和6年3月、文化庁/早稲田大学、P. 8。日独の文化統計の内容（メディアや芸術学校を含む）は必ずしも共通していないため、単純な比較は難しい。1ユーロ＝165円（2024年平均）で換算。

- 66) https://statistikportal.frankfurt.de/statistik_aktuell/2025/FSA_2025_13.html 都市の順位は2024年末日時点のドイツ国勢調査(2025年9月23日付)に基づく。 <https://www.destatis.de/DE/Themen/Laender-Regionen/Regionales/Gemeindeverzeichnis/Administrativ/05-staedte.html?templateQueryString=Grosse+stadt>
- 67) 日本では、岡山市、相模原市、熊本市といった政令指定都市の人口が同規模である。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/shitei_toshi-ichiran.html
- 68) <https://frankfurt.haushaltsdaten.de/2025/zahlen-und-fakten> (2026年2月15日最終閲覧) ただし入場料を値上げしたため、販売収益と合わせてミュージアムでは98万5000ユーロの増収。「文化・レジャー・スポーツ」全体で純投資は2024年から2027年の間に総額1億4069万ユーロ計上(ミュージアム分野では主に、中央収蔵庫、エネルギー関連の改修費用、拡張工事)。フランクフルトでは、都市の魅力を磨き続けるために投資は正しいと好まれており、文化は高投資分野である。
- 69) 歳出ではなく、ミュージアム入場料等の収入を引いた額のこと。事業運営に必要な物資やサービス支出(物件費)と人員の配置に係る費用(人件費)は厳密に分けて計算される。事業がどれだけの公費を必要としているかという「補助金必要額」を適正に算出することは(展示費用等の事業の物件費を入場料がどれだけカバーしているかという計算等もしやすい)、2024/2024年の「二年予算」から導入した「ゼロベース予算」で「不可欠性」を検証し、目標値(補助金必要額)をリバース・フロー(逆流型)で編成していくためにも重要であると考えられている。
- 70) Frankfurt am Main: Haushalt 2024/2025, SS. 6-7. フランクフルトは、2年の予算編成を一括して行う(二年予算制度)。2024/2025は、2024年1月1日から2025年12月31日の予算。
- 71) ドイツの二大中道政党の中でも、もともと労働者層を支持基盤としてきた中道左派の社会民主党(SPD)は、文化概念の拡張や芸術へのアクセスの民主化を好み、生活文化や大衆文化の支援、日本の公民館のような「市民文化の家」の設置を推進する傾向にある。リベラルで論争的な展示についても一定の理解がある傾向があるため、ドイツ全土あるいは国際社会も巻き込んで「炎上」する展示の舞台となることも少なくない。他方、中道右派のキリスト教民主同盟(CDU)は保守的な文化観を好み、芸術の自律的な質を高く評価し、都市の威信を示すようなミュージアムやオペラ座等の建設・修繕を推進する傾向がある。ヒルマー・ホフマンは、40歳で文化部長になり20年務めたフランクフルトでの前半期の市政は社会民主党で、後半期はキリスト教民主同盟であった。「ミュージアムの河畔」は後半期の1980年代に一気に整備されている。その後ホフマンは対外文化政策機関ゲーテ・インスティトゥートの総裁になっている。
- 72) ホフマン時代にフランクフルトのミュージアムはハードのみならず、ソフトも充実した。美術館の入場料無償化、夜間開館、児童のみならず成人や観光客までも対象とするミュージアム教育員の常勤職員化が進み、文化資本を継承する教養市民層や富裕層の占有物(『美の神殿』)と擲棄されてきたミュージアムは、文字通り「すべての人」に開かれた地域の文化生活拠点へと変容していく。公的予算をミュージアムに用いるための正当化が必要なことも手伝って、こうした時期を経てドイツには、午前中に学校が終わる生徒たちを公共文化機関が文化教育事業でケアし、文化教育は学校や親のみならず地域社会が行う姿勢を理想的と捉える傾向が見られる(NPOによる文化・スポーツ地域活動はあるが、日本の学校の部活動のようなものはない)。
- 73) 地域における知識産業の立地という観点では、大学研究機関やギャラリーもここに隣接することが多く、国内研究者のみならず、講義非実施期間やサヴァティカル・在外研究期に1か月以上の長期滞在をする国外研究者もこうしたエリアに拠点を構えることを好むため(専門のレジデンス施設を用意している都市もある)、エピステミック・ソサエティ(国際的知識人層)を対象とした経済圏誘致の意義も無視できない。
- 74) この一帯はUNESCOの世界遺産で、2025年に博物館島は200周年を迎え今後5年間特別イベントが続く。
<https://www.visitberlin.de/en/200-jahre-museumsinsel-berlin>
- 75) <https://www.munich.travel/en/pois/arts-culture/kunstareal>
- 76) 今回はとりあげないが、城については「ロマンティック街道」「メルヒェン街道」等世界的によく知られる「文化観光ルート」もある。各地域が地元の文化資源を掘り起こし、それぞれに「音符街道」(音楽家たちの記念館を結ぶ)等と名付け、周遊路をブランディングしている。また街中では道路にその都市の文化資源の象徴がペインティングされており(ハーメルンのネズミ、ヒルデスハイムのバラ等)、観光客が街の名所ルートを辿り、名所に気づきやすいよう工夫されている。
- 77) 本稿のミュージアムの河畔と基金形成、フランクフルトの文化政策の歴史については、『地域主権の国 ドイツの文化政策』美学出版、2017年、第4章、『文化国家と「文化的生存配慮」——ドイツにおける文化政策の理論的基盤とミュージアムの役割』美学出版、2019年、第5、6、7章に既出である。本稿は2025年10月、11月に行ったヒアリングに基づき、予算や制度の詳細をアップデートしたものである。
- 78) ミュージアムの河畔整備は、企業誘致・立地条件として世界的にミュージアム整備の国際競争が加速化した1980年代に行われている。ただ、フランクフルトはこの潮流のみに乗って整備を進めたわけではなかった。むしろ住民やミュージアムの担い手の要望を反映する政策のひとつとして構想されており、様々な政治動向に翻弄されつつ実現に至ったものである。富裕層や高学歴の人々のみならず、広く住民の文化的生活の拠点として一定の役目を果たしたいと考えていたミュージアムの業界は、ミュージアムを拠点とする教育員を設置したいと考え『ミュージアム発展計画』を構想していた(この当時まで、ミュージアム教育というのは、生涯学習というよりは、主に児童のためと考えられており、学校の教員が子どもたちを連れていく方式であった)。この『発展計画』(未成立)と、中道右派の市政の意向、そして本文で記載している世論の可視化が合わさった成果が「ミュージアムの河畔」として結実している。
- 79) 博論執筆当時、筆者に情報と統計調査の複写を提供くださったフランクフルト市民・統計・選挙局のWolfhard Dobroschke氏に記して感謝申し上げる。
- 80) <https://nacht.museumsufer.de/en/>
- 81) <https://www.visitfrankfurt.travel/en/experience/festival-and-events/museum-embankment-festival>
- 82) 2025年は100万人であったが、それでも「欧州最大級の文化フェスティバル」と評価されている。

- <https://hauptstadtecho.de/hessen-frankfurter-museumsuferfest-2025-endete-mit-beeindruckender-internationalitaet/> 年ごとの動員数の差は、天候によるものとされる。
- 83) 夏季のドイツは22時過ぎまで明るい。連帯を表すために欧州評議会が呼びかけて、国を越えて同日に行うイベントもある。
- 84) 2000年代後半に筆者が調査していた頃も4万人で推移しているとされており、2025年についても約4万人と報道されている。Die Zeit: 40.000 Besucher bei Museumsnacht in Frankfurt und Umgebung, 11. Mai 2025, <https://www.zeit.de/news/2025-05/11/40-000-besucher-bei-museumsnacht-in-frankfurt-und-umgebung>
- 85) ドイツ語のWikipediaには、オッフェンバッハの「ミュージアムの夜」で日本の和太鼓のイベントが催された様子が掲載されている。 https://de.wikipedia.org/wiki/Lange_Nacht_der_Museen
- 86) フランクフルトはもう一つのメガイベント「ミュージアムの河畔フェスト」が8月であるため春季開催。
- 87) 例えば東京都では青少年健全育成条例で18歳以下の児童に外出制限があるため、こうしたイベントを実現するには条例の例外にあたる「正当な外出」に認められるか、条件の調整や交渉が必要となろう。公共的なミュージアムは平日17時で閉館することがドイツでも標準的だが、その時間帯は親が働いている家庭も少なくない（夜間閉館はそれを意識した措置として誕生）。「長い夜」は今日、普段なら寝ていなければならない時間に家族・祖父母と揃って外出できることを児童が心待ちにしているイベントとして確立しており、州全体で学校の始業時間を遅らせることも稀ではない（教育政策は州政府主管）。普段用いている公共交通がシャトルバスとして行先が「ミュージアムの夜」に変わり街中の人流の大半がミュージアムの話をしている光景は、まさに地域に根付いたミュージアムの公共性の高さを住民（納税者）にアピールする効果も高く、その自治体の一大風物詩となる。同様に「劇場の長い夜」「哲学の長い夜」も行われており、施設の一齐開放形式では、連邦政府機関のオープン・デイも2日にわたって行われている。首相専用ヘリコプターに乗ることができたり（飛行サービスはない）、首相公用車が展示されていたり（首相と大統領の車はナンバーで判別でき、国家元首である大統領が01、首相が02を付ける）、大臣の執務室や国際会議場、各省の読書室に入ることが出来るほか、政治家たちのオープン・エアーでのトークや音楽・朗読イベント、数多くのグッズ配布が行われるお祭りで、住民のみならず近年では観光客も訪れ、炎天下で数時間の入場待ちとなる大きな賑わいを見せている。
- 88) ミュージアムのみならず文化機関へのアプローチのしやすさは、学歴、移民の背景の有無、所得水準によって差があることはよく知られている。
- 89) 職業実習生、大学生、18歳未満の児童と生徒、連邦ボランティア（社会奉仕）制度中の者、失業者、重度障害者、その他の適用可能な文化関連カードの保持者等。
- 90) <https://www.museumsufer.de/de/ausstellungen-und-veranstaltungen/nacht-der-museen/>
- 91) ただし数百万人がすべてミュージアムの館内にも訪れるわけではなく、たとえばシュテューデル・ミュージアムはミュージアムの河畔フェストについて、2019年の年次報告書で、「約9900名のゲストは前庭で追加のグルメイベントも楽しんだ」と記している。Städels Museum und Liebieghaus: Skulpturensammlung Jahresbericht 2019, 2020, P.65.
- 92) ドイツの児童向けギャラリーガイドには、制作ワークショップも含め3時間ほどかかるものもあるが、たいていは1〜2時間である。他方2023年に連邦通信博物館は「展示品とのスピード・ディティンク」というプログラムを開発している。これは「フライング・ガイド」と呼ばれるガイドが、ゴングを開始の合図に、数分で作品の最も重要な点を説明するもので、300名程度の来館者を一気に案内する今日的な「タイパ重視」型ガイドである。主に産業界、研究所、企業等の交流の場としてミュージアムを用い、限られた時間内に主要な作品を周り、知識を得るために開発された。Museumsstiftung Post und Telekommunikation: Tätigkeitsbericht 2023, S. 59.
- 93) 夏季のパケーション・シーズンに重なる「ミュージアムの河畔フェスト」はどちらかという住民＋国内外の観光客型で、「ミュージアムの夜」は地域広域圏住民型＋国内観光客型である。
- 94) ミュージアムの大整備以前、ミュージアムの河畔は、マイン河畔という名であった。ベルリンの博物館島もかつてはシュプレー島（シュプレー川にちなんで）であった。
- 95) かつて2010年に筆者がヒアリングした際は「全額」で（2025年のヒアリングでは3分の1）、少し古い数値となるが、2015年の公式発表ではそれぞれ円換算で、約2億5500万円（カード類）、約5000万円（夜）、約360万円（フェスト）となっていた（2015年度：当時1ユーロ135円換算）。
- 96) 2023年は、185万1750ユーロ（2億8970万円）。2023年については、1ユーロ＝156.45円で換算した。（「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」適用期間：令和5年12月24日から令和5年12月30日までに基づく。）Produkthaushalt, pp.1413-1414.
- 97) 市営のミュージアムに対して市の運営費交付金が何をカバーしているかは後述する。
- 98) ドイツでは2000年代半ばから教育事業ではなく媒介事業という。背景にある問題意識については『地方主権の国 ドイツの文化政策』美学出版、2017年、第14章を参照されたい。フランクフルトで相対的に大型のミュージアムはギャラリーガイドのみでも年間1300本近く実施している。
- 99) <https://www.museumsufer.de/en/admission-tickets/season-tickets/museumsufecard/>
- 100) <https://www.museumsufer.de/en/admission-tickets/season-tickets/museumsuferticket/>
- 101) ファミリーチケットの定義は、大人2名（祖父母等も可）までと18歳未満の子ども（何人でも可）。
- 102) 東京都の「ぐるっとパス」のような同一展示に対する訪問回数制限はない。
- 103) ドイツ国内にカードの売上でフランクフルトの「ミュージアムの河畔カード」に並ぶものはないとの報告が、2004年5月13日のフランクフルト市議会の逐語議事録で確認できる。Stadtverordnetenversammlung (XV. Wahlperiode) : Wortprotokoll über die 33. Plenarsitzung der Stadtverordnetenversammlung am Donnerstag, dem 13. Mai 2004, P.26. 秋野有紀『文化国家と「文化的生存配慮」』美学出版、2019年、P.370。
- 104) ただドイツの大学生は学期カードを200ユーロ前後で購入しており、これには市や州内の文化機関への入場料と、鉄道・

バス等の近距離公共交通（州を超えることができる州もある。快速除く。）が全て含まれる。また、フランクフルトでは所得水準が一定以下の場合、成人であっても申請に基づき文化機関への無料入場券を受給できる。そのためこうした制度対象以外の成人をここでは指している。

- 105) 国際金融都市でメッセ都市でもあるため、ビジネス客は年に複数回フランクフルトを訪れる。
- 106) 複数の館を訪れることが可能であるため、売上のみでは実際に来場者が各館にどのくらいいたのかを把握できないように思われるが、ドイツのミュージアムでは各館に入場する際に、年間カードや2日間有効チケットをまず受付で提示し、有料チケット同様のバーコード付き入場券を無料発行してもらう必要がある（あるいは日によって色が変わるシールのこともある）。日本の場合もほぼ同様で、シールやチケットは渡さなくとも無料の根拠となる提示物の種類を受付で入力している館も多い。そのバーコードを提示することで展示場に入場することができる。（オーバーツーリズム対策もあってか、近年では化粧室もバーコード・チェックイン式で日本の公共交通の改札のように来館者のみが入れるシステムへと移行している都市もある）。そのため、各館の来場者数はほぼもれなく把握される。
- 107) このフェスティバルは、国交樹立等の記念の年に外国のパートナーを迎える対外文化政策の場でもある。2025年のパートナー国はタイで、マイン川でドラゴンレース等が催された。2025年のフェスティバル冊子では、ヒルマー・ホフマンが生きていれば100歳であったため、冊子でも2ページを割り、ミュージアムの河畔の生みの親であるヒルマー・ホフマン生誕100周年を祝う記事が掲載されている。https://www.visitfrankfurt.travel/fileadmin/Mediendatenbank/Feste/Museumsuferfest/Programmheft_Museumsuferfest_2025_c_visitfrankfurt.pdf
- 108) 米国ではむしろ入館料は無料として開放し、その「公共性」をもって富裕層にアピールすることで継続的なスポンサーやメセナを募る事例もある。他方で、住民以外、あるいは出身国・地域圏（文化協定等がある場合がある）で異なる料金体系（二重・三重価格）を設置し、住民へのサービスと非住民へのサービスを区別しているものもある。これはチケット収入で収益を上げる意図の他に、公的予算を使っているために「住民に最もメリットがある」料金体系を住民に見せる意図がある（すでに20年以上前に筆者自身もイタリアで、欧州の大学の学生証を持っている＝住民であっても、「アジア人であるため、学割ではなく外国人正規料金を適用する」と言われた経験がある。ただし誰に適用するかは制度的なものではなく、その時の受付スタッフの判断に拠る様子であった）。直近ではルーブル美術館の二重価格導入が日本で大きく報道された。
- 109) また「ミュージアムの夜」を文化局が組織している点もユニークで、企業やツーリズム・マーケティングの部署が行っている都市もあるという。
- 110) 「長い夜」自体は、多くの自治体がすでに導入しているが、ミュージアムの河畔カードのPRと連動させるのはフランクフルト独自の工夫である。同様の工夫は例えばハンブルクも行っているが、共通カードへの参加ミュージアム数が6館と少ない。<https://www.hamburg-tourism.de/buchen/tickets/museen-ausstellungen/>
- 111) もともとは小さな企業エージェン트가市内のミュージアムとともに創設したフェスティバルであったが、ある程度規模が大きくなった頃に、会社が財政的に立ち行かなくなり倒産した。しかしすでに親しまれるイベントとして地位を確立していたため、市がツーリズム・コンGRESS有限責任会社に引き取りを依頼したという。ツーリズム・コンGRESS有限責任会社はすでに、クリスマス・マーケットのようなフランクフルトの大きな催事をすべて一手に引き受けており、そうした大型フェスティバルの運営をうまく行える組織と見なされていた。ただし、市から委託（予算と費用を最終的に収支相償とする必要がある）されて公的な資金を受け取っているクリスマス・マーケットや民俗祭「ディッペメス」とは異なり、当初ミュージアムの河畔フェストに市による資金提供の準備はなく、ツーリズム・コンGRESS有限責任会社で財源を工面する必要があったと言う。しかし6、7年前にはついに市の委託事業となり市も支援を始めたという。というのもフランクフルトのみならずドイツ国内をも超えて知れ渡る国際的メガイベントに成長し、3日間にわたる数百万人の人出でミュージアムの河畔両岸は毎年人で埋め尽くされる。そのため道路を通行止めにする等のセキュリティコストが巨額となり、ツーリズム・コンGRESS有限責任会社単独では賄いきれないという。つまりミュージアムの河畔フェストは動員数こそ大きいものの、まちにとってもコストのかかる祭りで協働基金にプールできるほどの大きな余剰は生まれないのだという。ディッペメスについては<https://frankfurt.de/english/discover-and-experience/about-frankfurt/festivals-in-frankfurt/frankfurts-dippemess>、写真と日本語での紹介は、以下のリンクも参照されたい。<http://www.newsdigest.de/newsde/regions/reporter/frankfurt/3691-888/> フランクフルトのクリスマス・マーケットは世界中から観光客を惹きつけ例年来訪者はおおよそ300万人、ディッペメスも200万人を超える規模。
- 112) かつて筆者が2009年に調査した頃は「単館企画であってもフランクフルトのミュージアム全体のアイデンティティに資するような事業」も対象であったが、今回その話はなかった。ヒアリングによれば、他都市の多くの市立のミュージアムはこの制度を理想的だと考えており、「うらやましい」と言われることもあるようだ。ただしファンドという名称ではあるが株式や金融ファンドのような運用を行うことはないため、その点には注意されたいとのことであった。
- 113) 考古学博物館、歴史博物館、応用芸術博物館（工芸館）、世界文化ミュージアム（人類学博物館）、ドイツ建築博物館、現代アート・ミュージアム、ユダヤ博物館、市史研究所の8館。
- 114) 各館は年末に年次報告書を出すため、その決算を見ることはしても、来場者が何人来たとか、何本の展示をしたとか、エデュケーション・プログラムをどれだけしたか、という数値での評価はしないという。市の補助はどんな業績を上げたかに基づくものではなく、市営のミュージアム8館にはいずれにせよ支援するためである。ここには、「我々はインフラストラクチャーを提供するために存在するのであって、この二つ（展示とインフラ提供）は異なる」（リンケ氏）という理解がある。つまり、公共政策としての文化行政の主要責務は、安定的な文化インフラの提供だという理解である。他方で展示に寄付をすると税額控除を受けられる第三資金提供者、すなわち私人（財団、スポンサー、個人、寄付者）はそうした数値に関心がより高いという。各ミュージアムが年間報告書で様々な数値を見せているのは、市政に対してというよりはむしろミュージアムが税制上のメリットがある民間人・企業に対して、「自分たちに寄付するのは好ましい選択肢だ」と数値

- を見せて説得するためだという。
- 115) いずれも金額は2023年現在。2023年については、1ユーロ＝156.45円で換算した。（「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」適用期間：令和5年12月24日から令和5年12月30日までに基づく。）Produkthaushalt, pp.1413-1414.
 - 116) 2025年11月3日の文化課でのリンケ課長の発言。
 - 117) この予算は、市営8館以外にも分配される。
 - 118) ヒアリングでは「慣習法/権（Gewohnheitsrecht）」と発言されている。
 - 119) 2023年も同額。「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」（適用期間：令和7年11月23日から令和7年11月29日まで）をもとに、1ユーロ＝178.94円で換算。
 - 120) 予算書に記載されている「ミュージアム・カードとミュージアム・チケット」は、「ミュージアムの河畔カード」と「ミュージアムの河畔チケット」のことである。2025年11月3日のヒアリングでのリンケ氏とケレ氏の発言による。
 - 121) Produkthaushalt 2024/2025, p.1413.
 - 122) 外交レセプションや、金融界・保険業界等の私企業は、伝統に裏打ちされた特別な（関係者のみが入場できる）「ラグジュアリー」を提供・演出するミュージアム空間や現代アートのイベントを好んで商用利用する（ユニーク・ヴェニチャー/エクスクルーシブ・イベント、VIPイベント）。ミュージアムも、空港や街なかに大型広告を出し、メッセでフランクフルトを訪れるビジネス層に対して、滞在期間中に立ち寄るべき場所として開催中の展示をインプットする工夫をしているという。都市景観を一望できるルーフトップ（屋上）の開放も欧米では非常に人気がある（入場料に含むケースと、予約制で希少性を高め追加料金を課すケースがある）。Jahresbericht 2019 Städel Museum und Liebieghaus Skulpturensammlung 2020, p.77. またドイツの美術大学では、こうした場でギャラリーやパトロン、世界的なミュージアムの館長たちとコネクションを作り、いかに自分たちのアートをラグジュアリー市場に乗せるかというノウハウのようなもの、体験的に教えていくとのことで、この点は国際的なアート・マーケットに参入するための日独の芸術大学の教育内容面での大きな違いであるとの話も美術関係者から聞いた（そして芸大卒業者は、一定の額以上の収入がないと加入できない芸術家社会保険に最初から入るため、安心して活動を開始できるとのことである）。
 - 123) ただしフランクフルト市の文化予算は総額でも一人当たりの額でも、欧州でも最高水準を誇る。
 - 124) 円換算は、関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場（適用期間：令和8年2月1日から令和8年2月7日まで）を適用し、1ユーロ＝184.68円で換算。
 - 125) <https://www.visitfrankfurt.travel/ueber-uns/All>
 - 126) MICE は、企業等の会議（Meeting）、報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体・学会等が行う国際会議（Convention）および、展示会・見本市（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語である。日本では、日本政府観光局（JNTO）がMICEの日本誘致に取り組んでいる。 <https://mice.jnto.go.jp/about-mice/whats-mice.html> 地域の観光施策との連携に関しては https://www.mlit.go.jp/kankochou/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaufuku/mice/kaisaichi.html 等も参照されたい。
 - 127) <https://www.meetfrankfurt.de/en/>
 - 128) Tourismus + Congress GmbH Frankfurt am Main (TCF): Quartalsbericht 3/2025, 2025, P.2.
 - 129) レストランが最多で65%、次いでバー47%、クラブ33%と続く。レイヴやフェスティバルは文化施設よりも低く21%。dwif/Project M/Stadtmarketing Frankfurt (Main) : Bewertung der Bedeutung des Frankfurter Nachtlebens Und Der Nachtökonomie, November 2025, P.135.
 - 130) 日本の場合、同様のものとして国際観光旅客税の分配方針が、毎年の観光立国推進閣僚会議において決定される。2026年7月より現行の1000円から3000円への引き上げが決定しており、税収増が見込まれている。また宿泊税を導入している自治体もある。
 - 131) フランクフルト・アム・マイン ツーリズム&コンGRESS有限責任会社ツーリズムマーケティング・ディレクターであるビショップ氏による。ツーリズム・コンGRESS有限責任会社は2025年に30周年を迎えている。
 - 132) 2025年11月3日、リンケ氏、ケレ氏、ビショップ氏へのヒアリングによる。
 - 133) 日本で同様の手法を採った直近の報告書として、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所「令和6年度「文化行政調査研究」文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究報告書」令和7年3月がある。
 - 134) 7000館弱の全てのミュージアムが来館者数を把握・公表しているわけではないので、手法としては代表サンプルを抽出し、その中での有効回答を用い、過去のミュージアム研究所の統計と有効回答のミュージアムの詳細な財務報告を照らし合わせて2023年のドイツ全土の来場者数は推計されている。付加価値等の計算は、ノーベル賞受賞者であるヴァシリー・レオンチェフの産業連関分析の投入産出モデルを用いており、これらの手法から本報告書にはプラス・マイナス10%の誤差が不確実性として残る点が留保されている。Prof. Dr. Patricia Rahemipour & Kathrin Grotz, Institut für Museumsforschung, Dr. Silvia Selinski, Marc André Günther, Lutz Hempel, Günther Kradischnig, Nadine Krasser: Der ökonomische Fußabdruck von Museen, Berlin, Juni 2025, S. 15, S. 76. 日本語での産業連関分析の説明については、内閣府や総務省のサイトを参照されたい。また文化関連については例えば、以下の論文等が参考となろう。枝川眞弓/枝川明敬「文化産業の経済効果—東京とニューヨークの比較分析—」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/srs1970/29/3/29_3_239/_pdf/-char/en
 - 135) Prof. Dr. Patricia Rahemipour & Kathrin Grotz, Institut für Museumsforschung, Dr. Silvia Selinski, Marc André Günther, Lutz Hempel, Günther Kradischnig, Nadine Krasser: Der ökonomische Fußabdruck von Museen, Berlin, Juni 2025.
 - 136) 2025年10月のProf. Dr. Patricia Rahemipour氏とKathrin Grotz氏へのヒアリングでは、プロイセン文化財財団ミュージアム研究所の開発したミュージアムのインパクト調査とそのワークショップ用キットについてもヒアリングを行った。これ

- は、各ミュージアムの全職員（ユーティリティ・スタッフ等も含む）がどのように自館のインパクト指標を自ら設定するかについて議論を促す仕組みで、日本でも援用可能な示唆に富む実践であったが、紙幅の都合上、機会を改めたい。
- 137) ここでは文化予算からの補助金のことであるが、本報告書で述べられているような効果があるため「投資」という言葉が選択されており、運用のような意味の投資ではないという補足がなされている。Der ökonomische Fußabdruck von Museen, S. 6.
- 138) こうした芸術の役目を、米国の作家カート・ヴォネガットは1969年に「坑内カナリア芸術論」と名付け、「芸術家は非常に感受性がつよいからこそ社会にとって有用だ、という理論」と説明し、1973年にも「あらゆる芸術家は「警報組織」として尊重されるべきだ」と述べている。カート・ヴォネガット（飛田茂雄訳）『ヴォネガット、大いに語る』早川書房（Kindle版）、2013年、p. 138, p. 303.
- 139) プロイセン文化財財団ミュージアム研究所はミュージアムの価値を市民に問う調査を2024年4月に発行しており、ミュージアムは「友人・家族」について「信頼できる」という結果になったことが背景にある。学者、地域メディア、公共放送、全国放送、企業、利益団体、教会等は、いずれもミュージアムより低い数値で、ミュージアムが「公的な生存配慮（行政）のひとつを担う」ことが可視化されたと述べられている。ミュージアムの種類別では、植物園と科学技術館が最も信頼されており、次いで自然史博物館、歴史・考古学博物館、城郭・城塞博物館等も信頼度が高い。動物園・水族館、文化史・民族学博物館、美術館は平均的信頼水準で、展示会場やパノラマ・マルチメディア・ショー等は低い位置に留まっている。信頼の基準として、政党・党派中立性、論争を招く論点も扱う点、自分たちの文化遺産を長期的に保存・記憶する機関である点、オリジナルを収蔵している点等、様々な観点から検証されており、モニタリング調査として今後も継続する意向が示されている。後述のエコノミック・フットプリント調査の分野別結果と対照して考察するのも興味深いだろう。
- Kathrin Grotz & Prof. Dr. Patricia Rahempour: Institut für Museumsforschung Das verborgene Kapital: Vertrauen in Museen in Deutschland, Berlin, April. 2024.
- 140) 日本の博物館の名目 GDP は1856億円（2020年）となっている。株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所「令和6年度「文化行政調査研究」文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究報告書」19頁。プロイセン文化財財団の集計手法との厳密な違いまではまだ検証できていないので拙速な結論は避けたいが、あくまで仮説として考えるべき論点を以下に述べたい。主要国のミュージアム比較では米国の約12000館規模に次いで、ドイツと日本は双方に6000館台のミュージアムが存在しており、数値としては「ミュージアム大国」として近い位置にあることが知られてきた。両調査報告とも産業連関を用いているので仮にほぼ同じ手法で推計をとっているとして、物価水準、人口ともに日本の方が大きいにもかかわらずこの金額の差はどこから来るのか。まず思い浮かぶの日独の差はミュージアム予算で、ミュージアムは公共投資の費用対効率が高い分野であるというプロイセン文化財財団の結論が正しいならば、公共予算の投資額が大きくなればなるほど付加価値に正比例する（ミュージアムの活動自体に付随する経済活動の規模が増幅するため）というのが理論的に正当化できる示唆としてこの金額差を捉えるのかもしれない。「文化産業基盤創生」という観点からミュージアムや劇場等の文化機関（文化「施設」ではなく人材と運営費交付金を伴った「機関」）形成のための文化予算を増額するための根拠として、今後の研究課題のひとつとなるであろう。
- 141) Der ökonomische Fußabdruck von Museen, SS. 6-7.
- 142) ミュージアムの分野別にみると、最も大きかったのは、美術館で1.89ユーロ、次いで大型複合型ミュージアムで1.84ユーロ、郷土史博物館が最も小さく1.53ユーロであった。Der ökonomische Fußabdruck von Museen, S. 57.
- 143) 2023年の推定ミュージアム来訪者は約1億6700万人であり、この人数で公共投資額を割ると1人あたりに対する34ユーロの投資で、約56ユーロの付加価値が生み出されているという。
- 144) ただしここでの第三者資金には、ボランティア活動、寄贈、施設提供、使用权、個人からの募金等を含んでおらず、ボランティアに関しては2023年の最低賃金12ユーロで換算した寄与額が紹介されている。Der ökonomische Fußabdruck von Museen, SS. 66-69.
- 145) 過去の数値と比較すると、2015年は2億円強であった。
- 146) 基金として積み立てるのはミュージアム側の提案であったという。
- 147) 例えば周遊券自体は、日本の自治体にも存在しているのだが（例えば <https://odekakepass.hot-ishikawa.jp/index.html>）、魅力的なコンテンツを有するにもかかわらず価格がかなり低めに設定されている（そもそもの日本の公立ミュージアムの常設展示の価格帯の低さと連動しているのかもしれないが、価格があまりに低いと他国でミュージアム観光に慣れている客層に「訪れてもあまり価値があるものはないのではないか」と誤解される懸念があるため、検討の余地がある）。例えば石川県は整備維持費を捻出するために地盤国有公園（兼六園）の県営化を求めているが、こうしたある程度文化集積地域での収益底上げの試みをひとつのプロトタイプとして、国と地方が連携して資金も共同拠出し、行政間レベルで「文化創造産業基盤の形成」と「地方創生」とを結びつける文化経済圏モデル創出のための実証実験（文化創造特区事業）を展開する余地は日本にもあると考える。（共通カードの販売は今日、それぞれの文化施設に呼びかけてグローバルな宿泊予約プラットフォームも開発しうするため、収益を国内に留め公共政策デザインの中でインパクトを出す設計を行う余地を残しておくためにも文化観光に付随するこうした経済モデルの施策をいかにとるかという議論はなるべく迅速に行った方がよいように思われる。）
- 148) 市議会議事録でも創設時に、各館館長同士がいがみ合うことなく協力するようになったとの指摘がなされている。
- 149) フランクフルト市では（ドイツ全土ではない）、市営ミュージアムは18歳未満無料である。さらに「文化と余暇チケット」も存在する。0歳から18歳未満の全ての人向けで、すべてのミュージアムと動物園に無料で入ることができる。親は収入が一定以下の場合申請をすれば無料で受給することができる。一定以上の収入の親も年29ユーロで購入可能である。市営施設は18歳未満はいずれにせよ無料なので、私立のミュージアムと動物園に行く際にメリットが生まれる。

- 150) https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93709801_01.pdf, pp. 96-100, p. 115.
- 151) 2018年から2020年にかけてドレスデンで実施されてきた「クリエイティブ空間取引所」事業は、2023年から2025年にかけては連邦住居・都市開発・建設省の助成による「持続可能な都心と中心街」事業の一環として「クリエイティブ・空間・取引所」事業となり、ドレスデンで展開された。様々な空間不足（練習、リハーサル、展示、販売等）を抱えるクリエイターと都市で使われていない空間とをマッチングし、公共空間での様々な催しで都市に活力を与える事業であった。ドレスデン市と連邦政府の助成を受けており、文化創造産業のプラス面として、付加価値創出を超えて、環境・社会・文化面に影響を与える点、領域間を繋ぐクロスイノベーションの推進力として様々な経済分野の牽引役となる点等が評価されている。 <https://www.dresden.de/de/wirtschaft/tomorrowshome/kulturwirtschaft/kreativraumboerse.php>
- 152) 日本からは、一般社団法人カルチャー・アンド・エンタテインメント産業振興会（CEIPA）から稲葉豊氏がプレゼンを行った。日本の音楽産業の特徴と課題としては、デジタルとフィジカルの共存するユニークなマーケット、体験型の音楽消費への注目によるライブ・エンタテインメント市場の成長、海外展開が今後の鍵という指摘がなされた。
- 153) クラシック音楽やロック、アヴァンギャルド、コンテンポラリー・ジャズ、オペラ、ミュージカル、パンク（児童に特化したものも含む）、映画音楽等、多様なジャンルの企業であった。
- 154) 稲葉氏は当日、日本で「体験型の音楽消費への注目によるライブ・エンタテインメント市場の成長」が目下著しいということを描いていた。日本のこうした市場傾向を踏まえてのドイツ側のプレゼン、あるいは、来日企業のセクションであったのかは定かではない。
- 155) クラシックの音楽家がポピュラー音楽の歌手の後ろで演奏するというようなある種の主従関係がある構成ではなく、クラシックとパンク、オペラとミュージカルといった組み合わせで両方が主役として舞台に立つ企画であるようであった。
- 156) <https://constantin.film/unternehmen/constantin-music/>
- 157) 他には、2010年代に若者に人気のあったTVシリーズの〈ファック・ユー・ゲート〉のミュージカルも成功事例として挙げられていた。〈ネバーエンディング・ストーリー〉に関してはイマーシヴな事業となる模様である。ドイツ語圏ミュージカルでは、ウィーン発の「エリザベート」や新作「マリア・テレジア」は、日本のミュージカル・ファンの間でも関心が高い（「エリザベート」は日本では宝塚と東宝が翻案しており、今日でもチケットが極めて入手困難なことで知られる）。公共劇場ではなく興行会社を中心とするミュージカル、ステージ、夏の野外音楽フェスティバル（クラシックも含む）の活況は、近年の日本同様にドイツ語圏でも見られる傾向である。ミュージカルと言えば、米国ニューヨークのブロードウェイが世界を牽引するが、ブロードウェイのみならず、メトロポリタン歌劇場もジュリアード音楽院も、もともとはドイツ系（ユダヤ系）の移民が興行や指揮、作品選定、作曲、音楽教育、楽器製造・販売などの基盤を包括的に整えており、ドイツ語圏で培われた音楽産業文化の系譜にある点も無視できない。もちろんこの時代の移住背景には当時の国内での革命があったのだが、エコシステム自体を他の文化圏へと移植するほどの強靱なノウハウやネットワーク形成をなしえた要素の解明も、文化創造産業振興においては視野に入れて注意深く観察する必要がある。
- 158) 日本ではアニメをミュージカルにする2.5次元ミュージカルやとなりのトトロのミュージカルの海外展開がそうした手法にあたろう。他方で、日本でも人気のエリザベートやディズニーのミュージカルは、ライセンス収入が欧米に入っていく（ブロードウェイは学校教育事業用ライセンスもある）。引越し公演の国際展開と並んで、最終的にはそうした知的財産（IP）を生み出せるか否か、強靱なクリエイティブ・コアの継続的な育成が最も重要である。
- 159) 他にもコミュニティ音楽など、クラシック音楽にも様々な試みがある。
<https://www.dw.com/de/wie-die-klassikszene-neue-fans-gewinnt/a-74116021>
<https://www.dw.com/de/beethovenfest-campus-projekt-nigeria/a-73931778>
<https://www.dw.com/de/beethovenfest-2025-die-grenzen-der-klassik-sprengen/a-73791695>
- 160) 日本の音楽産業の市場規模はたしかに大きく、現在は世界2位であることが知られている。ただ、1990年代後半から2000年代初頭のミリオンセラーが続出していたCDの時代に「CD売上世界ランキング上位」と謳われてきた日本のアーティストの名前を言っても、当時は国外では知られておらず「それをほとんど買ってるのは、日本人だよ。日本人の購買意欲がすごい」「日本人の消費熱がすごい」と言われてきた。欧米における日本の音楽産業へのこうした評価は、その後もそれほど変わっておらず、近年の「推し活」も文化支援・育成、優れた音楽性の享受というよりは、かつて「エコノミックアニマル」と揶揄された日本人の「購買・消費意欲」の高さゆえと捉えられる傾向がある。文化・芸術はソフトパワーの価値も重要であるため、こうしたイメージや理解を払拭するコンテクスト性・ストーリー性等、「深く」「探究」したいと思わせる独自の文化要素をいかに紡ぎ、伝えるかという戦略は政策的には極めて重要となる（文化観光と同じである）。音楽に関しても世界市場の規模自体ではなく、国内・国外シェアの分析、国外市場の割合の拡大、国際共同制作の標準化についてが、今後の課題である。（数値的には、ヒューマンメディア 2024によると世界のコンテンツ市場規模でドイツは、米・中・日・英に次ぐ規模で、1人当たり年間消費額は、米・英・独・日・韓だとされる。）
- 161) バイロイトやザルツブルクの音楽祭となると、そのプレミア度はより一層高くなるため、外交の舞台になるとともに商談・接待のために多くのグローバル企業がスポンサーとなりチケットを押さえるため、チケットは極めて入手困難となる。小泉純一郎が首相になった際に当時のシュレーダー首相のはからいでバイロイト祝祭劇場を訪れ、「夢だった」と喜びを語ったことは、当時日本でも大きく報道された。
- 162) 例えば、現在は状況が変わっているかもしれないが、ベルリン国際映画祭のヨーロッパ・フィルム・マーケットのブースにおいても、イタリア、スペインなどは目立つ位置にファッションショーの会場のような国別ブースを設置している。他方日本は、早い段階から参入している大手企業は、良いブースの位置を手放したくないがゆえに、日本として出しているブースとは離れた場所にそれぞれに企業ブースを出してきた。そのため集合的に「日本」のプロダクトを見せるという意味では、スペインやイタリアのような存在感は示せていない。もちろん、民間企業が自主的に開拓してきた歴史があるため、その場所を手放してまで国単位のブースに参加を依頼するということは商業活動の自由に介入することになるため

好ましくはないのだが、日本のコンテンツ・クリエイティブ産業という集合体のプレゼンスを国際市場においてどう示したいのかについては、現地の状況を踏まえて一考の価値はあるだろう。なお国際交流基金が映画の共同制作や国外作家等の招聘を地道に行ってきたため、国際映画祭で「日本から来た」というと制作関係者は国際交流基金といかにかこれまで協働したことがあるかということをししば説明してくれる傾向があり、この点では日本のソフトパワー外交には一定の成果がある印象を受けている。

* 文中 URL の最終閲覧日は、特に記載のない場合、すべて 2025 年 12 月 3 日。

フランスの文化政策

長嶋 由紀子

第1章 予算

フランスの文化予算をみるために、本章では、文化省が2025年4月末日に発表した2024年版主要文化統計集（現時点での最新版）を基礎資料として用いる¹⁾。本統計集は、毎年基本的に同一項目の数値を更新しており、また文化省公式ウェブサイト上で2012年以降の全版が公開されているため、常に参照可能で、正確な経年比較の対象となる資料である。ただし、2025年当初財政法（Loi de finances initiales：以下LFI）予算と2026年財政法案（Projet de loi de finances：以下PLF）予算に関しては、文化省から具体的な数値が公式発表されていない。そのため、経済・財務・産業主権・エネルギー主権・デジタル主権省（以下、本文中では経済・財務省と記す）発行の国家予算資料によって文化統計集を補う²⁾。

例年の政府予算編成の流れをここでおおまかに確認すると、毎年秋に、経済・財務省が翌年の「財政法案 PLF：Projet de loi de finances」を作成し、国民議会と上院に提出する。議会での修正提案を経て、年末までに「当初財政法 LFI：Loi de finances initiales」が採択され、大統領が署名した上で、官報に掲載される運びとなるのが通例である。「当初財政法 LFI」の予算は、年度中に生じた想定外の事象を反映するために、あるいは翌年を待たずに国の予算方針を修正するために、修正財政法の成立により変更される場合がある³⁾。当該年を終えて実際の支出の集計を経た額が「執行予算 CE：crédit exécuté」である。文化省統計集には、上記三種の予算が含まれる点に留意されたい。

しかし2025年は、フランスの政府予算に関してきわめて異例な年であった。国内政治が混乱するなかで、2025年当初財政法（LFI）は、財政法案（PLF）とは大きく異なる内容で例年

1) Ministère de la culture, *Chiffres clés statistiques de la culture 2024* <https://www.culture.gouv.fr/espace-documentation/statistiques-ministerielles-de-la-culture2/publications/collections-d-ouvrages/chiffres-cles-statistiques-de-la-culture-et-de-la-communication-2012-2024/chiffres-cles-2024-de-la-culture-et-de-la-communication>（2025/12/17 最終閲覧）

2) 文化省が毎年刊行する文化統計資料（*Chiffres clés statistiques de la culture*）では、これまでは当該年（発行年前年）の当初財政法予算（LFI）と発行年の財政法案予算（PLF）までが示されていたが、2025年4月末日刊行の2024年版ではこれらの最新数値が掲載されなかった。

3) 議会に承認された「当初財政法 LFI」を、「修正財政法」（loi de finance rectificative）で変更する。減額修正もある。政策強化や緊急支出のために追加的に編成される日本の「補正予算」とは異なるしくみである。

より大幅に遅れて 2025 年 2 月 6 日にようやく成立した。さらに 4 月 25 日には、経済成長低下の文脈において財政赤字縮減目標達成をめざすとして、フランソワ・バイル首相名の法令（デクレ）が出され、修正財政法を議会で成立させることなく、2025 年当初財政法（LFI）の支払い予算より総額約 31 億ユーロ（約 5547 億円）が取り消されている⁴⁾。その文化省予算への影響については後述する。

また、2025 年秋の 2026 年財政法案（PLF）発表時に、これまでは毎年詳細な報道資料を作成して、翌年に向けた省の基本方針と重点項目を文化大臣がみずから説明してきた文化省の公式発表がなかった点も異例であった。

2025 年の文化省予算と経年変化

経済・財務省の 2025 年当初財政法（LFI）資料によれば、文化省所管ミッションの予算額は合計 46 億 3800 万 €（約 8299 億 2372 万円）。その内訳は、文化ミッション 39 億 1800 万 €（約 7010 億 8692 万円）、とメディア・書籍・文化産業ミッション 7 億 2000 万 €（約 1288 億 3690 万円）である⁵⁾。

図表 1 の主要部分は、文化省発行 2024 年統計集に基づいて作成した。2019 年から 2022 年については執行予算（CE）、2023 年は当初財政法（LFI）予算、2024 年は財政法案（PLF）予算の額が、ミッション内プログラム予算のレベルまで示されている⁶⁾。ここに掲載されていない 2024 年当初財政法（LFI）予算、25 年当初財政法（LFI）予算については、経済・財務省資料より追加した。

図表 2 は、図表 1 の一般会計予算文化省予算額の経年変化をグラフ化したものである。

図表 1 と 2 で示した 2024 年当初財政法（LFI）予算から 25 年 LFI 予算の変化は、総額で約 300 万 €（約 54 億円）の減少となった。

国立サーカス大道芸演劇センター（ARTCENA）の検証によれば、文化ミッション内プログラム予算レベルの変化は以下の通りである⁷⁾。

- ・プログラム 175 「文化遺産」：12 億 5,100 万 €（約 2238 億 5394 万円）前年比 4.8%増

4) <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051520782>（2025/12/22 最終閲覧）なお、本稿における円への換算は、1€ = 178.94 円とした。

5) Ministère de l'économie, des finances et de la souveraineté industrielle et numérique, *Le budget de l'État voté pour 2025 en quelques chiffres (loi de finances initiales)*, p.4

6) プログラム予算内のさらなる内訳情報は文化省の発表資料では網羅的には公開されていない。ただし財政法案発表時に文化省が例年作成している報道資料では、翌年の重点項目にフォーカスする形で部分的に内訳を示し説明されることが多かった（ただし上述の通り 2026 年財政法案については文化省報道資料が公開されていない）。とはいえ、プログラム予算の内訳データは存在し、政府ミッションごとに作成されて財政法案に添付される <Projet annuel de performances>（年度遂行計画）には記載されている。これらは、ミッション内の全プログラムの中期戦略とともに当該年の設定目標を示して財政法案の予算内訳と根拠を説明する資料である。以下の公共財政・国家予算プラットフォームウェブサイト（公共活動・公会計省）を参照されたい。2026 年財政法案付属資料一般会計「文化ミッション」全 279 頁。<https://www.budget.gouv.fr/documentation/documents-budgetaires/exercice-2026/projet-loi-finances-les/plf-2026-projets-annuels/budget-general/culture> 一般会計「メディア・書籍・文化産業ミッション」全 82 頁。<https://www.budget.gouv.fr/documentation/documents-budgetaires/exercice-2026/projet-loi-finances-les/plf-2026-projets-annuels/budget-general/medias-livre-industries>

7) <https://www.artcena.fr/fil-vie-pro/plf-2025-39-mdeu-pour-la-mission-culture>（2025/12/22 最終閲覧）

図表 1 一般会計予算における文化省予算とその内訳（2019–2025）

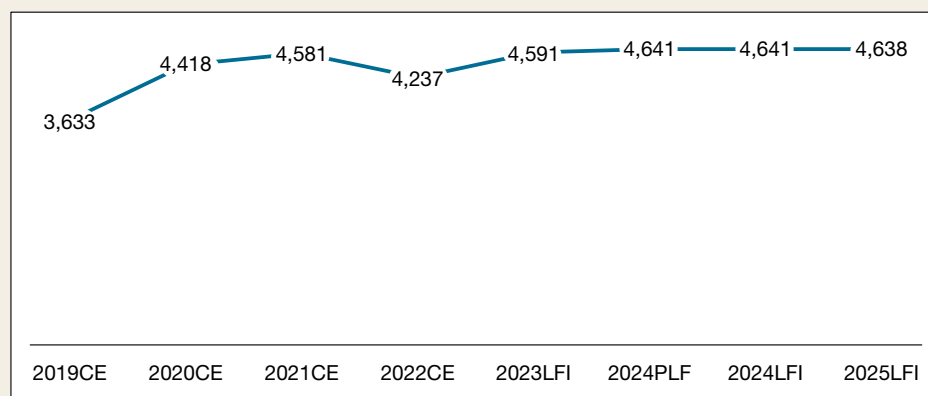
単位：百万ユーロ（名目ユーロ）

	2019CE	2020CE	2021CE	2022CE	2023LFI	2024PLF	2024LFI	2025LFI
文化ミッション	2947	3163	3835	3611	3866	3905	3905	3918
＜内訳＞プログラム 175 文化遺産	947	1109	1395	1097	1212	1194		
プログラム 131 創造	779	900	1044	960	1010	1043		
プログラム 361（前 224）知識の伝達と文化の民主化		0	652	770	833	824		
プログラム 224 文化省の政策支援	1211	1155	743	784	810	844		
（プログラム 224 内の人件費）	707	650	660	692	706	734		
研究・高等教育ミッション	109	108						
プログラム 186 文化・科学文化研究	109	108						
メディア・書籍・文化産業ミッション	577	1146	746	626	726	736	736	720
＜内訳＞プログラム 180 報道とメディア	282	411	276	290	390	377		
プログラム 334 書籍と文化産業	295	735	469	335	335	359		
文化省予算（上記合計）	3633	4418	4581	4237	4591	4641	4641	4638
国の一般会計予算合計（協力基金を除く総額）	456715	540699	557119	578437	591887	582031	582031	582397
一般会計予算における文化省予算（％）	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8

出典：Ministère de la culture, *Chiffres clés statistiques de la culture 2024*, p.32-33.（2019 年 CE から 2024 年 PLF まで）Ministère de l'économie, des finances et de la souveraineté industrielle et numérique, *Le budget de l'État voté pour 2024 en quelques chiffres (loi de finances initiales)*, p.4（2024 年 LFI）Ministère de l'économie, des finances et de la souveraineté industrielle et numérique, *Le budget de l'État voté pour 2025 en quelques chiffres (loi de finances initiales)*, p.4（2025 年 LFI）

図表 2 一般会計予算における文化省予算の経年変化（2019–2025）

単位：百万ユーロ



出典：図表 1 データより作成

- ・プログラム 131「創造」：10 億 4400 万 €（約 1868 億 1336 万円）前年とほぼ不変
 - ・プログラム 361「知識の伝達と文化の民主化」7 億 6,000 万 €（約 1359 億 9440 万円）7.8% 減
 - ・プログラム 224「文化政策支援」8 億 6300 万 €（約 1544 億 2522 万円）2.5% 増
- 減少率の大きい「知識の伝達と文化の民主化」プログラム内では、「文化パス」予算が 2,000

万€（約 35 億 7880 万円）削減されている⁸⁾。

また、上述の 2025 年 4 月 25 日付のフランソワ・バイル首相名の法令（デクレ）による当初予算法（LFI）予算の一部取り消しによって、文化省所管予算からは総額 1 億 1,400 万€（約 204 億円）が削減された⁹⁾。

各国における文化関係予算の更なる精緻化の可能性

2.1 他省庁の文化関係予算

2024 年版文化統計集に掲載された他省の文化関係予算を図表 3 に示す。これらは、毎年同一の方法で文化省・調査予測統計課（DEPS）が算出する推定値であり、経年変化の分析対象としてもっとも正確なデータである。

全体の約 6 割を占める国民教育省による文化支出の大部分は、初等・中等教育の芸術系教員の人件費に相当する。学校の授業周辺で行われる課外活動、芸術・文化・科学的実践へのアクセス改善に取り組む非営利団体への助成、そして学校単位で利用する文化パス集団部分の予算も含まれる。ヨーロッパ・外務省の文化支出は、在外大使館の文化予算、アンスティチュ・フランス、アリアンス・フランセーズなどの在外ネットワークを含む。また、書籍の海外展開支援（後述）を担うフランス・リーヴル、サントラル・ド・レディションなどへの助成予算も含まれる。経済・財務省の文化支出には、文化創造産業振興予算が含まれている。複数省で共通して文化支出予算に計上されるのは、各省が管轄するミュージアムや図書館の予算、文化遺産である歴史的建造物の修復費である（たとえば司法省文化支出の 2024 年増加分には、パリ・シテ島に所在するパレ・ド・ジュスティスの大規模修復工事費用が含まれている）。

2.2 一般会計・特別会計・目的税財源予算

財政法案（PLF）と当初財政法予算（LFI）には、それぞれ一般会計予算（budget général）と付属予算（budget annexe）がある。

図表 1 の文化省予算は一般会計のみの予算だが、図表 3 の他省の文化充当予算には、一般会計予算と付属予算が含まれている。

文化省予算には、一般会計予算（図表 1）以外に、目的税を財源として、文化省が所管する領域別専門組織に配賦される予算がある。内訳を図表 4 に示す。

一般会計予算の文化省予算（図表 1）に目的税財源による領域別専門組織への配賦予算合計（図表 4）を加算した総額が、本報告書における「文化予算」に当たる。図表 5 ではその推移

8) 予算削減を受けて、文化パスのクレジット額が変更された。文化省が所管する個人パスでは、18 歳向けパスが 300€（約 53682 円）から 150€（約 26841 円）に半減したほか、15 歳向け（20€）と 16 歳向け（30€）は廃止、17 歳向けは 50€（約 8947 円）となった。また国民教育省予算から支出される学校単位で利用する集団パス予算も、2024 年の 9700 万€（約 173 億 5718 万円）から 2025 年は 7200 万€（約 128 億 8368 万円）に削減された。

9) 脚注 3 の官報を参照。また、公共放送ラジオ・フランスも文化予算削減について報じている。https://www.franceinfo.fr/replay-radio/le-vrai-du-faux/le-budget-de-la-culture-est-il-en-hausse-ou-en-baisse_7221438.html#:~:text=Dans%20son%20interview%2C%20Rachida%20Dati,environ%20200%20millions%20d'euros（2025/12/22 最終閲覧）

図表 3 文化に充当された他省の一般会計予算及び付属予算 2019-2024

単位：百万ユーロ

省	2019	2020	2021	2022	2023	2024
国民教育・若者（2020, 2021 はスポーツを含む）	2646	2842	2915	2990	3044	3178
スポーツ（2020, 2021）とオリンピック・パラリンピック（2022 年とそれ以後）	3	3	3	85	120	118
ヨーロッパ・外務	728	806	764	799	842	901
高等教育・研究・革新	603	618	617	623	614	627
軍事	97	120	102	151	167	175
エコロジー移行（2022 年とそれ以後）・地域結束（地方自治体との関係性を含む）	109	134	154	254	152	147
経済・財務、産業・デジタル主権	108	110	150	97	54	70
農業（と食料）、食料主権	34	35	32	38	40	42
エコロジー移行（と連帯）（2021 年以後は地域結束に合算）	16	9				
内務	6	5	5	4	7	10
アクション・公会計（2021 年に経済・財務に包含）	10					
司法	9	17	35	36	55	93
海外領土	3	4	7	8	6	6
首相府	2	1	3	3	5	6
<復興>ミッション				414		
民間航空（付属予算）	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6
合計（文化省以外）	4374	4700	4784	5089	5108	5375
参考：文化省予算	3633	4418	4581	4237	4423	4634
全省合計（文化省を含む）	8007	9117	9364	9326	9531	10011
対国家予算比%（復興計画を除く）	1.7	1.8	1.9	1.6	1.7	1.7
対国家予算比%（復興計画を含む）		1.7	1.7	1.6	1.6	

出典：Ministère de la culture, *Chiffres clés, statistiques de la culture 2024*, p.36.

* 2019-2022 年は執行予算（CE）、2023 年は当初財政法（LFI）予算、2024 年は財政法案（PLF）予算

図表 4 目的税財源から領域別専門組織への配賦予算

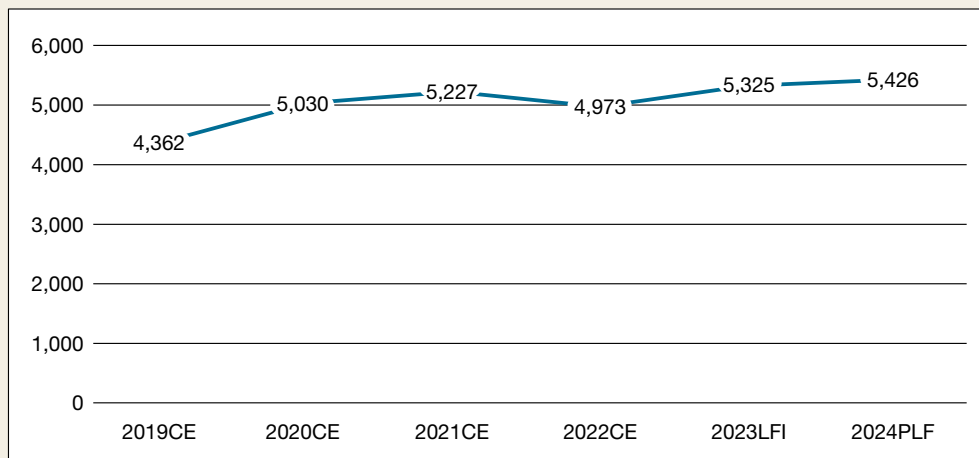
単位：百万ユーロ

組織名称（太字）/目的税	2019 年執行予算 （CE）	2020 年 （CE）	2021 年 （CE）	2022 年 （CE）	2023 年当初財政法 （LFI）	2024 年財政法案 （PLF）
国立映画映像センター（CNC）	690	598	631	721	723	756
テレビサービス税	492	457	457	469	447	461
映画館入場料（TSA）	154	60	57	118	136	153
ビデオ編集、オンデマンドビデオ税	34	72	112	127	130	131
映画企業拠出金	9	9	5	7	10	11
ポルノ暴力映画税	0	0	0	0	0	0
国立音楽センター（CNM）	32	11	12	12	3	22
ヴァリエテ公演税	32	11	12	12	3	22
民間劇場支援協会（ASTP）	7	3	3	3	8	7
民間劇場入場税	7	3	3	5	7.7	7

出典：Ministère de la Culture, *Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2024*, p.40.

図表 5 一般会計文化省予算と目的税財源配賦予算合計額の経年変化

単位：百万ユーロ



出典：図表 1 および図表 4 データより作成

を示した¹⁰⁾。

2.3 決算

上述のように 2019 年から 2022 年の文化省一般会計予算については、「執行予算 (CE)」が示されている。ただし同年の当初財政法 (LFI) 予算との対照は行われていない (図表 1)。

2.4 地方公共団体の文化関係予算

2022 年のフランス本土および海外領における人口 3,500 人以上の基礎自治体 (コミューン)、3,500 人以上の基礎自治体を含む自治体連合、県および地域圏による文化支出総額は約 98 億 € (約 1 兆 7536 億円)、住民 1 人あたり換算では 142€ (約 25409 円) である。80%がコミューン・ブロック (基礎自治体および基礎自治体連合) による支出で、県と地域圏の支出がそれぞれ 12%と 8%を占めた (図表 6)。

これらの文化支出データの出所は、経済・財務省の公共財政総局 (DGFIP) が管理する地方自治体会計である。実際に支出された決算額であり、予算額ではない¹¹⁾。経済・財務省から提供されるデータを文化省・調査予測統計課 (DEPS) が毎年同一の方法によって、地方自治体会計費目に基づいて支出を分析し、自治体のレベルごとに関与分野が異なる文化支出を算出する¹²⁾。連結ベースでの全体支出の算出では、自治体間 (たとえば地域圏からコミューンへ) の補助金を、受け取り側文化支出より差し引く調整が行われている。

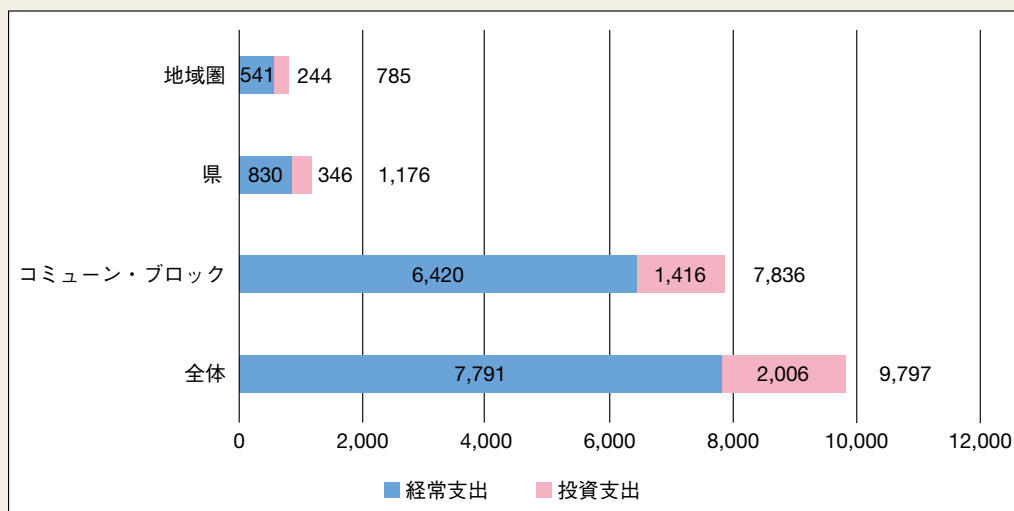
10) 2025 年の目的税財源による領域別専門組織への配賦予算の額は未公表であるため、ここでは 2024 年までのデータを掲載している。

11) Catherine BUNEL et Jean-Cédric DELAINQUIERE, *Tableau de bord annuel des dépenses culturelles des collectivités territoriales 2019-2022* [en ligne], Ministère de la Culture, DEPS, coll. « Statistiques culturelles », novembre 2024, p.6.

12) 県が権限を持つアーカイヴと図書館の人件費支出に関しては、正確な内訳が不明な部分があるため、DEPS が定める統計処理により運営費が推定されることが明記されている。

図表 6 地方自治体の 2022 年文化支出

単位：百万ユーロ

出典：Ministère de la culture, *Chiffres clés, statistiques de la culture 2024*, p.37.

図表 7 地方自治体による 2022 年文化支出の分野別割合 (%)

	コミューン	コミューン間協力	県	地域圏	自治体全体
文化遺産の保存と普及	36	35	59	25	38
図書館・メディアテーク	12	22	14	0	14
ミュージアム	15	10	11	0	13
アーカイヴ	1	1	15	0	3
文化遺産の保全	7	2	20	23	9
芸術表現と文化活動	23	27	41	75	30
歌劇・舞踊表現	12	20			
劇場	5	2			
映画館・その他の実演芸術ホール	5	5			
造形美術・その他の芸術活動	1	1			
文化アクション	23	24			19
その他	18	13	0	0	13
合計	100	100	100	100	100

出典：Ministère de la Culture, *Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2024*, p.38.

自治体全体としてみると、文化支出総額の 38% が文化遺産の保存と普及（ミュージアム、アーカイブ、図書館などを含む）に充当され、30% が芸術表現や文化活動（実演芸術、美術、芸術教育など）に支出されている（図表 7）。

—— 第 2 章 重点調査項目 ——

公益的役割を持った文化施設への資金循環、文化観光、事業評価等

1.1 「文化の公共サービス」概念の浸透と公益的役割を持つ文化施設の認証制度

国や自治体行政が文化に関与し支出することを裏付ける公共性について、フランスでは議論が重ねられ、言語化されてきた歴史がある¹³⁾。各種文化施設に関わる文化省の現在の認証制度には、過去の議論を通して認識が共有された「文化の公共サービス」を持続的に担保するしくみが反映されていると考えられる。

文化施設への国の助成では、国側が一定カテゴリーの文化施設が担うべき公共的な「ミッション（責務または使命）」を予め示し、文化施設側はそのミッションを実施事業計画に具体的に落とし込んで文書として国に示す。双方の協議と合意を経て、公共性を認証する国の共通ラベルが一定期間について助成とともに付与されるしくみが一般的である。基本方針を共有し、計画策定、実施確認、認証更新を定期的に行う PDCA サイクルだと言えよう。地方文化施設の事業計画は、文化省の地方分散化機関である地域圏文化問題局（DRAC）の当該分野の担当部門で確認される。こうしたプロセスは多くのジャンルに共通し、文化施設への公的資金投入の正当性を裏付けている。

一例としてミュージアム分野を見ると、「ミュゼ・ド・フランス」（Musée de France）として国の認定を受ける博物館・美術館は、全国に 1217 館ある（2025 年 10 月現在¹⁴⁾。運営者は自治体（全体の 82%）、非営利協会（約 120 館）、財団（約 10 館）などだが、国のラベル認証を獲得することで「ミュージアム作品購入地域圏基金（FRAM）」より助成を受けることができる¹⁵⁾。FRAM は、「ミュゼ・ド・フランス」の第一のミッション「コレクションの保存、修復、研究、充実」を支える目的で、地方分権化初期の 1982 年に文化省主導で創設された制度である。現在の文化省は、地域の文化観光の魅力を向上させる有力な手段としても本制度を紹介している¹⁶⁾。

13) たとえば、1998 年に当時の文化大臣カトリヌ・トロートマンが公布した「舞台芸術の公共サービスの使命に関する憲章」は「芸術と文化のために国が果たすべき責任は、まず民主主義の概念と要求から生じるものである」と述べ、国の芸術文化政策の基本理念は民主主義の実質化にあることを明文化した。文化機関が真に公共サービスに資することが公的支援の条件であるため、助成期間中の活動計画を示す仕様書を作成して契約化する。R.5 年度報告書 p.136 を参照。

14) <https://www.culture.gouv.fr/thematiques/musees/Les-musees-en-France/les-musees-de-france/le-reseau-des-musees-de-france> (2025/12/02 最終閲覧)

15) 「ミュゼ・ド・フランス」のミッションは、1. コレクションの保存、修復、研究、充実、2. 可能な限り広範な人々のアクセスの実現、3. あらゆる人の文化への平等なアクセスを叶える教育普及活動の企画実施、4. 知識と研究の進展への貢献の 4 点である。認定基準は、1. 館長が文化を専門とする地方または国の公務員である、2. 館独自にあるいは他のミュージアムと連携して教育部門をもつ、3. 収藏品目録を常に最新状態に保つ、4. ミュージアムの基本方針を定める科学・文化プロジェクト（PSC）を作成する、の 4 点。DRAC に提出する科学・文化プロジェクト（PSC）は 5 年以内の期限で更新される。

16) <https://www.culture.gouv.fr/catalogue-des-demarches-et-subventions/subvention/aide-a-l-enrichissement-des-collections-des-musees-de-france-fram> (2025/11/30 最終閲覧)

1.2 公益的役割を持つ文化施設における自主財源重視と多様化の動向

ただしフランスにおいても、とくにサルコジ政権期（2007-2012）とそれに続く時期に、文化施設の財政的自立を求める傾向が大いに高まった¹⁷⁾。国の公施設法人である国立博物館などの文化機関の自主財源率と収入源多様化のとりくみは、2010年代前半まで継続的に分析され、2014年には上院による調査報告が、2015年には文化省・文化問題総監（IGAC）による評価報告書が発表されている¹⁸⁾。

自主財源には、チケット収入の他に、企業メセナや個人の寄付による民間資金調達、施設活用による販売収入（レストラン、売店、駐車場）、外部への施設貸出（レセプション、ガラディナー、撮影、セミナーなどへの時間貸し）、巡回展への作品貸出、一部ミュージアムの外部への専門的助言（ルーヴル美術館のルーヴル・アブダビへのコンサルティング収入が代表的）、出版事業といったものがある。IGAC報告書は、これらのうち公共文化施設の財政バランス改善に実質的に寄与しているのは、メセナ・寄付の拡大、施設貸出、（作品貸出・専門的助言などの）外部契約の3種であると分析し、その他の収益目的活動については慎重に検討するよう提案した。

文化施設が公共サービスの使命をもつことを再確認し、それが営利活動とは本質的に異なることを示唆する提言であると言えよう。

1.3 地域振興と文化観光

文化による地域発展を目指す地方自治体には、その一環として文化観光振興に取り組む例が多い¹⁹⁾。基礎自治体コミューンあるいはコミューン間協力公施設法人EPCIが中心となり、県や地域圏、そして国の協力を得ながら、民間アクターとの連携も構築する取り組みは、経済産業をはじめとする文化以外の諸領域に及ぶ横断的かつ総合的な地域政策であり、数十年にわたり継続的に発展している例も稀ではない。そのプロセスには、専門的人材の配置、地域内連携の場としての恒常的な組織づくり、国の文化政策が提供する制度の選択的活用が含まれている。

現状の課題に照らして地域の歴史を振り返り、文化資源の所在と特徴を明らかにして、訴求力をもつ統一コンセプトのもとで地域の魅力をアピールする自治体文化政策は、地域の将来ビジョンの共有、シヴィック・プライドの醸成、生活の質向上など、地域内市民のウェルビーイングを本質的に眼差しており、付随的に文化観光振興にも注力されるのが実態であると思われる。文化省の施策としても文化観光振興に特化した制度や事業は見当たらないが、地方分権化初期に創設された以下の制度は、文化観光にも関わりが深い。40年を経た現在も自治体に求められ、協定更新や拡大申請が続いている。

17) サルコジ政権は「公共政策の包括的見直し」を最優先課題とした。R.5年度報告書 p.136-137を参照。

18) Sénat, *Les musées nationaux : quelles ressources pour quelles missions ?*, Rapport d'information n° 574 (2013-2014), déposé le 4 juin 2014, および Inspection générale des finances, Inspection générale des affaires culturelles, *Évaluation de la politique de développement des ressources propres des organismes culturels de l'État*, Mars 2015.

19) 本項には科学研究費（19K00242）の研究成果が反映されている。

文化省の「芸術と歴史のまち/くに」(Ville ou Pays d'art et d'histoire、略称 VPAH) ラベルは、1985 年に設けられた認証制度である。VPAH ラベルは、地域圏遺産建築委員会の審査を経て、地域内の文化遺産活用を重視し、建築や生活環境への市民意識を高める施策に積極的に取り組む基礎自治体コミューン(「まち」レベル)または EPCI(「くに」レベル)に文化大臣より授与される²⁰⁾。審査基準は以下の 4 点である。

- 文化、建築、遺産を地域発展に活用することへの真の政治的コミットメント
- 歴史的、地理的、人口統計学的、文化的一貫性に基づく境界設定
- 景観、建築、遺産の知識、保全、保護、強化、およびラベル授与へのコミットメントを長期にわたって実現する能力と手段の確保
- 自治体政策における VPAH プロジェクトの明示的適用

認証自治体は、文化省・地域圏文化問題局(DRAC)との間で、以下の項目を具体化する文書を作成して 10 年協定を締結し、協定実施のために建築・文化遺産に担当する専門的職員を配置することを約する。

- 文化遺産と建築の質的価値向上
- 建築と景観環境に関する意識向上
- 子ども・若者向けの遺産・建築教育、観光客への解説などの事業実施
- 建築・遺産センター設置による学術・教育事業実施、訪問者受け入れ、市民・観光客への議論の場の提供

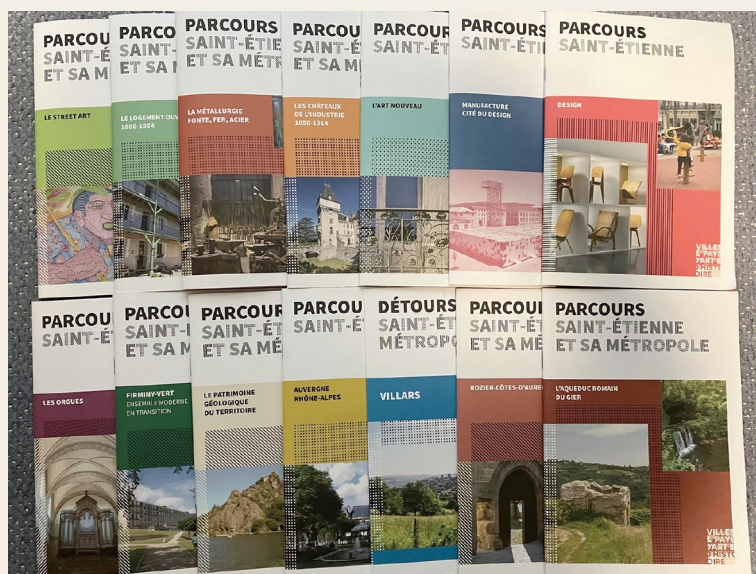
認証自治体には、VPAH ラベル使用とグラフィック憲章に準拠した資料作成が許可される。全国ネットワークに加盟して文化省の広報対象となることで地域への注目度を高めることができる。また認証により文化省の財政支援へのアクセスが開かれるとともに、地域圏文化問題局(DRAC)からは、保存修復、展示や事業企画、芸術文化教育、編集出版などへの助言や自治体専門職員への研修が提供される。

具体事例として、2001 年に VPAH ラベルを獲得したサンテティエンヌ市(人口約 17 万人)の文化観光街歩きルートを紹介するリーフレットを画像 1 に示す。「デザイン」「マニユファクチュールとシテ・デュ・デザイン」「労働者住宅」「アール・ヌーヴォー」「ストリート・アート」などのテーマを設定し、市文化問題局「芸術と歴史のまち」課の専門職員が地域の歴史と文化資源を研究して執筆した²¹⁾。サンテティエンヌ市を含む 53 コミューンが構成する EPCI「サンテティエンヌ・メトロポール」(人口約 40 万人)の圏域全体に認証対象区域を拡大して「芸術と歴史のくに」となる計画が準備されていることもあり、近郊地域の自然遺産や都市計

20) VPAH ラベル認証を受ける自治体は、2025 年 4 月 14 日付リストによれば、114 のコミューン(「まち」と 91 の EPCI(「くに」)である。<https://www.culture.gouv.fr/aides-demarches/protections-labels-et-appellations/label-ville-et-pays-d-art-et-d-histoire> (2025/12/21 最終閲覧)

21) 2025 年 2 月に筆者が現地調査を行った時点で、サンテティエンヌ市「芸術と歴史のまち」課には 9 名の職員が在籍していた。うち 8 名は 100%市職員である。美術史とアーカイヴ学の学位をもつ課長は、市職員として入職したが、調査時点では 20%市職員 80%メトロポール職員として「芸術と歴史のくに」認証準備を担当していた。このように、自治体基幹職員を市(コミューン)とメトロポール(コミューン間協力公施設法人)の兼任とすることで、当該分野における組織的連携を実質化している例は、他にも複数みられた。

画像 1 サンテティエンヌ市「芸術と歴史のまち」課が作成した観光ガイド



出典：筆者撮影

画・建築に関するリーフレットも作成されている²²⁾。

サンテティエンヌ市は、都市中心部の製造拠点が閉鎖された後、地域産業史を肯定的に捉え直した延長線上に都市圏の未来を構築するコンセプトとして「デザイン」を選択した。「デザイン国際ビエンナーレ」（1998年第1回より2025年第13回）の開催、教育展示施設「シテ・デュ・デザイン」創設（2009年）、ユネスコ創造都市（デザイン分野）認定（2010年）など一連の施策展開によって、デザイン首都として内外に認知されることを目指しており、VPAH ラベル獲得はこの地域戦略の初期に位置付けられて実現した。来たる2026年6月には「デザイン・ナショナルギャラリー」（La Galerie nationale du design）の開場が予定されている。

コンテンツ産業振興策

2.1 コンテンツの範囲とコンテンツ産業振興に関する近年の動向

「コンテンツ産業」の用語そのものは文化省の政策に登場しないが、「文化創造産業（ICC：industries culturelles et créatives）」がほぼこれに相当すると考えられる²³⁾。同省が定義する文化創造産業は、視聴覚、映画、パフォーマンスアート（演劇、ダンス、音楽を含む）、録音音楽、ミュージアム・文化遺産（アーカイブを含む）、建築、視覚芸術、デザイン、工芸、ビデオゲーム、書籍、新聞・雑誌、ファッション、コミュニケーション等を含む広範なセクターであり、省所管のおよそ全ジャンルに及ぶ。

22) サンテティエンヌ・メトロポール域内には、Firminy（フィルミニ）のル・コルビュジエの設計による建築群（世界遺産）などがある。

23) 本項については、R. 5年度報告書 p.150-151. および R.6 年度報告書 p.62-64. を参照。

文化創造産業は、とくにコロナ禍以後の産業政策において政府全体として注力する重点分野のひとつで、「フランス復興」（2020年9月発表）、「第4次未来投資プログラム（PIA4 2021-25）」さらに「フランス 2030」（2021年10月発表）における戦略的投資の対象である。

2.2 領域別専門組織を中心としたコンテンツ産業振興政策

一方、文化省は創設以来の基本理念である「芸術支援」「文化の民主化」「文化遺産」を上述の各ジャンルで追求する施策と不可分な形で、映画・映像作品、書籍、録音音楽（レコードやCD）など、商品として流通する文化的製品の「産業」振興にも長らく関与している。

国の文化政策と文化産業の関係性は、1970年代末より議論されていたが、80年代初頭には文化産業の方向性に関与する政府の意思が明確に示された²⁴⁾。この頃、書籍再販を可能にする通称「ラング法」（「書籍の価格に関する1981年8月10日の法律第81-766号」）が成立するなど、主に民間企業によって商業的に運営される文化産業をめぐり、創造支援と経済産業政策の合流点に位置づけられる産業振興政策がさまざまに発展した²⁵⁾。

また、80年代半ば以後のフランスは、1993年のGATTウルグアイラウンド交渉で映画・視聴覚などの文化的製品を自由貿易のルール外に置くことを主張するなど、「文化的例外（または文化特例）」と言われる立場をとった。同時期にフランス語とフランスの文化的影響力を世界において高める目標が国の方針とされるなか、文化産業振興政策においても、海外市場拡大策が重視されてきた経緯がある。

現在の文化創造産業振興政策では、国立映画映像センター（Centre national du cinéma et de l'image animée、以下ではCNC）、国立書籍センター（Centre national du livre、以下CNL）、国立音楽センター（Centre national de la musique、以下CNM）といった領域別専門組織が中心的な役割を担う。これらは文化省が所管する公施設法人（établissement public 略称EP）であり、政府サイドからは事業実施者（opérateurs）と呼ばれ、財源として目的税が紐付けられている²⁶⁾。公施設法人の理事会に行政と民間アクターがともに参画することにより、業界固有のニーズに沿った方針決定と活動展開が可能になる点が特徴であり、創造、製作、流通、観客・聴衆拡大、海外展開といった一連のバリューチェーンを構成する各プロセスへの効果的な支援を通じて、総体的に文化産業を振興する体制が作られている。

以下では、書籍・出版産業と音楽産業について、とくに海外展開支援にスポットをあてながら、具体的な振興策を示す²⁷⁾。

24) François Rouet, <Industries culturelles> in Emmanuel de WARESQUIEL (sous la direction de), *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959 : une exception française*, Larousse : CNRS Editions, 2001., p.327-329

25) 書籍の価格に関する立法は、フランスの文化政策の画期として説明されている。<https://www.culture.gouv.fr/thematiques/livre-et-lecture/pour-les-professionnels-de-leconomie-du-livre/regulation/prix-du-livre>（2025/11/30 最終閲覧）

26) 領域別専門組織の財源となる目的税については、第1章図表4およびR.5年度報告書p.146図表10を参照されたい。なお、国立書籍センター（CNL）の財源として、かつては複写機売上上の3%、出版社売上（輸出を除く）の0.2%を充当する目的税が存在していたが、これらは廃止された。現在は政府一般会計予算「プログラム334 書籍と文化産業」よりCNLへの助成金が交付されている。

27) 国立映画映像センター（CNC）については、芸術文化振興基金による委託調査によって組織と活動が多面的に明らかにされた以下の詳細な報告書（全412頁）を参照されたい。特定非営利活動法人映像産業振興機構『フランスにおける映画振興に対する助成システム等に関する実態調査報告書』独立行政法人日本芸術文化振興会委託事業、令和3年2月。

2.3 書籍・出版産業振興の体制と施策：国立書籍センター CNL を中心に

フランス国内の文化政策研究の成果として、文化省による書籍・出版産業支援は、2種のダイナミクスのもとで進展してきたと説明されている²⁸⁾。ひとつは、戦後まもなくから書籍と国民の読書に多大な関心を向けてきた政府による政策形成であり、もうひとつが70年代に「文化産業」が新たなテーマとして出現して以後の公共文化政策の進化である。続く80年代の経済状況が、書籍・出版支援に新展開をもたらし、政策規模が拡大するにつれて後者の重要性が確認された。つまり国の文化政策においては、「公読書」概念に基づいて戦後脈々と行われてきた図書館整備や読書振興事業の一方で、書籍・出版産業への支援が同等の歴史をもって行われており、これらは車の両輪とみなされている²⁹⁾。書籍・出版産業支援では、バリューチェーンの上流において著者・作家、翻訳家への授賞や助成による創造支援が、下流では書店や海外市場での販売支援が行われる。

これらの事業実施を中心的に担うのが国立書籍センター（CNL）で、戦後まもなく1946年に、フランスの作家の文学活動を支援し奨励する目的で設立された組織である。創設時より、補助金交付や資金前貸しなどの手段により国内出版社の出版事業を促進してきた。現在のCNLの責務は、1. 書籍に関わる交流と対話、2. 文学表現・作品の奨励と普及、3. 書籍の経済発展および書籍流通・読書網の維持と質向上、4. フランス語とフランス文化の擁護、5. 翻訳の促進、6. 国内外の文学交流、フランス書籍の普及と影響力拡大、7. 国内外の図書館、文化施設、書店へのフランス語書籍注文の奨励、と多岐に渡っている（下線は筆者による）。

文化省所管の公施設法人であるCNLの理事長は、文化大臣により任命される³⁰⁾。理事会は、国会議員、政府代表者、文学界代表者（作家・翻訳者など）、出版界代表者（出版社経営者など）、書店代表者、さらに図書館、読書振興、見本市運営の専門家などで構成され、書籍・出版の市場経済を知悉する民間アクターと行政アクターの協力で実施される公共政策の方針に各界の意見が反映されるしくみとなっている³¹⁾。

図表8に、CNLが2024年に実施した支援事業一覧を示した。事業数合計3098件、予算総額は約2380万€（約42億5877万円）である³²⁾。

著作者・翻訳者に対しては、創作支援のためのさまざまな給費事業が用意されており、国内外での滞在（レジデンス）を通じた創作も奨励されている。出版支援は、採算が難しい一部書籍への刊行助成を通して行われ、著作者や翻訳者への給費事業と組み合わせることも可能である。書店への公的支援は、1982年よりさまざまな方式で拡大されてきた。1992年以後は無利子資金貸与も行われている。書店への支援は、実店舗での書籍販売網を全国で維持する目的

28) François Rouet, <Industrie du livre (soutien à l')> in *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959* (2001), p.325-327

29) 公読書 (lecture publique) とは、すべての市民に読書の機会を保障することを国や自治体の責務とする概念である。奈良詩織「フランスにおける公共図書館及び公読書の発展に関する法律」『外国の立法 No.295』国立国会図書館調査及び立法考査局、2023年3月、35-56頁。

30) 文化省組織内での担当部署は、メディア文化産業局内の書籍・読書課である。

31) <https://centrenationaldulivre.fr/le-conseil-d-administration> (2025/11/29 最終閲覧)

32) <https://centrenationaldulivre.fr/aides> (2026/1/24 最終閲覧)

で、地域分布を考慮して行われる。

<書籍の海外展開支援>

書籍の海外展開では、フランス語圏への輸出拡大がまず図られるが、書籍はフランス語とフランス文化の影響力を世界的に高めるうえでの重要な媒介手段とみなさるため、原語または外国語での知識、思想、文学創作の普及は、フランスの国際戦略における重要要素として認識されている。出版物の輸出、翻訳権の海外出版社への譲渡、さらに主要な国際書籍イベントへの専門家の参加を促進する措置はさまざまに講じられている。

文化省公式サイトによれば、国が書籍の国際展開を支援する目的は、1. 書籍、文学創作、およびフランス思想の国際的普及を通じた文化的・言語的多様性の促進、2. フランスの文化創造産業の国際的発展の支援、3. 書籍産業支援を通じたフランスと諸外国との協力の発展、の3点にある³³⁾。そのために、文化省の事業としては国立書籍センター CNL が事業実施者となり、フランス語書籍の原語での普及、さまざまな形の翻案や翻訳者のサポート、フランスの作家・出版編集関係者・作品の国際プロモーションを担う。外国およびフランスの出版社の翻訳・翻訳者支援、権利譲渡サポートのほか、品揃えの多様化、スペース近代化など海外のフランス語書籍販売店への支援も行われる（図表 8）。

CNL 以外に、文化省所管外で書籍の国際展開を担う機関として、以下の3組織への言及がある。

ヨーロッパ・外務省が所管するアンスティチュ・フランセ（Institut Français）は、出版支援プログラム（Publication Assistance Programme：略称 PAP）を持ち、フランス語で執筆された書籍の海外での翻訳出版助成金制度を運営している³⁴⁾。

フランス・リーヴル（France Livre）は、フランス国際出版事務所（Bureau international de l'édition française 略称 BIEF）より改称された非営利協会（association）であり、文化省とヨーロッパ・外務省の資金提供を受ける³⁵⁾。書籍の国際イベントへのフランスの出版社の参画支援を通じて権利ビジネスをサポートし、毎年約 15,000 件の翻訳権と共同出版権の譲渡契約締結を実現している。フランクフルト、ボローニャ、ロンドンの書籍国際見本市（ブックフェア）ではフランスブースの運営を担当し、海外書籍市場に関する調査研究活動も行っている。また、海外見本市でフランスの出版社が、国内では外国の出版社や権利関係者が新しい市場を発見できるよう、翻訳者や編集者向けのフェローシップ・プログラムを企画している。

セントラル・ド・レディション（Centrale de l'édition）は、国内の主要出版社と書籍販売会

33) <https://www.culture.gouv.fr/thematiques/livre-et-lecture/le-livre-et-la-lecture-en-france2/la-promotion-du-livre-et-de-la-lecture-a-l-international>（2025/11/30 最終閲覧）

34) アンスティチュ・フランセ（日本）の公式サイトによれば、当助成を受けて、小説、詩集、バンドデシネ、絵本、エッセイなど諸分野で、日本国内で過去 10 年間に 100 作品以上が刊行された。一部の著者は、2008 年より毎年開催されている文学フェスティバル「フランス読書の秋」に招聘され、日本での知名度が向上した。また文学フェスティバルは、アンスティチュ・フランセと日本の出版社の協力の土壌となっている。<https://culture.institutfrancais.jp/event/programme-daide-a-la-publication-2024-session-1>（2025/11/30 最終閲覧）

35) <https://www.francelivre.fr>（2025/11/30 最終閲覧）2025 年 5 月に名称が変更された。

図表 8 国立書籍センター CNL の 2024 年支援事業一覧

受益者とニーズの種別	2024 年執行予算	件数	執行予算合計に占める %
作者・翻訳者支援	4,586,000 €	830	19.3%
著作者とイラストレーターへの給費：執筆	3,318,000 €	353	13.9%
著作者とイラストレーターへの給費：レジデンス	920,000 €	413	3.9%
翻訳者への給費：翻訳賞（奨励給費）	116,000 €	16	0.5%
翻訳者への給費：翻訳者の滞在費給費	154,000 €	42	0.6%
「シオラン賞」*エッセイストへの授賞	18,000 €	1	0.1%
著作者への奨励手当（年額給費）	60,000 €	5	0.3%
編集・出版支援	4,797,945 €	1,127	20.2%
出版	2,134,955 €	496	9.0%
翻訳：外国語からフランス語へ	942,849 €	249	4.0%
翻訳：フランス語から外国語へ	682,892 €	258	2.9%
デジタル開発：オーディオ・ブック	344,320 €	25	1.4%
デジタル開発：デジタル・サービス	288,730 €	11	1.2%
海外における譲渡とフランス語での共同編集	39,500 €	15	0.2%
著作者と出版物のプロモーション	364,699 €	73	1.5%
雑誌への支援	1,450,822 €	208	6.1%
雑誌：経常費	1,442,448 €	205	6.1%
雑誌：デジタル化	8,374 €	3	0.0%
書店への支援	3,769,928 €	386	15.8%
地域協定	1,225,000 €	11	5.1%
経済的助成	1,159,000 €	70	4.9%
営業資産価値向上	1,058,500 €	239	4.4%
国外のフランス語書店	327,428 €	66	1.4%
図書館および読書振興プロジェクトへの支援	1,215,066 €	80	5.1%
読書振興への支援	1,215,066 €	80	5.1%
文学イベントへの支援	3,169,457 €	357	13.3%
地方における文学イベント	2,628,426 €	119	11.0%
<Partir en livre> 事業	462,181 €	199	1.9%
<Printemps des poètes> 事業	78,850 €	39	0.3%
組織への支援	2,555,187 €	43	10.7%
書籍セクターの伴走支援と価値づけ	2,555,187 €	43	10.7%
助成合計	21,544,405 €	3,031	90.5%
経済的貸付	2,254,000 €	67	9.5%
出版社への貸付	285,000 €	4	1.2%
書店への貸付	1,969,000 €	63	8.3%
貸付合計	2,254,000 €	67	9.5%
2024 年 CNL 支援事業 合計	23,798,405 €	3,098	100.0%

出典：国立書籍センター CNL サイト <https://centrenationaldulivre.fr/aides>

社が参画する経済利益団体（groupement d'intérêt économique：略称 GIE）で、1974 年に設立された³⁶⁾。特定目的地への書籍の輸送を支援し、CNL の助成を受ける海外のフランス書店網をサポートしている。閉鎖の危機にある書店支援のための介入基金も設けている。政府からは、文化省と CNL、ヨーロッパ・外務省がパートナーとして名を連ねる。

2.4 音楽産業振興施策の体制と施策例：国立音楽センター CNM を中心に

国立音楽センター（CNM）は音楽領域の旧 5 組織再編により 2020 年に商工業的公施設法人（établissement public à caractère industriel et commercial）として創設され、旧シャンソン・ヴァリエテ・ジャズ国立センター（CNV）の目的税財源を引き継いだ³⁷⁾。CNM の責務は、1. 音楽関係者に対する文化的多様性を尊重した全般的な支援、2. 音楽および演芸（ヴァリエテ）に関する創作、演奏、制作、宣伝、流通等の全ての活動を支援するための文化省による措置を補完する国及び地域レベルでの支援、3. フランスの音楽・演芸（ヴァリエテ）作品の輸出及びアーティストの移動を支援することによる音楽業界の国際的発展の促進、4. 音楽専門職への参入における男女平等の促進、5. 環境保護及び持続可能な発展に関する国の政策への音楽・演芸業界による貢献に対する支援、6. 音楽産業経済研究所（Observatoire de l'économie de la filière musicale）の運営、7. 音楽業界に関する教育的情報、専門知識の提供、8. 職業訓練、9. 技術動向の把握とイノベーションの支援、10. 音楽遺産の価値向上、11. 芸術文化教育の発展への参画、と定められている（下線は筆者による）³⁸⁾。

CNM の理事長は文化大臣の提案で任命される。現在の理事会構成は以下の通り³⁹⁾：

- 政府代表 7 名：文化省 3 名、経済・財務・産業デジタル主権省 2 名、ヨーロッパ・外務省 1 名、地域圏文化問題局（文化省）DRAC 1 名
- 国の公施設法人の代表 5 名（文化大臣による任命）：音楽都市・フィルハーモニー、フランス国立図書館（BNF）、国立映画映像センター（CNC）、アンスティチュ・フランセ、国立高等音楽舞踊学校
- 有識者および地方自治体代表 6 名（文化大臣による任命）：クリエイター・演奏家、音楽・実演芸術分野の職業団体代表者、自治体議員
- 著作権及び隣接権集団管理組織代表 5 名
- CNM 職員代表 2 名

<音楽の海外展開支援>

CNM は音楽セクター全般の発展をサポートする専門機関として、国内で多様な活動を展開

36) <http://www.centrale-edition.fr>（2025/11/30 最終閲覧）

37) 商工業的公施設法人とは、公法上の法人格を有する公施設法人（EP）のうち、私企業に近い形で公益性を有する商業的又は工業的活動を行う施設または機関をいう。なお上述の CNL は、行政的公施設法人である。

38) CNM 設立の背景と経緯および設立法については、服部麻央「[フランス] 国立音楽センターの設立に関する法律の制定」『外国の立法』No.285-1、国立国会図書館調査及び立法考査局、2010 年 10 月、p.24-25 を参照されたい。

39) <https://cnm.fr/conseil-dadministration/#:~:text=Le%20Centre%20national%20de%20la,depuis%20le%205%20février%202025.>（2025/11/30 最終閲覧）

している。一方、対外的にはもっぱら made in France の音楽をプロモートする役割を前面に押し出している⁴⁰⁾。

現行 CNM の設立は新しいが、フランスは以前より音楽海外展開支援を組織的に行ってきた。1993 年には「made in France」の音楽の海外展開をサポートする専門組織「ル・ビュロー・エクスポート Le Bureau Export」（直訳すれば「輸出事務所」、以下では「ビュロー」と記述）が非営利団体の形で設立され、国外で活動を展開していた。政府（文化省およびヨーロッパ・外務省）の公的資金と民間拠出資金を合わせて活動し、国内外の音楽業界関係者とのネットワーキング（国際フェスティバル参加や音楽家招聘への助言と支援）、広報活動（ニュースレターやソーシャルメディアを通じた最新情報提供）、財政支援（フランス音楽プロモーションのパートナーやプロフェッショナルへの支援）を行ってきた。ビュローへの政府以外の資金の出所は、音楽著作権管理団体 SACEM（Société des Auteurs, Compositeurs et Editeurs de Musique）、当時の CNV（国立シャンソン・ヴァリエテ・ジャズセンター、現在は CNM に合流）、FCM（音楽創作基金）、SCCP（録音音楽制作協会 Société Civile des Producteurs Phonographiques）、SPPF（Société Civile des Producteurs de Phonogrammes en France フランスのレコード生産者協会）などであった。

ビュローは、2020 年 11 月 1 日付で国立音楽センター（CNM）に合流した。現在の CNM の国際チームは、パリ、ベルリン、ロンドン、ロスアンジェルスに拠点を置いて、ビュロー時代からの支援プログラムや活動を引き継ぎ発展させている。

このほかに、現行の CNM 公式ウェブサイト（フランス語版）によれば、CNM の音楽セクター国際展開支援事業としてはおもに下記の二種類がある。

国際活動展開支援（直接助成）

CMN が実施する音楽セクターの国際展開支援では、ジャズ、現代の音楽、クラシック音楽の分野で、それぞれ以下の三種の助成事業が実施されている⁴¹⁾。

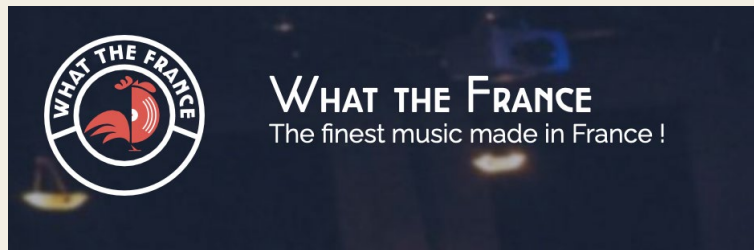
- 国際移動支援：活動の国際展開のために専門的な国際見本市（サロン）に参加する個人への支援⁴²⁾。1 回または複数回の出張旅費（交通費、宿泊費、日当、ヴィザ取得費用など）について出費の 50% を限度に支援する。欧州内移動の上限は 800€（143152 円）、域外は 1400€（250516 円）である。
- 国際展開プロジェクト支援 1：国際展開を目的とする単発の活動への支援。市場調査、顧客開発、プロモーション・マーケティング、アーティストや作品のプロモーションを目的とした海外公演、国際的な芸術コラボレーション、海外からの職業的な招待を受ける場合などが対象となる。支援金額上限は支出の 50%。交付援助額実績はジャンルにより異なる。

40) CNM の公式ウェブサイトにおける組織紹介の構成はフランス語版と英語版では大きく異なる。英語版における CNM は、Your French Music Partner と名乗り、組織紹介においても第一のミッションとして国際業務を挙げている。<https://cnm.fr/en/>（2025/11/30 最終閲覧）これに対して、フランス語版でトップにおかれるミッションは「多様性」である。

41) 助成の申請には CMN プラットフォーム上での法人としての加盟手続きが必要であり、加盟資格は、労働法や税務・社会保障義務面の確認を経て毎年更新される。

42) <https://cnm.fr/aides-financieres/aide-a-la-mobilite-individuelle-a-linternational-2/>（2025/11/30 最終閲覧）

画像 2 What the France ロゴ



出典：<https://whatthefrance.org/fr/>

るが、ジャズの場合で €400 から €10,000（71576 円から 178940 円）。同じ法人が同一年内に受けられる支援上限額は 20 万 €（35788000 円）である。

- 国際展開プロジェクト支援 2：支援 1 事業と同様の活動を対象とするが、とくに野心的なプロジェクトへの支援を目的とし、単発の活動だけでなく複数回の活動も対象となる。支援金額上限は支出の 50% で、ジャズの場合の交付援助額実績は €10,000 から €50,000（約 178940 円から 894700 円）。同じ法人が同一年内に受けられる支援上限額は 20 万 €（約 3578 万 8000 円）である。

What the France – The finest music made in France（音楽紹介多言語サイト運営）

What the France は、フランス国内で制作される音楽の多様性を示す目的で CNM が設けた推薦ラベル。ストリーミング配信の音楽経済へのインパクトを踏まえて、新しいタイプの消費行動のために開発されたツールである。

What the France の公式ウェブサイトは、フランス音楽制作の最新情報を集めて展示するショーウィンドーとして運営されており、CNM が編集したプレイリストを聞き、フランス国内のライブ映像を視聴し、国外におけるコンサートなどイベント情報を検索することができる。CNM による助成・授賞情報も発信され、各種 SNS とも連携している。

第 3 章 特筆事項および日本への示唆

フランスの国内政治は混迷し、2024 年初頭以後の 2 年間で 5 人の首相が交代している⁴³⁾。第一章で述べたように、財政赤字圧縮を優先目標とする政府が緊縮財政を打ち出するなかで議会は紛糾し、2025 年予算は異例の流れをたどった。当初財政法（LFI）予算の経年変化の数値としては微減に留まる文化予算も、数ヶ月後には政令（デクレ）による一部取り消しを受けるなど予断を許さぬ状況である。

今年度の重点調査項目として、公益的役割を持つ文化施設を扱った第二章第一節では、公共

43) エリザベット・ボルヌ内閣（2022 年 5 月 16 日-2024 年 1 月 9 日）、ガブリエル・アタル内閣（2024 年 1 月 9 日-同年 9 月 5 日）、ミシェル・バルニエ内閣（2024 年 9 月 5 日-同年 12 月 13 日）、フランソワ・バイル内閣（2024 年 12 月 13 日-2025 年 9 月 9 日）、セバスティアン・ルコルニエ内閣（第 1 次・第 2 次：2025 年 9 月 9 日-現職）。ラシダ・ダティ文化大臣は、アタル内閣以後、度重なる組閣を経て留任している。

的使命を遂行する「公共サービス」のコストとして文化施設に公的財源が投入される原則が制度化されていることを確認した。文化省が文化施設のカテゴリーごとに明示する公共ミッションの遂行を助成の条件としていることは、逆に言えば、国の認証ラベルを獲得した文化施設は活動の公共性を明確に主張できるということである。日本においても文化施設の公益的役割に関するアドヴォカシーを助ける観点からの制度設計が検討されてもよいのではないだろうか。また国の政策においても、文化施設側においても、そもそも文化施設が公益的役割をもつことへの社会的理解を広げる議論喚起の余地はありそうである。

第二章第二節で記述した文化省によるコンテンツ産業（文化創造産業）振興政策は、純粋な経済産業政策ではなく、創造支援と経済産業政策の合流点に位置づけられるハイブリッドな政策分野である。理事会にさまざまな立場を代表する専門家がともに参画しうる組織形態をとることにより、ジャンル別に行政、企業、クリエイター間の協議と連携を可能にする領域別専門組織のガバナンス構造は、日本にも一定の示唆をもたらすものと思われる。また書籍産業振興においては、全国で実店舗書店を維持すべく地域分布に配慮した公的支援も行われている。書籍産業支援は、戦後すぐに開始され、「公読書」概念に基づく図書館整備や読書振興事業とともに、一貫した国の文化政策として行われてきた。創造支援、産業振興に加え、市民の読書環境を整備する文化権保障の側面が内包されている点にも注目したい。

● 参考ウェブサイト

文化省 <https://www.culture.gouv.fr>
首相府 <https://www.gouvernement.fr/>
Vie-publique <http://www.vie-publique.fr/>
レジフランス（フランス政府法令データベース） <https://www.legifrance.gouv.fr>
国民教育省 <https://www.education.gouv.fr/>
経済・財務・産業主権・エネルギー主権・デジタル主権省 <https://www.economie.gouv.fr>
公共財政・国家予算プラットフォーム（公共活動・公会計省） <https://www.budget.gouv.fr>
上院（Sénat） <https://www.senat.fr>
国立サーカス大道芸演劇センター（Centre national des arts du cirque, de la rue et du théâtre） <https://www.artcena.fr>
国立書籍センター（CNL） <https://centrenationaldulivre.fr>
フランス・リーヴル <https://www.francelivre.fr>
サントラル・ド・レディション <http://www.centrale-edition.fr>
国立音楽センター（CNM） <https://cnm.fr>
アンスティチュ・フランセ（日本） <https://culture.institutfrancais.jp>
在日フランス大使館 <https://jp.diplomatie.gouv.fr/ja>
ル・モンド紙（デジタル版） <https://www.lemonde.fr>
フランス・アンフォ <https://www.franceinfo.fr>
日本貿易振興機構（ジェトロ） <https://www.jetro.go.jp>
国立国会図書館 <https://www.ndl.go.jp>
自治体国際化協会 <https://www.clair.or.jp>

● 参考文献

Ministère de la culture, *Chiffres clés statistiques de la culture 2024*.
Ministère de l'économie, des finances et de la souveraineté industrielle et numérique, *Le budget de l'État voté pour 2025 en quelques chiffres (loi de finances initiales)*.
Catherine BUNEL et Jean-Cédric DELAINQUIERE, *Tableau de bord annuel des dépenses culturelles des collectivités territoriales 2019-2022*, Ministère de la Culture, DEPS, coll. « Statistiques culturelles », novembre 2024.
Sénat, *Les musées nationaux : quelles ressources pour quelles missions ?*, Rapport d'information n° 574 (2013-2014), déposé le 4 juin 2014.
Inspection générale des finances, Inspection générale des affaires culturelles, *Évaluation de la politique de développement des ressources propres des organismes culturels de l'État*, Mars 2015.
Emmanuel de WARESQUIEL (sous la direction de), *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959 : une exception française*, Larousse : CNRS Editions, 2001.

奈良詩織「フランスにおける公共図書館及び公読書の発展に関する法律」「外国の立法 No.295」国立国会図書館調査及び立法考査局、2023年3月、35-56頁。

服部麻央「[フランス] 国立音楽センターの設立に関する法律の制定」「外国の立法」No.285-1、国立国会図書館調査及び立法考査局、2010年10月、24-25頁。

特定非営利活動法人映像産業振興機構『フランスにおける映画振興に対する助成システム等に関する実態調査報告書』独立行政法人日本芸術文化振興会委託事業、令和3年2月。

自治体国際化協会パリ事務所「Clair Report No.556 フランスの基礎自治体における文化施設の管理」2024年3月29日。

大韓民国の文化政策

黄 仙惠

第1章 予算

2025 年度文化予算

1.1 中央政府予算

2025 年度の韓国中央政府の予算¹⁾は、一般会計（1）、特別会計（21）、基金（67）から構成されている²⁾。予算総額は 1,529.8 兆ウォン（161 兆 5,468 億 8 千万円）³⁾であり、前年度予算比では 43.5 兆ウォン（4 兆 5,936 億円）の減少となった。その内訳は、一般会計が 473.7 兆ウォン（50 兆 227 億 2 千万円）、特別会計が 101.1 兆ウォン（10 兆 6,761 億 6 千万円）、基金が 955.0 兆ウォン（100 兆 8,480 億円）となっている⁴⁾。

一方、国民経済に対する政府の実質的な予算規模を把握する指標として、2006 年度予算案以降、「総収入」および「総支出」が設定されている。2025 年度の総収入は 651.6 兆ウォン（68 兆 8,089 億 6 千万円）、総支出は 673.3 兆ウォン（71 兆 1,004 億 8 千万円）となっている⁵⁾。

総支出に基づき 16 分野に分類した予算⁶⁾について、2020 年から 2025 年までの分野別配分額をみると、「文化及び観光」分野は約 8.8 兆ウォン⁷⁾（約 9,293 億円）であり、増加率は 1.7%に

- 1) 韓国の財政は、運営主体の観点から中央政府と地方政府に区分され、運営手段の観点から一般会計・特別会計・基金に分類される。また、運営内容の観点からは、収入と支出に分けられる。国会予算政策処（2025）「2025 大韓民国財政」3 頁 < <https://nabo.go.kr/q/CYICJLf5> >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。
- 2) 国会予算政策処（2025）「2025 大韓民国財政」6 頁 < <https://nabo.go.kr/q/CYICJLf5> >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。韓国の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを基準としている。
- 3) 本稿における円換算は、関税定率法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める外国為替相場（適用期間：令和 7 年 11 月 23 日から令和 7 年 11 月 29 日まで）に基づき行っており、換算レートは 1 ウォン = 0.1056 円とする。
- 4) 国会予算政策処（2025）「2025 大韓民国財政」48 頁掲載の表「2025 年度予算および基金運営計画の総計」に基づき作成 < <https://nabo.go.kr/q/CYICJLf5> >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。
- 5) 総収入および総支出については、内部取引・保全取引ならびに 8 つの金融性基金および外国為替平衡基金（Foreign Exchange Equalization Fund）を除外した中央政府予算を対象としている。国会予算政策処（2025）「2025 大韓民国財政」50 頁 < <https://nabo.go.kr/q/CYICJLf5> >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。
- 6) 総支出に基づく 16 分野分類は、「分野」―「部門」―「プログラム」―「単位事業」―「詳細事業」からなる機能別区分を基本体系とするものであり、政府のデジタル予算会計システム（dBrain）においても採用されている。
- 7) 総支出に対する「文化及び観光」分野の予算は 8 兆 7,888 億ウォン（図表 2）であるが、小数点以下第 1 位までの端数処理を行うため、本文および図表 1 では約 8.8 兆ウォンと表記している。

図表 1 16 分野別予算配分の推移（単位：兆ウォン、％）

分野	2020	2021	2022	2023	2024	2025	年平均増加率
1. 一般・地方行政	94.0	99.7	110.8	112.2	110.5	110.7	3.3
2. 公共秩序及び安全	20.7	22.3	22.2	22.9	24.4	25.0	3.8
3. 統一・外交	5.1	5.7	5.8	6.4	7.5	7.7	8.6
4. 国防	46.9	50.9	51.5	55.3	57.4	59.0	4.7
5. 教育	71.0	77.8	95.0	96.3	95.2	98.5	6.8
6. 文化及び観光	8.1	8.8	9.1	8.6	8.7	8.8	1.7
7. 環境	9.2	10.7	11.5	12.2	12.5	13.0	7.2
8. 社会福祉	181.9	189.3	196.5	206.0	218.8	229.1	4.7
9. 保健	15.9	22.8	32.6	20.0	18.8	19.7	4.4
10. 農林水産	21.4	23.0	23.7	24.4	25.4	25.9	3.9
11. 産業・中小企業及びエネルギー	35.5	40.1	69.4	26.0	28.0	28.2	△ 4.5
12. 交通及び物流	18.5	21.5	22.5	20.8	22.1	21.0	2.6
13. 通信	8.3	8.5	8.8	9.0	9.4	9.2	2.1
14. 国土及び地域開発	4.4	5.1	5.1	4.2	4.4	4.5	0.5
15. 科学技術	8.2	9.0	9.5	9.9	9.3	10.8	5.7
16. 予備費	5.6	9.7	5.5	4.6	4.2	2.4	△ 15.6
総支出	554.7	604.9	679.5	638.7	656.6	673.3	4.0

* 幼保統合に伴い、2024 年度の保育事業の予算は社会福祉分野から教育分野へと移管されており、本稿では移管後の予算を示している。

* 各年度予算（補正予算を含む）を基準としており、年平均増加率については端数処理の方法によって算出結果が異なる場合がある。

出典：企画財政部の資料に基づき作成。国会予算政策処（2025）「2025 大韓民国財政」79 頁。

とどまっている。これは、同期間における総支出全体の増加率（4.0％）を下回る水準である（図表 1）。

「文化及び観光」分野の予算⁸⁾は、「文化芸術」「体育」「国家遺産」「観光」「文化及び観光一般」の 5 部門に区分されている。2025 年度における当該分野の予算額は、総支出に対して 8 兆 7,888 億ウォン（9,280 億 9,728 万円）となっている（図表 2）⁹⁾。

1.2 文化体育観光部予算

文化を所管する韓国の主務官庁である文化体育観光部（Ministry of Culture, Sports and Tourism：MCST）は、2025 年度予算案を三つの基本的方向性に基づいて編成している。

① K-カルチャーの未来を支える強固な基盤の構築¹⁰⁾

8) 「文化及び観光」分野の予算は、5 部門、54 プログラム、171 単位事業、502 詳細事業から構成されている。韓国財政情報院（2025）「2025 重要財政統計 2 巻」57 頁

< https://www.fis.kr/ko/notification/data/financial_stat?articleSeq=4283 >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。

9) 韓国財政情報院（2025）「2025 重要財政統計 2 巻」58 頁

< https://www.fis.kr/ko/notification/data/financial_stat?articleSeq=4283 >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。

10) 具体的には、支援体制の見直しを通じて、K-カルチャーの基盤をなす芸術分野の育成を推進する。あわせて、人文精神や伝統文化、読書・出版の振興を通じて文化生態系の基盤強化を図るとともに、国際文化交流の拡大により、K-カルチャーの多面的な発信を進める。

図表2 「文化及び観光」分野の部門別予算推移（単位：億ウォン、%）

部門	2020	2021	2022	2023	2024	2025
文化芸術	35,756	37,668	41,798	38,990	40,628	39,857
比率	44.0	44.6	46.4	46.2	46.5	45.3
体育	17,287	18,799	19,932	16,314	16,164	16,739
比率	21.3	22.2	22.1	19.3	18.5	19.0
国家遺産	10,178	10,944	11,871	13,076	13,659	13,874
比率	12.5	12.9	13.2	15.5	15.6	15.8
観光	14,734	13,766	12,937	12,406	13,161	13,477
比率	18.1	16.3	14.4	14.7	15.1	15.3
文化及び観光一般	3,237	3,362	3,581	3,676	3,737	3,941
比率	4.0	4.0	4.0	4.4	4.3	4.5
合計	81,192	84,539	90,118	84,462	87,349	87,888
比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 国家遺産部門は、2024年以前は文化財庁（現・国家遺産庁）が所管していた文化財部門に相当する。

* 2020～2023年度は決算額、2024～2025年度は予算額を示している。

* 金額は、総支出に基づき、一般会計・特別会計および基金を含む。

出典：デジタル予算会計システムに基づく。韓国財政情報院（2025）「2025重要財政統計2巻」58頁。

② 「グローバル文化強国」の実現に向けた文化産業競争力の強化¹¹⁾

③ 国民の日常に寄り添い、幸福の増進につながる文化の推進¹²⁾

それらの方針に基づき、2025年度の文化体育観光部予算は7兆672億ウォン（7,463億円）となり、前年度の本予算比で1.6%の増加となっている。予算の編成は、一般会計、アジア文化中心都市造成特別会計、地域均衡発展特別会計に加え、文化芸術振興基金、映画発展基金、地域新聞発展基金、言論振興基金、観光振興開発基金、国民体育振興基金などの各種基金によって構成されている。

区分別にみると、予算は文化芸術、コンテンツ、観光、体育、文化及び観光一般の5区分に整理されており、そのうち文化芸術が33.7%を占め、最も高い割合となっている（図表3）。

文化体育観光部の予算は、2020年の6兆4,803億ウォン（6,843億1,968万円）から、2025年には7兆672億ウォン（7,463億円）へと増加している。内訳をみると、予算（一般会計＋特別会計）は2020年の3兆4,109億ウォン（3,601億9,104万円）から2025年の3兆7,719億ウォン（3,983億1,264万円）へ、基金についても2020年の3兆694億ウォン（3,241億2,864万円）から2025年の3兆2,954億ウォン（3,479億9,424万円）へと推移している（図表4）。

「文化芸術」の2025年度予算は、2020年度比で2,611億ウォン増（275億7,216万円）増加し、2兆3,824億ウォン（2,515億8,144万円）となっている。この増加については、2014年に文化に加え、旅行やスポーツ観戦なども対象に拡大された「統合文化利用券」や、若者の文化

11) 具体的には、省庁間連携の拡充によりK-コンテンツの波及効果を関連産業へ広げるほか、観光コンテンツの多様化を通じて観光輸出の促進を図る。さらに、K-コンテンツの主要分野に対する重点的な支援を行い、国際競争力の強化を進めるとともに、スポーツ産業を新たな成長分野として育成する。

12) 具体的には、地域文化拠点を活用した文化の均衡ある発展を支援するとともに、独創的な観光コンテンツの発掘を通じて地域観光の活性化を目指す。加えて、子どもや青少年など将来世代に向けた文化関連事業を拡充し、低所得層や障害者等が文化を享受しやすい環境の整備・支援を進める。

図表 3 文化体育観光部の区分別予算（単位：億ウォン、％）

区分	2024 年本予算		2025 年予算		前年度比増減	
	予算額 (A)	割合 (％)	予算額 (B)	割合 (％)	(B - A)	(％)
合計	69,545	100	70,672	100	1,127	1.6
文化芸術	23,683	34.1	23,824	33.7	141	0.6
コンテンツ	12,800	18.4	12,734	18.0	△ 66	△ 0.5
観光	13,161	18.9	13,476	19.1	315	2.4
体育	16,164	23.2	16,739	23.7	575	3.6
文化及び観光一般	3,737	5.4	3,899	5.5	162	4.3

*金額は、総支出に基づき、一般会計・特別会計および基金を含む。

出典：文化体育観光部（2024）「2025 年度予算及び基金運用計画共通要求資料Ⅲ—2（概要）国会確定」10 頁。

図表 4 文化体育観光部の区分別予算推移（単位：億ウォン、％）

区分	2020	2021	2022	2023	2024	2025	年平均増加率 (2020～2024)
合計	64,803	68,637	73,968	67,408	69,545	70,672	1.8
内、予算	34,109	34,723	37,302	34,941	36,961	37,719	2.0
内、基金	30,694	33,914	36,666	32,467	32,584	32,954	1.5
内訳							
文化芸術	21,213	22,204	24,975	23,140	23,683	23,824	2.8
コンテンツ	9,650	10,259	11,455	11,738	12,800	12,734	7.3
観光	13,491	14,998	14,496	12,339	13,161	13,476	△ 0.6
体育	16,961	17,594	19,303	16,398	16,164	16,739	△ 1.2
文化及び観光一般	3,488	3,582	3,739	3,792	3,737	3,899	1.7

*金額は、総支出に基づき、一般会計・特別会計および基金を含む。

出典：2020～2024 年度は、文化体育観光部（2025）「2024 文化芸術政策白書」80 頁、2025 年度は「2025 年度予算及び基金運用計画共通要求資料Ⅲ—2（概要）国会確定」17 頁に基づき作成。

鑑賞機会の拡大を目的として 2024 年に導入された「青年（若者）文化芸術パス」など、関連施策に対する支援の拡充が影響している可能性がある¹³⁾。

一方、「コンテンツ」の 2025 年度予算は 1 兆 2,734 億ウォン（1,344 億 7,104 万円）となり、2020 年度比では 3,084 億ウォン（325 億 6,704 万円）の増加となっている。その背景としては、K-コンテンツ関連基金への出資拡大や、海外拠点の整備・拡充などが挙げられる。

1.3 国家遺産庁予算

文化を所管する主務官庁である文化体育観光部とは別に、国家遺産（旧、文化財）に特化した所管機関として国家遺産庁が設置されている¹⁴⁾。2024 年 5 月 17 日には「国家遺産基本法」が施行され、これに伴い文化財庁は国家遺産庁（Korea Heritage Service：KHS）へと名称が

13) 統合文化利用券および青年文化芸術パスについては、前年度の報告書「諸外国の文化政策等に関する調査・研究報告書（令和 6 年度）」80～83 頁を参照されたい＜https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/94211901.html＞（2025 年 11 月 29 日閲覧）。

14) 文化体育観光部は、文化・コンテンツ・観光・体育全般に関する総合政策部門として、文化遺産を含む広範な文化政策の企画・調整および予算配分を担う。一方、国家遺産庁は、国家遺産（旧・文化財）に特化し、指定・保存・管理・調査・研

図表 5 国家遺産庁の予算推移（単位：億ウォン、%）

重要プログラム	2020	2021	2022	2023	2024	2025
文化遺産	4,425	4,588	4,898	5,620	6,036	6,335
比率	43.5	41.9	41.3	43.0	44.2	45.7
遺産政策	632	973	1,074	1,799	1,803	2,771
比率	6.2	8.9	9.0	13.8	13.2	20.0
宮陵園管理	978	987	1,137	1,088	1,289	1,431
比率	9.6	9.0	9.6	8.3	9.4	10.3
教育研究展示	707	702	727	706	793	1,149
比率	6.9	6.4	6.1	5.4	5.8	8.3
国家遺産行政支援	519	654	666	732	777	795
比率	5.1	6.0	5.6	5.6	5.7	5.7
合計	10,178	10,944	11,871	13,076	13,659	13,874
比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 2020～2023年度は決算額、2024～2025年度は予算額を示している。

* 2024年度以前においては、「文化遺産」は「文化財保存管理」、「遺産政策」は「文化財政策基盤構築」、「教育研究展示」は「文化遺産教育研究」、「国家遺産行政支援」は「文化財行政支援」に相当する。

* 金額は、総支出に基づき、一般会計・特別会計および基金を含む。

出典：デジタル予算会計システムに基づき作成。韓国財政情報院（2025）「2025重要財政統計2巻」64頁。

変更された¹⁵⁾。

国家遺産庁は、「国家遺産に関する事務を管掌するため、文化体育観光部長官の所属機関として設置する」と法令において規定されており、文化体育観光部の外庁として位置付けられている。国家遺産庁の2025年度予算は、1兆3,874億ウォン（1,465億944万円）である（図表5）。

内訳をみると、文化財の保存・管理を担う「文化遺産」が6,335億ウォン（668億9,760万円）で、全体の45.7%を占めている。それに次いで、文化財政策基盤の構築を目的とする「遺産政策」が2,771億ウォン（292億6,176万円・20.0%）、「宮陵園管理」が1,431億ウォン（151億1,136万円・10.3%）となっている。

1.4 文化予算

本稿では、文化を所管する文化体育観光部およびその外庁である国家遺産庁の予算を対象として、文化予算の抽出を行う。具体的には、図表4に示した「文化体育観光部の区分別予算推移」のうち、文化政策との関係性が事業内容によって異なる「観光」¹⁶⁾と「体育」¹⁷⁾を分析対

究・活用政策を実施する行政機関である。図表2に示した「文化及び観光」分野の予算には、国家遺産庁が所管する国家遺産部門が含まれている。本稿では、文化予算を算出する目的から、国家遺産庁の予算を2025年度の文化予算に含めて扱う。

15) 国家遺産庁については、前年度の報告書「諸外国の文化政策等に関する調査・研究報告書（令和6年度）」76～77頁を参照されたい< https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/94211901.html >（2025年12月20日閲覧）。

16) 「観光」の主な予算は、国内観光活性化、外国人観光客の誘致、観光振興基盤の拡充、観光産業の活性化、賭博産業統合監督委員会の運営から構成されている。韓国財政情報院（2025）「2025重要財政統計2巻」63頁< https://www.fis.kr/ko/notification/data/financial_stat?articleSeq=4283 >（2026年1月15日閲覧）。

17) 「体育」の主な予算は、生活体育の育成、専門体育の育成、スポーツ産業の育成、国際スポーツの競争力強化、障害者体育の育成から構成されている。韓国財政情報院（2025）「2025重要財政統計2巻」64頁< https://www.fis.kr/ko/notification/data/financial_stat?articleSeq=4283 >（2026年1月15日閲覧）。

象から除外する。抽出した文化予算は、一般会計、特別会計および基金を含めてあり、これを基に中央政府の総支出に占める割合ならびに国民一人当たりの文化予算を算出する¹⁸⁾。

その結果、2025年度の文化予算は5兆4,331億ウォン（5,737億3,536万円）となり、中央政府の総支出予算673.3兆ウォン¹⁹⁾（71兆1,004億8千万円）に占める割合は0.81%である。また、国民一人当たり²⁰⁾の文化予算は10万6,079ウォン（1万1,202円）となる（図表6-1、6-2）。

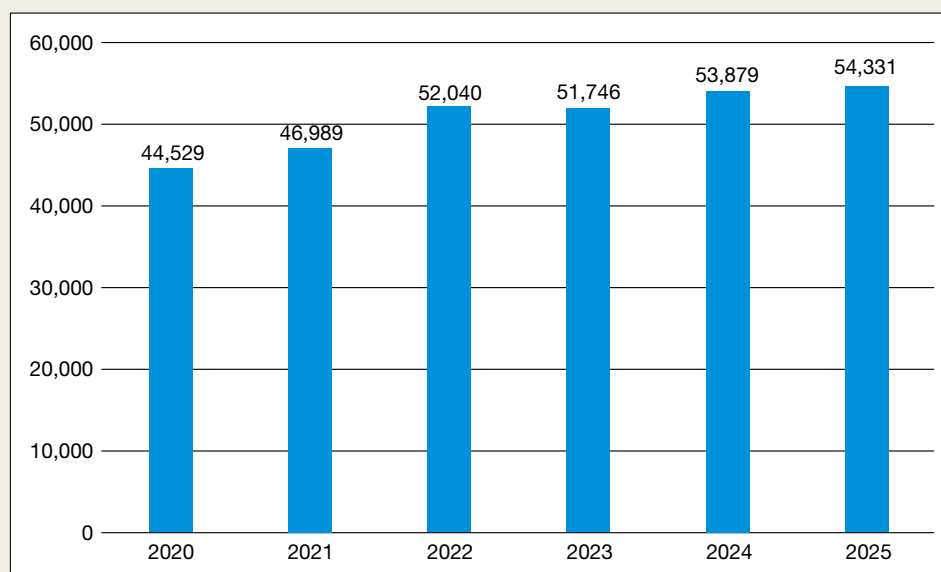
図表6-1 文化予算の推移（単位：億ウォン）

所管省庁	区分	2020	2021	2022	2023	2024	2025
文化体育観光部	文化芸術	21,213	22,204	24,975	23,140	23,683	23,824
	コンテンツ	9,650	10,259	11,455	11,738	12,800	12,734
	文化及び観光一般 ²¹⁾	3,488	3,582	3,739	3,792	3,737	3,899
	小計	34,351	36,045	40,169	38,670	40,220	40,457
国家遺産庁	国家遺産	10,178	10,944	11,871	13,076	13,659	13,874
合計		44,529	46,989	52,040	51,746	53,879	54,331

*金額は、総支出に基づき、一般会計・特別会計および基金を含む。

*図表4「文化体育観光部の区分別予算推移」、図表5「国家遺産庁の予算推移」に基づき作成。

図表6-2 年度別文化予算の推移（単位：億ウォン）



*図表6-1「文化予算の推移」に基づき作成。

18) 本稿では昨年度までの集計方法を見直し、抽出対象に文化体育観光部および国家遺産庁が執行する特別会計および基金を新たに含めている。そのため、昨年度までに公表された予算額とは算出範囲が異なり、数値が一致しない。

19) 1.1 中央政府予算を参照されたい。

20) 行政安全部（2025）「2025 行政安全統計年報」（2024 年 12 月 31 日基準、51,217,221 人）105 頁

< https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?sessionId=CipAFy5tdO4xP-umIQyomXLo.node20?bbsId=BBSMSTR_000000000013&nttId=120079#none >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。

21) 「文化及び観光一般」に分類されるの主な予算は、文化・観光行政支援、基金運営費、共用財産取得（文化及び観光一般）から構成されている。当該区分については、事業内容上、文化分のみを明確に区分して抽出することが難しいため、本稿では分析上の整理として、当該区分を文化予算に含めて取り扱う。韓国財政情報院（2025）「2025 重要財政統計 2 巻」65 頁 < https://www.fis.kr/ko/notification/data/financial_stat?articleSeq=4283 >（2026 年 1 月 15 日閲覧）。

各国における文化関係予算の更なる精緻化の可能性

2.1 他省庁の文化関係予算

図表 1 に示すとおり、「文化及び観光」分野の 2025 年度予算は、8 兆 7,888 億ウォン（9,280 億 9,728 万円）である²²⁾。所管別の構成割合をみると、文化体育観光部が 80.4%を占め、次いで国家遺産庁が 15.8%、科学技術情報通信部が 3.8%となっている。また、文化体育観光部および国家遺産庁の予算はいずれも前年度比で 1.6%の増加となっている（図表 7）。

文化体育観光部と並ぶ中央行政機関である科学技術情報通信部（Ministry of Science and ICT：MSIT）は、「文化及び観光」分野の予算のうち 3,299 億ウォン（348 億 3,744 万円）を所管しており、同分野全体に占める割合は 3.8%となっている。一方、科学技術情報通信部の 2025 年度予算は 18 兆 9,416 億ウォン（2 兆 2 億 3,296 万円）に占める当該分野の割合は、約 1.7%にとどまっている²³⁾。

所管機能の観点からみると、文化体育観光部がコンテンツや芸術活動そのものを対象とした支援を中心に担っているのに対し、科学技術情報通信部は、これらの活動を下支えするデジタル技術やプラットフォーム、インフラ整備を中心とした支援機能を担っていると整理できる。

具体的には、没入型コンテンツや次世代放送技術、OTT・ニューメディアサービス等に関する技術開発を支援する「デジタルコンテンツ・放送・メディア R&D」、コンテンツ企業やスタートアップによる制作・サービスの高度化およびプラットフォーム競争力の強化を目的とする「コンテンツ・プラットフォーム産業育成」、さらに生成 AI、データ、クラウドインフラ等

図表 7 「文化及び観光」分野の所管別予算推移（単位：億ウォン、%）

所管	2023	2024 (A)	2025 (B)	2025 年度増加率 ((B-A)/A)
文化体育観光部	66,442	69,545	70,672	1.6
比率	78.7	79.6	80.4	
国家遺産庁	12,918	13,659	13,874	1.6
比率	15.3	15.6	15.8	
科学技術情報通信部	5,101	4,145	3,299	-20.4
比率	6.0	4.7	3.8	
企画財政部	—	—	42	—
比率	—	—	0.0	
合計	84,462	87,349	87,888	0.6
比率	100.0	100.0	100.0	

* 国家遺産庁は 2024 年度以前は文化財庁である。

* 2023 年度は決算額、2024 年度および 2025 年度は予算額を示している。

出典：デジタル予算会計システムに基づき作成。韓国財政情報院（2025）「2025 重要財政統計 2 巻」60 頁。

22) 図表 2 に示すとおり、中央政府の「文化及び観光」分野の予算は 5 部門に区分されている。一方で、観光分野を除外した文化予算のみを対象とする公表資料は確認できない。そのため、本稿では分析上の整理として、「文化及び観光」分野の予算を基礎に記述を行う。

23) 韓国財政情報院（2025）「2025 重要財政統計 1 巻」31 頁

< https://www.fis.kr/ko/notification/data/financial_stat?articleSeq=4283 >（2025 年 12 月 20 日閲覧）。

を活用したデジタル創作・流通基盤の整備を行う「AI・データ基盤創作インフラ整備」などが含まれている。

2.2 一般会計・特別会計・基金

「文化及び観光」分野の2025年度予算8兆7,888億ウォン（9,280億9,728万円）であり、これを会計・基金別にみると、一般会計が4兆4,079億ウォン（4,654億7,424万円・50.2%）、特別会計が6,550億ウォン（691億6,800万円・7.5%）、基金が3兆7,259億ウォン（3,934億5,504万円・42.4%）を占めている（図表8）。

特別会計の内訳をみると、「地域均衡発展特別会計」が5,357億ウォン（565億6,992万円・81.8%）、「アジア文化中心都市造成特別会計」が1,193億ウォン（125億9,808万円・18.2%）となっている²⁴⁾。

また、基金の内訳をみると、文化体育観光部が所管する6つの基金の合計額は、3兆2,954億ウォン（3,479億9,424万円）であり、基金全体の88.4%を占めている²⁵⁾（図表9）。

2.3 精緻化に向けた課題

韓国における文化関係予算を精緻に把握するためには、分野構成や算出基準に起因するいくつかの構造的な課題が存在する。

その一つは、文化関連政策が複数の中央行政機関に分散して所管されている点である。文化体育観光部が文化政策全般を担う一方で、国家遺産庁は国家遺産（旧・文化財）に特化した政策および予算を所管しており、さらに科学技術情報通信部も一部の文化・コンテンツ関連事業を担っている。このような所管の分散により、どの行政機関の予算を文化関係予算として算入するかによって、算出結果に差異が生じやすい構造となっている。

図表8 会計・基金別の予算推移（単位：億ウォン、%）

	2020	2021	2022	2023	2024	2025
一般会計	35,218	37,621	40,998	41,977	44,534	44,079
比率	43.4	44.5	45.5	49.7	51.0	50.2
特別会計	8,148	7,182	7,731	4,104	5,038	6,550
比率	10.0	8.5	8.6	4.9	5.8	7.5
基金	37,827	39,736	41,389	38,381	37,777	37,259
比率	46.6	47.0	45.9	45.4	43.2	42.4
合計	81,192	84,539	90,118	84,462	87,349	87,888
比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 2020～2023年度は決算額、2024～2025年度は予算額を示している。

出典：デジタル予算会計システムに基づき作成。韓国財政情報院（2025）「2025重要財政統計2巻」58頁。

24) 「アジア文化中心都市造成特別会計」は文化体育観光部が所管しており、「地域均衡発展特別会計」については、文化体育観光部および国家遺産庁が所管している。

25) 韓国財政情報院（2025）「2025重要財政統計2巻」59頁

< https://www.fis.kr/ko/notification/data/financial_stat?articleSeq=4283 >（2025年12月20日閲覧）。

図表 9 基金別の予算推移 (単位: 億ウォン、%)

所管/区分	2020	2021	2022	2023	2024	2025
文化体育観光部						
国民体育振興基金	15,094	17,356	18,139	16,512	16,227	16,700
比率	39.9	43.7	43.8	43.0	43.0	44.8
観光振興開発基金	12,563	11,740	12,218	10,850	11,025	10,694
比率	33.2	29.5	29.5	28.3	29.2	28.7
文化芸術振興基金	3,222	3,446	4,078	4,078	4,462	4,573
比率	8.5	8.7	9.9	10.6	11.8	12.3
映画発展基金	1,219	1,414	1,036	816	590	688
比率	3.2	3.6	2.5	2.1	1.6	1.8
言論振興基金	217	205	208	198	192	211
比率	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
地域新聞発展基金	85	88	85	84	88	88
比率	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
国家遺産庁						
国家遺産保護基金	1,364	1,338	1,461	1,593	1,592	1,435
比率	3.6	3.4	3.5	4.2	4.2	3.9
科学技術情報通信部 & 放送通信委員会						
放送通信発展基金	4,050	4,073	4,083	4,182	3,557	2,741
比率	10.7	10.2	9.9	10.9	9.4	7.4
科学技術情報通信部						
情報通信振興基金	14	76	82	68	44	87
比率	0.0	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
企画財政部						
国有財産管理基金	0	0	0	0	0	42
比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
合計	37,827	39,736	41,389	38,381	37,777	37,259
比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 2020～2023年度は決算額、2024～2025年度は予算額を示している。

* 国家遺産保護基金は、2024年度以前は文化財保護基金に相当する。

出典：デジタル予算会計システムに基づき作成。韓国財政情報院（2025）「2025 重要財政統計 2 巻」59 頁。

また、中央政府の「文化及び観光」分野に含まれる観光および体育関連予算の性格も、精緻な把握を難しくしている。観光分野の主な予算は、国内観光活性化や外国人観光客の誘致、観光振興基盤の拡充、観光産業の活性化、賭博産業統合監督委員会の運営などから構成されている。体育分野についても、生活体育や専門体育の育成、スポーツ産業の育成、国際スポーツ競争力の強化、障害者体育の育成といった多様な事業が含まれており、これらはいずれも文化政策との関連性が一様ではない。さらに、文化関連予算が複数の省庁に分散して編成されている状況下で、「文化及び観光」分野の予算を一括して文化関係予算として扱う場合、文化関連支出の実態を過大に評価する可能性が生じる。このため、前述のとおり、「文化予算」の抽出にあたっては文化体育観光部の予算から「観光」と「体育」を除外する処理を行った。しかしな

がら、観光分野の予算の中には文化に関連する支出が含まれている可能性も否定できず、その点においては、文化予算が過少に評価されている可能性がある。

最後は、「文化及び観光一般」に分類される予算の扱いも課題として挙げられる。同区分の主な内訳は、文化・観光行政支援、基金運営費、共用財産取得（文化及び観光一般）から構成されているが、これらの中から文化分のみを明確に抽出することは困難である。そのため、本稿では分析上の整理として当該予算を文化予算に含めて扱っているが、この点も文化関係予算の精緻化を制約する要因の一つといえる。

地方自治団体の文化関係予算

文化体育観光部が発行した「2024 公演芸術調査」²⁶⁾によると、2023 年度²⁷⁾における地方自治団体の文化予算は 13 兆 1,104 億 2,900 万ウォン（1 兆 3,844 億 6,130 万 2,400 円）であり、地方自治団体の総予算 464 兆 5,972 億 9,400 万ウォン（49 兆 614 億 7,424 万 6,400 円）に対して 2.8% を占めている²⁸⁾。これらの数値は、広域地方自治団体（17）および基礎地方自治団体（228）を合算したものである。

文化予算の内訳をみると、文化芸術予算は 6 兆 2,936 億 2,900 万ウォン（6,646 億 880 万 6,400 円）で全体の 48.0% を占めており、公演芸術予算は 2 兆 7,012 億 3,700 万ウォン（2,852 億 5,062 万 7,200 円）で 20.6% となっている（図表 10）。

公演芸術予算の内訳を見ると、「公演芸術団体活動支援およびフェスティバル支援」が 1 兆 273 億 4,000 万ウォン（1,084 億 8,710 万 4,000 円・38.0%）と最も大きい。これに続き、「公共公演施設運営」が 5,813 億ウォン 3,900 万ウォン（613 億 8,939 万 8,400 円・21.5%）、「その他」が 4,990 億 8,800 万ウォン（527 億 369 万 2,800 円・18.5%）、「公共公演団体運営」が 4,435 億 3,900 万ウォン（468 億 3,771 万 8,400 円・16.4%）、「公共公演施設建立」が 1,499 億 3,200 万ウォン（158 億 3,281 万 9,200 円・5.6%）となっている²⁹⁾。

上記に示した地方自治体の文化予算は、地方財政における「文化及び観光」分野から体育関連予算のみを除外したものであり、観光分野の予算を含んでいる点に留意する必要がある。一方、参考資料として提示されている数値は、文化芸術予算および公演芸術予算に限定されてお

26) 文化体育観光部が毎年発行する「公演芸術調査（旧・公演芸術実態調査）」は、公演施設および公演団体を対象とする国家承認統計であり、政策実務における基礎資料として位置付けられている点に特徴がある。本調査では、公演芸術市場の主要な担い手である公演施設および公演団体について、運営実態、人材・財政構造、公演実績、公共支援の状況等を包括的に把握しており、国楽、洋楽、演劇、舞踊、ミュージカル、複合分野など、ジャンル別の詳細な統計が整備されている。また、公演件数、公演回数、チケット販売枚数、チケット販売額については、公演芸術統合電算網（KOPIS）の決算統計資料を連携・活用することで、実績に基づく数値が算出されている。

27) 本稿で用いる公表資料は 2023 年度を基準としており、地方自治団体の文化関連予算についても同年度の数値を基準としている。

28) 総予算は、各地方自治団体の 2023 年度予算書を基に算出したものであり、文化体育観光部（2024）「2024 公演芸術調査」99 頁（「表 4-3 地方自治団体の文化予算の現況」）を参照されたい。

< https://kopis.or.kr/por/cs/notice/surveyRptList.do?menuId=MNU_000144 >（2026 年 1 月 21 日閲覧）。

29) 文化体育観光部（2024）「2024 公演芸術調査」101 頁

< https://kopis.or.kr/por/cs/notice/surveyRptList.do?menuId=MNU_000144 >（2025 年 12 月 20 日閲覧）。

図表 10 2023 年度地方自治体における文化予算（単位：百万ウォン、％）

分類		2023							
		自治体数	総予算	文化予算		文化芸術予算		公演芸術予算	
		小計	小計	合計	比重	合計	比重	合計	比重
全体	小計	245	464,597,294	13,110,429	2.8	6,293,644	48.0	2,701,237	20.6
広域自治体		17	224,776,354	4,763,100	2.1	2,618,577	55.0	1,154,454	24.2
基礎自治体		228	239,820,940	8,347,329	3.5	3,675,066	44.0	1,546,783	18.5
1	ソウル	26	74,899,104	1,341,211	1.8	816,628	60.9	414,146	30.9
2	釜山	17	26,075,639	565,188	2.2	400,783	70.9	142,249	25.2
3	大邱	10	17,642,959	402,869	2.3	272,571	67.7	128,552	31.9
4	仁川	11	22,887,111	414,675	1.8	270,703	65.3	109,341	26.4
5	光州	6	11,442,233	341,498	3.0	261,256	76.5	77,428	22.7
6	大田	6	10,634,962	204,696	1.9	145,135	70.9	67,557	33.0
7	蔚山	6	8,853,826	201,755	2.3	109,970	54.5	45,081	22.3
8	世宗	1	2,257,311	51,721	2.3	36,432	70.4	17,843	34.5
9	京畿	32	88,780,117	1,834,307	2.1	1,197,346	65.3	574,962	31.3
10	江原	19	23,085,643	1,000,171	4.3	325,199	32.5	157,288	15.7
11	忠北	12	18,941,965	631,232	3.3	245,633	38.9	98,127	15.5
12	忠南	16	26,713,115	1,069,304	4.0	471,443	44.1	144,462	13.5
13	全北	15	24,068,460	1,036,335	4.3	418,377	40.4	179,341	17.3
14	全南	23	30,241,484	1,264,517	4.2	427,065	33.8	143,413	11.3
15	慶北	23	36,107,012	1,449,509	4.0	420,544	29.0	167,380	11.5
16	慶南	19	34,767,131	1,073,216	3.1	340,304	31.7	183,622	17.1
17	済州	3	7,199,221	228,226	3.2	134,254	58.8	50,443	22.1

* 2023 年度の文化予算は、地方政府の「文化及び観光」予算から「体育」予算を除いた金額である³⁰⁾。

* 文化予算の比重は総予算に対する割合を示し、文化芸術予算および公演芸術予算の比重は文化予算に対する割合を示している。
出典：文化体育観光部（2024）「2024 公演芸術調査」100 頁/国家データ処「地方自治体：総予算・文化予算・文化芸術予算・公演芸術予算の地域別現況」³¹⁾。

り、対象とする項目は限定的である。特に、公演芸術予算については事業別の内訳が比較的詳細に公開されているのに対し、文化芸術予算については、その内訳が必ずしも十分に明示されていない。このように、予算の算出範囲や分類基準に差異が存在することから、諸外国の文化予算と単純に比較することには一定の限界がある。

30) 地方政府の財政区分は、中央政府における 16 分野別区分とは異なり、15 分野別（一般公共行政、公共秩序及び安全、教育、文化及び観光、環境、社会福祉、保健、農林水産、産業・中小企業及びエネルギー、交通及び物流、国土及び地域開発、科学技術、予備費、人件運営費、基本経費等）に設定されている。本稿では分析上の整合性を確保する観点から、文化体育観光部が公表する資料を基に作成する。

31) KOSIS「地方自治体：総予算／文化予算／文化芸術予算／公演芸術予算 地域別現況」

< https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=113&tblId=DT_113_STBL_1025600&conn_path=I3 >（2025 年 12 月 20 日閲覧）。

第2章 重点調査項目

近年の動向

2025年度の文化体育観光部は、「すべての人々のための文化、世界をつなぐ文化大国」というビジョンを掲げている。同ビジョンは、文化を通じて国民の生活と生計の向上を図るとともに、観光・コンテンツ・スポーツ産業の成長を通じて経済基盤の強化を目指すものである。これらの方向性を踏まえ、2025年度においては、ビジョンの実現に向けた5つの推進課題が設定されている（図表11）。

特に、脆弱階層に向けた文化福祉の拡充として、生活保護受給者や低所得者層等を対象とする統合文化利用券の支援が拡大されている³²⁾。あわせて、スポーツ講座利用券および競技観覧券の提供、脆弱階層の青少年に対する旅行体験機会の提供、高齢者を対象とした旅行支援など、観光脆弱階層に対する多様な旅行支援施策が実施されている。

また、文化を通じた地域発展の促進に向けては、地域需要を反映した法人形態による圏域別国立美術館の設立など、新たな運営モデルの導入が進められている³³⁾。さらに、公立博物館・美術館の設立に係る妥当性事前評価の地方移管を通じて地域の自律性を高めるとともに、廃校や旧刑務所等の遊休施設を活用した文化空間の再生が重点施策として位置付けられている³⁴⁾。

加えて、国民が身近に文化芸術を享受できる機会の拡充と、文化芸術の国際的発信を目的として、文化芸術産業の基盤整備・発展に関する事業が継続的に推進されている。このうち、

図表11 2025年度文化政策の重点事項

	ビジョン	すべての人々のための文化、世界をつなぐ文化大国		
		重点施策		
	推進課題			
1	文化・スポーツ・観光の消費拡大による民生経済の回復	小規模事業者・零細企業などへの特別支援の強化	脆弱階層向け文化福祉の拡充	文化消費の早期回復支援
2	文化を通じた地域の均衡ある発展の実現	地域芸術生態系の形成支援	圏域別文化施設拠点の整備	文化による地域発展の推進
3	成長と輸出を牽引するコンテンツ・観光・スポーツ産業の育成	K-コンテンツ産業の革新的成長支援	観光輸出と再飛躍の基盤整備	スポーツのグローバル競争力強化
4	新たな未来を創り出す文化の推進	人工知能（AI）時代への先制的対応	光復80年などを契機とした文化による未来創造	文化による包摂社会の実現
5	世界と共に呼吸する文化の実現	世界舞台におけるK-アートの展開	韓国語・テコンドー・伝統文化の国際的普及	グローバル文化交流の拡大

出典：文化体育観光部（2025）「2025年主要業務推進計画発表資料」5～21頁に基づき作成。

32) 統合文化利用券の支援については、2024年度には1人当たり13万ウォンを258万人に支給し、総予算は2,397億ウォンであった。これに対し、2025年度には支給額を14万ウォンに引き上げ、対象者を264万人に拡大し、総額2,636億ウォンを支援する。

33) 具体的には、2025年から2031年にかけて、博物館・美術館・図書館・公演会場・国楽院の新設、ならびに地方への移転を通じて、地域別の複合文化芸術拠点の再編・調整を進める。

34) 廃校や旧刑務所などの遊休施設を活用した文化空間の整備に対し、2025年度には223億ウォンを支援する。

「芸術の振興及び生活・産業化プログラム」では、視覚芸術振興基盤の構築（727 億ウォン）、基礎芸術能力の強化（1,811 億ウォン）、公演および伝統芸術振興基盤の構築（1,613 億ウォン）、文化芸術団体支援（1,173 億ウォン）などが実施されており、2025 年度の関連予算は 5,324 億ウォン（562 億 2,144 万円）となっている。なお、同プログラムの予算規模は前年度比で 6.2% の増加となっている³⁵⁾。

1.1 「2030 年 K-カルチャー市場規模 300 兆ウォン、文化輸出 50 兆ウォン」

2025 年 6 月に就任した李在明（イ・ジェミョン）大統領は、文化政策に関する公約として、2030 年までに K カルチャー市場規模を 300 兆ウォン、文化輸出を 50 兆ウォンとする目標を掲げている。数値目標は、現行水準からの大幅な拡大を視野に入れたものと位置付けられる。

こうした目標の達成に向けて、政府は「BIG5」を国家の中核的な輸出産業として育成する方針を示している。BIG5 とは、K-FOOD、K-BEAUTY、K-POP、K-DRAMA、K-WEBTOON を指し、これらに加えて、公演・美術・工芸などの芸術分野も含めた総合的な K カルチャーを、国家成長を支える重要な産業領域として位置付ける考え方である。

1.2 大衆文化交流委員会の設立

2025 年 10 月 1 日付で、大統領直属の諮問・審議機関として「大衆文化交流委員会」が設立された。同委員会は、韓国大衆文化の海外交流および発信に関する施策を政府全体で調整し、官民協力の枠組みを体系化することを目的として設置されたものである。法的根拠は大統領令「大衆文化交流委員会の設置及び運営に関する規定」であり、同令において、委員会の目的、機能、構成、会議運営、分科委員会および支援団の設置などが定められている³⁶⁾。委員長は共同委員長制を採用しており、文化体育観光部長官と、大統領が任命した JYP エンターテインメント代表のパク・ジニョン氏が務めている（図表 12）。

同委員会は、文化体育観光部長官直属の「文化芸術政策諮問委員会」³⁷⁾と並び、いわゆる「K-カルチャー市場規模 300 兆ウォン時代」の実現に向けた政策推進体制の一環として位置づけられている。また、エンターテインメント産業およびプラットフォーム産業の代表者が公式な政策検討・意思決定プロセスに参画する枠組みが整備されたことにより、韓流関連の輸出戦略、産業規制、労働環境、著作権保護等に関する議論において、産業現場の視点が反映される体制が構築されたと整理できる³⁸⁾。

35) 基礎芸術能力強化のためには、芸術家の福祉及び創作活動を支援し、芸術企業及び芸術産業人材を育成する。公演及び伝統芸術振興基盤の構築は、平沢市（ピョンテクシ）の「平和芸術の殿堂」、龍山区（ヨンサンク）の「子ども複合文化空間」などの文化芸術インフラを構築し、文化芸術の全国流通のために支援を行う。文化芸術団体の支援は、国立オペラ団・バレエ団・合唱団などの文化芸術団体と公共機関である「芸術の殿堂」に対する支援を行う。国会予算政策処（2025）「2025 大韓民国財政」641 頁。

36) 法制処（2025）「大衆文化交流委員会の設置及び運営に関する規定」

< <https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=275173#0000> >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。

37) 1.3 文化芸術政策諮問委員会の発足を参照されたい。

38) 文化体育観光部リリース資料（2025.10.1）「大衆文化交流委員会の民間委員発表」

< https://www.mcst.go.kr/site/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=22036 >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。

図表 12 大衆文化交流委員会の概要

項目	内容
正式名称	大衆文化交流委員会
設置	2025 年 10 月 1 日設立、大統領直属の諮問・審議機関
目的	K-POP、ドラマ、映画、ゲーム等の韓国の大衆文化の海外交流・拡散の国家戦略策定と調整
法的根拠	大統領令「大衆文化交流委員会の設置及び運営に関する規定」
主な機能	国家ビジョン・中長期戦略の立案、関係省庁間の政策調整、民間との連携事業の企画・支援、関連法規の整備助言
委員構成	最大 50 名以内、共同委員長（文化体育観光部長官と大統領指名の民間委員）を含む。関係省庁次官と民間の音楽、映画、ゲーム等分野の専門家 26 名
分科会などの組織	7つの分科会（音楽、ゲーム、ウェブトゥーン・アニメ、映画・映像、ライフスタイル、投資、政策）を構成。必要に応じて特別委員会や専門家グループ設置も可能。事務局は文化体育観光部内に「大衆文化交流委員会支援団」として設置
文化体育観光部との関係	実質的に文化体育観光部の K-カルチャー政策と他部門の政策を結ぶ上位調整推進機関として位置づけられ、政策方針・予算・法制度に関する意思決定に大きな影響力を持つ。

出典：法制処（2025）「大衆文化交流委員会の設置及び運営に関する規定」に基づき作成。

1.3 文化芸術政策諮問委員会の発足

上記の大衆文化交流委員会が産業的側面における大衆文化の推進を目的として設置されたのに対し、文化芸術分野においては、文化芸術政策諮問委員会が 2025 年 11 月 10 日に発足している。同委員会には、創作者、学术界、産業界、評論家など、文化芸術を構成する多様な分野の専門家が参画しており、創作現場の基盤整備に必要な実務的意見を幅広く収集することを目的としている³⁹⁾。

文化芸術政策諮問委員会は、文化芸術家の創作基盤強化に向けた政策支援、文化創造産業の生態系整備、若手芸術家支援など、複数の論点について審議を行う役割を担っている。委員長には、小説『鳥のおくりもの』『妻の箱』などで知られる作家のウン・ヒギョン氏が就任している（図表 13）。

図表 13 文化芸術政策諮問委員会の概要

項目	内容
正式名称	文化芸術政策諮問委員会
所属	文化体育観光部長官直属の諮問機関
発足時期	2025 年 11 月 10 日公式発足
委員構成	文学、演劇・ミュージカル、クラシック・国楽・舞踊、美術、大衆音楽、映画・映像、ゲーム、ウェブトゥーン・アニメーション、出版など 9 分野の専門家 90 名、委員長：小説家ウン・ヒギョン氏
主要機能	文化芸術現場の意見収集及び政策諮問、創作基盤の強化、若手芸術家の支援、文化創造産業生態系の持続可能な成長方案の議論
運営方式	分科別に随時会議による議題発掘と政策議論
位置付け	大衆文化交流委員会と並ぶ、文化政策の二大プラットフォームとして期待
特記事項	文化芸術の生態系全体を代表する現場中心の諮問機関。実質的な政策への反映が期待されるとともに、政策決定過程の責任性と透明性の強化が求められている。

出典：文化体育観光部リリース資料に基づき作成。

39) 文化体育観光部リリース資料（2025.11.10）「文化体育観光部長官直属の文化芸術政策諮問委員会発足」
 < https://www.mcst.go.kr/site/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=22111 >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。

委員は、若手芸術家支援、専門教育、文化創造産業の拡張等をテーマとする各分科会を通じて、具体的な課題や施策に関する提案を行う。同委員会は、法令および大統領令に基づいて設置された正式な機関であり、議決権は有しないものの、政策の立案および執行過程において意見を提示し、関係主体間の調整を行う役割を担っている。こうした仕組みにより、政策形成過程に多様な専門的知見を反映させることが可能となっている。

1.4 韓流産業振興基本法の施行

2025年4月23日、「韓流産業振興基本法」が施行された。本法は、韓流産業の持続的な発展基盤を整備するとともに、その拡大および成長を通じて国家競争力の強化を図ることを目的としている。

制定の背景としては、これまで各省庁が個別に推進してきた韓流関連施策について、省庁横断的な枠組みの下で体系化し、より統合的かつ効率的な推進体制を構築する必要性が指摘されてきた点が挙げられる。本法では、人材育成や情報システムの構築をはじめ、韓流産業の支援および育成に関して必要な事項が包括的に規定されている⁴⁰⁾。

《参考》「韓流産業振興基本法」施行令案（※一部抜粋）

1. 基本計画の変更および施行計画の策定(案、第3条・第4条)

1) 文化体育観光部の長官は、韓流産業等の振興に関する中長期基本計画を変更する場合、関係行政機関の長と協議するものとする。

2) 韓流産業等の振興に関する実施計画には、当該年度の事業推進方針および主要事業別の詳細実施計画、前年度実施計画の推進実績、さらに韓流産業等の振興のための関係中央行政機関との連携に関する事項を含めるものとする。

2. 韓流政策協議会の設置・運営(案、第5条)

文化体育観光部の長官は、韓流産業等に関する政策の円滑な実施のため、韓流政策協議会を設置することができる。また、協議会がその構成目的を達成したと認める場合には、解散することができるものとする。

3. 実態調査の時期および対象(案、第6条)

1) 実態調査は定期調査と随時調査に区分して実施する。定期調査は毎年実施し、随時調査は韓流産業等の市場現況に急激な変動がある場合など、文化体育観光部の長官が追加調査の必要性を認めた場合に実施する。

2) 実態調査には、韓流および韓流産業等に対する国家別の認識や韓流産業等の市場現況を含めるものとする。

4. 専門人材の育成支援(案、第8条)

文化体育観光部の長官と関係の中央行政機関の長および地方自治体の長は、韓流産業等を振興するため、関連分野の専門人材育成に必要なプログラム・教材の開発事業や、専門人材育成に関する教育・研修・研究等の事業を支援することができる。

5. 韓流産業振興業務を専任する機関の指定要件(案、第12条)

文化体育観光部の長官は、公共機関または韓流事業者の国際交流および海外進出に関する専門性を有する機関・法人・団体であって、韓流事業者のために必要な専任組織および専任人材を保有する場合、当該機関を、韓流産業振興業務を専任する機関として指定できるものとする。

本法においては、「韓流」「韓流産業」「韓流関連産業」等について、初めて法的定義が明示された点も重要である。これにより、韓流関連政策の対象範囲および政策目的が制度上、明確

40) 法制処 (2025) 「韓流産業振興基本法施行令」

< <https://law.go.kr/LSW/lsRvsRsnListP.do?lsId=014752&chrClsCd=010202&lsRvsGubun=all> > (2025年11月29日閲覧)。

化されたと整理できる。主な定義は以下のとおりである⁴¹⁾。

- 「韓流」とは、韓国の文化が海外で広く普及し、これに伴い文化商品またはこれに関連する商品が消費される現象を指す。
- 「韓流産業」とは、「文化産業振興基本法」に基づく文化商品が海外で広く普及または消費されるよう、当該商品の制作・流通に関するサービス等を提供する産業を指す。
- 「韓流関連産業」とは、韓流に関連して、大統領令で定める商品の開発・制作・流通・輸出等を営む産業を指す。
- 「韓流事業者」とは、韓流産業または韓流関連産業に属する経済活動を営む者をいう。

また、法の施行により、省庁横断的な基本計画の策定や情報システムの整備を進めるための制度的枠組みが整備された。これにより、韓流関連施策について、行政運営や戦略立案を体系的に行うことが可能となる。あわせて、人材育成、海外マーケティング・広報支援、知的財産権保護、投資支援、国際交流および海外進出支援等についても、法制度上の根拠に基づき実施されることとなり、関連産業を取り巻く支援環境の整備が図られている。

コンテンツ産業振興策と人材育成

2.1 文化産業とコンテンツ

韓国の「文化産業振興基本法」第2条では、文化産業を「文化商品の企画・開発・制作・生産・流通・消費、ならびにこれに関連するサービスを行う産業」と定義している⁴²⁾。ここでいう文化商品とは、芸術性・創造性・娯楽性・余暇性・大衆性といった文化的要素を備え、経済的付加価値を創出する有形・無形の財（文化コンテンツ、デジタル文化コンテンツ、マルチメディア文化コンテンツを含む）やサービス、またはそれらの複合体を指すものとされている⁴³⁾。

文化産業における「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームなどの多様な創作物を含む概念であり、産業的観点からは、放送、出版、通信、ゲーム、デジタルメディアなどの分野において提供される創造的活動の成果を包含するものとして整理されている。

41) 法制処（2025）「韓流産業振興基本法」第3条（定義）＜<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=265887#0000>＞（2025年11月29日閲覧）。

42) 具体的には、映画に関連する産業、音盤・ビデオ物・ゲーム物に関連する産業、出版・印刷物・定期刊行物に関連する産業、放送映像物に関連する産業、文化財に関連する産業、漫画・キャラクター・アニメーション・エデュテインメント・モバイル文化コンテンツ・デザイン（インダストリアルデザインを除く）・広告・公演・美術品・工芸品に関連する産業、デジタル文化コンテンツおよびマルチメディア文化コンテンツの収集、加工、開発、制作、生産、保存、検索、流通等ならびにこれらに関連するサービスを行う事業、その他、伝統衣装・食品などの伝統文化資源を活用する産業として、大統領令で定める事業である。

43) 「文化産業振興基本法」は、文化産業全般に関する法的基盤を整備することを目的として1999年に制定された法律であり、所管は文化体育観光部である

＜<http://www.yeslaw.com/lims/front/page/fulltext.html?pAct=view&pPromulgationNo=112277>＞（2025年11月29日閲覧）。

図表 14 文化産業の概念とコンテンツの範囲

要素的属性	ジャンルの属性	バリューチェーン的属性
芸術性 創造性 娯楽性 余暇性 大衆性	映画、ビデオ、音楽、ゲーム、出版、印刷、定期刊行物、放送映像物、文化遺産、漫画、キャラクター、アニメーション、教育 エンターテインメント、モバイル文化コンテンツ、デザイン（インダストリアルデザインを除く）、広告、公演、美術品、芸術品、デジタル文化コンテンツ、ユーザー制作文化コンテンツ、マルチメディア文化コンテンツ、大衆文化芸術、伝統（衣装、造形物、装飾用品、小物、生活用品等）、文化商品展覧会、見本市、祭り等	企画 開発 制作 生産 流通 消費

出典：「文化産業振興基本法」第2条/イ・ドンヨン、ヤン・ヒョンミ編著『韓国文化政策の理解』（2024、文化科学社）304頁。

一方、同法第2条第3号では、コンテンツを「符号、文字、音声、音響及び映像等の資料又は情報」と規定している。この定義は、コンテンツを情報や表現形式として捉えるものであり、法制度上の整理として一定の役割を果たしている。他方で、文化産業との関係性や、創作物が持つ多様な性質を踏まえた整理については、政策運用の観点から補足的な整理が求められる余地があると考えられる。そのため、韓国においては、文化産業の概念を前提としつつ、コンテンツの定義およびその範囲について、実態に即した形で整理・運用していくことが重要な論点となっている（図表 14）。

文化産業全般の振興および基盤整備を目的とする総合的な基本法として「文化産業振興基本法」が位置付けられている。これに対し、デジタル化の進展を踏まえ、特にデジタルコンテンツを中心としたコンテンツ産業について、創作、流通、輸出、人材育成等の実務的施策を推進するために、「コンテンツ産業振興法」が2011年に制定された。

両法はいずれも文化体育観光部を所管官庁としており、同部の傘下機関である韓国コンテンツ振興院（KOCCA）が、具体的な産業育成および支援事業の実施を担っている。

2.2 韓国コンテンツ振興院（KOCCA）

2.2.1 設立と組織

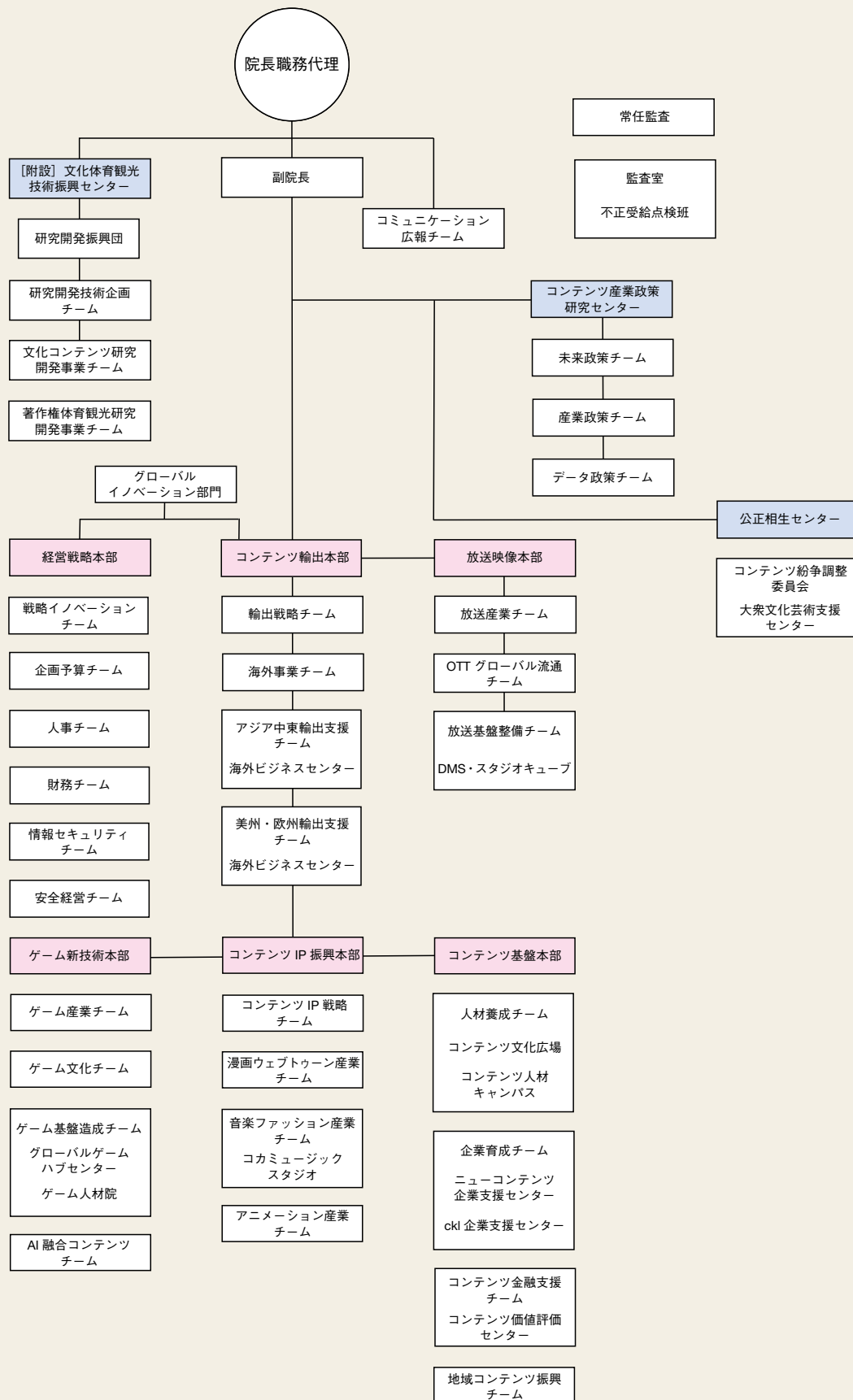
「韓国コンテンツ振興院」（Korea Creative Content Agency、以下 KOCCA）は、文化コンテンツ産業を次世代成長産業として育成することを目的に、2009年に設立された機関である。その前身は、2000年に文化体育観光部傘下で設立された文化産業支援センターであり、2002年には「文化産業振興基本法」に基づき特殊法人化された後、2009年に現在の組織形態へ再編されている⁴⁴⁾。

KOCCA は、文化コンテンツ産業の発展に向けた政策施策を実行する委託執行型の準政府機関として位置付けられており、主な業務は、①政策開発・企画、②人材育成および技術支援、③産業振興ならびに輸出・創作支援の三分野に大別される。

組織体制としては、3つのセンターと6つの本部で構成されており、従来のジャンル別支援を基軸とした体制から、人材・企業・地域を基盤とする産業構造の強化や、IP（知的財産）、新技術、輸出支援等に重点を置いた組織編成へと整理されている点に特徴がある（図表 15）。

44) 2009年、韓国放送映像産業振興院、韓国ゲーム産業振興院、韓国文化コンテンツ振興院、文化コンテンツセンター、韓国ソフトウェア振興院デジタルコンテンツ事業団、5つの組織が統合し、韓国コンテンツ振興院が設立された。

図表 15 組織図



出典：韓国コンテンツ振興院の公式サイトに基づき作成（2025 年 11 月 9 日時点）。

2.2.2 2025 年度予算

韓国コンテンツ振興院（KOCCA）の2025年度の全体予算は、基金を含めて6,093億5,200万ウォン（643億4,757万1,200円）となっており、前年度比で3.04%の増加となっている。予算構成の比重をみると、R&D、放送、輸出、ゲームの順となっている。前年度との比較では、輸出分野における増額幅が相対的に大きく、海外拠点の拡充やコンテンツIPの海外展開に関する施策が重点的に位置付けられていることが確認できる（図表16）。

全体予算のうち、最も高い比率（17.1%）を占めるR&D分野は、コンテンツ産業、文化芸術、伝統文化などを対象とした技術開発支援を中心に構成されている。具体的には、グローバルスタートアップの育成、人工知能を活用した公演芸術分野や安全環境の構築、著作権および文化体育観光分野に関する研究開発、企業付属創作研究所の認定制度などが含まれている。これらの取組を通じて、コンテンツとサービスの融合に関する研究開発が進められている。

2.2.3 人材育成支援

韓国コンテンツ振興院（KOCCA）の人材育成事業は、コンテンツ産業の現場ニーズを踏まえた実務中心の教育およびメンタリングを柱として実施されている。2025年度においては、「コンテンツ創造人材同伴事業」を中核事業として位置付け、メンタリングの実施や創作支援金の提供を通じて、若手クリエイターによる創作活動およびプロジェクトの事業化を支援する体制が整備されている（図表17）。

図表16 2025 年度予算（単位：百万ウォン、%）

区分 (ジャンル・機能)	2024		2025		前年比 増減額
	予算	比重	予算	比重	
R&D	98,386	16.6	104,414	17.1	6,028
放送	104,197	17.6	98,026	16.1	△ 6,171
輸出	60,208	10.2	75,137	12.3	14,929
ゲーム	61,196	10.3	63,206	10.4	2,010
地域	45,174	7.6	51,060	8.4	5,886
人材育成	35,178	5.9	33,438	5.5	△ 1,740
アニメーション	26,104	4.4	28,751	4.7	2,647
音楽	27,170	4.6	25,059	4.1	△ 2,111
企業育成	28,179	4.8	21,479	3.5	△ 6,700
漫画・ウェブトゥーン	12,604	2.1	21,033	3.5	8,429
新技術融合	19,465	3.3	15,500	2.5	△ 3,965
キャラクター	9,033	1.5	8,323	1.4	△ 710
ファッション	8,696	1.5	7,846	1.3	△ 850
政策研究	5,018	0.8	4,807	0.8	△ 211
投資・融資	4,520	0.8	4,268	0.7	△ 252
ストーリー	4,101	0.7	3,621	0.6	△ 480
公正共生	3,014	0.5	2,925	0.5	△ 89
その他（運営など）	39,111	6.6	40,459	6.6	1,348
総計	591,354	100	609,352	100	17,998

出典：韓国コンテンツ振興院「2025 年支援事業説明会資料集」10 頁。

図表 17 人材教育事業の概要と予算（単位：百万ウォン）

目標	事業名	支援策	予算
コンテンツ産業 エコシステムの構築	コンテンツ創造人材同伴事業	コンテンツ分野のトップクラス専門家（メンター）が創造教育生（メンティ）に徒弟式メンタリング支援	10,689
	新技術コンテンツ融合アカデミー	ニューコンテンツアカデミー教育課程運営を通じた融合人材育成	9,111
	コンテンツ事業者の再教育	コンテンツ分野の現業者向けの職務教育	1,000
	サイバーコンテンツアカデミー	オンライン教育プラットフォーム「EDUKOCCA」の運営及びオンライン教育コンテンツの新規開発	1,000
	コンテンツ人材キャンパスのインフラ運営	「コンテンツ人材キャンパス」施設運営	2,819
	コンテンツ文化広場の運営	先端技術基盤の融合コンテンツ実演会場の運営	1,003
放送映像コンテンツ 制作支援	OTT 放送映像コンテンツ専門人材養成	放送映像コンテンツ及びポストプロダクション分野の専門家育成のための職務教育	1,000
	OTT コンテンツ特化大学院支援	修士・博士課程レベルの OTT コンテンツ関連の教育課程開設の大学支援	1,916
映像コンテンツ産業 の育成	ウェブトゥーン産業の専門人材教育（2,000 百万ウォン） ＊精鋭創作人材養成課程運営（900 百万ウォン）	ウェブトゥーンプロデューサー育成及び創作競争力を備えたウェブトゥーン作家育成教育	2,900
文化コンテンツ国際 協力と輸出基盤の構築	コンテンツ輸出専門人材養成事業	コンテンツ輸出・マーケティング専門人材育成	2,000
合計			33,438

出典：韓国コンテンツ振興院「2025 年支援事業説明会資料集」15 頁、149～159 頁。

人材育成施策の中でも、「コンテンツ創意人材同伴事業」は中核的な取組の一つとして位置付けられている。本事業は 2012 年に開始され、これまでに 3,669 人の教育生を対象として実施されてきた。ジャンルを限定せずに毎年実施されている点が特徴であり、2024 年度には 5 月から約 7 か月間にわたり、15 のプラットフォーム機関と連携して運営された。

事業期間中には、約 150 人の現場専門家（メンター）が、約 300 人の創意教育生（メンティ）に対して集中的なメンタリングを行い、あわせてメンティには月額 150 万ウォンの創作支援金が支給された。

また、本事業では、メンティによる創作プロジェクトを制作・事業化につなげるための支援体制が整備されている。具体的には、映像、ストーリー、公演、音楽、ゲーム等の各分野において、プラットフォーム機関と連携し、アイデアを実際の制作現場で具現化する仕組みが構築されている。このように、教育と制作現場を接続する形で運営されている点が、本事業の制度的特徴といえる。

2.2.4 海外進出支援

2025 年度の海外輸出事業は、「K-コンテンツのグローバル市場進出支援の高度化および関連産業の同時的な輸出拡大」を基本的な方向性として設定されている。

具体的な施策としては、中小コンテンツ企業の海外拠点として、韓国コンテンツ振興院（KOCCA）が運営する海外ビジネスセンターを 26 か国 30 か所へ拡充することが挙げられる。

図表 18 海外輸出事業の概要と予算（単位：百万ウォン）

目標	事業名	支援策	予算
文化コンテンツ 国際協力と輸出 基盤の構築	コンテンツ海外進出の総合コンサルティング支援	輸出マーケティングプラットフォーム（Welcon）運営	6,748
	コンテンツ海外市場開拓支援	新興市場進出のための B2B、B2C イベント開催	8,054
	大韓民国コンテンツ大賞（海外進出有功表彰）	コンテンツ海外進出の功労者を表彰	63
	海外拠点の運営	海外現地にビジネスセンターを設立、中小コンテンツ企業の海外支社としての役割	25,225
	関係省庁の海外広報館運営	K-ブランド広報館の構築・運営、広報マーケティングイベントの開催	11,000
	関係省庁合同の韓流博覧会開催	関係省庁合同による B2B、B2C など総括した海外韓流総合イベント開催	12,000
	関係省庁合同の韓流マーケティング支援	韓流を活用した関連産業の広報マーケティング及び海外進出支援	5,000
	韓流連携コラボレーションコンテンツ企画開発支援	韓流 IP と関連産業の成長を伴うための中小企業の海外進出支援	4,917
	K-コンテンツ連携関連産業ビーズマッチング基盤造成	コンテンツと関連産業間の持続的な交流及びネットワーク拡大を通じたビジネス基盤の構築	300
合計			73,307

出典：韓国コンテンツ振興院「2025 年支援事業説明会資料集」17 頁、185～193 頁。

そして、コンテンツ輸出マーケティングプラットフォーム「Welcon」や海外関連情報の活用を通じて、企業の特長に応じたカスタマイズ型の支援サービスを強化することが位置付けられている。また、関連産業の付随的な輸出拡大を図る観点から、関係省庁と連携した協力事業を展開することが示されている（図表 18）。

海外拠点の運営は、韓国コンテンツ振興院（KOCCA）の予算構成の中で大きな比重を占めており、現在 25 か所の海外ビジネスセンターを、30 か所へと段階的に拡充している。とりわけ東京ビジネスセンターでは、CKL（Contents Korea Lab）を開館し、ビジネスネットワーキングの実施等を通じて企業支援の取組が進められている⁴⁵⁾。

各海外ビジネスセンターの主な機能として、「コンテンツ企業と現地企業とのビジネス連携の促進や、現地企業・関連機関とのネットワーキング支援」、「現地におけるショーケースやピッチングの実施を通じたプロモーション活動、ならびに関係機関と連携した広報・マーケティング支援」、「コンテンツ産業動向に関する報告書の作成や、現地の法制度に関する情報提供・コンサルティング」、最後は「現地インフラの運営および企業活動支援」である。これらの機能を通じて、コンテンツ企業の海外展開に関する支援体制が整備されている。

2.3 韓国芸術総合学校（K-Arts）

2.3.1 設立背景と教育目標

韓国芸術総合学校（Korea National University of Arts、以下 K-Arts）は、専門芸術家の養成

45) 「KOCCA CKL TOKYO Networking Event」リリース資料（2025.9.17）

< <https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000084.000037875.html> >（2025 年 11 月 29 日閲覧）。

を目的に設立された、文化体育観光部所管の国立芸術大学である。1990年代初頭に政府が策定した「国立芸術学校設立計画」および「韓国芸術総合学校設置令」⁴⁶⁾に基づき設立され、1993年の音楽院開校を皮切りに順次開校した。なお、1998年の政府組織法改正により、所管省庁は教育部から文化体育観光部へと変更されている。

法的には学校の形態をとるが、芸術士（学士相当）および芸術専門士（修士相当）の課程を通じて、一般の4年制大学・大学院と同等の学位制度が認められている⁴⁷⁾。

K-Artsの設立背景には、従来の4年制大学における芸術教育が、必ずしも専門芸術家の養成を主目的としていなかったことへの問題意識があったとされている。こうした認識を踏まえ、専門芸術家教育に特化した国立芸術学校の設立が構想された。K-Artsは、「芸術の使命に応える教育：境界を越えて創造するインスピレーション」というビジョンを掲げ、芸術を技術習得にとどまらず、思索や感覚の拡張を通じて社会や時代を省察し、創作へとつなげる教育を志向している⁴⁸⁾。

組織構成としては、単科大学ではなく、音楽、演劇、映像、舞踊、美術、伝統芸術の6つの「院」から成り、それぞれが独立した専門芸術学校として機能している。全体として6院・26学科専攻を擁し、主要な芸術分野を体系的に網羅している点に特徴がある。

学生選抜においては、芸術分野における高い専門的素養を有する者を対象とし、創作活動を主とする専門的な芸術人材の育成を目的としている。また、実技教育を重視した教育体制のもと、教授陣や教育施設の整備、新たな教育手法の導入を通じて、実践的な芸術教育を行う機関として位置付けられている。

2.3.2 2025年度予算

韓国芸術総合学校（K-Arts）は、文化体育観光部が所管する18機関の一つである。K-Artsの2025年度予算は、434億2,100万ウォン（45億8,525万7,600円）であり、前年度の509億1,000万ウォンと比較して14.7%の減少となっている（図表19）。

2.3.3 カリキュラムの特徴

韓国芸術総合学校（K-Arts）は、従来の4年制大学における芸術学科とは異なる教育モデルを採用し、専門芸術家の養成に特化した教育を行っている。教育理念としては、既存の枠組みにとらわれることなく、文化や芸術のあり方を再考し、新たな価値や表現の可能性を探究することを重視している。

教育目標としては、「実技と理論の統合」「創造的作業の重視」「現場中心の教育」を共通の柱として掲げており、各分野の専門性を踏まえた教育が行われている。カリキュラムは、学生の創作能力および制作能力の向上を目的とし、専攻実技に加えて、美術史、理論、批評、人文

46) 第13代大統領である盧泰愚（ノ・テウ、在任1988～1993）が大統領選挙時に掲げた大統領選挙時に掲げた「大韓民国文化発展10年計画」には、「世界的な国立芸術大学の設立」が公約として盛り込まれていた。これを具体化する過程において、1990年6月に文化部（現・文化体育観光部）が国立芸術大学の設立計画を策定し、さらに1991年12月30日には「韓国芸術総合学校設置令」（大統領令）が制定された。

韓国芸術総合学校設置令 < <https://www.law.go.kr/법령/한국예술종합학교설치령> >（2025年11月29日閲覧）。

47) 韓国民族文化大百科事典 < <https://encykorea.aks.ac.kr/Article/E0061333> >（2025年11月29日閲覧）。

48) 韓国芸術総合学校サイト < https://www.karts.ac.kr/index_karts.jsp >（2025年11月29日閲覧）。

図表 19 2025 年度予算と内訳（単位：百万ウォン）

区分	内訳	2024	2025	増減額
韓国芸術総合学校運営		48,314	40,397	△ 7,917
	人件費	16,653	16,680	27
	経常運営費	25,314	17,230	△ 8,084
	事業費	6,347	6,487	140
海外芸術界人材育成 ODA（Official Development Assistance）		1,421	1,289	△ 132
	AMA（Art Major Asian）奨学生	1,421	1,289	△ 132
学校総合情報システム構築（情報化）		1,175	1,735	560
	電算システム運営	922	922	0
	学務行政情報サービス環境改善	253	813	560
合計		50,910	43,421	△ 7,489

* 金額は、人件費、基本経費、基金事業を除く。

出典：文化体育観光部（2025）「2025 年度予算及び基金運用計画共通要求資料Ⅲ－2（概要）国会確定」67 頁。

図表 20 各院の教育目標とカリキュラムの特徴

区分	教育目標	カリキュラムの特徴
音楽院 SCHOOL OF MUSIC	国際水準の音楽家・音楽学者の育成、韓国及び世界の音楽に対する幅広い理解を涵養	マンツーマンレッスンを中心、アンサンブル・オーケストラ・音楽理論（和声学・音楽史など）を並行
演劇院 SCHOOL OF DRAMA	公演芸術の全分野の創造的芸術家及び理論家を育成、現場をリードする人材養成	段階的な専門実技（体・心の訓練→人物創造→公演、）を中心。演出・脚本・演技・舞台芸術の専門
映像院 SCHOOL OF FILM, TV&MULTIMEDIA	創造的な映像コンテンツ制作者の育成、技術とストーリーテリング能力の強化	映画・放送・アニメ制作の全過程を実践的に学び、映像美学・メディア理論も履修
舞踊院 SCHOOL OF DANCE	多様な舞踊ジャンルで高い技術と芸術性を持つ舞踊家・振付家の育成	テクニック重視の実技と創作実習を中心、舞踊史・理論学習・他芸術との共同プロジェクトを並行
美術院 SCHOOL OF VISUAL ARTS	視覚芸術の創作者・批評家を育成、造形・デザイン・建築の統合した教育	絵画・彫刻・メディアアートなどの制作スタジオを中心、芸術史・美学・技術科目も併せて学習
伝統芸術院 SCHOOL OF KOREAN TRADITIONAL ARTS	韓国伝統芸術の継承と現代的再創造、世界をリードする芸術家・研究者の育成	韓国音楽・舞踊・芸能の実技教育と伝統音楽の理論学習、国内外公演やプロジェクトに取り組む。

出典：韓国芸術総合学校の公式サイトに基づき作成。

社会系科目等を並行して履修する構成となっている。これにより、作品理解や批判的視点の涵養が図られている。

授業運営においては、学生の主体的な学習を促すことを重視し、一方向的な講義形式に偏らない工夫がなされている。マンツーマンレッスン、グループ討論、専攻別ワークショップ、共同制作、現場実習など、実技・制作を中心とした教育方法が取り入れられている（図表 20）。

韓国芸術総合学校（K-Arts）が運営する「韓国芸術英才教育院」は国家レベルで芸術英才の早期発掘および育成を目的として設置された機関である。2008 年 8 月に文化体育観光部により K-Arts 内に設置された初の国立芸術英才教育機関であり、実技と理論を包含する集中教育を通じて、将来の芸術人材の育成を図っている。

地域における芸術英才の発掘・育成を強化する観点から、教育部の中央英才教育振興委員会の審議および文化体育観光部の承認を経て、ソウル本院に加え、世宗キャンパス（2021年）、統営キャンパス（2021年）、光州キャンパス（2023年）が順次設置された⁴⁹⁾。

教育対象は、全国の小・中・高等学校に在籍する学齢期の児童・生徒であり、教育分野は①音楽（器楽・声楽・作曲）、②バレエ、③伝統芸術（器楽・声楽・舞踊・芸能）、④融合分野（メディアアート等）に区分されている。授業は原則として毎年4月から12月までの期間、毎週土曜日に実施され、専攻別のマンツーマン実技指導、専門家によるマスタークラス、理論・鑑賞教育、公演評価および最終発表会等で構成されている。運営にあたっては、K-Artsが有する教育施設や指導体制を活用し、芸術英才教育の実施体制が整備されている。

——— 第3章 日本への示唆 ———

韓国の文化政策は、「文化を輸出型の戦略産業として育成する」という明確な前提のもとで展開されてきた。文化産業振興基本法、コンテンツ産業振興法、韓流産業振興基本法などを通じて、文化産業は製造業と同等の国家戦略産業として位置づけられ、中長期計画の策定、輸出支援、海外拠点の整備が体系的に進められている。

また、民間が企画・投資・リスクを担う一方で、政府は人材育成（K-Arts等）、データ基盤の構築、金融保証、海外マーケティング支援といったインフラ整備を集中的に担っている点も特徴的である。文化体育観光部を中心とする省庁横断的なガバナンスのもと、関係省庁間で課題を共有しつつ、KOCCAなどの専門機関が現場のニーズを政策に反映させることで、文化政策は持続的に進化してきた。

こうした韓国の事例を踏まえると、日本の文化政策および文化関係予算の把握・運用に関して、以下の示唆が導かれる。

まず、文化政策の所管範囲と予算集計の関係である。韓国では、文化体育観光部が文化、観光、体育を一体的に所管することにより、文化（文化芸術・コンテンツ・文化財）—観光—体育の連携を通じた相乗効果を政策的に創出している。このような包括的な政策構造は、文化を産業振興や地域活性化と結び付ける上で有効な枠組みといえる。

一方で、政策対象が広範であるがゆえに、文化予算の内訳を分野別に精緻に把握・比較することが難しくなるという課題も明らかとなる。特に、観光や体育に関連する事業が文化政策の枠組みに含まれる場合、文化分野に充てられた予算の実態を明確に示すことが困難となる。

また、地方自治体においては、観光関連予算を含めた文化予算を基準とする統計資料を用いざるを得ない場合があり、文化の範囲設定に応じた予算整理や、政策目的と事業内容の対応関係が不明瞭になりやすい。

49) 韓国芸術英才教育院 < https://knigasu.karts.ac.kr/intro_2.asp >（2025年11月29日閲覧）。

そして、文化・コンテンツ・産業政策を接続する制度設計の意義である。文化芸術とコンテンツ産業は相互に関連し合う領域であり、これらを分断的に扱うのではなく、政策的に接続することで、文化政策の実効性と波及効果を高めることが可能となる。文化を単なる保護の対象にとどめず、社会的・経済的価値の創出へと結びつける視点は、日本の文化政策においても今後一層重要となる。

また、人材育成を中核に据えた長期的投資の必要性である。文化分野の持続的な発展には、創作・制作・流通を担う専門人材の継続的育成が不可欠である。短期的成果を重視した支援にとどまらず、教育機関、産業支援、国際展開を有機的に連動させた長期的視点に基づく人材育成こそが、日本の文化政策の基盤を形成するといえる。

●参考文献・サイト

- 国会予算政策処 (2025)「2025 大韓民国財政」
- 韓国財政情報院 (2025)「2025 重要財政統計 1 巻」「2025 重要財政統計 2 巻」
- 文化庁 (2024)「諸外国の文化政策等に関する調査・研究報告書 (令和 6 年度)」
- 文化体育観光部 (2025)「2025 年度予算及び基金運用計画共通要求資料Ⅲ—2 (概要) 国会確定」
- 文化体育観光部 (2025)「2025 年度予算概要及び各目明細」
- 文化体育観光部・韓国文化観光研究院 (2025)「2024 文化芸術政策白書」
- 文化体育観光部 (2025)「2025 年主要業務推進計画発表資料」
- 文化体育観光部 (2024)「2024 公演芸術調査」
- 国家遺産庁 (2025)「2025 年度予算及び基金運用計画各目明細書」
- 法制処 (2025)「大衆文化交流委員会の設置及び運営に関する規定」
- 法制処 (2025)「韓流産業振興基本法施行令」
- 法制処 (2025)「韓流産業振興基本法」
- 法制処 (2025)「コンテンツ産業振興法」
- 法制処 (2013)「韓国芸術総合学校設置令」
- 韓国コンテンツ振興院「2025 年支援事業説明会資料集」
- 韓国コンテンツ振興院「コンテンツ産業 2024 決算 2025 展望」
- 韓国コンテンツ振興院「コンテンツ産業現場に合わせた人材育成のためのロードマップ策定」
- 行政安全部「2025 行政安全統計年報」
- イ・ソンミン、キム・ギュチャン、イ・ソウン、イ・サンギョ、カン・シンギョ、カン・ヘウォン共著『プラットフォーム韓流』(2025、Culture Look)
- 黄仙恵『韓国ドラマ全史』(2025、ディスカヴァー・トゥエンティワン)
- イ・ドンヨン、ヤン・ヒョンミ編著『韓国文化政策の理解』(2024、文化科学社)
- 黄仙恵『韓国コンテンツのグローバル戦略』(2023、星海社)
- 文化体育観光部 <https://www.mcst.go.kr/site/main.jsp>
- 国家遺産庁 <https://www.khs.go.kr/main.html>
- 韓国コンテンツ振興院 <https://www.kocca.kr/kocca/main.do>
- 韓国芸術総合学校 https://www.karts.ac.kr/index_karts.jsp
- 韓国芸術英才教育院 https://knigasu.karts.ac.kr/intro_2.asp

講演会

「文化芸術の創造的循環について」

講演者：吉見 俊哉 氏

文化審議会・文化経済部会長/文化施設部会長

國學院大學教授/東京大学名誉教授

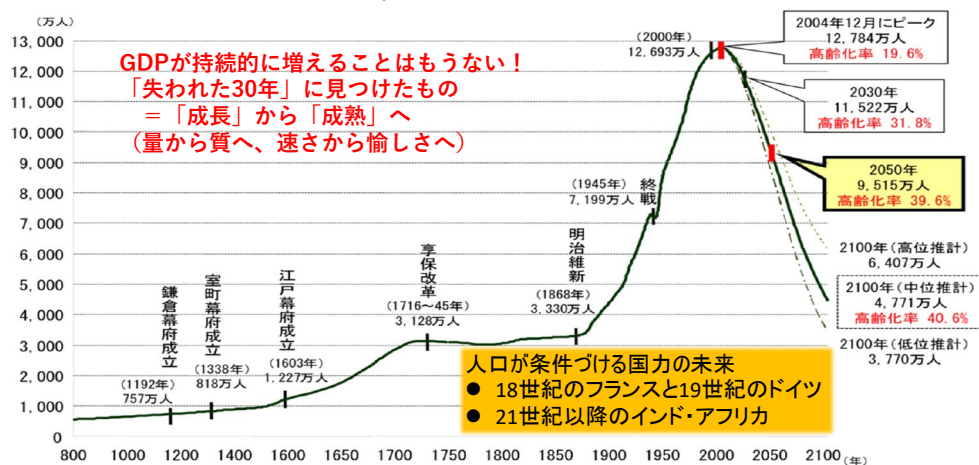
2025 年 9 月 25 日

第 1 部 経済中心の時代から文化重視の時代へ

まず、「経済中心の時代から文化重視の時代へ」という言葉から入らせていただきます。これは、1979 年 1 月、大平総理が最初の内閣を組織したときの、彼の施政方針演説の中の言葉です。あの演説を僕は歴代総理の施政方針演説の中で最も優れていると今でも思います。彼は 1979 年の時点で、日本は経済中心の今までの時代から文化中心の時代に転換しなければいけない、ということを力強く言いました。これが実現できていれば、もうちょっとその後の歴史は違ったんじゃないかと思います。しかし大平氏が亡くなってしまい、その後は新自由主義という流れになり、全く違う道を日本はたどりました。

日本の総人口推移——日本の人工的運命

21世紀半ばの日本：人口約9,000万人 ⇔ インド：15億人、中国14億人



出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要（平成 23 年 2 月 21 日国土審議会政策部会長期展望委員会）

これは、非常に長期的に見たときに人口がどう変化し、これからどう変わっていくのか、というグラフです。こういう風に長期的に見ると、日本の未来はかなり見えます。2000年くらいまで日本の人口は減っていません。増え続けている。しかし増え方が変化している。

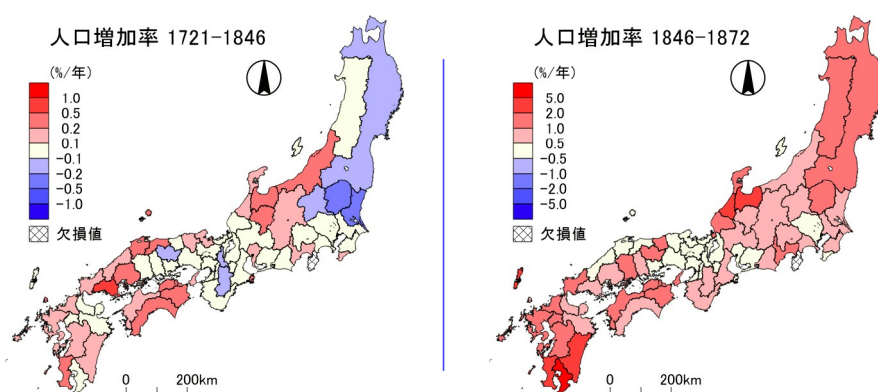
戦国時代から江戸時代の初期、17世紀までは、緩やかではあるけれどもずっと増え続けている。17世紀は社会がより豊かになっていく時代でした。元禄です。しかし、18世紀の半ばには成長が止まって、停滞が19世紀の後半まで続いた。だから、一揆とか打ちこわしとかが盛んに起きて、改革をいろいろやっても上手くいかない時代が続くわけです。

ところが明治以降、近代化の中で、人口は劇的に増えます。産業化を通して人口曲線は劇的に上がっていった、アジア太平洋戦争の時代も、大しては減っていない。増え続けて、ついに2000年、1億3000万人くらいまでくるわけです。しかしそれが限界。

今は人口が減り始める初期段階にあって、これから2050年くらいには9000万人台のどこかにくるだろうと言われています。つまりこの人口曲線が示すように、もう日本の人口は増えないのです。移民を入れたとしても増えないのです。そうすると、もう成長を前提にした社会の未来ビジョンということはあるえないのだと思います。「成長」から「成熟」へ。私自身の言葉で言えば、〈より速く〉〈より高く〉〈より強く〉という時代から、〈より愉しく〉〈よりしなやかに〉〈より末永く〉——〈より愉しく〉は生活の質、クオリティオブライフの話ですし、〈よりしなやかに〉はレジリエンスの話ですし、〈より末永く〉はサステナビリティの話ですけれども、価値の軸を大きく転換しなければいけないのだと思います。

インドや中国に比べれば、21世紀半ば以降の日本の人口は、ずっと小さいわけで、その国力に見合った、社会のクオリティを上げていく方法は何かが問われています。

江戸時代の地方(藩)文化の豊かさ——人口の地方分散



1880(明治13)年の都道府県人口(正式の都道府県制は1888年から)：

1位 石川県(富山・福井を含む)：183万人 2位 新潟県：155万人 3位 愛媛県(香川を含む)：144万人 >> 17位 東京府：96万人 34位 大阪府：58万人

そのようなことを考えるときに、1880年から1884年(明治13年から明治17年)に、日本の人口の上位1,2,3位の府県はどこですか、ということをよく私は訊きます。

1880年代前半に日本で人口が最も多かったのは、石川県です。石川県の人口は183万人。当時の石川県は富山県や福井県を含めてですから、北陸3県ということになります。そして第2位が新潟県。新潟県の人口は155万人。そして第3位は愛媛県。当時の愛媛県は香川県と一緒にしたけれども、その人口が144万人です。同時代、東京府の人口は大体96万人。大阪府は58万人ですから、大体、石川県は大阪府の3倍以上の人口があったのです。

このことの意味を考える必要がある。つまり、日本の文化というときに、食べ物が美味しいですね、どこへ行っても。地方のいろんなところに行くと、お酒も美味しいし、食べ物も世界一だと思います。それから、伝統工芸が非常に豊かです。祭りや芸能も豊かです。

でもこの日本の文化の豊かさというのは、決して江戸や、京や大阪がつくったものではない。そうではなく、徳川の260年間、日本は平和でしたから、地方がすごく豊かになって、その地方の中で培われてきたものが日本文化のコアを作っているわけです。

その豊かさを近代の150年間、とりわけ東京は、収奪というか全部吸収して、中央の方に人口も、文化も、資本も、情報も、全部吸収しつくしてきてしまった。だから今の東京圏、1都3県の人口は3700万人です。1億2000万人中3700万人が東京に集中している。こんな社会がサステナブルであるはずがないわけです。どんどん地方は限界集落化している。だけど本当の日本の文化の豊かさがあるとしたら、私は地方になんだと思います。

なぜ日本に文化省がないのか？

- ・**フランス 文化省** (Ministère de la Culture) ←文化・通信省
: 建築、美術、演劇、音楽、文学、映画、デザイン、大衆文化 + 国立博物館、美術館、公文書館・資料館、歴史的記念物、地域の文化会館
- ・**イギリス 文化・メディア・スポーツ省** (Department for Culture, Media and Sport)
←国家遺産省
: 芸術、観光、スポーツ、放送・メディア、出版、デザイン、ファッション、音楽、建築、歴史的環境、エンターテインメント、公営ギャンブル……
- ・**韓国 文化・観光・スポーツ省**
: 芸術、コミュニケーション、スポーツ、観光、コンテンツ、メディア……



日本 文化庁（文科省）/観光庁（国交省）/スポーツ庁（文科省）/総務省（放送）

文化芸術振興基本法（2001年） → 文化芸術基本法（2017年）

これを前提に、日本の文化戦略をどういう風に考えていくか、ということが、未来の日本の文化——それは地方創生です——を考えるコアなのです。

いかんせん、日本には文化庁はあるけれども文化省がない。これが、根本的な問題点なんだと思います。秋野先生とこの研究会の中で深掘りれていくでしょうが、フランスやイギリスや韓国を対象事例にされると聞いています。全部、文化省があるわけです。言うまでもなくフランスは古く、ド・ゴールの時代から建築、美術、演劇、音楽、文学、映画、デザイン、大衆文化、さらに博物館や美術館、公文書館、それから地域の文化会館も含めて、巨大な文化省がナ

ショナルなレベルでの文化政策を組織しています。

90年代以降になると、フランスだけではなく、行政のレベルで文化、メディア、そして観光、そういったものを束ねる組織的な体制が、イギリスでも韓国でもできてきたと思います。イギリスはそんなに古いわけではなく、国家遺産省ができたのは90年代ごろです。現在は文化・メディア・スポーツ省があり、そこが芸術、観光、スポーツ、放送・メディア、出版、デザイン、ファッション、音楽、建築、歴史的環境云々、全部を束ねている。

韓国も文化・観光・スポーツ省が、芸術、コミュニケーション、スポーツ、観光、コンテンツ、メディアというものを束ねている。こういう統合的な体制ができています。

日本の場合には、文化庁、観光庁、スポーツ庁、それから総務省、外務省の国際交流基金などに分かれています。それぞれの分野でボトムアップ的に文化芸術団体がいろいろな助成金を申請するときも、文化庁に申請し、観光庁に申請し、国際交流基金に申請し、場合によっては地域創造（総務省）とか、申請先がバラバラで、どこでどういう風に申請していいかわからないというか、二重申請もことによってはできてしまう。トップダウンの面でも、文化観光メディア、統合的な戦略というものをとれるような体制を持っていない。これは、日本の文化政策にとって根本中の根本の弱点だと私は思います。

法律は、2017年に文化芸術振興基本法が改正されて、文化芸術基本法ができています。しかしながら、こういう行政の縦割りを打破できてはいないわけです。これをどう打破するかが、日本の文化政策を考えるときの、本当に究極の問題だと思います。

敗戦後の「文化国家」ブーム

● 「一億玉砕」から「文化国家」への素早い転向（1945）

「新生日本の芸術文化創造 世界の檣舞台へ踏出せ再建の巨歩」

「戦いに敗れたりとはいえ、文化においては決して負けない。この燃えるような決意のもとに立ち上るとき、はじめて敗戦といふ惨めな現実には日本民族永遠の発展につとめ大きな『試練の鞭』として生かされるのである」（読売 1945年8月22日）

● 日本国憲法の第25条（1946年11月3日）

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

天皇勅語「朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任を重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するように努めたい」

● 教育基本法（1947年3月）

前文「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献」

第二条「学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献する」

● 片山潜内閣「文化国家建設計画」（1948）

＝経済、文化、社会全般にわたる「文化国家建設計画」

⇒「国営商店の収益による文化、社会施設の拡充」（公社→文化事業）



ただそういうことが、最初から戦後日本で決まっていたわけではないことを確認しておきたいと思います。

1945年の敗戦は、大きく言えば〈軍事〉から〈文化〉への転換でした。まだ〈経済〉は、出てきてないんです。だから軍事国家、軍事帝国としての日本が崩壊したときに、次に何が目玉として当時考えられたかという、経済ではなく、文化でした。

文化っていう言葉は、鶴見俊輔さんの「言葉のお守りの使用法」そのもので、文化と言っても、中身が全然違うものをいろんな陣営が「文化、文化」と言って、新たなナショナリズムの柱にしようとしていきました。

例えば1945年の8月22日、敗戦直後の読売新聞にはこんな記事が出ています。「戦いに敗れたりとはいえ、文化においては決して負けない。この燃えるような決意のもとに立ち上るとき、はじめて敗戦といふ惨めな現実日本民族永遠の発展にとって大きな『試練の鞭』として生かされるのである」——すごくナショナリスティックです。こういうような論調がずっと一方にはあります。

他方には、高野岩三郎や森戸辰男です。高野や森戸は、リベラル左派の陣営で、大原社研に集まっていた人たちです。彼らは独自の憲法を立てようとし、その中で、市民社会における文化というのをすごく重視します。森戸はそのあと議員になって国会の中に入り、憲法草案を作っていく。日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とある。この「文化的な」というのがどこで入れたのかが結構面白くて、GHQの草案の中にはないんです。途中で高野や森戸たちが介入していく中で、入るんです。つまり「文化的な」という部分は、むしろ日本のイニシアチブで入れた文言なのです。

しかも天皇がこれについて言った言葉の中に、「朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任を重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するように努めたい」というふうに入っていると思いますけれど、いろんな陣営のいろんな思いを体現するような言葉として〈文化〉が1940年代後半に使われていたわけです。

この憲法25条を受けて、教育基本法ができます。教育基本法の前文には、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献」とすると、さらに第2条には「学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献する」と。だから戦後の憲法とか教育基本法のコアにあるのは、平和というものもあるけれども、もう1つの柱は、文化なんです。

片山潜内閣っていう社会党の短期で終わった内閣はもう少しエクストリームなところまで行って、経済、文化、社会全般にわたる「文化国家建設計画」という、ちょっとソビエトチックですけど、国営商店の収益によって文化、社会施設を拡充する、と。そういうところまで日本政府が言っていた時期があったのです。

幻の構想（1947～48年）：

文部省解体 ⇒ 文化省 + 地方教育委員会

←内務省解体 ⇒ 自治省 + 地方警察行政

●教育刷新委員会案（朝日 1947年12月27日）：

「文化省は教育文化一般に関することを管掌し、文部省はこれに合併、同時に文化省の中に中央教育委員会を置いて15名の委員を任命、文化大臣の強力な審議機関とする」

●文部省検討案（朝日 1948年1月20日）：

文部省は「独自の改組案を練っている。そして、文部省を文化省に改組しようという点では、大体軌を一にしている」

⇔ 防衛的対抗策としての「文化庁」新設

「政府内に文化建設本部を、文部省に文化局を設置する」構想（1946年10月7日）

社会教育政策と文化政策を分離⇒後者は独立した組織（文化局）が担当

文化局⇒「国宝保存とか美術展についてはもとより、いままで放任された映画、演劇についても目をかけ、文楽の保護、国立劇場の設定を図るとか、和洋音楽の振興、低いレベルにある図書館の育成をはかり、進んでは従来色々の事情で所管外だった国際文化事業をも取入れ」、日本の文化政策の中枢に発展させる。



ここまで文化が強調されていたわけですから、戦後日本に文化省を作ろうという動きも、もちろんありました。GHQの狙いとしては、文部省を解体して、文化省と地方教育委員会に分けたかった。内務省を解体し、自治省と地方警察行政に分けたのと同じ論理です。GHQからすれば内務省と同様、「日本の教育が悪いんだ！」みたいに思っていたから、文部省を解体し、文化省と地方教育委員会に分けたかった。地方教育委員会の方は出来て、いまだに結構な力を持っているわけですが、文部省が文化省になることはなかったわけです。

しかし、1940年代後半には、文部省を文化省にするというリアリティがあったのです。教育刷新委員会は、戦後の、とりわけ高等教育の方向を決定づけた組織です。そこでは、南原繁東京大学総長が一番大きな役割を演じます。彼の政治力が存分に発揮された委員会です。その委員会の中でも「文化省は教育文化一般に関することを管掌し、文部省はこれに合併、同時に文化省の中に中央教育委員会」——今の中央教育審議会みたいな感じですが——「を置いて15名の委員を任命、文化大臣の強力な審議機関とする」ということで、中身はともあれ形としては、文部省は文化省となる、という話だった。

ただ文部省としては、面白くないわけです。やはり日本の小学校から大学までの教育を束ねる省として文部省はあり、その教育の中心性を手放す気はなかった。だから文化を取り入れなくちゃいけない、ということはわかるけれども、文部省が教育を牛耳る、つまり地方教育委員会に分散化させないで守ろうとする、というせめぎあいがあって、文部省は「独自の改組案を練っている。文部省を文化省に改組しようという点では、大体軌を一にしている」というふうに朝日新聞は報道しているわけです。

けれども最終的には「政府内に文化建設本部を、文部省に文化局を設置する」構想へと転回していきます。そして社会教育政策と文化政策を分離し、後者は独立した組織、文化局が担当

する。この文化局がだんだん拡充されて、今日の文化庁になっていった。

つまり 1940 年代後半から 50 年代にかけてのせめぎあいの中で、文部省を文化省にする案はだんだん消えていって、文部省は文部省で残す、その中に文化庁を作るという案に固まった、ということなのです。これと並行して、1950 年代のある時期を過ぎれば、もはや文化は時代のキーワードではなくなっていったのです。文化ではなく経済、つまり 1950 年代後半、朝鮮戦争以降になると、「日本は経済復興するんだ！」と言って、国民全体が経済成長に向けて突っ走り始めますから、文化なんていう時間のかかることをやっている時間はないんだ、そんなことよりも、より効率のよい経済で行くんだ日本は、ということで、戦後経済成長、高度経済成長にどんどん向かっていくという風になったわけです。

70 年代という文化の時代——大平総理と堤清二の文化重視

●大平首相施政方針演説（1979年1月）

「戦後三十余年、我が国は経済的豊かさを求めて、わき目もふらずまい進し、顕著な成果を収めてきた。……しかしながら、我々はこの過程で、**自然と人間の調和、自由と責任の均衡、深く精神の内面に根ざした生きがい等に必ずしも十分な配慮を加えてきたとは申せない**。今や国民の間にこれらに対する反省がとみに高まってきた。この事実、もとより急速な経済の成長のもたらした都市化や近代合理主義に基づく物質文明自体が限界にきたことを示すものであると思う。いわば近代化の時代から近代を超える時代に、**経済中心の時代から文化重視の時代に至った**」

＝「田園都市」構想⇒「デジタル田園都市」構想（宏池会）

●国家から企業へ：「文化の時代」と文化人

- ・ サントリー文化財団(1979年)
- ・ セゾンの文化戦略(堤清二)
- ・ 消費都市の劇場化戦略

→ バブル経済のなかでの文化の情報化(蒸発)

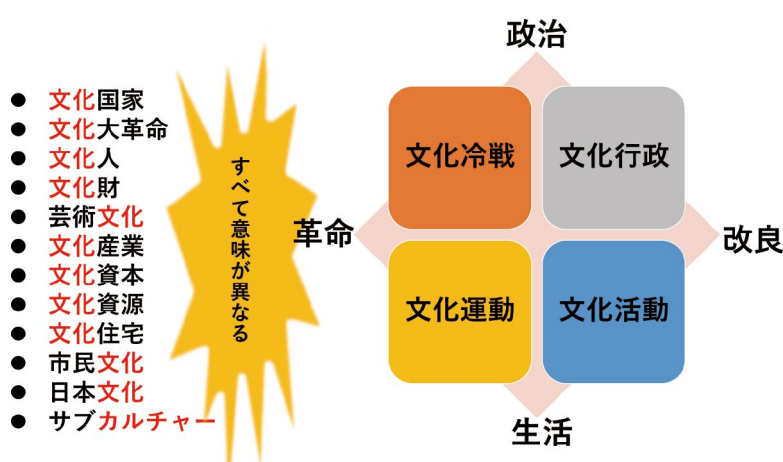


〈文化〉という概念にもう 1 回光が当たるのは、1970 年代の後半から 80 年代にかけてでした。これを象徴するのが、冒頭でも申し上げましたけれども、大平正芳が総理になったばかりの 1979 年 1 月の施政方針演説です。彼はこんなことを言いました。「戦後三十余年、我が国は経済的豊かさを求めて、わき目もふらずまい進し、顕著な成果を収めてきた。……しかしながら、我々はこの過程で、自然と人間の調和、自由と責任の均衡、深く精神の内面に根ざした生きがい等に必ずしも十分な配慮を加えてきたとは申せない。今や国民の間にこれらに対する反省がとみに高まってきた。この事実、もとより急速な経済の成長のもたらした都市化や近代合理主義に基づく物質文明自体が限界にきたことを示すものであると思う。いわば近代化の時代から近代を超える時代に、経済中心の時代から文化重視の時代に至った」のである。こんな立派な施政方針演説を昨今の総理大臣はできるでしょうか、という風に問いたいですけれど、非常に立派な施政方針演説だという風に思います。

大平さんが一方でこういうことを政府のレベルで言っていたのと、ほぼ対応するかのように民間のレベルでは、堤清二さんや、サントリーとか西武とかを中心にした財界人たちが、文化財団とか文化戦略というのをやっていて、70年代から80年代にかけての「文化の時代」を引っ張っていきました。

ところがそのあとにバブルが来ます。バブルで再び「金だ、金だ」「経済だ、経済だ」ということになって、やはり文化は時間がかかりますから、経済というか、株とか不動産の方が早いわけです。そうすると、どんどんそちらに時代が流れてしまったわけです。

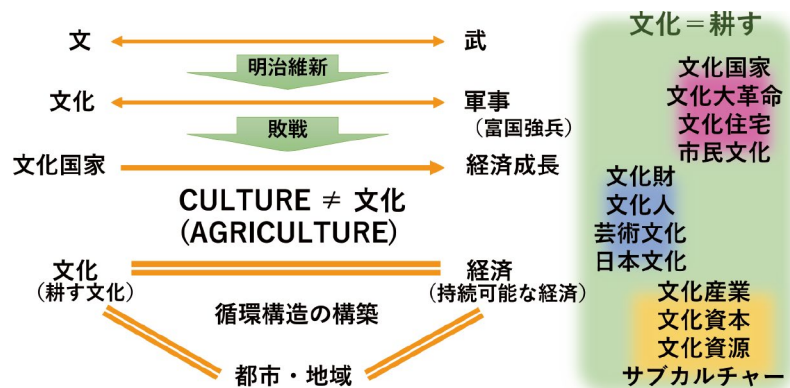
「文化」は矛盾に満ちている



以上からもわかるように、「文化」という言葉は、ものすごくたくさんの意味で使われてきたのですが、矛盾に満ちているというか、なんでも文化みたいな言い方がされ、実はそれがひとつではないというところに難しさがあったと思います。

文化国家、文化大革命、文化人、文化財、芸術文化、文化産業、文化資本、文化資源、文化住宅、市民文化、日本文化、サブカルチャー、全部違います。より改良主義的な方向で文化を考えるか、より革命主義的な方向で文化を考えるか、政治・政策のレベルで文化を考えるか、生活文化として文化を考えるか、によって違うのだと思います。生活レベルで文化を考える場合に、より革新主義的な方向では文化運動という話になるけれども、より日常性に即した形では文化活動ということになる。この2つは重なっていたりもするわけです。

「文化」は「耕す」——土壌を豊かにするサイクル



こういった状況をどう整理するのかというと、文化の根本に戻る——つまり文化とは、そもそも何なのか、ということをもまずはっきりさせることが重要だと思います。

私自身は、「文化」という日本語は誤訳だと思っています。つまり文化という言葉自体がよろしくない。よろしくないと言ってしまうと「文化」片はどうしたらいいんだとか、お前は「文化」審議会とか「文化」経済部会とかやっているだろう、ということになるのですが。だけれども、本当は「文化」という概念は再定義する必要があると思っています。

なぜそうなのかというと、普通に言うとな日本の「文化」という言葉は、「文」から来ているわけです。「文」は何に対する対義語かというと、「武」です。「武」対「文」です。ですから武士対文人という対立軸がずっとあって、それが一方では文化という概念、他方では軍事という概念に転回していくわけです。明治以降、軍事の方は、富国強兵。ところが文化の方は、文化生活とかになっていって、この言葉が独り歩きして、戦後、文化の方は文化国家建設という風に盛んに言われたのですが、そんな悠長なことをやるんじゃなくて、一気に経済成長させようということになる。それで「経済」対「文化」という、あたかも2つが対立軸であるかのような話になっていった。私は、両者は対立関係ではないと思いますが、ここで間違っているのは、文化という概念の根本を見誤っているからだと思います。

文化と我々が言おうとしている根本にあるのは CULTURE なんです。CULTURE というのは明らかに AGRICULTURE と同語源。AGRICULTURE は農業ですよね。農業は土を耕す。土を耕す農業に対して、CULTURE は人とか社会を耕すわけです。つまり耕すという概念が文化の根本であって、この耕すということは、つまり農業なんです。文化は工業ではないのです。文化は工業ではなく農業で、土を耕すということ、土壌としての社会を耕すことの根本的な重要性ということをも、やっぱり文化という概念は気づかせてくれる。これが文化という概念にとって最も根本的なことだと私は思っています。

こういう風な概念的な前提を置いたうえで、文化経済部会の中で議論していることについて、少し紹介をさせていただき、政策的なレベルで、どういうことを考えているのかということに対し、皆様からのご意見をぜひいただきたいと思っている次第です。

第2部 文化経済部会における議論の概要

したがって第2部の方は、文化経済部会における議論の内容ということになります。ただ文化経済部会ができていく背景を押さえておく必要があります。

文化芸術基本計画（2018年閣議決定）

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

- ・ 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- ・ 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- ・ 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- ・ 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- ・ 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- ・ 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

（熊倉純子、三好勝則、松田陽、山出淳也、吉本光宏……）

鶴見俊輔「言葉のお守りの使用法」？

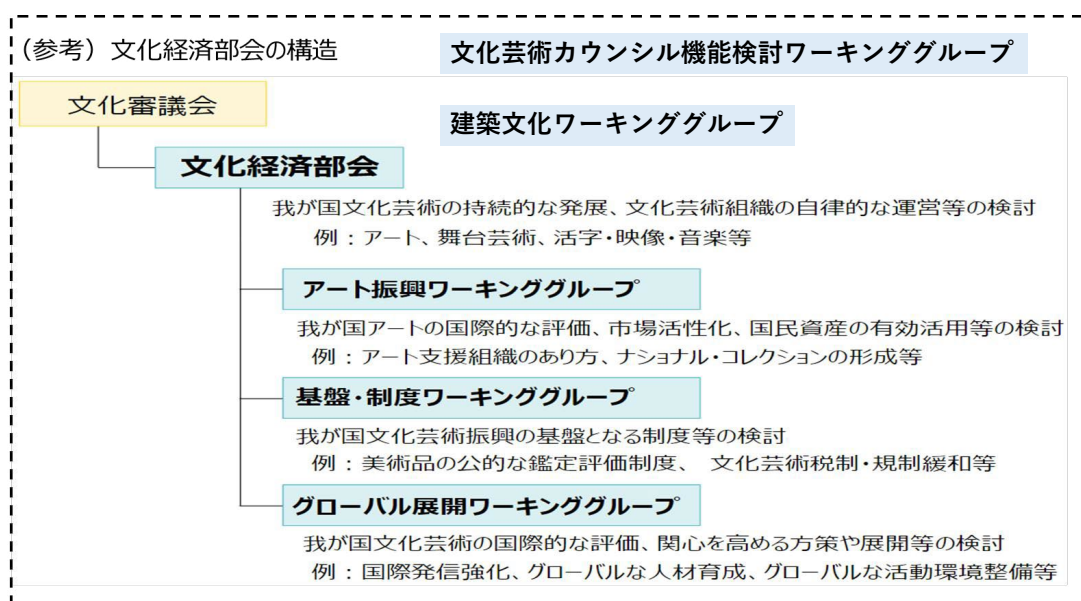
先ほどお話ししたように、2017年に文化芸術基本法ができて、その基本法に基づいて文化芸術基本計画が立てられます。これが2018年に閣議決定しています。この文化芸術基本計画が、今日の文化経済部会に至る1つの原点だと思います。

この基本計画では4つの柱が掲げられています。①文化芸術の創造・発展・継承と教育、②創造的で活力ある社会、③心豊かで多様性のある社会、④地域の文化芸術を推進するプラットフォームの4つです。

キーワードで言えば、目標1は「継承と教育」、目標2は「創造」と「活力」、目標3は「多様性」、目標4は「地域」だと思います。このキーワードで見た方が、関係性というか構造がわかりやすいです。目標1のところでは、戦後長らく、文化芸術の創造に人々をどう向かわせていくのかという、社会教育的な観点というか、教育的な観点がかなり強調されて、戦後を通じて文化芸術について言われてきたことだと思います。それに対して目標2の「創造」と「活力」というのは、一言で言えばイノベーション、あるいは国家のブランディングです。ブランディングとかイノベーションというのがここで大変言われていて、グローバリゼーションの中で、日本の文化をブランディングしていくんだ、イノベーションをそこに起こしていくんだ、クリエイティビティ——こういったことが2つ目の柱になったんだと思います。それに対して3番目は多様性ですから、つまりダイバーシティということをもう1つの柱に掲げている。そして最後のところは、地域、地方です。地域活性化、地方創生、こういうことについての文化が掲げられているという構図です。

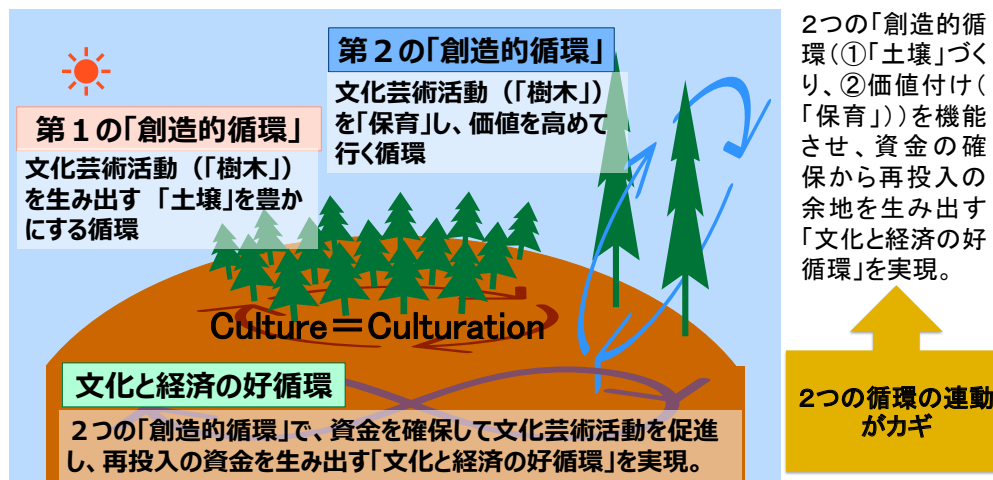
1つ厄介なのは、ここにおいても文化芸術というのは、ある種マジックワードとして使われていて、じゃあ文化芸術っていったい何ですか、という突き詰めというのは——法律、計画ですから当たり前ですけれども——必ずしも十分になされているとは思いません。けれども、実はそこまで深めていくと、すべてが繋がるというのが私自身の考えです。そのあと具体的な戦略というのを、私の大変よく知っている方々、熊倉純子さんとか三好さんとか松田さんとか山出さんとか吉本光弘さんとか、こういう言う方々が中心になって作られたんだと思います。戦略1から戦略6まで、それぞれよくわかります。戦略1が先の目標1に対応して、戦略2と3が目標2に対応して、つまりクリエイティビティとかブランディングとかイノベーションということに対応していて、戦略4と5が基本的に先ほどの目標3に対応していて、ダイバーシティとかとか専門人材というところに対応していて、最後の戦略6が地域に対応しているんだという風に思います。基本的な構造は割とシンプルです。

文化経済部会の成り立ち



こういうことを受けながら、前提的なプロセスはよく分かりませんが、経産省と連携して文化審議会の中に文化経済部会が作られていって、私が座長を拝命しているわけです。この文化経済部会の中に、いくつかのワーキンググループが作られています。アート振興ワーキンググループ、基盤・制度ワーキンググループ、グローバル展開ワーキンググループ等々——まあ形が色々変わっているので、現時点での名前ではなかったりします。さらにそのあと作られていった文化芸術カウンスル機能検討ワーキンググループ、建築文化ワーキンググループ等、いくつかあります。こういうそれぞれのワーキンググループで、かなり密な議論がされて、それ全体を統合していく形で、文化経済部会そのものは議論を進めています。

出発点——文化と経済の2つの創造的循環

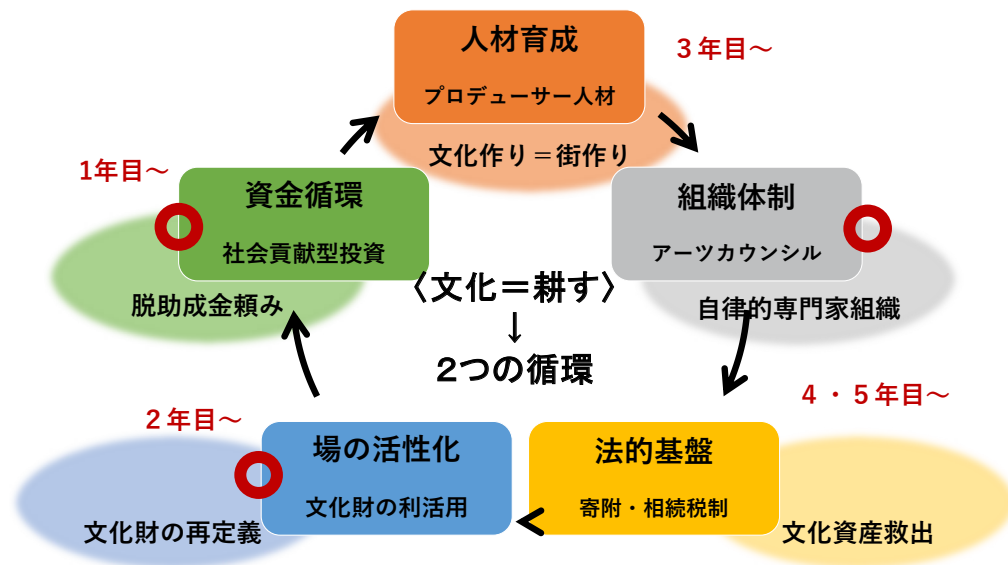


この部会の中でどういうことを議論しているのかということ、根本的な話は先ほどの、「文化とは耕す」であるということに、やはり私は、常に帰るべきだと思っています。「耕す」ということを軸に、つまり Culture は Cultivation であって、Agriculture であるという点に常に戻っていくとすると、2つの創造的循環があるだろうということです。

「第1の創造的循環」というのは、文化芸術活動を生み出す土壌を豊かにする、つまり基盤を豊かにしていく循環がまずある。つまり、作物だけどんなにシャインマスカットや他の高級な果物が作られて、出荷して、高く売れても、土壌そのものが駄目になってしまったら駄目です。土壌が一番大切。土壌を豊かにしていく、つまり人工肥料ではなくて、ちゃんといろいろな肥やしが回っていき、そこから次々に新しい樹や作物が育っていくような土壌をきちんと作っていく、ということがまず大事で、そのための循環です。

でも、それだけでは不十分です。ですから、「第2の創造的循環」が必要です。それは、樹木というか作物を保育し、価値を高めていく循環です。この第1の循環と第2の循環を連携させ、繋いでいく、つまり土壌づくりと価値付け（高付加価値化）ということも含めて、どういう風な仕組みをどう作っていくか、ということで議論を進めています。

〈文化＝耕す〉に向けた 5 本の柱



私自身は、「文化を耕す」ということに関し、2つの循環を繋いでいくためには、少なくとも5つくらいの柱として考えなくてはいけないことがあると思っています。

1. 基盤整備

最も根本の話は、どういう組織的な基盤を作るかです。つまり、日本に「文化観光スポーツコンテンツ省」みたいなものが生まれる必要がある。ですから、そういう組織体制を、どうやって作っていくのか？これが、根本中の根本です。これが1番難しくて、1番遠い目標です。それを整備していくためには、法的基盤を整えなくてはならない。とりわけ法的基盤ということ言えば、寄付税制とか相続税の税制とか、税制がすごく重要です。

2. 場の活性化

でも、これらは両方とも制度的なインフラの話であり、実際にはそういう基盤を持ちながら、場の活性化、つまり具体的には、文化は様々な劇場であったり音楽堂であったり博物館であったり美術館だったり、あるいは街並みそのものであったり、そういう具体的な場で展開するものですから、そういう場全体が活性化していかないと仕方ないわけです。例えば、文化財的な建築をどう利活用していくとか、そこからちゃんと価値を生んでいくとか、そういう問題にもつながるし、美術館や博物館をどういう形でデザインし、マネージしていくかという話にもつながります。ですので〈場の活性化〉というのがもう1つです。

3. 資金の循環

その先に全体が回っていくためには、資金の循環というのが絶対必要です。つまりどうやっ

てお金を引っ張ってくるのか。補助金だけではもうやっていけないわけです。そうすると補助金以外のルート、例えば法人版ふるさと納税だとか、あるいはインパクト型の投資だとか、ブレンデッド・ファイナンスだとか、いろんなことを議論してきました。この資金循環の仕組みを整えなくてはならない。

4. 人材育成

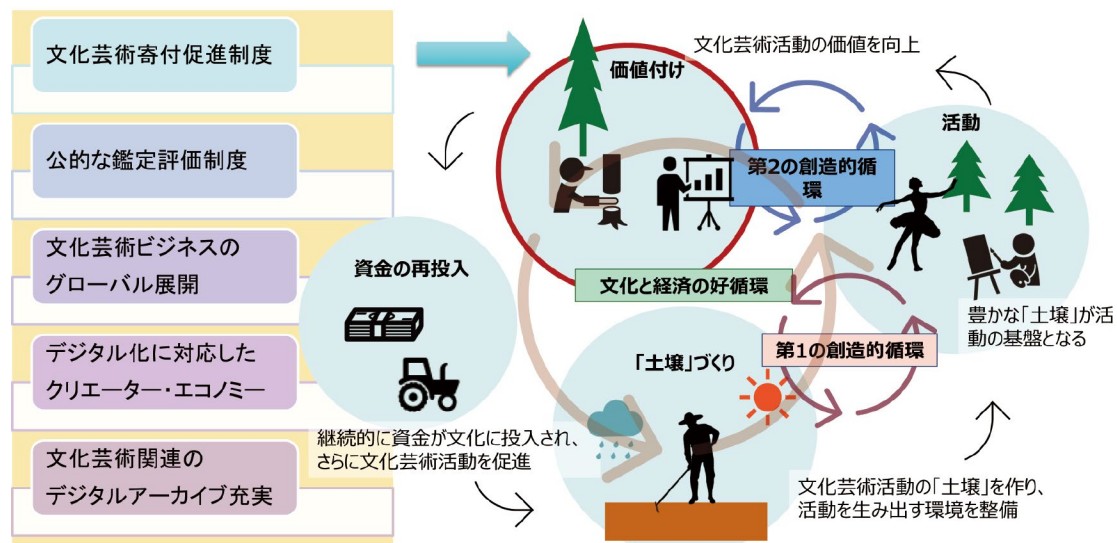
その先ですべてを回すのは、結局は人です。ですから、人材育成ですけれども、人材育成の中でも私は日本の中で最も重要なのは、プロデューサーだと思います。アーティスト以上にプロデューサーが重要です。優れたプロデューサー人材をどういう作っていくのか、というのが非常に大きな課題です。

結局、組織体制については、自律的な専門家組織をどうやって日本に作っていくのか。法的基盤を作ることによって、今でも相続税が払えなくて失われていってしまうものが本当にたくさんありますけれども、その税制をどう変えていくのか。そして文化財を活用可能な形に再定義していくのか。そういうことを含めて、助成金だけではない形で資金が文化芸術団体に回っていくような仕組みをどう作のか。プロデューサーを組織して、そのプロデューサーを単に1つの作品を創るというよりも、街全体、地域全体をつくっていくような存在にどう変えていくのか、ということがテーマであると思ってきました。

文化経済部会の中では、我々はまず資金循環の話から入りました。お金が回らなければ話にならないので、お金を回していく仕組みというのはどういうことがありうるのか、ということを経営の1年でかなり集中的に議論し、今も議論し続けています。その先で場の活性化ということはどうしていけばいいのか、ということを経営文化ワーキングなんかも見ながらやっています。さらに人材育成や組織体制、これはアーツカウンシルの問題ですね。こういうことを今議論しているところです。

今日はこの後、ごく簡単に資金循環の話でどういう議論をしたのか、場の活性化でどういう話があるのか、組織体制でどういう問題があるのか、これまた釈迦に説法でここにいる文化庁の何人かの皆さんはもう何度も何度も聞いている話になると思いますけれども、少しお話をしていきたいと思います。

創造的循環のカギを握る価値付けの仕組み

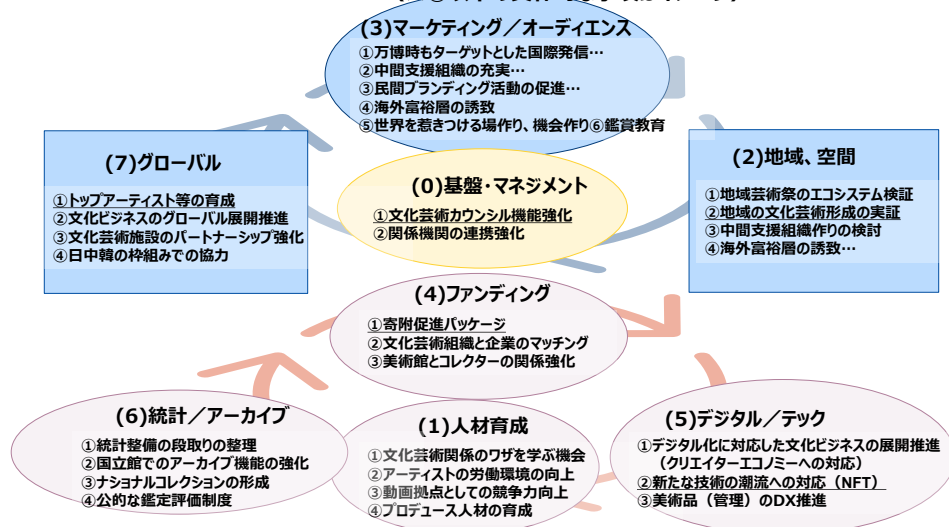


創造的循環のカギを握る価値付けの仕組みという、2番目の循環を回していくには、やはり色々な制度的な基盤を整えていくことによって、そこで資金が生まれてくるといった形にしなければいけない。そのためには文化芸術寄付促進制度とか、税制的な優遇策とか、公的な鑑定評価制度だとか、文化芸術ビジネスのグローバル展開の仕組みだとか、デジタル化に対応したクリエイターのエコノミーだとか、アーカイブの充実だとか、そういうことをやらなくてはならないという話をしたところです。

エコシステム形成に向けたアクションプランの関係性

具体的なアクションプランにより、それぞれの循環を形作っていく。

(※①以下の具体的な事項はイメージ)



それをどんどん細かくしていくと、どんどんマーケティングの話、ファンディングの話、データの話、デジタルの話、グローバルな循環の話、と色々分かれてきて、だんだん話が細かくなっていく。これは文化経済部会の資料に、もっと細かい文章的なものも含めて公開されていますから、もしまだご覧になられていなかったらアップロードされている文化経済部会の資料をぜひお読みいただきたいと思います。

文化経済部会での議論の主な論点

【論点1】資金面

- 官民協力で文化芸術団体を支援
- ブレンデッド・ファイナンスやインパクト投資の導入
- 補助金の依存を防ぐための民間の創意工夫
- 芸術文化振興基金の評価と次のステップの検討
- ローン・融資が適している可能性
- リスク低減や担保・返済期限
- 組織経営のアドバイス・サポート
- 持続可能な収益モデルの必要性
- 投融資の簡潔な仕組みの検討
- 専門人材の確保
- 法人からの寄附のインセンティブ
- 税制優遇のハンドブックの作成
- 企業の文化活動支援への誘導
- 損金算入額の引上げの重要性
- 寄附に株式運用の多様性を取り入れ

● マッチングの重要性と仕組み

- 寄附企業や個人の顕彰システム
- 企業メセナ協議会の活用
- アーツカウンシルによる支援
- 法人からのお金の出しにくさ
- 寄附対象への説得力のある説明
- 企業版ふるさと納税の活用
- 広報担当者を非学芸員として活用
- 観光と文化の資金還流の仕組み

【論点2】場の活性化

- 規制緩和と弾力的運用の重要性
- 補助金行政と税制を含めた場づくり
- 古民家や近代建築の収益事業障壁
- 保存活用計画の柔軟性の必要性
- 地域ごとの活用発想の違いと多層化

- 観光客対応と観光の専門家派遣制度
- 地方自治体の取り組み
- 文化財活用と住民の話し合い
- 都会と地方の所有者の問題
- 制度の簡素化と利用しやすさ
- イニシャルコストの支援と投資減税
- 固定資産税の軽減可能性
- 誘導的な税法改正の手法

【論点3】組織マネジメント

- 事業計画の不足と問題解決
- 文化芸術事業と他業種の両立
- 組織経営アドバイスの専門性
- BPOサービスの成長とその適用
- 業務標準化と共同化の順序
- 自律的・持続的運営促進事業
- 専門人材の育成と雇用
- フリーランス支援と契約標準化
- 兼業など柔軟な働き方の育成

そういうことをさらに議論していくと、どんどん議論がいっぱい出てきて収拾がつかなくなってくるわけですが、例えば資金面だけでも、官民協力の在り方とか、ブレンデッド・ファイナンスとかインパクト投資の導入の仕方とか、それから芸術文化振興基金（芸文振）の問題、リスクをどう担保するかという問題とか、いっぱいあってキリが無いんです。企業版ふるさと納税という話も結構大きくて、結構重要なんです。そういう話がいっぱい出てきます。この話をかなり色々たくさんしていて、全体の大きな要素は相当出そろっているんですけど、大きな建物にどう組み立てていくかがこれからの勝負所です。

2024 年文化庁シンポジウム「発見される日本から売り込む日本へ」

【基調講演】

「文化芸術の創造的循環について」

吉見俊哉 国学院大学教授

- 人口減少時代を迎える日本において文化芸術が課題解決に重要であり、それが文化芸術の循環となり、持続可能な発展にもつながる



「文化芸術団体のオルタナティブな資金源」

Seva Phillips, Head of Arts and Culture Finance, Nesta

- 文化芸術団体へのインパクト投資の実例（Arts and Culture Impact Fund等）の紹介
- 投資経験から見たこと
 - ・文化芸術団体は野心的で柔軟性があり、資金を活用する意欲がある
 - ・インパクト投資への理解促進の必要性
 - ・事業計画や財務モデリングなどの運営支援の必要性
- 日本への導入に当たっては触媒的な（民間のリスクを低減する）政府資金の抛出、民間の投資家、コーディネーター役、文化芸術団体のニーズ調査等が必要



【パネルディスカッション】

- 日本の伝統工芸は世界で評価されているが、後継者不足など問題も多い
- 世界の舞台に乗るためには、多様な専門性を持った人材によるチーム編成や、それらを長期スパンで支援できる体制作り、ファッションやデザインと結びついた新たな価値づけや、産業構造自体の転換等が必要
- 文化と経済は一体であり、他業種との連携・協業などによる文化芸術の価値づけによる発展が重要

ご参加いただいた方も多いかと思いますが、2024 年（23 年度）、2 年前には文化庁シンポジウムとして「発見される日本から売り込む日本へ」という、ちょっと刺激的なタイトルをあえて選んで、イギリスの Nesta という投資組織から Seva Phillips さんという方をお呼びして、講演をしてもらい、インパクト投資とかブレンデッド・ファイナンスとか、要するに民間が文化経済に資本を投資し、回収していく時のリスクをどう考えるのかとか、政府資金とは別に民間投資を呼び込んでいくための仕組みとして、イギリスはどのようなものを発達させているのか、ということについて、かなり深い話をさせていただきました。記録は全部出ていると思いますが¹⁾、日本側のパネリストとかなり刺激的な議論をしました。

1) <https://youtu.be/I-A8pDSQaE0?si=WA3tp3qoeZBw20ko>

これまでの資金循環に関する論点一覧

(1) 基金・ファンドの課題

- インパクトファンド・ブレンデッドファイナンスの文化芸術分野における導入
- 観光と文化の間の資金還流の仕組みの構築

(2) 企業版ふるさと納税・寄附制度の課題

- 既存制度(税制優遇)の周知拡大(ベストプラクティスの抽出)
- (一般企業向けの寄附について)企業にとっての経済的なインセンティブ設計
- 文化施設への投資に対する税制優遇の検討
- 企業版ふるさと納税の活用促進
- 民間資金導入の際の公私との線引き

(3) 文化経済マネジメント組織の構築

- 文化経済マネジメント専門人材の育成
- 必要人材の種類・機能の整理・可視化、それぞれへのアプローチ方法
- 文化芸術事業のビジネスモデルの可視化(事業評価方法の確立)
- バックヤードの共同化(事業者の経営効率向上)

(4) 公共と民間の好循環

- 組織の垣根を越えた予算ミックスによる大きなモデル事例の創出
- 公的施設の予算獲得のインセンティブ付与、予算編成の在り方の再検討

(5) 経済中心から文化重視への社会転換

- 一般市民・企業経営者の意識醸成・興味喚起方策検討
- 当事者を交えた政策形成等
- 税制・諸支援制度についての認知拡大

(6) 場の活性化

1) 基金・ファンドの課題

日本において文化芸術分野でインパクト投資やブレンデッドファイナンスを定着させるためには何が必要か。何が障害となっているか。どのような対応が考えられるか。

2) 企業版ふるさと納税・寄附制度の課題

企業版ふるさと納税や寄附制度の活用の促進のためには何が必要か。何が障害となっているか。どのような対応が考えられるか。

3) 文化経済マネジメント組織の構築

文化芸術の担い手である組織の経営を改善するためには何が必要か。何が障害となっているか。どのような対応が考えられるか。

- ・ 場の活性化
- ・ 人材育成
- ・ 組織体制

課題というのは、本当にいっぱい出てきています。基金とかファンドの問題としては、これはインパクトファンドとかブレンデッド・ファイナンスという話になるんですけども、それが文化芸術分野にどういう風に入れていくことができるのか、ということについて、私は全く専門ではないんですが、かなり専門の方は委員にいっぱいいらっしゃいます。そこで話をさせていただいております。それからふるさと納税も、個人のふるさと納税というのではなくて、企業版ふるさと納税というのがあって、受け手が自治体になるわけですけど、自治体と連携してそうした寄付制度を活用していく可能性とか、いろいろその辺の課題を整理していったら、1つはファンド、投資の問題、もう1つは寄付制度の問題、そしてもう1つはそれ全体をマネージしていく、つまりファイナンスを組めてマネージしていく組織をどう作っていくことができるのか、ということをお話してきました。

こういうお金周りの話が、場の活性化や人材育成や組織体制につながっているというか、そこが無いと空理空論になってしまいますから、お金がちゃんと回るといふ仕組みを見越したうえで、じゃあどうそれと場の活性化を繋げていくのか、どう人材育成と繋いでいくのか、という話を文化経済部会はしようとしています。

文化からの地方創生

文化・芸術・活動の経済的価値の循環的実現

登壇者(登壇順・五十音順)

大島末鈴 人形作家(妹島)/巫女
金野幸雄 国土計画家/コンセプター
後藤 治 工学部大学総合研究所教授

時岡壮太 株式会社デキタ 代表取締役
村中 元 大村市職員/地域力創造アドバイザー(長野県)
森山奈美 株式会社御成川代表取締役
能登復興ネットワーク事務局長
吉見俊哉 国学院大学教授/文化経済部会会長

文化経済部会シンポジウム

日時 2025年2月18日[火]18:00-20:00(開場17:30)

会場 SHIBUYA QWS スクランプルホール

主催 文化庁 共催 SHIBUYA QWS (渋谷スクランブルスクエア株式会社)

2年目というか昨年は能登半島地震を踏まえて、能登で復興の中心になっている森山奈美さんに来ていただいて、能登を軸に基調講演をしていただきました。それで全国各地の街づくりを中心に、文化を活性化させている取り組みをしてこられた方に登壇していただいて、話をしました。この時に森山さんが言っていたことで共感したのは、「能登の復興は発酵的復興でなければいけない」ということ。これを受けて、議論の軸にしたわけです。

つまりこれまでの東日本大震災も、阪神淡路大震災も、どちらかというと外科手術的復興が色々なされてきたのだけれど、しかし能登は時間をかけてでも、能登自体が熟して、価値がどんどん高まっていくような、発酵的復興というものの仕組みを考えたいという話をしました。この発酵的復興は、文化と深く親和性があるのです。

3つの多角化

①美術館/ミュージアムの枠組みを再考・多角化

従来の美術を中心にした芸術ジャンルに加え、我が国からグローバルに価値を発信できるマンガ・アニメーションなどのビジュアルカルチャー全般、さらに建築・デザイン(プロダクト、グラフィック、ファッションなど)・工芸(伝統工芸、民藝など)も含め、日本の文化芸術を俯瞰的な視点から再考し、必要な多角化をめざす。

②組織の多角化

博物館法の改定、ICOMにおける新しいミュージアムの定義(2022)などを受け、従来の芸術的価値の向上に加えて、アクセシビリティ、サステナビリティ、コミュニティなどを意識した社会的機能も充実させる必要がある。そのためには多様な専門性を持った組織として生まれ変わる必要がある。

③収入構造の多角化

公的資金(運営費交付金など)への依存率が高い現状の収入構造モデルでは、①②のような多角化が困難であり、発展の可能性が低い。入場料収入の増収、民間資金(企業、個人、海外からの協賛・寄付・遺贈など)を増やし、よりサステナブルな運営を目指す。

もう1つ「場の活性化」という話で、コアになっているのはミュージアムです。発酵的復興という能登の復興の話は、どちらかというと地域ですけれども、地域の話とミュージアムの話、あるいはシアターの話では、ミュージアムの話がかかなり先陣を切っていて、森美術館館長の片岡真実さんが座長をしてくださって、彼女中心に素晴らしい報告書²⁾をまとめてくださったんですが、その中のアート振興ワーキングの議論の中で彼らが打ち出してくれた方向性として、3つの多角化ということを言っています。つまり美術館/ミュージアム、これは博物館とか他のものにも適用可能だと思いますけれど、その枠組みを再考し、多角化する。それからその組織を多角化していく。さらにこれが一番根本ですけれど、収入構造を多角化していく。つまり公的資金だけに頼るのではなくて、他のもろもろの収入構造を複合的に活用していく。この3つの多角化が非常に重要だということを言ってくださっています。

2) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/art_working/04/pdf/94209001_01.pdf

文化芸術の対象範囲

● 文化芸術基本法第8条 – 同法上、以下の領域が位置付けられている状況

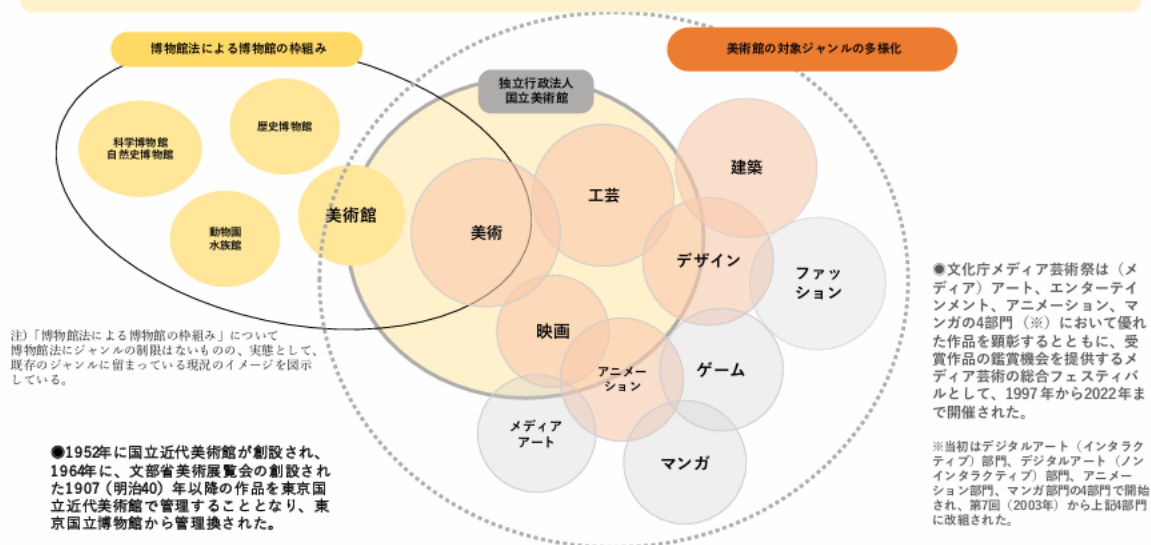
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
生活文化等	生活文化: 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化 国民娯楽: 囲碁、将棋その他の国民的娯楽 出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

放送・建築・デザイン・ファッションが含まれていない？

実際、分野そのものをもう一回再考というか、リフォーメーションする必要があります。今の文化芸術基本法の中に入っている文化芸術の対象範囲は、一覧表に見ていただいているとおりです。アニメやゲームは入っているけれど、放送は総務省の領域だということなるわけですね。それから建築デザインファッションというのが含まれていないという。これはあり得ないと思うわけです。やはり放送、建築デザイン、ファッションも含めて文化だと私は思います。その辺の調整をどうしていくのか、という話があります。

理想の美術館へのトランスフォーメーション

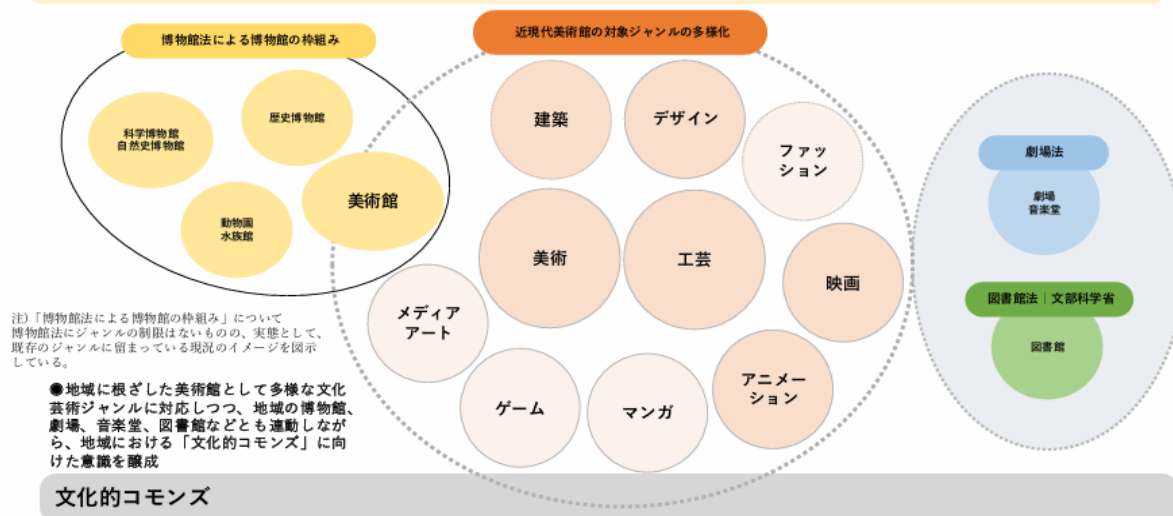
①美術館の対象ジャンルの多様化（イメージ） | 国立



アート振興ワーキングの中で、理想の美術館、理想のミュージアムとして出してくれた方向性というのは、単に美術とか工芸とかそういうものだけではなくて、建築もファッションもマ

ンガもメディアアートも、全部含めたものを考えようというものです。

①美術館の対象ジャンルの多様化（イメージ） | 地方自治体立



そうするとそれら全部を含めていくと、当然ながら隣接領域である劇場法が管轄する劇場、それから図書館——そういう劇場と図書館とミュージアムというものの関係を再考する必要が出てくる、そういう方向になってくるわけです。

文化芸術カウンスル機能の強化

構造的課題	既存・新規を問わず文化芸術領域の課題を把握・解決し、文化芸術活動が自律的・持続的に発展していく環境作りを、より強力・効率的に行う。
方向性	カウンスル機能のモデルを明確化。資金供給を含め総合的振興を伴走型で実施か。我が国の文化芸術領域全般を広くバランス良く支援し得るカバレッジか。地域にも立脚して、現場に近いところでの支援を目指す。
アクションプラン	「文化経済戦略推進事業」の成果をもとに、具体的なパイロット事業を始め、ノウハウを持って専門的にカウンスル機能を果たす機関の設計や体制づくりを目指す。

目指す結果

- 1) 文化芸術分野の支援方法を確立。例：プロジェクトベースの場合は効果測定を明確にし、組織ベースの場合は運営の改善につながるコンサルティングを伴走型で実施する。(KPI：対象の予算に占める補助金比率)
- 2) 幅広い分野を支援対象とする。(KPI：支援対象分野ごとの割合)
- 3) 地域ごとに支援できる体制を整え、地域に寄り添った支援を実現。(KPI：補助対象地域ごとの割合、補助する中間支援組織の実数)

もう1つ、組織の話として重要なのは、芸術文化振興基金（芸文振）と文化庁の関係の問題です。文化芸術カウンスル機能の強化という点で、構造的な課題があるわけです。

文化芸術領域の課題を把握・解決し、文化芸術活動が自律的・持続的に発展していく環境作りが必要ですが、現在は、文化庁と芸文振と国立劇場という構造の中で本当にそれができるような体制になっているかという、疑問があるわけです。

芸術文化振興基金とアールカウンシルイングランド

	芸術文化振興基金(日本)	アーツカウンシルイングランド(英国)
財源	基金運用益、国からの補助金	国からの補助金、宝くじ基金
助成期間	年度単位	4年(ナショナル・ポートフォリオ・プログラム) 1～3年(その他)
助成対象	文化芸術団体、個人(ごく一部)	文化芸術団体、セクター・サポート・オルガニゼーション(SSO)、個人(一部)
運営支援	特になし	運営、目標管理支援
執行管理	費目により細かく規定	なし
目標管理	なし	定期モニタリング、目標不達時のアクションプラン策定支援、交付保留、返納の可能性も
他の助成金の獲得目標	なし	総予算の10%以上の獲得目標(一部)
体制	日本文化芸術振興会基金部(東京)のみ	ナショナル・カウンシルの他、全国に5地域9事務所

出所：日本芸術文化振興会委託事業「イングランド及びスコットランドにおける文化芸術活動に対する助成システム等に関する実態調査報告書」と日本芸術文化振興会ウェブサイトを基に作成（石田報告より）

それがどう問題なのかというと、例えば日本の芸文振とイギリスのアーツカウンシルイングランドを比較すると、実に多くの違いがある。イギリスのアーツカウンシルは、もうちょっと実質的に芸術文化のサポートとモニタリングと先導ということをやれる体制ができているわけです。この辺の違いをもっとちゃんとみんなが認識して、日本の芸文振をどういう風にしていったらいいんだろうか、という議論をしたいと思っています。

そのための基礎として、我々は9月8日に、特にアーツカウンシルに関しては委員の1人である石田麻子先生が専門で詳しいですから、彼女にレクチャーをしてもらって認識を共有するというのを、ちょうどこの間行ったところでございます。

文化芸術カウンシル機能検討WG報告書

「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」概要（令和5年3月）

概要 文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資する支援の在り方、進め方を検討し、文化芸術の発展に資する施策を提言。	
現状の課題 (1) 文化芸術団体の基礎的な情報が十分に収集・分析されていない (2) 文化芸術（団体）の社会的価値、経済的価値が可視化されていない (3) 文化芸術団体の運営への支援が不十分 (4) 文化芸術団体への助成が団体発展のインセンティブとして不十分	
改善の方向性 (1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化 ○ 基礎的な情報の収集・分析による文化芸術団体情報の可視化 ○ 補助金の手続きを情報システムで管理。基礎情報を集約化 ○ 情報システムへの登録を補助金申請の要件とする ○ 財務諸表や労務状況を定点観測し、文化芸術団体や業界全体の運営能力やコンプライアンス対応の把握・向上を図る ○ ロジックモデル等により、自らの様々な価値を可視化	文化芸術の自律性・持続性を高める支援 ・可視化（統計） ・客観化（数値化） ・伴走型支援 ・人材育成 ・調査研究 ・サポート体制・枠組の整備 等
(2) 評価 ○ 自らのミッション・ビジョンを明確化し、事業計画や活動と結び付け、それら を評価することが重要 ○ 評価に活用できる標準的な情報システムについて検討 ○ 社会的インパクトや運営に係る事項を評価項目に。自己改革を促進する仕組みを構築 ○ 多様なステークホルダーによる多角的な評価を行う手法を検討	(4) 補助金の配分方法 ○ 戦略的な補助金の配分方針や重点分野の設定を検討 ○ 文化庁と芸文振の目的の明確化に基づく役割分担 ○ 補助金全体で配分率の調整 ○ マネジメントの視点から専門性をもって審査できる審査委員、委員選定基準の見直しを検討 ○ 組織基盤の強化、運営改善を支援する補助金の新設を検討 ○ 芸文振が、人材育成やマッチングなどの支援機能を強化
(3) 伴走型支援 ○ 伴走者と対話しながら課題を抽出、団体自らが課題を解決していく手法 ○ 伴走者は組織や事業の運営実務への知見を有する者／組織を想定 ○ 他省庁とも連携して組織や人材の情報を蓄積・共有できる体制を確立 ○ 令和5年度から伴走型支援を実証、実効性のある枠組を確立	今後の予定 R5～ 「文化芸術の自律的運営促進事業」にて伴走型支援等実証 R5～ 「舞台芸術等総合支援事業」のR6補助金への導入検討 R5～ 申請及び評価にかかる情報システム改修／導入の検討開始

石田さんが出した報告書³⁾のポンチ絵⁴⁾の中で3つキーワードがあります。それだけピックアップして、私の話は終わりにしたいと思います。

まずは「情報の集約化・可視化」——つまり文化芸術活動に関するすべての情報を、全国レベルで統合的に集約し、可視化している場所がないんです。つまり情報そのものが全然データ化されていない。だから助成をしようにも、あるいはそれについての評価をしようにも、検証をしようにも、情報のデータベースが全然できていないので、1回1回膨大な時間をかけて審査をして、大変なわけです。こういうのはおかしいんじゃないか、ちゃんとそれぞれの文化芸術団体の実績とか、これまでのいろんなことを、全国的なレベルでデータベース化したものを作るといことが、はじめの一步じゃないか。これが1つです。

2つ目、「伴走型支援」とは一体何なのか——伴走型支援というのは、我々の認識では、4つです。芸術文化団体はいっぱいあり、それらに対して伴走型支援ということ、今盛んに文化庁も芸文振も言っています。伴走していいことと、伴走してはいけないことがあると思うんですね。伴走をすべき、伴走していいことは基本的には4つです。

1つは法務です。つまり著作権処理とか、権利処理の問題。小さい芸術文化団体ですと専門家がいませんから、サポートすべきです。2つ目は財務です。つまりいい作品を創るのとお金をどう回していくのかという専門は、全然違います。私みたいに本をたくさん書いていてもちっともお金が貯まらないのは、私の中に財務的な資質が全くないからなんです。これは私個人なら豊かにならないで何とか生活していればいいんだけど、芸術文化団体はそれじゃいけないわけです。ちゃんといい作品を創っていたら、それがお金回りにつながっていかなければならなくて、それをマネージする専門家は、芸術文化を作る専門家とは違うはずです。だから財務の専門的な伴走も必要です。

3つ目は労務です。昨今皆傷つきやすくなっているので、結構メンタルをやられてしまったり、いろいろな問題が、特に芸術文化団体はすごく労働条件がブラックだったりすることが頻繁にありますから、そうすると労務系のことの管理を伴走する、ということも必要だと思います。4つ目はデジタルです。小さい団体だとデジタル技術を持っている人は少ないですから、そこをサポートしてあげることが本当に必要。この4つは必要なんです。

他方、やってはいけないのは、内容についてのサポートです。つまり芸術文化作品そのものの内容についての伴走は、すべきではないし、してはいけない。それは団体自体が頑張って自律的にやる。ここの切り分けをちゃんとやらなくちゃいけないのだと思います。

それからポンチ絵右の役割分担というのは、文化庁と芸文振の役割分担です。本当はそれと国立劇場と芸文振の役割分担の問題もあると思います。

ということで、ちょっと超過してしまいましたけれど、あと1時間くらいですね、ぜひご参加の皆様とできるだけ多くの議論をさせていただければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

3) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/council_working/02/pdf/93901001_01.pdf

4) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/02/02/pdf/93853801_09.pdf

UNESCO 文化的表現の多様性の 保護及び促進に関する条約

—採択 20 年の歩みと MONDIACULT 2025 が示す
文化政策の国際的潮流—

講演者：坪井ひろ子 氏

UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

エキスパート・ファシリティ・メンバー

2026 年 1 月 16 日

はじめに

本日は、UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions、2005 年条約、日本では通称「文化多様性条約」¹⁾）について、この条約がどのような状況と問題意識から生まれ、どのような歩みを経てきたのか、そして現在、文化を巡る議論の潮流とどのようにつながっているのか、お話ししていきたいと思います。

文化政策は、文化芸術分野だけで完結するものではなく、通商、デジタル、労働や社会保障、人権や公共性といったあらゆる領域やかかる政策と、様々な形でつながっています。本日は、そうした接続のあり方を意識しながらこの条約を一つの参照点とし、皆さまと議論できればと思います。

私は現在、この条約の実施を国・地域・グローバルレベルで支援するエキスパート・ファシリティのメンバーとして、文化政策や文化的権利・文化権に関わるプログラム、調査、研修、助言支援等に携わっております。美術史、社会学、文化人類学等の学術的バックグラウンドと、美術館や金融機関、行政機関や市民社会組織等での実務経験を通じて、色々な現場と立ち位置から文化芸術と関わってきた経緯があり、文化という領域が、理念、制度、現場の間で、常に翻訳され続けるものだと感じています。2005 年条約もまた、そのような翻訳の過程の中で理解され実装されまた再翻訳されていく一つの枠組みだと考えています。

1) <https://www.unesco.org/creativity/en/2005-convention>

エキスパート・ファシリティについて

エキスパート・ファシリティは、2011年にUNESCO2005年条約事務局によって設立された国際的な専門家プール²⁾です。これまでに4つのコーホートが設定され、46か国から累計79名の専門家が活動してきました。行政、研究、文化芸術活動や市民社会組織等、様々な領域における知見と経験を持つ専門家が集い、この条約の実施と促進のための技術的支援に携わっています。各国・地域の文脈や要望に応じて、条約の考え方や原則をどのように政策や制度に翻訳・展開し得るのかを共に考え、文化政策設計・実装の支援、データ収集・分析、人材育成のための研修、助言等に携わるというものです。また、専門家同士のピア・ラーニングの場としても機能しており、様々な共同調査・分析や研修の実施、提言草案構築サポート等、条約を通じた活動の広がりや実務のみならず学術領域等にも及ぶことから、ユニークな取組の一つとして見ています。

私がアポイントメントをいただいた第3コーホート（2018年開始）では特に、開発途上国における文化ガバナンスの支援が大きなテーマとして設定されていました。現在進行中の第4コーホート（2023年開始）では、デジタル環境におけるAI、ジェンダー平等、持続可能な開発における文化の統合（integration）等が重点分野とされています。

最近では、2022年に開催されたMONDIACULTという世界的な文化政策に関する会議での閣僚宣言を受け、EU出資のプロジェクトの拡充も進められています。たとえば、「UNESCO Culture / 2030 Indicators」と呼ばれる、持続可能な開発への文化の貢献を測定・モニタリングするための指標に関わる専門家達も、現在の第4コーホートから新たに加わりました。この指標は、UNESCO世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約、1972年条約）とも連動しており、条約間の連携も専門家レベルで進みつつあります。データや指標分野の専門家の比重が高まる一方、2005年条約自体に特化した専門家が相対的に少なくなっていますが、現在は38か国から54名が活動しています。

「翻訳され続ける」領域としての文化と政策

2025年は、この条約にとって一つの大きな節目の年でした。採択から20年を迎え、文化がどのように語られ、扱われ、また何と対置されながら様々な政策の中に位置づけられてきたのか、改めて問われています。文化を巡り、どのような話がなされているのか。どこで、誰が、何の・誰のために、語られているのか。この点に焦点を当てながら、話を進めていきたいと思っています。

ここで重要なキーワードになるのが、人権です。文化は人権であり、同時にグローバルな公共財あるいは善として捉えられるべきものではないか、という議論について述べますが、本日の報告の中では、公共財と公共善を厳密に使い分けるというよりも、文化が社会全体に関わる公共的な価値であるという意味合いで、一つの言葉として捉えたいと思います。この点が国際

2) <https://www.unesco.org/creativity/en/expert-facility>

的に再確認された大きな契機が、2022年に開催された MONDIACULT でした。文化の経済的側面にのみ着目するのではなく、人権や公共性と結びついた政策課題として捉え直す動きが、ここで改めて打ち出されました。

条約採択から20年の歩みを振り返りつつ、その前段階の背景にも触れながら、文化政策にとどまらない文化にかかる諸政策や施策、法制度、そしてそれを支える理念が、どのように交差し、どのように進展してきているのか、自身の視点からその状況について整理しつつ、お話したいと思います。

文化的権利・文化権を巡って

文化的権利・文化権を巡って - cultural rights -

- [Universal Declaration of Human Rights \(UDHR\)](#)
(世界人権宣言 1948)
- [International Covenant on Economic Social and Cultural Rights \(ICESCR\)](#)
(社会権規約 (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 1966))
- [International Covenant on Civil and Political Rights \(ICCPR\)](#)
(自由権規約 (市民的及び政治的権利に関する国際規約) 1966)
- **The International Bill of Human Rights (国際人権規約)**
(1966年採択、1976年発効、1979年日本批准)

文化に関する権利という問いの出発点

まず導入として、文化的権利・文化権を巡る話から始めたいと思います。

この条約の作業言語は英語とフランス語ですが、英語は無論、フランス語圏における議論は非常に強い影響力を持ってきました。また、作業言語ではありませんが、スペイン語をはじめとする他の言語でも議論は益々重要視されています。デジタル環境やAIを意識する中で、「言語」「多言語」は、文化政策を考える上でますます重要なキーワードになりつつあります。

こうした前提を踏まえると、英語で「Cultural rights」と表現される概念、すなわち日本語で言うところの「文化的権利」あるいは「文化権」が、現在どのように扱われているのか、そしてどのような経緯をたどってきたのかは、どうしても避けて通れない論点になります。国際的な人権の枠組みとしては、いわゆる「国際人権規約 (International Bill of Human Rights)」が大きな土台を成しています。これは、世界人権宣言、社会権規約、自由権規約という三つの柱によって構成されています。この枠組みを踏まえた上で、UNESCOの文脈における文化的権利・文化権の議論を考えていく必要があります。

文化的権利とは、ざっくりですが、何かを創造すること、それを享受すること、文化的な活

動に参加すること、表現する自由を持つこと等を中核に据えた権利の集合だと考えることができます。2005年条約は、こうした文化的権利・文化権を、制度的・政策的に具体化・具現化する可能性を秘めた枠組みとして捉えることができると考えています。

なお、スライドでは文化的権利と文化権という二つの表現を併記していますが、これは「Cultural rights」の訳語として、文脈や使用趣旨によって異なる日本語表現が用いられてきた経緯を踏まえてのことです。本日の話の中では、「文化的権利」と言う場合も「文化権」と言う場合もありますが、基本的には同じ概念「Cultural rights」を指しているものとしてご承知おき頂ければ幸いに存じます。

世界人権宣言（1948年）

最初に、1948年に採択された世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights, UDHR）³⁾から入ります。世界人権宣言は、その第1条から「自由」「権利」「平等」といった、現在の文化政策においても重要な概念を含んでいます。第二次世界大戦後の文脈の中で、人間の尊厳をどのように守り、社会の再建を図るのかという問題意識から生まれた文書ですが、草案期の国際連合のあり方と学術的諸議論との連動性も気になるところです。

世界人権宣言では、第22条において、「すべての人は、社会の一員として…経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。」と明記されています。英語では「Economic, social and cultural rights indispensable for his dignity and the free development of his personality」とされており、ここで「尊厳（dignity）」や「自己の人格の自由な発展（free development of his personality）」が不可欠な要素として位置づけられている点は、非常に重要です。ここでは、国際連合広報センター（United Nations Information Centre, UNIC）による日本語訳⁴⁾をお示ししています。また、第27条では、より具体的に、「自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利」、さらには、「創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利」についても明記されています。この条文は、文化的活動そのものだけでなく、それを支える条件や権利の保障が不可欠であることを示しており、文化政策とかかる他諸政策を考える上で現在でも重要な参照点となっています。

社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）（1966年）

次に、1966年に採択された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、いわゆる社会権規約（A規約、International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, ICESCR）⁵⁾です。ここで、文化的権利が、より明確な形で議論の対象になってきます。

この規約では、文化的な生活に「参加する権利」や、「享受する権利」が謳われています。

3) <https://www.un.org/en/about-us/universal-declaration-of-human-rights>

4) https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

5) <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/international-covenant-economic-social-and-cultural-rights>

世界人権宣言で示された文化的権利の考え方が、より具体的な権利として整理され、国家がどのような責任を負うのかが問われる段階に進んだと捉えることができます。この社会権規約における文化権を、かなり大づかみに言えば、「国家による自由」として解釈できるものと考えています。つまり、文化を享受すること自体が個人の自由であるだけでなく、その自由が実質的に保障されるための環境整備を国家や政府に対して求めることができる、という視点の転換です。この背景には、資本主義の進展とともに顕在化してきた失業、貧困、労働条件の悪化といった社会的問題があります。社会権規約は、こうした状況の中で、社会的・経済的に脆弱な立場に置かれがちな人々をどのように守るのかという観点から、権利の保障を位置づけてきました。文化的権利もまた、その一部として、社会的な保障の枠組みの中で捉えられてきたと言えます。

自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）（1966 年）

次に、1966 年の自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約、B 規約、International Covenant on Civil and Political Rights, ICCPR）⁶⁾です。ここでは、主に「表現の自由」の話になります。

この自由権規約における文化的側面は、しばしば「自由権的な文化権」として整理されています。先ほどの社会権規約における文化権が、「国家による自由」、すなわち文化を享受するための環境整備を国家に求める権利として理解できるのに対し、こちらは対照的に、「国家からの自由」として位置づけることができます。文化の内容や表現について、国家や政府から不当に干渉を受けないという立ち位置です。

この二つは、一見すると全く異なるもの、あるいは対立するもののようにも見えますが、どちらか一方だけで文化的権利が成り立つわけではありません。文化的表現が自由であるためには、干渉されないことも必要ですし、同時に、その自由が実質的に行使できる条件が整っていることも不可欠です。その意味で、自由権規約における表現の自由は、文化政策を考える上で押さえておかなければならない重要な立ち位置であり、一つの基本的な指針としてこちらで示しておきます。

グローバルな公共財/善としての文化

次に、「グローバルな公共財/善としての文化（culture as a global public good）」という考え方についてです。2022 年にメキシコシティで開催された MONDIACULT（UNESCO 文化政策と持続可能な開発に関する世界会議）以降、国際的に非常に活発に議論されており、文化をどのような位置づけで捉えるのかという点で、現在進行形のホットトピックです。

そもそも「グローバル」とは何か、という言葉の定義そのものについても議論の余地はありますが、本日はそれ以上に、「パブリック」、すなわち公共性という点に注目したいと思います。文化の公共性、あるいは文化をグローバルな公共財もしくは公共善として捉える視点が、

6) <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/international-covenant-civil-and-political-rights>

ここ5年ほどで急速に活発化しました。

この議論に関連して、日本語への翻訳、言語間の距離にも触れておきたいと思います。UNESCOの2005年条約グローバルレポート「Re|Shaping Policies for Creativity – Addressing culture as a global public good」(2022)⁷⁾のエグゼクティブ・サマリー日本語版⁸⁾を作成した際、「global public good」をどのように訳すかという点が議論になりました。その際、この条約の起草・採択当時にUNESCO事務局長を務めていらっしゃいました松浦晃一郎氏にご相談申し上げたところ、「『公共財』が適切ではないか」というご指南をいただきました。文化を開発政策や国際協力の枠組みの中で捉えるという、制度的な観点を踏まえたご意見であったと理解しています。

言葉や概念は常に揺らいでいます。「文化」という概念は、規範、価値観、行動様式、伝統、言語等、あらゆる要素を含んでいます。世界には6,000以上の言語が存在し、それぞれの個人から社会まで、「公共性」や「文化」がどのように理解されているかは一様ではありません。その意味でも、文化を巡る議論には、文化人類学的な視点をも含む学術的議論とのつながりも大きいと感じます。

こうした揺らぎの中で、「公共財」か「公共善」かを二者択一で決めるというよりも、「公共財/善」と併記する形で考えたいと思います。このスラッシュには、単なる言葉の整理以上に、新自由主義的な枠組みが見直されつつある状況や国連アジェンダ2030いわゆる日本ではSDGsの文脈の中で、文化をどのように公共性のあるものとして位置づけ直すのかという、より大きな問題意識が反映されていると考えています。文化をグローバルな公共財/善として捉えるとき、どのような文化政策が可能になるのか、あるいはどのような可能性が開かれるのか。本日の議論は、その点も含めて考える一つのきっかけになればと考えております。なお、スライド中の概要訳等をご参考まで添えておりますが、原文をご参照いただければ幸いです。

7) <https://www.unesco.org/reports/reshaping-creativity/2022/en>

8) https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000380475_jpn

MONDIACULT1982, 2022, 2025：文化政策の世界会議の系譜と現在地 MONDIACULT と「グローバルレポート」

UNESCO World Conference on Cultural Policies and Sustainable Development
(文化政策と持続可能な開発に関する世界会議) - MONDIACULT 2022
(2022年9月 メキシコシティ)

- MONDIACULT 2025 (World Forum on Cultural Policies (文化政策に関する世界フォーラム))
 - (2025 年以降、4年毎に開催予定)
- UNESCO文化政策に関するグローバル・レポートに基づいた議論展開



'Culture is our most powerful global public good'
「文化は最も強力なグローバルな公共財/善である。」
- エルネスト・オットーネ UNESCO文化担当事務局長補

<https://www.unesco.org/en/mondiacult2022>

文化を巡る国際的な政策議論の流れを理解する上で、MONDIACULTは欠かせないトピックです。ここから、特に2022年と直近の2025年の会議に焦点を当てたいと思います。MONDIACULTは、世界最大の文化政策の国際会議であり、2005年条約の実施や運用と相互に作用しながら発展してきました。2022年の開催は、最初の会議から40年目という大きな節目にあたり、文化政策をめぐる国際的な議論をあらためて位置づけ直す機会となりました。

スライドは、2022年のメキシコシティでのMONDIACULTの様子です。この会議で、当時のUNESCO文化担当事務局長補は、「文化は最も強力なグローバルな公共財/善である。」と述べました。これは、先ほどお話しした「グローバルな公共財/善としての文化」という考え方が、理念的な表現にとどまらず、国際的な政策言語表現として明確に打ち出された象徴的な場面であったと言えます。

2005年条約の枠組みの中では、これまで4年毎に「グローバルレポート」⁹⁾が作成・公表されてきました。これは、条約の実施状況や文化的表現の多様性を巡る国際的な動向を整理・分析する報告書です。2022年に公表されたグローバルレポートは、それまで続いてきた「Re|Shaping cultural policies (文化政策の再|形成)」シリーズの節目にあたるものでした。2025年には新たな形のグローバルレポート「UNESCO GLOBAL REPORT ON CULTURAL POLICIES Culture: the missing SDG」¹⁰⁾が公表されましたが、これは従来のグローバルレポートとは少し性格の異なるものです。この点については、後ほどご案内申し上げます。

MONDIACULT と「文化」

ここで、MONDIACULTという枠組みの中で、「文化」がどのように理解され、位置づけられてきたのかを、少し時間軸で整理しておきたいと思います。多少乱暴な整理になるかもしれ

9) <https://www.unesco.org/creativity/en/activities/global-monitoring-report>

10) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000395504>

ませんが、何卒ご容赦ください。

最初の MONDIACULT は、1982 年にメキシコシティで開催されました。当時、文化は主に生活様式や価値体系として理解されてきた概念でしたが、この会議では、それをあらためて「社会・開発政策の主要な要素」として位置づけ直し、開発政策と結びつけて議論することが強く意識されました。文化を社会の周縁的なものではなく、開発と不可分の要素として捉え直そうとする動きだったと言えます。

そこから 40 年を経て、2022 年に再びメキシコシティで開催された MONDIACULT¹¹⁾では、議論はさらに大きく前進します。この会議には、閣僚級レベルで 135 か国が参加し、全会一致で、文化を世界の「公共財/善」と位置づける宣言¹²⁾が採択されました。文化をグローバルな公共財/善として明確に打ち出したことは、この会議の大きなレガシーの一つでした。

この宣言では、文化を「持続可能な開発の柱 (pillar of sustainable development)」として位置づけ、SDGs の枠組みの中でも、文化を独立した柱として扱うことを目指すべきだという強いメッセージと行動の呼び掛けが発信されました。文化を単なる補助的要素としてではなく、持続可能な開発を支える基盤、文化なくして社会は成立しないとして位置づけ直す機運が、ここで明確になったと言えます。

この流れを引き継ぐ形で、2025 年 9～10 月にバルセロナで MONDIACULT¹³⁾が開催されました。ここでは、文化的権利そのものが改めて確認されるとともに、「文化はグローバルな公共財/善」という 2022 年の決議が再確認されました。さらに、文化を「持続可能な開発の柱」とすべく明文化し、ポスト・アジェンダ 2030、すなわち今後の SDGs の枠組みの中に入れ込もうとする機運の高まりが、特徴となっています。

MONDIACULT

- ・「UNESCO 文化政策と持続可能な開発に関する世界会議」
- ・ UNESCO が主催する文化政策に関する世界最大の会議。
- ・ 1982 年、2022 年（メキシコ・シティ）に続き、UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約採択 20 周年を機に、2025 年 9 月 29 日～10 月 1 日にバルセロナで開催。



© Hiroko Tsuboi-Friedman

11) <https://www.unesco.org/en/mondiacult/2022>

12) https://www.unesco.org/sites/default/files/medias/fichiers/2022/10/6.MONDIACULT_EN_DRAFT%20FINAL%20DECLARATION_FINAL_1.pdf

13) <https://www.unesco.org/en/mondiacult>

数字で見る MONDIACULT2025

2025 年の MONDIACULT については、本日ご参加の文化庁の皆さまの中にも実際にお出かけになられた方もいらっしゃると思いますが、日本からは、矢野和彦文部科学省審議官をはじめ文化庁職員の方々がご参加されたと存じております。

今回のこの大きな会議には、2,569 名が参加、163 か国からの参加者には 118 名の大臣・副大臣級の閣僚が含まれていました。また、約 90 の政府間組織、100 を超える非営利団体が参加しました。今回は特に若者に焦点が当てられており、34 か国から 48 名の代表が参加していました。世代間の視点を文化政策に組み込もうとする意欲が、明確に表れていました。会期中には、20 の大臣級テーマ別セッションが行われたほか、195 件のサイドイベントが実施されました。

これらの数字は、MONDIACULT がその準備段階も含め、単なる理念的な会議ではなく、文化政策をめぐる具体的な議論と実務的な交流が集中的に行われる場であることを示しています。

MONDIACULT2025 における 6 つのテーマ

MONDIACULT 2025 では、文化政策をめぐる国際的な議論が、6 つの主要テーマ¹⁴⁾に整理されて提示されました。これらのテーマは相互に独立しているというよりも、重なり合いながら、現在の文化政策がどのような課題と接続して考えられているのかを示しています。

MONDIACULT 2025 : 6テーマ + MONDIACULT2025重点2テーマ

1. Cultural rights 「文化的権利・文化権」

- The right to culture encompasses the right of everyone to access, create, participate in, and enjoy culture. Cultural rights are recognized as both individual and collective, spanning all areas of culture—from cultural heritage to the cultural and creative sectors, including the digital environment.
- Cultural rights are essential for dignity, personal fulfillment, and social cohesion. Exercising these rights fosters diversity and equity, while reducing inequalities. This is why guaranteeing the right to culture is an ethical, social, and economic imperative.

<https://www.unesco.org/en/mondiaicult?hub=171169>

まず 1 つ目の筆頭テーマに掲げられたのが、「Cultural rights（文化的権利・文化権）」です。原文では、「すべての人が文化にアクセスし、創造し、参加し、享受する権利を有する（The right to culture encompasses the right of everyone to access, create, participate in, and enjoy culture）」と明記されています。これらの権利は、個人としてだけでなく集団としても認められ

14) <https://www.unesco.org/en/mondiaicult/themes?hub=171169>

ており、文化遺産から文化クリエイティブ（創造）産業（Cultural and Creative Industries, CCI）、さらにはデジタル環境を含む、文化のあらゆる領域に及ぶものとされています。また、文化的権利は尊厳や自己実現に関わるだけでなく、社会的結束（social cohesion）に不可欠であると位置づけられています。この「cohesion」という概念は近年特に重要なキーワードとなっています。内閣府でも以前、共生社会の英語表記を「cohesive society」としていました。

MONDIACULT 2025：6テーマ＋MONDIACULT2025重点2テーマ

2. Digital technologies in the culture sector

「文化セクターにおけるデジタル技術」

- The digital transformation is reshaping all cultural domains, creating both opportunities and challenges. New technologies are expanding access to culture, transforming the sector, and increasing the availability of cultural goods and services. This shift also enhances knowledge, documentation, safeguarding, and promotion of heritage, while stimulating creativity and innovation.

Open dialogues between stakeholders are crucial for developing solutions to the ever-evolving digital landscape. Developing skills to leverage new technologies for employment in the cultural sector, as well as enhancing fair access to digital platforms, are indispensable.

<https://www.unesco.org/en/mondiacult?hub=171169>

2つ目のテーマは、「文化セクターにおけるデジタル技術」です。デジタル・トランスフォーメーションが文化セクター全体を急速かつ劇的に変えつつあるという現状が共有されています。デジタル技術は、文化へのアクセスを広げ、創造や流通のあり方を変えると同時に、文化遺産の記録や保護、知識の蓄積や普及を促進してきた一方、プラットフォームへのアクセス格差や、雇用・報酬の不均衡といった新たな課題も顕在化しています。デジタル環境の変化に対応するためには、多様なステークホルダーによる継続的な対話が不可欠であり、あわせてセクター内で新技術を活用できるスキルの向上や、公平・公正なデジタル環境の整備が喫緊の課題として位置づけられています。

MONDIACULT 2025：6テーマ＋MONDIACULT2025重点2テーマ

3. Culture and education 「文化と教育」

- Education is fundamental to an inclusive future based on cultural diversity and human rights. Culture needs to be systematically part of formal, informal, and non-formal education, recognizing the role that all segments of society play in knowledge transmission. It is also vital to improve the quality of education, foster appreciation for cultural diversity, promote multilingualism, and integrate arts education and digital literacy both in school curricula and lifelong learning. This includes promoting context-relevant education that incorporates heritage, history, and traditional knowledge.
- Investing in the educational and social roles of museums, creative hubs, libraries, archives, and cultural institutions is crucial for enhancing their positive impact on society. For instance, public policies can contribute to harnessing the job-creating opportunities by investing in technical and vocational education and training (TVET) in the cultural sector.

<https://www.unesco.org/en/mondiacult?hub=171169>

3つ目のテーマは、「文化と教育」です。文化と教育の相乗効果を構築することが、文化的

多様性と人権に基づく包摂的な未来の基盤になるという認識が示されています。ここでは、教育の質の向上、文化的多様性への理解の促進、多言語主義の推進等が重要な要素として挙げられています。博物館や図書館、職業訓練とも関わる分野であり、UNESCO の 1974 年の「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告（1974 Recommendation concerning Education for International Understanding, Co-operation and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms）」が 2023 年に改定¹⁵⁾されたことや、2024 年に公表された「文化・芸術教育のためのフレームワーク（UNESCO Framework for Culture and Arts Education）」¹⁶⁾もつながっています。

MONDIACULT 2025：6テーマ＋MONDIACULT2025重点2テーマ

4. Economy of culture 「文化の経済」

- Culture can bolster sustainable economic development at both national and local levels. Today, there is a need to recognize and strengthen cultural and creative sectors as key drivers of the economy.
- The protection of the social and economic rights of artists and cultural professionals is essential to ensuring fair compensation. Facilitating the mobility of cultural workers is vital, allowing them to share their creativity across borders.
- Engaging in participatory dialogue with digital platforms can address issues like fair remuneration, intellectual property protection, and the promotion of diverse cultural expressions online. By prioritizing these actions, culture can foster innovation, equity, and social cohesion, making it a pillar in achieving broader development goals.

<https://www.unesco.org/en/mondiacult?hub=171169>

4 つ目のテーマは、「Economy of culture（文化の経済）」で、まさに文化の経済的側面が捉えられている形になります。2005 年条約の特徴の一つでもあります。文化の社会的・国際的側面に光を当てつつ、持続可能な経済発展を支える要素として文化を捉え直しています。あわせて、芸術家や文化の専門家の社会的・経済的権利、公平・公正な報酬、移動（モビリティ）の確保といったことも、ここで踏まえています。

15) <https://www.unesco.org/en/education/1974recommendation>

16) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000395719>

MONDIACULT 2025：6テーマ＋MONDIACULT2025重点2テーマ

5. Culture and climate action 「文化と気候変動対策」

- Climate change hinders the exercise of cultural rights and affects the preservation of all forms of cultural heritage and expressions. Therefore, heritage and creativity must be integrated into global climate change discussions and actions. It is crucial to formulate robust policies to safeguard cultural assets while fostering resilience in the face of climate change.
- Indigenous and traditional knowledge offers valuable insights into climate resilience and strategies, helping communities adapt to changing environments and maintain their cultural identities in the face of adversity. Culture-based climate strategies can also enhance social equity, promote sustainable livelihoods, and contribute to overall community well-being.
- Cultural expressions can also raise awareness about climate change, enhance public understanding, and mobilize communities to take action. Artists, cultural professionals, and practitioners offer new perspectives and solutions that bridge the gap between scientific knowledge and public engagement, leading to more effective and inclusive climate actions.

<https://www.unesco.org/en/mondiacult?hub=171169>

5つ目のテーマは、勿論外せない「文化と気候変動対策」です。気候変動や環境問題は、文化的権利の行使自体を困難にし得る要因であることから、文化遺産と創造性、先住民の知識や伝統とのつながりに加え、アイデンティティ、科学的知見、市民参加、オープンサイエンスといった観点からも、新たな視点と解決策を提示する領域として扱っています。

MONDIACULT 2025：6テーマ＋MONDIACULT2025重点2テーマ

6. Culture, heritage and crisis 「文化・遺産・危機」

- In light of escalating crises, it has become increasingly important to develop protection, preparedness, and recovery strategies in the cultural sector, recognizing the impact of these threats on the realization of cultural rights. Actions must be taken to safeguard heritage, as well as cultural expressions, especially during extreme climate events and natural disasters.
- To effectively combat illicit trafficking, it is essential to strengthen international cooperation with relevant partners, as well as enhance advocacy and action regarding its impact on the memory, identity, and future of peoples. This includes encouraging the introduction of penal or administrative sanctions in national legislation and promoting the development of capacities at both national and local levels.
- In the fight against illicit trafficking, fostering cooperation with art market stakeholders is crucial, particularly in reinforcing the codification of certificates of origin for cultural property and preventing the acquisition of unprovenanced objects.

<https://www.unesco.org/en/mondiacult?hub=171169>

その流れで挙げられているのが6つ目のテーマ、「文化・遺産・危機」です。自然災害や気候現象、紛争等の危機状況における文化遺産の保護や管理が焦点となっています。また、これに関連して、文化財の違法取引、最近のミュージアムでの略奪・強盗事件やロビー活動、国際的な犯罪ネットワークへの対応も重要な課題として取り上げられており、国際刑事警察機構（インターポール、ICPO）をはじめとする関係機関等との連携強化が議論されています。美術市場や文化財を取り巻く経済的側面についても、このテーマに入っています。

MONDIACULT2025 における 2つの重点テーマ

MONDIACULT2025 では、先ほどの6テーマに加えて、2つの重点テーマが追加されました。

MONDIACULT 2025：6テーマ + MONDIACULT2025重点2テーマ

Culture for peace 「平和のための文化」

- Culture is increasingly recognized as a powerful enabler of peace, not merely as a complement to established approaches but as a dynamic and evolving force that reshapes how peace is understood, lived and sustained.
- Culture is not peripheral to peace but rather central to its formation and sustainability. Highlighting the imperative of harnessing culture for peace, it emphasizes peace as a living and evolving process, where culture enables the imagination and enactment of just, inclusive futures.

<https://www.unesco.org/en/mondiacult?hub=17116>

1つ目が、「平和のための文化」です。これは、UNESCO 創設時からの理念に立ち返る動きとも言えますが、近年の地政学的緊張や紛争、分断の深まりを鑑み、文化を単なる周辺的な要素としてではなく、平和と持続可能性の中核を担うものとして再確認するものです。文化が平和構築において不可欠な役割を果たし得ることが、明確に位置づけられています。さらに、平和のための文化をどのように政策や実践に活かしていくのかという、より具体的な方向性についても議論が行われました。

MONDIACULT 2025：6テーマ + MONDIACULT2025重点2テーマ

Artificial intelligence and culture 「人工知能（AI）と文化」

- Artificial intelligence is advancing faster than cultural governance, widening divides and raising new risks, while also offering powerful opportunities to reinforce cultural innovation and resilience.
- Core challenges: • Outpacing of governance, as the acceleration of AI exceeds the capacity of cultural ecosystems to adapt, threatening sovereignty, pluralism and democratic oversight; • Reinforcement of bias and homogenization, as unbalanced training data and algorithmic personalization reproduce stereotypes and foster monocultures; • Undermining of cultural rights, through the exploitation of unprotected cultural data without consent, attribution, or compensation and the marginalization of minority cultures; and • Erosion of creativity and skills, as overreliance on AI weakens human creativity and cognitive capacities.
- Opportunities, notably: • Expansion of creativity and access, by lowering entry barriers and enabling new creative forms; • Protection of cultural heritage, through restoration, conservation, post disaster response and the preservation of endangered languages; • Strengthening of cultural and creative industries, as automation of routine tasks reduces costs and enhances the competitiveness of small enterprises; and • Advancement of equitable learning opportunities, with museums and cultural institutions cultivating AI literacy, creativity and critical reflection.

<https://www.unesco.org/en/mondiacult?hub=171169>

2つ目が、「人工知能（AI）と文化」です。これは今回の MONDIACULT にとどまらず、非常に注目度の高いトピックです。AI は、文化的表現の創出やアクセス、保存のあり方を大きく変え得る可能性を持つ一方で、文化的格差の拡大、不均衡な利益配分、権利侵害といった新たな課題も生み出しています。そのため、AI を文化セクターにおける革新やレジリエンスを高めるためにどう活かすのか、同時に不平等や権利侵害をいかに防ぐのかという点が、色々な形で議論されました。この点については、後ほど条約の説明を通じても改めて触れたいと思います。

会議でのこれらの議論と並行して、バルセロナでは Àgora Cívica¹⁷⁾ が会期中およびその前後

17) <https://agoracivica.cat/es/>

に活発に開催されました。オンラインを含め、政府や都市、市民社会が共に議論する場として設計されていたことが、大きな特徴です。背景には、本条約の第11条に謳われている「市民社会の参加」という考え方があります。文化は誰が担うのか、誰のものなのかという議論に個人から集団レベル含めて市民社会は外せません。また、第6条にも関わる論点であり、非営利組織（NPO）や都市レベルでの取組や動きが重要な役割を果たしていることを示しています。

MONDIACULT2025の3つの軸

ここまで、MONDIACULT2025で議論された6つのテーマと、2つの重点テーマについて見てきましたが、それらを踏まえると、今回のMONDIACULTの特徴は、大きく3つの軸として整理できると思います。

1つ目は、文化をグローバルな公共財/善とし、その前提として2つ目、文化的権利・文化権を再確認したことです。3つ目は、文化をこれからの国連「ポスト・アジェンダ2030」における独立したゴールに据えようとする動きです。会議の内外で、文化を他セクターに付随する要素ではなく、持続可能な開発を支える中核として明確に据える必要性が、繰り返し示されました。

MONDIACULT2025の 三つの軸

- ①文化を公共財/善として認める。
- ②文化的権利・文化権を再確認。
- ③文化をポスト国連アジェンダ2030の独立ゴールに据える。



「グローバルレポート」とは

今回のMONDIACULT2025にあわせて発刊されたのが、グローバルレポート「UNESCO GLOBAL REPORT ON CULTURAL POLICIES – Culture: the missing SDG」（2025年）です。先ほどから度々触れてきたこのグローバルレポートは、文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約の枠組みの中で作成されてきたものです。

2022年までのグローバルレポートは、条約締約国から4年毎に提出される「Quadrennial Periodic Report（QPR、定期報告書）」¹⁸⁾を集約・分析し、4年に1度、発刊されてきましたが、

18) <https://www.unesco.org/creativity/en/policy-and-monitoring/periodic-reports>

これからこのスキームが変わります。その節目という意味もあり、MONDIACULT2025に向けて、これまでとは性格の異なる新たなグローバルレポートが作成されました。

とはいえ、基礎となっているデータ自体は、引き続き各国から提出された定期報告書に基づいています。2019年から2024年にかけて提出された約1,200件の国・地域レベルの取組報告に加え、約200件の個別事例研究を統合・分析したものが、今回のグローバルレポートという形です。

このレポートでは、たとえば文化クリエイティブ（創造）産業が世界のGDPの約3.4%、総雇用の約3.6%を占めているといったデータも示されています。経済的側面に光を当てたこうした数値は、政策議論の入口としてしばしば用いられますが、一方で、文化を単に経済指標として捉えることの限界や緊張関係も、条約の文脈では常に意識されています。まさに「一筋縄ではいかない」議論が展開されている部分です。

あわせて、このタイミングでグローバルレポート以外にも、様々な側面から関連刊行物が出されています。たとえば「Culture for All: a toolkit for gender equality in policymaking」（2025年）¹⁹⁾は、政策立案における中核的要素としてのジェンダー平等をサポートすることを目的としたガイドブック的なもので、目標設定や政策設計の考え方を整理したものです。私自身も査読者として関与させていただきましたが、条約を実際にどう使うかという示唆のための一例として、こうした発刊物も作成されていることをご紹介します。

文化担当大臣誓約（Ministerial Commitment）と共有ヴィジョン

今回のMONDIACULT2025の成果の一つとして示されたのが、文化担当大臣誓約（Culture Minister's Commitment MONDIACULT 2025）²⁰⁾です。

Ministerial
Commitment |
文化担当大臣誓約

- ・「私たちは、文化を持続可能な開発の柱とすることを約束する。」
「文化は国際協調・連帯・人権尊重の礎石である。」
「文化なくして未来はない（There is no future without culture）」。

— MONDIACULT2025
成果文書



© UNESCO

19) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000395703>

20) https://www.unesco.org/sites/default/files/medias/fichiers/2025/09/EN_MONDIACULT_Outcome_Document%20Final%2027.09.25.pdf?hub=171169

この文書では「文化なくして未来はない。」という力強い表現が用いられています。文化を周縁的な分野としてではなく、未来社会を形づくる前提条件として位置づけるという、明確な政治的メッセージが打ち出された点は、今回の会議の特徴の一つと言えると思います。

この誓約は、Outcome Document、すなわち会議の公式成果文書の一部であり、各国が共有するヴィジョンを簡潔に示しています。文化を人権・公共性・持続可能な開発・平和と結びつけて捉える視点が、閣僚レベルで共有されたという点です。先ほどから見てきたように、文化的権利の再確認、文化をグローバルな公共財/善として位置づける動き、そして文化をポスト・アジェンダ 2030 の中核に据えようとする議論は、この誓約の中で一つの方向性として束ねられています。この意味で、文化担当大臣誓約は、これまでの議論の「まとめ」であると同時に、今後に向けた共通の出発点を示すものだと考えられます。

戦略的基盤

MONDIACULT2025 で示された戦略的基盤、これは、これからどこに重点を置いて取り組んでいくべきか、ポイントを整理したもので、9つの優先分野が設定されています。内容としては、先ほどご紹介した6つのテーマや2つの重点テーマと重なる部分も多いのですが、それらをより政策と実務的な視点から整理し直したものとと言えます。

たとえば「文化経済とディーセント・ワーク」です。先ほどは概要的に触れましたが、ここでは、文化クリエイティブ（創造）セクターにおける公平・公正な労働条件、適正な報酬、社会的保障といった点が、明確に戦略課題として入っています。

もう一つ意識しておきたいのが、「文化データと研究」です。今回、新たなレポートや指標の枠組みが示され、今後の UNESCO 文化統計やデータ収集の方法にも関わる動きが紹介されました²¹⁾。

Nine Priority Areas | 9つの優先分野

1 Cultural Rights as Human Rights | 文化的権利・文化権

Protecting artistic freedom, diversity, and the right to participate in cultural life.

→ 芸術の自由、多様性、文化的な生活への参加の権利の保障。

2 Culture and Education | 文化と教育

Integrating arts, heritage, and culture into all forms of learning.

→ 芸術、遺産、文化をあらゆる学習体系に取り入れる。

3 Cultural Economy & Decent Work | 文化経済とディーセントワーク

Fair pay, social protection, and creative ecosystem building.

→ 公平・公正な報酬、社会保障、創造的エコシステムの構築。

4 Culture for Peace | 平和のための文化

Dialogue, reconciliation, and memory for social cohesion.

→ 対話、和解、記憶による社会的結束（共生）の強化。

5 Culture & Climate Action | 文化と気候行動対策

Linking heritage, biodiversity, and resilience.

→ 文化、遺産、生物多様性、レジリエンスを結び付ける。

https://www.unesco.org/sites/default/files/medias/fichiers/2025/09/EN_MONDIACULT_Outcome_Document%20Final%202027.09.25.pdf?hub=171169

21) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000395490>, <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000395491>

Nine Priority Areas | 9つの優先分野

6 Culture & Crisis | 文化と危機

Safeguarding artists, heritage, and expressions in conflict and disaster.
→ 紛争、災害時の芸術家、遺産、表現の保護。

7 Digital Transformation & Access | デジタル変革とアクセス

Human-rights-based, inclusive digital culture policy.
→ 人権中心、包摂的なデジタル文化政策。

8 AI and Culture | 人工知能 (AI) と文化

Ethical, human-centred AI supporting creativity and diversity.
→ 創造性と多様性を支える倫理的・人間中心の人工知能 (AI)。

9 Cultural Data & Research | 文化データと研究

Open, ethical, evidence-based policy systems.
→ 開かれた、倫理的かつエビデンスに基づく政策システム。

https://www.unesco.org/sites/default/files/medias/fichiers/2025/09/EN_MONDIACULT_Outcome_Documents%20Final%202027.09.25.pdf?hub=171169

日本代表団の発言

Cultural Rights & Economy of Culture: Japan

- 「日本の文化振興に関する基本方針は、二つの重要な原則を掲げる。第一に、文化芸術の創造と享受は、全ての国民の権利である。」
- 「第二に、文化芸術は、人々の相互理解の基盤を提供し、多様性を受け入れる精神的に豊かな社会の形成に寄与し、世界平和に貢献する。この役割に基づき、日本は全ての国民が文化芸術を享受できる環境づくりに取り組んでいる。」
- 「ポータルサイト『文化遺産オンライン』を通じたデジタルアーカイブの活用を推進。」

unesco MONDIAL 2025 SPAIN Sessions 9 & 6

PARALLEL THEMATIC SESSIONS
Monday
29 September
16.15 – 17.45
Provisional Speaking List | Updated on 29/09/2025

Cultural Rights	Economy of Culture	Culture and Education	Culture and Peace
Australia Ms. Alison Todd, Assistant Secretary, Office for the Arts	Japan Ms. Miki Kishimoto, Deputy Director, Division of Cultural Policy, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology	Colombia Ms. Micaela Rodríguez, Minister of Culture, Arts and Knowledge	Spain Ms. Micaela Rodríguez, Minister of Culture, Youth and Sports
Observer: Organisation of American States (OAS) Ms. Mariana Salazar, Secretary General	Observer: UNESCO World Heritage Committee Ms. Micaela Rodríguez, Secretary General	Hungary Ms. Micaela Rodríguez, Minister of Culture, Arts and Knowledge	Observer: UNESCO World Heritage Committee Ms. Micaela Rodríguez, Secretary General
		Observer: UNESCO World Heritage Committee Ms. Micaela Rodríguez, Secretary General	Observer: UNESCO World Heritage Committee Ms. Micaela Rodríguez, Secretary General

© UNESCO

Cultural Rights & Economy of Culture: Japan

- 文化の振興に寄与する投資？→日本の経済を牽引する三つの取り組みについて
- 「文化と芸術は社会の持続的発展に貢献することが期待され...文化・クリエイティブ（創造）産業を日本経済の基幹産業と位置付け...海外における日本の文化製品の消費額を、現在の約5.8兆円（約400億米ドル）から、今後8年間で2033年までに約20兆円（約1400億米ドル）へと、3倍以上に拡大する目標を設定。」
- 「文化・クリエイティブ産業の競争力の源泉はクリエイターにあることから、政府はこれまでに500人以上の若手クリエイターやアーティストを支援。」
- 「本年創設された国際音楽コンクール『日本音楽賞』、5月に第1回授賞式挙行。」
- 「アーティストや文化事業者が安全で安心な事業環境において芸術活動を遂行できるよう、文化芸術活動のための法的相談サービスを設置。アーティストが年間を通じて、契約や活動に関連する疑問や問題について、無料で弁護士に相談可能。」
- 「多様な芸術家が尊厳を持って創造活動を自由に追求できる環境を育むため、政府は法律・リスク管理専門家と連携し、文化芸術団体が全国的な枠組みを構築・強化し、運営を改善することを支援。」

第1日目の「Cultural Rights & Economy of Culture」のセッションで、日本から矢野和彦文部科学省審議官がご登壇、日本の文化政策の状況や取組についてご紹介されました。自身のメモからの雑駁な翻訳で恐縮ですがご参考までの共有、ご容赦いただければ幸いです。詳細等につきましては随行なされた文化庁職員の方々にお伺いできればありがたく存じます。

文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005年）

ここまで見てきた MONDIACULT での議論は、その場限りで生まれたものではありません。こうした内容がなぜ繰り返し議論され、共有されているのか、その基盤としてあるのが、UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005年条約）です。ここから具体的に、この条約が現在どのような状況にあり、どのように運用され、動いているのかという点に話を移していきたいと思います。

2005年条約は、採択から20年を迎えた今も、文化と芸術をめぐる国際的な議論の中で、現在進行形の影響力のある枠組みとして機能しています。この条約が関連するのは、単に文化政策に限られたことだけではありません。少々乱暴ですが、文化の商品化、文化的財・サービス、自由貿易、文化的表現の多様性、文化多様性、通商、特惠待遇、文化政策、外交、ソフトパワー、人権、基本的自由、経済・社会・文化権等が、互いに重なり合いながら議論されています。文化クリエイティブ（創造）産業/セクター/エコシステム、観光、地方創生、共生社会といった政策領域とも密接に接続されるようになっています。これらはいずれも、各国の文化政策や関連政策の中で用いられている分野であり、批准国においても共通して議論されているテーマです。

2005年条約は、こうした多様な政策領域や価値観が交差する地点において、文化をどのように位置づけ、どのように支え、どのように公共性として担保していくのかを考えるための、共通の参照枠を提供しています。その意味で、この条約は MONDIACULT で共有されてきた理念や方向性を理解するうえでも、欠かすことのできないバックボーンとなっています。

文化の多様性の条約？

UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (文化多様性条約、2005年条約)

- 1980~90年代に表面化したカナダ・ヨーロッパ諸国と米国の通商問題等から発展した文化的産品/財・サービスを巡る国際的な枠組み作り
- GATT⇒世界貿易機関 (WTO) ⇒「文化」を巡る議論はUNESCOへ
- 「文化」的商品及びその取引について
 - ⇒文化クリエイティブ (創造) 経済・産業・セクターの活性化、格差是正
 - ⇒文化 (・芸術) 自体の解釈、多様性の尊重
 - ⇒人権および基本的自由の尊重、共生社会と寛容性、SDGsと相関性

ナショナリズム、アイデンティティ、民主主義、開発、多文化・多元・相対主義、インターカルチュラリズム、新自由・資本主義、公共財/益/善、ケア、文化的コモンズ、ポスト資本主義、倫理、フェア・カルチャー、サバルタン、脱植民地、等々

日本では、この条約は通称として「文化多様性条約」と呼ばれています。この呼び方自体が間違いというわけではありませんが、注意が必要だと考えています。というのも、この条約の正式名称は「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」であり、対象となっているのは、「文化の多様性」一般ではなく、文化的表現 (cultural expressions) の多様性だからです。「文化の多様性」と「文化的表現の多様性」は似ているようで射程が異なります。この点を意識しないまま議論を進めてしまうと、条約の性格や役割がぼやけてしまうことがあります。これは、後ほど触れる 2001 年の「文化的多様性に関する世界宣言」とも関係してきますが、ここではまず、2005 年条約が文化政策や制度設計と深く結びついた枠組みであることを押さえておきたいと思います。

この条約が生まれた背景については、皆様もよく承知のことと思います。日本語圏において、法学や経済学領域等においても議論を進めておられます。特に 1980 年代から 1990 年代にかけて顕在化した文化的産品、文化的財やサービスを巡る国際的な通商摩擦があります。特に、映画や出版等の分野を中心に、カナダやヨーロッパ諸国とアメリカとの間で、文化をどのように商品として扱うのか、自由貿易の枠組みに委ねてよいのか、という問いが突きつけられました。

映画の歴史を振り返れば、リュミエール兄弟が 1895 年に撮ったフランスでリヨンの工場での人の出入りの様子、「工場の出口」が映画の始まりといわれています。そこから始まったフランス映画産業、アメリカ・ハリウッドの台頭、さらにはカナダにおける出版・印刷等、それぞれの国や地域で文化産業が社会やアイデンティティ等と複雑に絡み合いながら発展してきた経緯があります。こうした状況の中で、文化を単なる商品として扱うことへの違和感や危機感が、徐々に表面化していきました。この議論が最初に持ち込まれた場が、関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs Trade, GATT)、その後、世界貿易機関 (World Trade Organization, WTO) へと引き継がれていきます。WTO が設立された 1995 年以降、自由貿易

体制のもとで文化をどう位置づけるのかという問題は、ますます先鋭化する中で「文化の問題を通商の枠組みだけで扱うことの限界」が意識されるようになり、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）という場へと議論が移されていくことになります。

ここで重要なのは、この動きが通商政策だけの問題ではなかったという点です。文化産業の自由化は、文化に関わる人々の生き方や生活の糧に直結します。「これは私達にも関係する問題であり、国や市場だけに委ねるものではない。私達のことは私達が議論する」という声が、市民社会の側から強く上がっていました。様々なアクターが動く、まさに国連障害者権利条約（2006年）での「Nothing about us, without us」というフレーズとも共鳴していることを常に意識するところです。

2005年条約を巡る議論は、通商、外交といった制度的な枠組みだけでなく、ナショナリズムやアイデンティティ、民主主義、開発、多文化主義、インターカルチュラリズム、公共財・公共善、ケア、文化的コモンズ、フェアカルチャー、脱植民地といった、より広範な理念的・思想的議論とも結びついて展開されてきました。学術的な議論においても、この条約はこうした多層的な文脈の中で論じられてきたと言えます。

条約の背景-UNESCO 文化関連条約等との関係

UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約、2005年条約）：背景	• 1954年	武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（ハーグ条約）
	• 1970年	文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（文化財不法輸出入等禁止条約）
	• 1972年	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	• 1980年	芸術家の地位に関する勧告
	• 1982年	文化政策世界会議 MONDIACULT（メキシコシティ）
	• 1990年代	通商問題 カナダ・フランス対米国
	• 1995年	創造性の多様性についての議論 →関税貿易一般協定（GATT）→世界貿易機関（WTO） →国連教育科学文化機関（UNESCO）
	• 1998年	文化の力 スtockホルム文化相会議
	• 1999年	市民社会がシアトルにて会合
	• 2001年	文化的多様性に関する世界宣言・水中遺産の保護に関する条約
	• 2003年	無形文化遺産の保護に関する条約
	• 2004年	UNESCO創造都市ネットワーク
	• 2005年	文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

ここでは少しレンズを引いて、UNESCOの文化に関わる条約や枠組みを見てみましょう。スライドにお示しているのは、UNESCOの文化分野における主要な国際条約等を中心に時系列で整理したものです。UNESCOの文化に関わる特に主要とされる国際条約は6つあり、その中でも最も包括的で新しい条約が、2005年に採択された「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」です。直近といってもすでに20年が経過していますが、それまでの文化遺産保護を中心とした条約群とは性格を異にし、現代の、まさに今の文化政策を正面から扱う枠組みとして機能、位置づけられています。スライドでは、赤字でお示しているものが、日本がまだ批准していない条約、緑字がすでに批准している条約です。

なお、2004年に創設されたUNESCO創造都市ネットワークは、条約のような法的枠組みではなくネットワーク型の枠組みですが、日本でも活発に展開されています。松浦晃一郎元UNESCO事務局長含め、この創造都市ネットワークと2005年条約を連動させて進める意義についてよく伺います。様々な事例からも、文化政策と都市政策、国際連携をつなぐ試みとして相乗効果が期待できるものと見ています。

条約締約国と地域

「文化多様性条約」/2005年条約

THE UNESCO 2005 CONVENTION ON THE PROTECTION AND PROMOTION
OF THE DIVERSITY OF CULTURAL EXPRESSIONS
UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005年）

161
締約国および
欧州連合

- ・ 法的拘束力を持つ国際協定
- ・ ダイナミックで強力な文化クリエイティブ産業を支援するための政策と措置を実施する権利の再確認
- ・ 世界中の芸術家・文化従事者、実務家、市民が、自身の文化的産品/財・サービス・活動を幅広く創造、生産、普及、享受できるように保証
- ・ 文化的価値のさまざまな段階に直接影響を与える組織構造を強化

<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/convention-protection-and-promotion-diversity-cultural-expressions>

現在、この条約の締約国及び地域は160か国と欧州連合（EU）です。UNESCO加盟国全体の81%以上が批准済という状況からも、この条約が国際的に広く受け入れられている枠組みであると言えます²²⁾。

スライドで示している通り、2005年条約には大きく4つの特徴があります。

第1に、これは法的拘束力を持つ国際協定であるということ、第2に、文化クリエイティブ（創造）産業を支援するための政策や措置を実施する権利を、各国が有することを再確認していること、第3に、世界中のアーティスト、文化従事者、実務家、市民が、文化的表現を創造し、生産し、普及し、享受できる条件を確保することを目指している、第4に、文化的価値が生み出され、流通し、享受される各段階において、関係する組織や制度の構造そのものを強化することが求められていること、です。これは、国内政策のみならず、対外的な文化政策や国際協力とも関わる領域になります。

近年の動きとしては、2024年にサウジアラビア、フィリピン、イエメン、サントメ・プリンシペ、サンマリノが批准、2025年にはスリランカ、シエラレオネ、バーレーンが加わりました。

22) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000396770>

THE UNESCO 2005 CONVENTION ON THE PROTECTION AND PROMOTION OF THE DIVERSITY OF CULTURAL EXPRESSIONS UNESCO文化的表現の多様性 の保護及び促進に関する条約 (2005年)		「文化多様性条約」/2005年条約	
	インド	2006	Ratification
	中国	2007	Ratification
	バングラデシュ	2007	Ratification
	ベトナム	2007	Ratification
	カンボジア	2007	Accession
	ニュージーランド	2007	Accession
	モンゴル	2007	Accession
	ラオス	2007	Accession
	アフガニスタン	2009	Acceptance
	オーストラリア	2009	Accession
	韓国	2010	Ratification
	インドネシア	2012	Accession
	サモア	2015	Accession
	東ティモール	2016	Accession
	ニウエ	2019	Accession
	トルクメニスタン	2021	Ratification
	パキスタン	2022	Ratification
	フィリピン	2024	Ratification
	スリランカ	2025	Ratification
https://www.unesco.org/en/legal-affairs/convention-protection-and-promotion-diversity-cultural-expressions			

一方で、UNESCO の地域区分でいうアジア太平洋地域を見ると、締約国数は現在 19 か国にとどまっています。文化的多様性という点でも大変豊かな地域である一方、批准率は相対的に低い傾向にあります。この状況については、今後の課題として認識されており、取組を強化していこうという議論が進められています。最初に批准した国がインド（2006 年）、それから中国（2007 年）等、韓国（2010 年）等々と続いています。

条約が扱う対象領域

UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約、2005年条約）：文化クリエイティブ（創造）産業・セクター・エコシステム

「本条約は、文化クリエイティブ（創造）産業を、商業的価値の有無にかかわらず、アイデアやシンボル、生活様式を伝える文化的コンテンツを含む文化的産品、サービス又は活動を生産し供給するものと定義します。」

「この定義は、言葉（文学）や、音（音楽やラジオ）、映像（写真、テレビ、映画）、動き（ダンス、演劇）あるいは物体（彫刻、絵画、デザイン）、その他あらゆる形式（ライブ、印刷、オーディオ・ビジュアル、デジタル）を通じて伝えられる文化的又は芸術的な表現に適用されます。」

オーディオ・ビジュアル/映画、視覚芸術、デザイン、メディア・アート、音楽、舞台芸術、出版

<https://en.unesco.org/creativity/sites/creativity/files/infokit-ja.pdf>



ここで改めて、この条約が具体的に何を対象としているのかを確認しておきたいと思います。スライドでは「文化クリエイティブ（創造）産業/セクター/エコシステム」と大きく示していますが、条約の枠組みでは、このような幅広い分野が対象とされています。

分かりやすい例として、後ほど説明申し上げます、国際文化多様性基金（International Fund for Cultural Diversity, IFCD）²³⁾があります。IFCD は、2005 年条約に設けられた、グロー

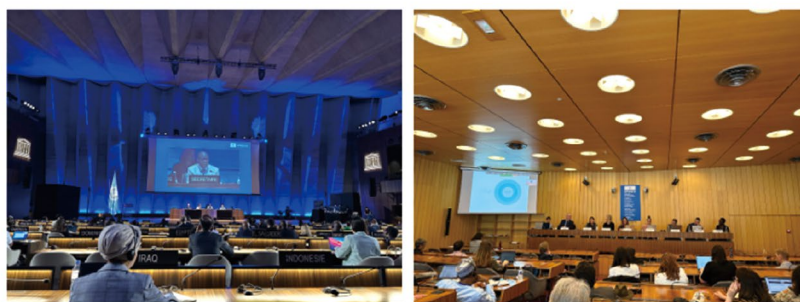
23) <https://www.unesco.org/creativity/en/international-fund-cultural-diversity>

バル・サウス諸国の文化クリエイティブ（創造）産業にかかる政策形成や制度整備を支援するための基金で、その対象領域として、オーディオ・ビジュアル/映画、視覚芸術、デザイン、メディア・アート、音楽、舞台芸術、出版があります。国連貿易開発会議（UNCTAD）等、他の国際機関における文化クリエイティブ（創造）産業の整理とは必ずしも合致しないところもありますが、UNESCO の 2005 年条約の文脈では、このような整理がなされています。「文化クリエイティブ産業/セクター/エコシステムとは何か」という問いについては、固定した単一の定義が存在しているわけではなく、国や機関、文脈によって揺らぎがあるという状況です。この定義の揺らぎ自体が、文化をめぐる政策や議論の複雑さを示しているとも言えます。

なお、条約パンフレット「Investing in Creativity（創造性への投資）」（2018 年）は日本語版²⁴⁾もあります。スライドに示している QR コードから関連資料にアクセスできますので、関心のある方は是非ご覧いただければと思います。

UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約、2005 年条約） 定期会合

Conference of Parties (COP) 締約国会議（＋市民社会フォーラム）（隔年）
Intergovernmental Committee (IGC) 政府間委員会（毎年）



© Hiroko Tsuboi-Friedman

締約国会議と政府間委員会（定期会合）

2005 年条約には他条約と同様、その運用と実施状況を確認するための定期会合が設けられています。一つは隔年開催の締約国会議、もう一つが政府間委員会でこちらは毎年開催されています。また、締約国会議にあわせて開催されるのが、市民社会フォーラムです。スライド左側の写真が定期会合、右側が市民社会フォーラムの様子になります。後ほど触れますが、こちらはドイツ UNESCO 国内委員会の主催セッションにて「フェアカルチャー（公平・公正な文化）憲章（Fair Culture Charter）」が議論されている場面です。

締約国会議は条約全体に関わる最高意思決定の場です。政府間委員会は、各地域の締約国の中から選出された 24 か国で構成されます。政府間委員会では、条約の実施状況と向上、資金面の管理、国際文化多様性基金（IFCD）の運営指針や方針策定等、より実務的な議論が行われています。

24) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000265550>

ここで特徴的なのが、条約第 11 条で明記されている「市民社会の参加」²⁵⁾です。市民社会フォーラムは 2 年に 1 度開催され、ここから様々な提言が提出されるほか、国際文化多様性基金（IFCD）や定期報告書（QPR）等への参加・関与を通じ、条約実施の主体またモニタリング機能も果たしています。私自身も数年来、このフォーラムに関与し、準備段階から実施、事後までの議論や動向を踏まえつつ、条約の実施状況を市民社会の立ち位置からも見ています。

政府間委員会と締約国会議では、さまざまなテーマが議論されます。そのテーマを中心にお話していきたいと思います。2025 年は、2 月に政府間委員会、6 月に締約国会議、9 月に MONDIACULT の開催という、密度の高い一年でした。「フルマラソンのような一年だった」と感じた方も多かったと思います。

第 18 回政府間委員会

第18回政府間委員会（Intergovernmental Committee (IGC)） （2025年2月11日～14日、パリ・UNESCO本部）

1. 条約実施状況のモニタリング（監視）と知識創出
2. 国際文化多様性基金（IFCD）の実施状況
3. テーマ別検討
 - a. デジタル環境
 - b. 優遇（特恵待遇）措置
4. 条約採択20周年に向けた準備
5. 市民社会との連携、等



まず、2 月に開催された第 18 回政府間委員会²⁶⁾で扱われた主な議題についてです。1 つ目は、条約がどのように実施されているかについてのモニタリングと知識創出です。この年は、例年よりも多くの定期報告書（QPR）が提出され、それらの内容と精査状況が共有されました。その成果として、先ほども触れたグローバルレポートが作成されています。

この報告制度については、これまで各国が批准後 4 年毎にそれぞれのタイミングで行っていましたが、今後、全締約国が一斉に提出する方式に移行する準備が進められています。これにより、国際比較やグローバルな政策動向の把握がより容易になることが期待されます。

2 つ目の議題が、国際文化多様性基金（IFCD）です。どの国のどのようなプロジェクトが受給対象となったのか、報告されました。この基金は特に開発途上国に焦点を当てており、若者支援、ジェンダー平等、政策形成、起業支援等が重点分野とされています。

3 つ目が、テーマ別検討で、最初がデジタル環境についてです。2005 年条約が構想された当時には想定されていなかったデジタル環境の急激な変化に、条約がどのように対応していくの

25) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000246264?posInSet=1&queryId=85dde93e-9ef6-402b-bc9f-452e6a399382>

26) <https://www.unesco.org/creativity/en/statutory-meeting/eighteenth-session-intergovernmental-committee>

かという点が、近年の重要なテーマとなっています。このため検討グループが設置され、4つの戦略的行動分野にわたる11の勧告が策定されました。政府間委員会では、規範的行動、規制枠組み、優良事例の共有、ピアラーニング、意識向上、キャパシティ・ビルディングといった観点から、これらの勧告をどう扱っていくかが審議されました。

第18回政府間委員会 (Intergovernmental Committee (IGC))
3. テーマ別検討グループ
b 特惠待遇 (優先的待遇) 措置 (第16条) に関する勧告 (提言)

- ・ 文化交流・流通の不均衡への対応努力の継続。
- ・ 市場アクセス、能力強化、国際協力等の5勧告を採択。
- ・ 実施計画は次回締約国会議で提示予定。
- ・ 公平・公正な文化交流・流通を推進。



https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000380475_jpn

次に、第16条「特惠待遇措置」²⁷⁾に関わるものです。グローバル・ノースとグローバル・サウスの間にある不均衡をどう是正するのかという問いが中心に据えられています。2005年条約は、文化的表現の多様性を保護・促進するための条約であると同時に、こうした国際的な不均衡を是正することを明確に意識して設計された条約でもあります。しかしながら、採択から20年近くが経過した現在でも、「どこまで実質的な進展があったのか」という点については、必ずしも楽観的に評価されているわけではありません。この問題は文化政策に限らず、より広い社会理論の文脈とも重なります。たとえば最近、私が在学していた New School for Social Research の Nancy Fraser 教授が来日された際にも「カニバリズム資本主義」という表現を用いてグローバルな不均衡や搾取の構造について議論されていましたが、第16条が直面している課題も無縁ではありません。

対応として、条約の下に設置されている検討グループには、エキスパート・ファシリティの同僚等も関与し、議論が進められています。また、開発途上国からの文化的財やサービスに対する市場アクセスの確保という点も、この条文の中核にあります。近年では、デジタル環境の拡大や新しい流通形態の登場により、これまでとは異なる可能性も見えてきていますが、その一方で、新たな格差や集中をどう防ぐのかという課題も同時に浮上しています。

市民社会との連携

市民社会との連携は毎回議案に入っており、113のCSOが正式参加承認されているものの、地域的バランスの是正が課題になっています²⁸⁾。市民社会といっても勿論一枚岩ではないとい

27) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000246264.page=6> 26pg

28) https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000392312_eng

うことを申し添えます。やはりこの中でも色々な力学というものが働いていたり、そもそもパリで開催される会議に「行ける」「行けない」という話から始まっているところもありますし、市民社会団体というものがどれだけ政府と連携しているか、また政府の条約実施状況のモニタリングのために機能しているか、また社会的・学術的な見地からも「文化」をどう捉えるかにも関わってきます。

条約ですので、国と国との約束事という枠組みではありつつも、文化というものに関わる時にどういう形で国や国境というものを捉えるかという課題は、市民社会でも常に意識されており、各国からもそれに関する懸念も表出したりということもあり、フォーラムの場等でも議論が継続しています。

第10回締約国会議

第10回締約国会議 (Conference of Parties (COP)) (2025年6月18日～20日、パリ・UNESCO本部)



1. 条約実施状況のモニタリング（監視）と知識創出（政府間委員会と事務局の活動に関する報告書と定期報告書（4年毎）の審査）
2. 国際文化多様性基金（IFCD）の実施状況の評価
3. テーマ別検討（状況分析グループ報告）
 - a. デジタル環境
 - b. 優遇（特恵待遇）措置
4. 政府間委員会の戦略的方向性の設定（2026-2027）
5. 市民社会との連携強化
第5回市民社会フォーラム開催（2025年6月17日）



次に、6月に開催された第10回締約国会議²⁹⁾に参ります。締約国会議では、2月の政府間委員会で審議された内容を踏まえ、ほぼ同じ議題が扱われ、最終的な承認の運びとなります。条約運用にかかる最終審議の場という位置づけになります。

ここでもまず最初の議題が、条約の実施状況に関するモニタリングと知識創出です。各国の定期報告の内容や採択20周年の節目を意識した取組等、さまざまな観点から報告・議論が行われました。今回提出された定期報告書の数が過去最多、各国の取組を比較して見るうえでも、興味深い事例が数多く共有されました。そのような事例等をまとめるグローバルレポートですが、2022年版は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつある時期に、各国が文化政策や関連施策をどのように位置づけ、実施したのかが読み取れ、危機対応の中で文化政策が果たした役割を振り返るうえでも興味深い内容と思います。このレポートのエグゼクティブサマリーについては、日本語版³⁰⁾も公開されていますので、関心のある方はどうぞお目通し

29) <https://www.unesco.org/creativity/en/statutory-meeting/tenth-session-conference-parties>

30) https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000380475_jpn

ください。



なお、締約国から提出された定期報告書や関連データは、すべて条約のホームページ³¹⁾に掲載されています。2012 年以降、110 か国以上から提出された政策や取組は「ポリシー・モニタリング・プラットフォーム」³²⁾にデータベース化されています。約 4,800 件に及ぶ政策・取組が入っており、国際比較や分析のための有益な材料として、是非ご活用いただければと思います。

国際文化多様性基金 (IFCD)



2つ目が国際文化多様性基金です。こちらの写真（スライド参照）はモンゴルで実施したIFCD 関連ワークショップの様子ですが、IFCD は単に資金を配分する仕組みというだけではなく、どのように応募申請・獲得し、活用するのかという点から文化クリエイティブ（創造）

31) <https://www.unesco.org/creativity/en/policy-and-monitoring/periodic-reports>

32) <https://www.unesco.org/creativity/en/policy-monitoring-platform>

エコシステムのあり方等マクロ的観点も含め、人材育成や政策形成を支える役割を担っています。この時はモンゴル UNESCO 国内委員会及び文化省の主催で、IFCD の目的、応募方法や効果的な活用の仕方、プロジェクト設計の考え方等を共有するワークショップが行われました。こうした取組は、さまざまな国・地域で展開されています。

テーマ別検討

次に、テーマ別の検討です。1つ目は、デジタル環境です。2月の政府間委員会で審議された主要議題の一つでもあり、人工知能やデジタル技術の急速な進展に、2005年条約がどのように対応していくのかが問われています。

UNESCO「人工知能の倫理に関する勧告 (Recommendation on the Ethics of Artificial Intelligence)」³³⁾は2021年に採択されていますが、この草案作業チームにはエキスパート・ファシリティの同僚も関与していました。喫緊かつ重要なテーマであるがゆえに、各国とも力を入れて議論を重ねていますが利害や立場の違いも大きく、なかなか一筋縄ではいかない状況が続いており、現在進行形のジレンマとして広く共有されているところです。

次に、第16条にかかる「特惠待遇」の議論です。グローバル・ノースとグローバル・サウスの間にある構造的な不均衡を是正しなければならない、という点については、おおよそ全会一致の認識がある一方で、実際にどのような形でそれを実現していくのかという点では、依然として課題が多く、引き続き議論されているテーマでもあります。

あわせて、2026年から2027年に向けた戦略的方向性についても審議が行われました。アジア太平洋地域含む、これまで十分にに取り込めていない地域への対応、モニタリングの枠組みの強化、デジタル環境への対応をどう進めるのか、そしてIFCDのための資金が不足の中、どのように持続可能かつ効果的な運営を行っていくのか、議論されました。

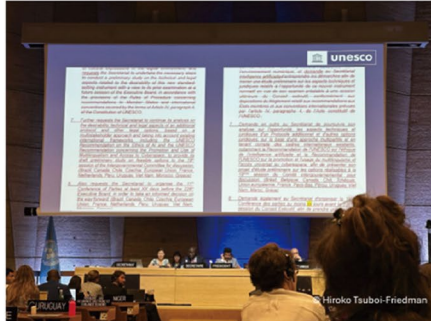
さらに近年、強く意識されるようになってるのが、デジタル環境と先住民の言語を含む多様性の問題です。多様性そのものだけでなく、言語の多様性が頻繁に議論の組み入れられるようになってきています。実際、議場での審議が英語とフランス語のみに限られていることに対して、「多様性を掲げていながら、言語の多様性が担保されないのはいかがか」という指摘や問題提起が、毎回のように出されています。先ほども触れましたように、この背景には、特定言語の優位性や言語によって概念の捉え方が異なる状況や市場との関係性等への意識があり、言語間の差異に対する感度が、近年高まってきているように感じます。

33) <https://www.unesco.org/en/articles/recommendation-ethics-artificial-intelligence>

第10回締約国会議（Conference of Parties (CoP)）

3. テーマ別検討（状況分析グループ報告）

a. デジタル環境



・デジタル技術が文化クリエイティブ（創造）セクター、芸術家および文化専門家・担い手に与える影響増

→新たな技術のガバナンスのための倫理的枠組みを促進

- ・「人工知能の倫理 に関する勧告」（2021年）
- ・「多言語主義の促進と利用並びにサイバースペースへの普遍的アクセスに関する勧告」（2003年）
- ・『デジタル環境における文化表現の多様性に関する検討グループ』の勧告と『「途上国に対する特惠待遇」第16条の実施に関する検討グループ』の勧告及び相乗効果の促進

市民社会フォーラム

6月には締約国会議と同時に市民社会フォーラムも開催されました。締約国の代表の参加もあり、この時（スライド参照）は、ブラジルの文化大臣（写真中央）もいらっしゃいました。今回の市民社会フォーラムでは、ワークショップ形式のプログラムを組み、テーマ毎に事前から議論を積み重ねながら、論点を整理し、提言案としてまとめるプロセスが取られ、その提言案は、第10回締約国会議の議場で報告・共有されました。このフォーラムでの議論を踏まえて、今年2月に開催予定の第19回政府間委員会での提言提出に向けた準備が進められています。

第10回締約国会議（Conference of Parties (CoP)）

5. 市民社会との連携強化

第5回市民社会フォーラム（2025年6月17日、パリ・UNESCO本部）

プレナリー1- CSO参加の可能性を解き放つ



パラレル・ワークショップ

- 1A - デジタル時代における芸術的、文化的権利および自由に対するAIの多面的影響
- 1B - 創造的将来の強化： 繁栄するクリエイティブ経済とエコシステムのための文化芸術教育と生涯プロフェッショナル・トレーニングへの投資
- 2A - 文化の声の増幅
- 2B - 文化のインパクトを測る：SDGsのための指標強化
- 3A - 文化のエコシステムの維持
- 3B - 創造的な交流・移動を解き放つ

委員の選挙

それから、この会合では政府間委員会の委員選挙も行われました。アジア太平洋地域では、フィリピンが批准早々に立候補し、委員国として選出されました。あわせてベトナム、引き続き韓国が委員として入っています。韓国はすでに継続して委員国を務めており、この条約の議

論においても存在感のある国です。フィリピンについても、批准後すぐに委員会に加わったことで、文化的権利や市民社会参加をめぐる議論に、今後どのような視点が持ち込まれていくのか、注目されるところです。

文化的多様性に関する世界宣言（2001 年）と文化的権利

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity 文化的多様性に関する世界宣言（2001 年）

- ・ 文化的多様性と創造性
 - ・ 第7条 創造性の源泉としての文化遺産
 - ・ 第8条 文化的財・サービス：ユニークな商品
 - ・ 第9条 創造性の触媒としての文化政策

<https://www.un.org/en/events/culturaldiversityday/pdf/127160m.pdf>
<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386517.htm>

ここで、2001 年の UNESCO「文化的多様性に関する世界宣言（Universal Declaration on Cultural Diversity）」³⁴⁾と、「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」とを、つなげて考えたいと思います。というのも、2005 年条約は、突然ゼロから生まれたものではなく、その素案が検討されていた段階から、長い議論の積み重ねの上に成立してきた枠組みだからです。その中で、最初の布石、一つの大きな節目となったのが、この 2001 年の世界宣言でした。この世界宣言では、単に「文化の多様性」を尊重するという表現にとどまらず、文化的多様性から文化的多元主義へという方向性が打ち出されています。文化的多様性を保障する基盤としての人権、そして、文化的多様性を実現する環境のための文化的権利という位置づけです。世界宣言では、文化的権利が比較的はっきりと語られており、文化的表現や参加、享受といった行為が、人権の枠組みの中で捉えられています。

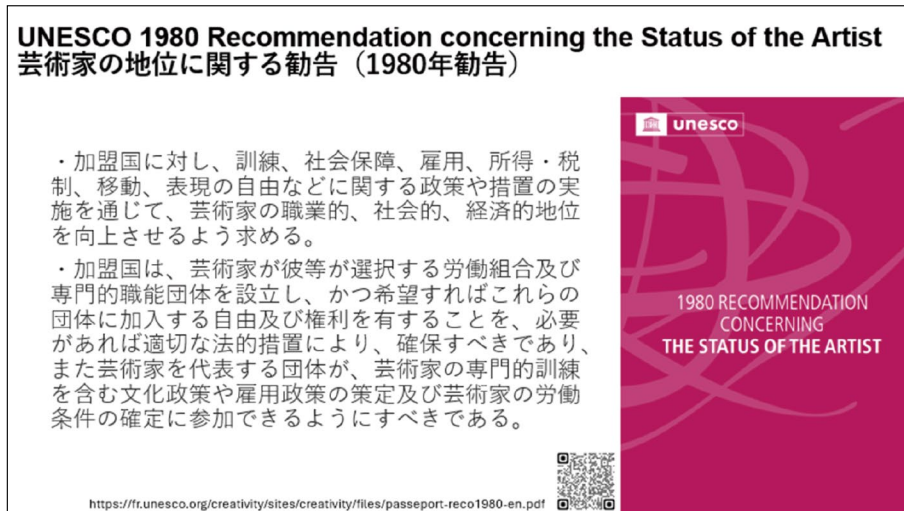
また、よく議論になる点ですが、2005 年条約には、文化的権利は全面的に明文化されているわけではありません。条文の書きぶりは全体として非常に抑制的で、やや「やんわり」とした表現になっている、というのが一つの特徴だと思います。オペレーショナル・ガイドライン（運営指針）の中では文化的権利の要素を実装すべく明記されています。

この 2001 年の世界宣言自体が、2005 年条約の下地としてあったということは、第 7 条、第 8 条、第 9 条（スライド参照）を見ていただくと、「ユニークな商品」としての文化的財・サービス、「創造性の触媒としての文化政策」といった表現が並んでいることから、「文化」をどう扱うか、スタンスがよく分かると思います。

34) <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/universal-declaration-cultural-diversity>

ですので、2001年の世界宣言と2005年条約は、セットで理解されるべきと考えています。ただし、宣言と条約は法的性格が異なるため、その受け止め方や政策への反映のされ方は、各国により異なることには注意したいと思います。

芸術家の地位に関する勧告



もう一つ、2005年条約と連動しているのがUNESCO「芸術家の地位に関する勧告（Recommendation concerning the Status of the Artist）」（1980年勧告）³⁵⁾です。UNESCOの文化局において、この1980年勧告と2005年条約は、実務的にも非常に近い位置で扱われており、私自身も両方に関与する機会が多いのですが、この二つは「両輪」として機能しています。というのも、この勧告は、芸術家を単なる創造的主体としてではなく、「労働者」であると同時に「創造者」として位置づけています。そのうえで、社会的な「保護」と、創作や表現に必要な「自由」の双方を保障することを、加盟国に求めています。「表現の自由」に関する政策や措置の実施を通じて、芸術家の職業的・社会的・経済的地位の向上を図ることが求められています。また、労働組合や専門職団体に組織される権利を明確に認めています。

この勧告においても、実施状況の定期的なモニタリングが行われています。直近のグローバルな調査とその包括的な報告書³⁶⁾は2023年に実施・発表されており、その過程では、エキスパート・ファシリティを含む多くの関係者も、政府の回答プロセスに関与したり市民社会団体に対して回答提出呼びかけや回答作業支援に従事しました。自身も日本の文化芸術関連諸団体・ネットワーク向けに調査参加説明キットを作成しご案内差し上げたところ、数団体が提出してくださいました。そうした情報がグローバルデータの一部として機能・貢献するだけでなく、国内データとしても現状分析そして今後のために蓄積・活用されることは、非常に有益と考えます。

2005年条約が、文化政策や制度の枠組みを通じて文化的表現の多様性を支えるものである

35) <https://www.unesco.org/creativity/en/1980-recommendation-concerning-status-artist>

36) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000387452>

とすれば、1980 年勧告は、その中核を担う芸術家や文化の担い手の生活条件と権利に直接光を当ててくれるものです。どちらも、コンテポラリーな、今、生み出され創り出される文化芸術とそれを支える人々に直結する枠組みです。

国際連合と公共財／善

ここで少し視野を広げて、「公共財／善」という概念そのものを、国連全体のシステムの中で考えてみたいと思います。

この議論には、2021 年頃からいくつかの布石がありました。国連事務総長が同年に公表した報告書「Our Common Agenda」³⁷⁾では、グローバルな公共財／善やグローバル・コモンズという考え方が、国連システム全体の将来像の中で提示されています。この報告書自体では、文化は直接的には扱われていませんが、「公共財／善」という概念を、人類全体の課題として再構築しようとする動きが、この時期から明確に打ち出されている点は、押さえておく必要があると思います。

少し別の角度からの話になりますが、同じ時期、共鳴する形で科学の分野でも動きがありました。世界の学術アカデミーのネットワークである国際学術会議（International Science Council, ISC）が、2021 年に「Science as a Global Public Good（グローバルな公共善としての科学）」³⁸⁾というポジションペーパーを発表しています。この文書は、科学を単に知識生産の営みとして捉えるのではなく、社会の中でどのような条件のもとで実践され、誰のために、どのような責任を伴って用いられるべきかという問いを正面から投げかける内容になっています。過去の戦争や、科学技術が負の形で利用されてきた歴史を踏まえたうえで、科学は人類全体の利益に資する公共的営みであるべき、という規範的な立場が示されています。当時、私は内閣府日本学術会議事務局に在籍中で、この議論に接する機会がありました。重要と考え、日本学術会議事務局で日本語仮訳³⁹⁾を出すことになり作業に携わりましたが、ここでもまた「global public good」をグローバルな「公共財」とするか「公共善」とするか、議論があり先生方にお諮りしました。こちらも、ISC および日本学術会議のウェブサイトからダウンロード可能です。

「グローバルな公共財／善としての文化」という考え方は、文化分野だけで突如として生まれたものではありません。国連システム全体、さらには科学や知識の領域で積み重ねられてきた議論と同じ地平上で連動していると捉えることができると思います。

国連国際持続可能な開発のためのクリエイティブ経済年（2021 年）と未来サミット（2024 年）

2021 年は「国際持続可能な開発のためのクリエイティブ経済年」⁴⁰⁾であったことから、文化

37) <https://www.un.org/en/common-agenda>

38) <https://council.science/news/science-as-a-global-public-good/>

39) https://www.scj.go.jp/ja/int/isc/pdf/202111pp_jp.pdf

40) <https://www.unesco.org/en/articles/international-year-creative-economy-sustainable-development>

やクリエイティブ経済を巡る様々な動きが国際的にありました。自身も、UNESCO 北京事務所や北京大学等と連携し、シンポジウム等に携わりました。

いわゆるポリクライシス、複合的危機への対応が大きな課題であり、国連システムそのもののあり方が問われる中、2024 年に開催されたのがニューヨークの国連本部での「未来サミット (Summit of the Future)」⁴¹⁾です。このサミットで発出された「Pact for the Future (未来のための協定)」⁴²⁾において、文化がどのように位置づけられるのか、自身含め多くの文化の関係者が草案プロセス中もコンサルテーション等を通じて注視していました。結果として、文化は最終段階で独立した柱としては盛り込まれず、スポーツと並列的な形で触れられるにとどまり、やはり文化が後景に押しやられた印象が否めませんでした。けれども、それで議論が終わったわけではありません。アジェンダ 2030 に、そして現在はポスト・アジェンダ 2030 に文化をどう位置づけるか、という長年の議論が一層進む中、国連全体として「公共財/善」という概念を軸に据えながら、その中で文化をどう捉えるのか、今や無視できない段階に入っていると感じています。

UN Summit of the Future/国連「未来サミット」： Pact for the Future 「未来のための協定」

We recognize that culture as well as sport offer individuals and communities a strong sense of identity and foster social cohesion. We also recognize that sport can contribute to individuals' and communities' health and well-being. Culture as well as sport therefore are important enablers of sustainable development. We decide to:

私たちは、スポーツだけでなく文化も、個人や地域社会に強いアイデンティティをもたらし、社会的結束（共生社会）を育むものであることを認識する。また、スポーツが個人や地域社会の健康と福祉に貢献することも認識する。したがって、文化およびスポーツは、持続可能な開発のための重要な手段であることから、次を決定する：

https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/sof-pact_for_the_future_adopted.pdf

G20、フェアカルチャー（公平・公正な文化）運動

2005 年条約や MONDIACULT を踏まえた取組は、G20 等の他国際的枠組みにも見られます。G20 は世界の GDP の約 85% を占める経済大国の枠組みですが、2020 年のサウジアラビア議長国以降、イタリア、インドネシア、インド、ブラジルと、文化クリエイティブ（創造）産業を射程に文化作業部会が継続的に設けられてきました。2025 年の南アフリカ開催では、バルセロナでの MONDIACULT の数週間後にその成果を踏まえ、文化大臣宣言⁴³⁾が出されています。文化政策や文化に関わる議論の下支えあるいは輪郭として、この 2005 年条約が機能して

41) https://www.un.org/en/summit-of-the-future#:~:text=The%20Summit%20of%20the%20Future%20is%20a,20%E2%80%9321%2C%202024%20**Summit**%20September%2022%E2%80%9323%2C%202024

42) https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/sof-pact_for_the_future_adopted.pdf

43) <https://www.dsac.gov.za/G20%20Culture%20Working%20Group%20Ministers%20adopt%20KwaDukuza%20Declaration%20to%20Advance%20Culture%20and%20the%20Arts%20through%20Collaborative%20Action>

いる場面は多く見かけられます。

G20と文化（2020～）： 2025年G20 – 文化大臣 – クワドゥクザ宣言



South Africa's theme for the G20 Presidency is **Solidarity, Equality, Sustainability**

A connected world, built on a common-sense and inclusive future
Fair opportunities for all nations and people
Addressing today's needs and protecting our shared future

<https://g20.org/track-news/2025-g20-culture-minister-kwadukuza-declaration/>

優先度1：文化遺産の保護と返還
優先度2：包括的かつ包摂的な開発を確保するための文化政策と社会経済戦略の統合
優先度3：文化と持続可能な経済の保護・促進のためのデジタル技術の活用
優先度4：文化と気候変動の交差点：グローバルな対応の形成

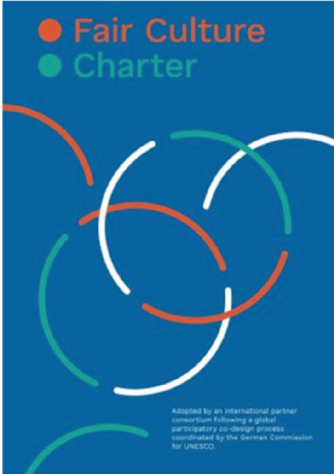
また、各国の条約実施の取組の中でも国境を越え政府と市民社会の連携の一事例として紹介したいのが、「フェアカルチャー（公平・公正な文化）運動」⁴⁴⁾です。ドイツ UNESCO 国内委員会が主導しフランス、ケニア、韓国の同委員会、各国政府や市民社会も巻き込みながら2024年より展開されています。文化のエコシステムを持続可能なものとして育てていくために、そこに関わる人々、芸術家や文化専門職、関係者等がどのように保護され、尊重されるべきかを示したものがその憲章です。日本語訳もリンクから入手可能ですので、どうぞご覧ください。この取組が核とする枠組みの筆頭に2005年条約が挙げられ、アジェンダ2030、世界人権宣言、自由権規約や社会権規約と続きます。芸術家の地位の保護や文化エコシステムの整備といった形で、地方、国、地域、国際レベルのさまざまなメカニズムに接続されています。

Fair Culture Charter フェアカルチャー（公平・公正な文化） 憲章

ドイツ・ユネスコ国内委員会が主導する「フェアカルチャー（公平・公正な文化）」運動を通じて、世界の文化エコシステムの持続可能性を促進。

情報・和訳・参加リンク：
<https://www.fair-culture.org/>





Adopted by an international partner consortium following a global participatory co-design process coordinated by the German Commission for UNESCO.

44) <https://www.fair-culture.org/>

MONDIACULT2025 後の動向

最後に、直近の動きをいくつかご紹介しておきたいと思います。MONDIACULT2025 の後、各国で呼応する動きが相次いで見られました。

例えば韓国では、ざっくりとした訳ですがいわゆる「文化多様性基本計画」を策定し、文化政策として新たに打ち出していく、という内容の記事⁴⁵⁾が出ました。これも突然出てきたものではなく、以前から議論が積み重ねられてきたものですが、このタイミングで「文化多様性」という言葉を前面に出している点は、MONDIACULT 後の国際的な議論とも重なっているようにも考えられます。韓国の関係者の方々と議論をしていると、文化多様性と多文化主義の関係をどう捉えるかという点でも、興味深い議論の展開を感じます。ここでは詳細には立ち入りませんが、「文化多様性」をどのような政策言語として使うのか、という点が問われている事例の一つだと思います。

また、2025 年 11 月の UNESCO 総会においては、ベトナムが提案していた「International Decade of Culture for Sustainable Development（持続可能な開発のための国際文化 10 年）」を国連総会に提案する決議⁴⁶⁾が採択されました。この動きについては、以前から様々な場においてベトナム代表団が積極的にロビー活動を行っていたことを記憶しています。その意味では、「やはり通った」という印象を持っています。



こうした動きは、MONDIACULT2025 成果文書・文化大臣公約文書⁴⁷⁾とも連動しています。特に文化的権利、文化権に関わる部分についての記述は重みがあり、報告においては、各国がどのような姿勢で文化的権利と対峙するのか、考えさせられました。これらの文書は公開されていますので、関心のある方はダウンロードしてご覧いただければと思います。

最後に、日本の文脈に少し引き寄せてみたいと思います。文化的権利・文化権という議論

45) <https://www.asiae.co.kr/article/2025103102553065086>

46) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000396154>

47) https://www.unesco.org/sites/default/files/medias/fichiers/2025/09/EN_MONDIACULT_Outcome_Document%20Final%2027.09.25.pdf?hub=171169

を、日本語圏ではどのように位置づけ、どのように語ってきたのか。日本国憲法に立ち返ったとき、文化に関わる権利や国家の役割等、どう読み解くのか、また「文化立国」や「文化国家」といった表現やその変遷、また関連する他言語由来の概念、例えばドイツ語の「Kulturstaat」等との比較も気になるところです。後ほど是非、皆様と議論できればと思っております。

最後に

「文化」というものを、どう捉えるのか。国連という大きな枠組みにおいて、マルチラテラルな場で、文化を語る可能性と限界を常に意識せざるを得ないと感じています。

もう一度 1947 年に歴史を遡りますが、人権という概念が国際的に大きく議論されていた頃、アメリカ人類学会（American Anthropological Association, AAA）と国連との間で、興味深いやり取りがありました。世界人権宣言草案中、AAA は人権宣言の中に、個人の人格に対する尊重や、社会の一員として自己を発現させる権利、さらには、自分とは異なる文化をもつ人類集団の文化を尊重する視点を盛り込むべき等提言していましたが、その多くは採り入れられませんでした。西洋、とりわけアメリカを中心とする価値観だけに基づいた宣言にならないためにはどうすればよいのか、人権宣言をつくったとして、それをどのように「すべての人類に適用可能なもの」にできるのか、そうした問題提起はなされていたものの、当時は一蹴された面もあったと言えます。

ただ、振り返ってみると、その時に提起されていた問いや違和感は消えたわけではなく、時間をかけて様々な場において少しずつ認知・再考され、醸成されてきたのだと思います。文化や文明を考えるとときに意識せざるを得ない西洋的な自己認識というもの、そこからずれた視点との間にある距離。二項対立として単純化することは避けたいですが、それでも踏まえておくべき差異であることは確かではないかと、個人的に考えるところです。

18 世紀以降の文明観や文化観、国民国家の成長、フランスにおけるイデオロギーの形成、ドイツ語圏における「Kultur」の概念等、さまざまなものが露出したのがまさに 1947 年～1948 年頃で、世界人権宣言はそうした文脈の中で生まれたものであることを、改めて考えたいと思います。

その上で、文化が「人権」として、そして「公共財/善」として扱われていくとされる状況を見るということ。文化や文化政策といわれているものも、揺らぎながら進化し、変化している。その中で、何とどのように対話し、新たな可能性をひらいていくのか。国際的な整合性、信頼や貢献、プレゼンスやソフトパワー、包摂性といった観点からも、色々な捉え方やアプローチが考えられると思いますが、そういうものを考える上で、例えば条約や勧告という国際的な枠組みが、どのような形で参照枠になり得るか、共に考えられたらと思い、本日はこのようなお話をさせていただきました。皆様のご議論のための一つの材料になれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。

日本実演芸術福祉財団の創設と展望

講演者：榎野 睦子 氏

一般財団法人日本実演芸術福祉財団事務局担当理事

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会著作隣接権総合研究所研究室長

2026 年 1 月 23 日

一般財団法人日本実演芸術福祉財団¹⁾は、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）²⁾「芸術家の社会保障等に関する研究会」での三年に亘る調査研究の成果を具体化すべく、創設されました。同研究会で芸術家に特有の働き方に配慮した海外の社会保障制度について最初に研究することとなったのは、令和3年度『諸外国の文化政策調査報告書』³⁾を拝読し、諸外国の状況を知ったためです。本財団設立の最初のきっかけといっても過言ではない同報告書を執筆された貴研究会で、本財団について講演させていただけることを、非常に光栄に思っております。

本日は、昨年（2025 年）7 月に立ち上げた本財団の創設背景と展望について、説明いたします。

1. 日本芸能実演家団体協議会とは

1.1 設立経緯・理念と現在地

本題に入る前に、本財団立ち上げを主導した芸団協について、簡単に説明します。

芸団協は、1965 年に実演家—俳優、歌手、演奏家等、実演（パフォーマンス）を行う人を実演家と呼びます—が、「自分たちの働く環境を良くしていくためには、やはり団結してやっていたいかなければならない」という思いを持って、立ち上げた組織です。

「芸能は豊かな社会をつくる」を活動理念に、現在は実演家の団体だけでなく、実演芸術を支えるスタッフの団体や、実演芸術に携わる団体も含め、70 団体が正会員団体となっています。会長は、能楽師で人間国宝の野村萬です。実演家著作隣接権センター事業（CPRA 事業）、実演芸術振興事業、調査研究政策提言事業の3つの事業を柱に活動しています。

1) <https://jpawf.or.jp/>

2) <https://geidankyo.or.jp/>

3) https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93709801_01.pdf

1.1.1 CPRA 事業

芸団協は、旧著作権法の全面改正を契機に創設された組織で、当初から実演家の権利を管理してきました。実演家の著作隣接権処理業務をより適正に行うための専門機関として、芸団協と関係団体の協力により、1993 年に実演家著作隣接権センター（CPRA）⁴⁾が発足しました。

著作権法では、いわゆるレコード実演——音楽 CD や配信音源に録音された実演——を放送番組で利用する際等に、実演家に二次使用料・報酬を支払わなければならないと定められています。とはいえ、実演家がレコード実演の使用状況を把握し、二次使用料、報酬を請求すること、使用者が個々の実演家を特定し、二次使用料・報酬を支払うことは大変なので、文化庁長官が指定した団体が実演家に代わって報酬請求権を行使できるようになっています。この指定団体が芸団協となります。JASRAC の実演版といえわかりやすいかと思います。海外の実演家権利管理団体とも相互に協定を結び、日本で徴収した使用料・報酬等のうち相手国の委任者分を送金しています。同時に、相手国で徴収した使用料・報酬等のうち CPRA 委任者分を送金を受けて、日本の権利者に分配しています。現在、43 か国 55 団体と協定を結んでいます。

1.1.2 実演芸術振興事業と芸能花伝舎

芸団協実演芸術振興部では、実演芸術の魅力を伝え、次世代を育てるため、子供から大人までを対象とした実演芸術の体験事業を、主に東京都や新宿区から受託して行っています。このうち、東京都及びアーツカウンシル東京（公益財団法人東京都歴史文化財団）との共催事業である「キッズ伝統芸能体験」事業⁵⁾は、数ヶ月に亘り、一流の実演家の下で伝統芸能のお稽古をした上で、国立能楽堂などで本格的な舞台発表を行う事業で、本年度で 18 年目となります。

実演芸術振興部が事務所を置いている芸能花伝舎⁶⁾は、「稽古場が足りない」、「稽古場を借りたいけれども都心だと賃料が高い」という現場の声を受けて、芸団協が、創立 40 周年の年に立ち上げました。新宿区の廃校になった小学校を借り上げて、手ごろな価格で稽古場や、撮影場所、あるいは芸術関係団体事務所として貸し出しています。

1.1.3 調査研究政策提言事業および文化芸術推進フォーラム

芸団協では、実演芸術を取り巻く環境を整えていくために、様々な調査研究を行い、政策提言をしています。1974 年から 5 年に 1 度、「芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査」を行っています。実演家・スタッフの定点調査であり、政策提言等をしていく上で、重要な基礎資料となっています。またこの後に説明しますが、「芸術家の社会保障等に関する研究」を、2022 年度から行っています。

また、芸団協は、文化芸術関係団体 24 団体で構成される文化芸術推進フォーラム⁷⁾の事務

4) <https://www.cpra.jp/>

5) <https://kids-dento.geidankyo.or.jp/>

6) <https://kakeru.geidankyo.or.jp/kadensha/>

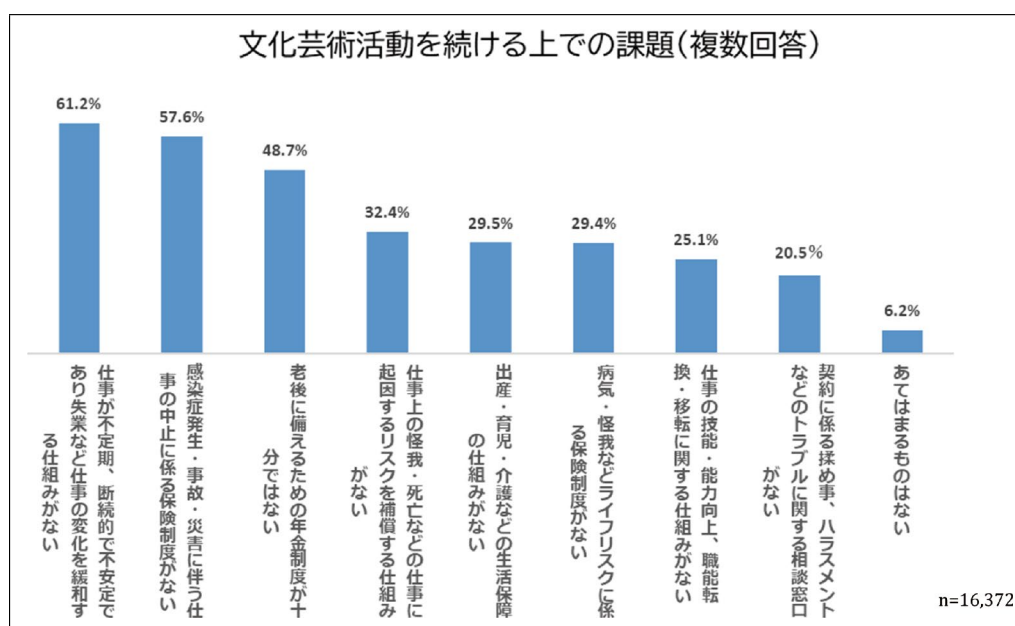
7) <https://ac-forum.jp/>

局を務めています。同フォーラムを通じて、政策提言等を行っています。その活動は、2001年の文化芸術振興基本法（2017年に文化芸術基本法に改正）、2013年の劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定など、様々な文化政策の実現へとつながっています。

2. 一般財団法人日本実演芸術福祉財団設立に向けて

2.1 実演家の働き方の特徴

芸団協は創設以来、実演家の社会福祉の向上に取り組んできましたが、本財団設立の大きな契機となったのは、新型コロナウイルス感染症拡大でした。コロナ禍で、政府より活動自粛が求められ、公演が中止になったり、延期になったりしました。教える仕事をメインに活動している実演家も多いのですが、お稽古、レッスンを対面でできなかつたり、密になることを防ぐために、1回のレッスンを少人数複数回で行う必要が生じたりし、収入が激減しました。コロナ禍を経ての喫緊の課題等を把握するため、文化芸術推進フォーラムは独立行政法人芸術文化振興会（芸文振）とともに、文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」交付決定者を対象にアンケート調査を行いました（「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関するアンケート調査」）。実演家だけで1万6,372人が回答しています。このうち、文化芸術活動を続ける上で感じている課題についての質問に対し、「仕事がなかった時の変化を緩和する仕組みがない」、「仕事が中止になった時の保険がない」、「老後のための年金がない」、「仕事で怪我等した時の補償がない」、といった社会保障に関する課題を挙げる回答が多かったことを受け、文化芸術フォーラムは、芸術家等が安心して仕事に取り組める、業界全体が支える公的な共済制度の創設を要望しています⁸⁾。



出典：「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関するアンケート調査」（文化芸術推進フォーラム、日本芸術文化振興会、2021年）

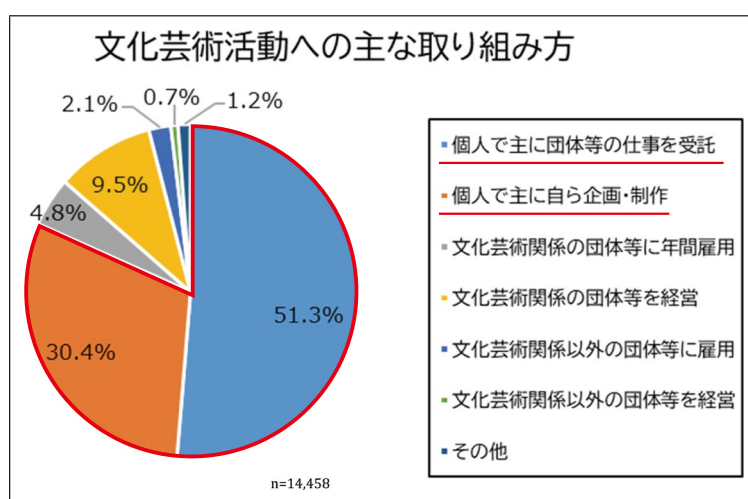
8) https://ac-forum.jp/wp-content/uploads/2021/07/forum_report2021.pdf

すなわち、「労働法による保障対象としてなじまないこの職業の特性である所得変動、万が一の災害事故などに対応する公的な共済制度の創設を要望」しているわけですが、ここでも、実演家という働き方の「特性」、特徴は以下の通りです。

① 個人事業者が多い

実演家の働き方の特徴の1つとしては、個人で活動する人が非常に多いということです。

こちらのグラフは、2023年、文化芸術推進フォーラムと芸文振が、芸術家等のセーフティネットの実情とニーズを把握するため、2021年アンケート調査と同じ対象者に対し、行ったアンケート調査結果となります（「芸術家等のセーフティネットに関する2万人アンケート」⁹⁾）。回答者は2万人を超えましたが、そのうち、実演家は14,458人です。回答した実演家のうち、主に団体等から仕事を請けたり、あるいは自分で企画・制作をしたりする方は、8割にのびります。



出典：「芸術家等のセーフティネットに関する2万人アンケート」（文化芸術推進フォーラム、日本芸術文化振興会、2023年）

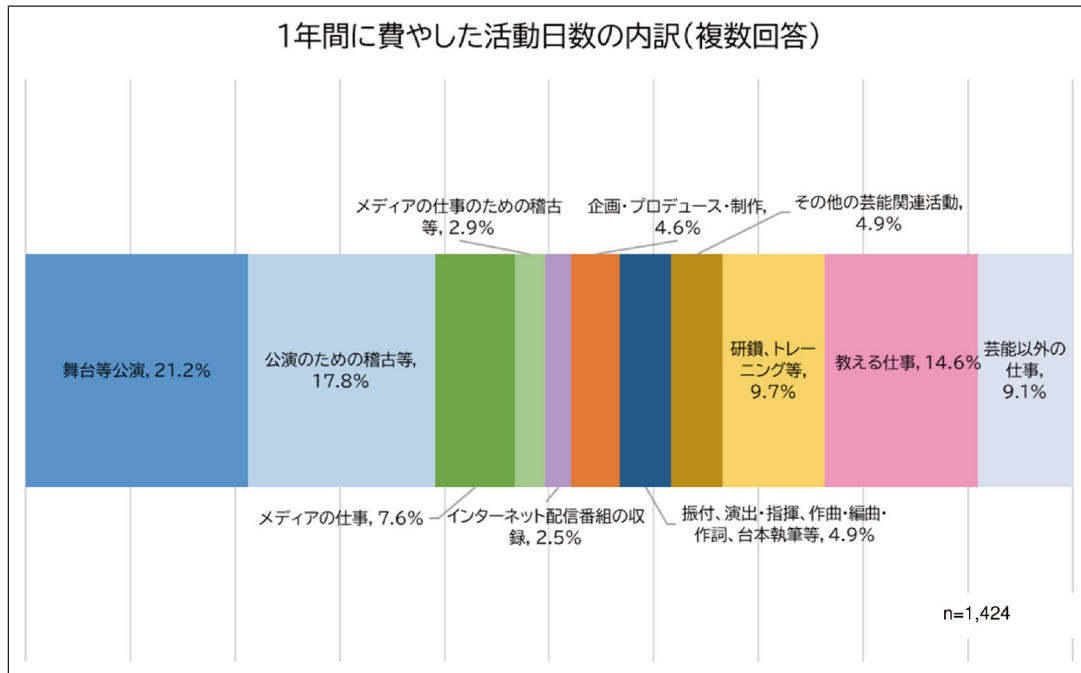
② 公演・メディア出演から教授・稽古まで——多岐にわたる活動と複数の依頼主

個人事業者、いわゆるフリーランスの実演家が多いため、活動は多岐にわたり、仕事の依頼主が複数存在します。こちらは、先ほど申し上げた「芸能実演家の活動と生活実態に関する調査」の最新結果です（「第11回芸能実演家の活動と生活実態に関する調査」¹⁰⁾）。公演活動であったり、メディアの仕事、最近ではネット配信番組の収録の仕事も増えています。その他教える仕事も大きなウェイトを占めています。特に伝統芸能や舞踊の分野では、教授業が多い印象です。

また、活動のための稽古やリハーサル、日々の研鑽、トレーニングは、収入は得られないけれども、かせかない活動です。

9) https://geidankyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/202404_ac-forum_analysis.pdf

10) https://geidankyo.or.jp/img/research/11th-jittachousa_prereport_performer

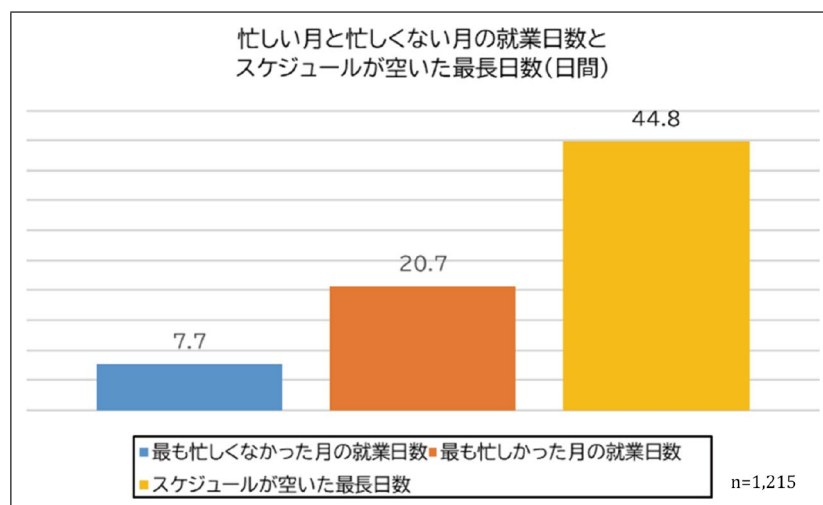


出典：「第11回芸能実演家の活動と生活実態に関する調査」(芸団協、2025年)

③ 繁忙期・閑散期の波

仕事が忙しい月と忙しくない月との差が大きいことも特徴の一つです。こちらは少し古い調査結果なのですが(「芸術家等の活発な創造活動の推進のための調査研究」)、忙しい月の平均就業日数は20日と、会社員と同程度です。反面、忙しくない月は7日しか仕事がなく、スケジュールが空いた最長日数は凡そ1ヶ月半となっています。

スケジュールが空いてしまう要因の1つとして、依頼されてからスケジュール確定までの期間が長いことが考えられます。仮押さえされた期間は他の仕事を断ってしまうために、直前でキャンセルになった場合にはスケジュールが空いてしまいます。

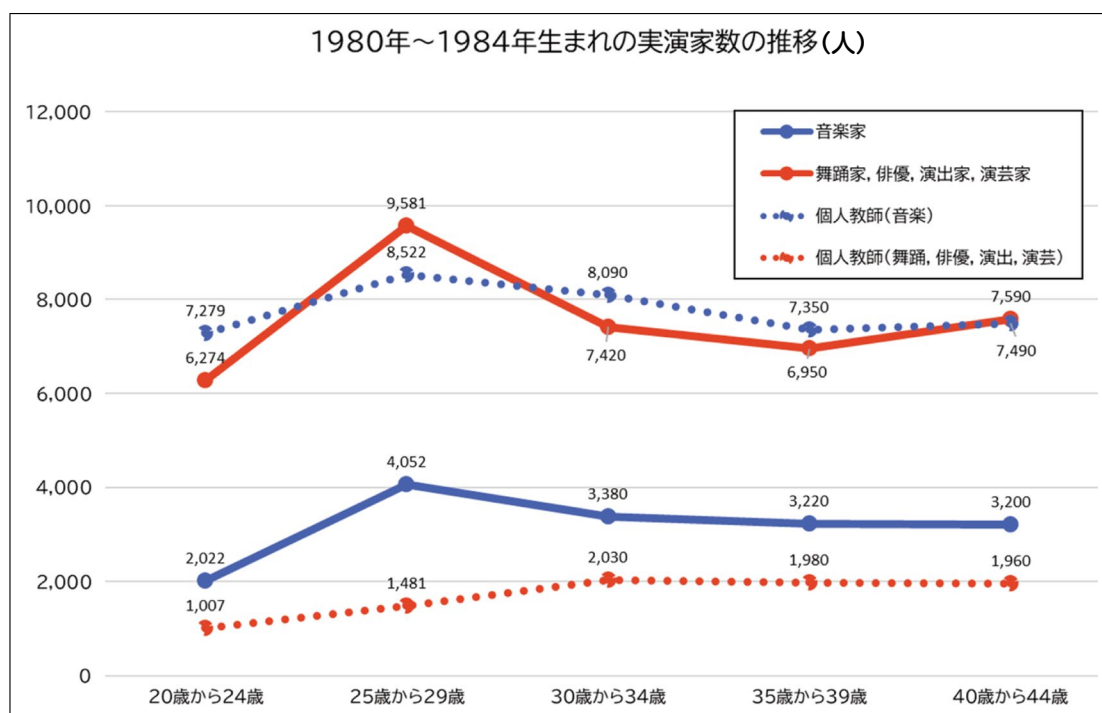


出典：「芸術家等の活発な創造活動の推進のための調査研究(部内資料)」(芸団協、2003年)

④ 報酬を得られるまでにかかる年月の長さ

特徴の4つ目としては、実演芸術活動を始めてから報酬を得られるようになるまでの年数が長い、ということです。「第11回芸能実演家の活動と生活実態に関する調査」によれば、平均10.1年となっています。

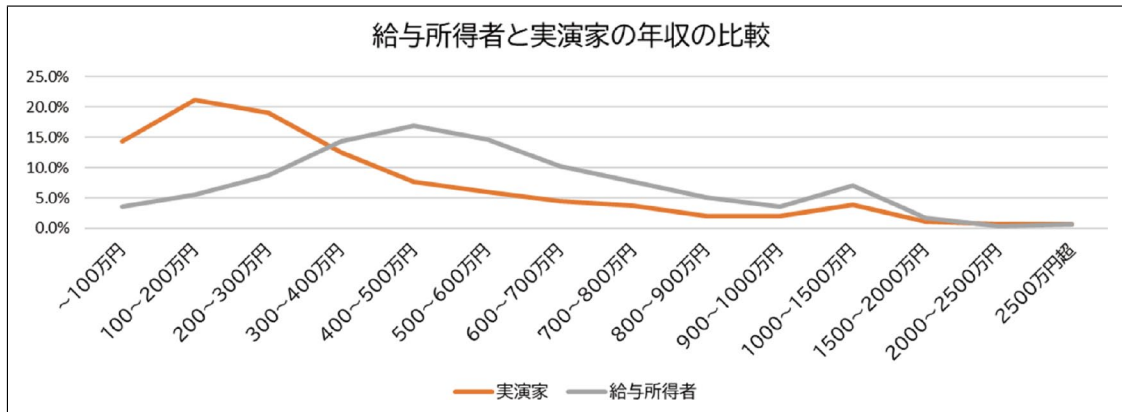
こちらのグラフは、国勢調査を基に、1980年から84年生まれの実演家数の推移を示したものです。30代以上の変動は少ないため、それまでに、実演芸術活動や生活の基盤が定まった人は、実演家としての活動を続けていくと思われます。



出典：国勢調査（総務省、2000年、2005年、2010年、2015年、2020年）

⑤ 年収の傾向

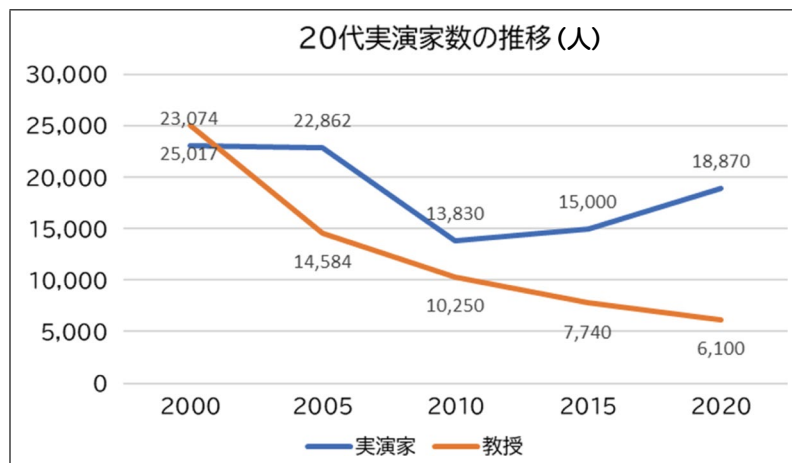
また、一般の労働者に比べて年収が低い人が多いと感じています。最近では非正規雇用の人も増えており、全体的に貧富の差が広がってきているといわれていますが、国税庁調査によれば、給与所得者の平均給与は478万円。対する実演家は、「第11回芸能実演家の活動と生活実態に関する調査」回答者全体の約54%が300万円未満の年収です。



出典：第11回芸能実演家の活動と生活実態に関する調査（芸団協、2025年）、令和6年分民間給与実態統計調査（国税庁、2025年）

⑥ 若手の減少

以上のような働き方の特性も相まって、参入する若手が減少してきています。以下の国勢調査の結果からも、教授業を中心に減ってきていることがわかります。実演家の団体からも、「体感的に若い人が減っている」という声が多いです。特にコロナの惨状を経て、仕事として続けていくことに不安を抱き、業界を離れた若手が多いという話をよく聞きます。



3. 芸術家の社会保障等に関する研究会

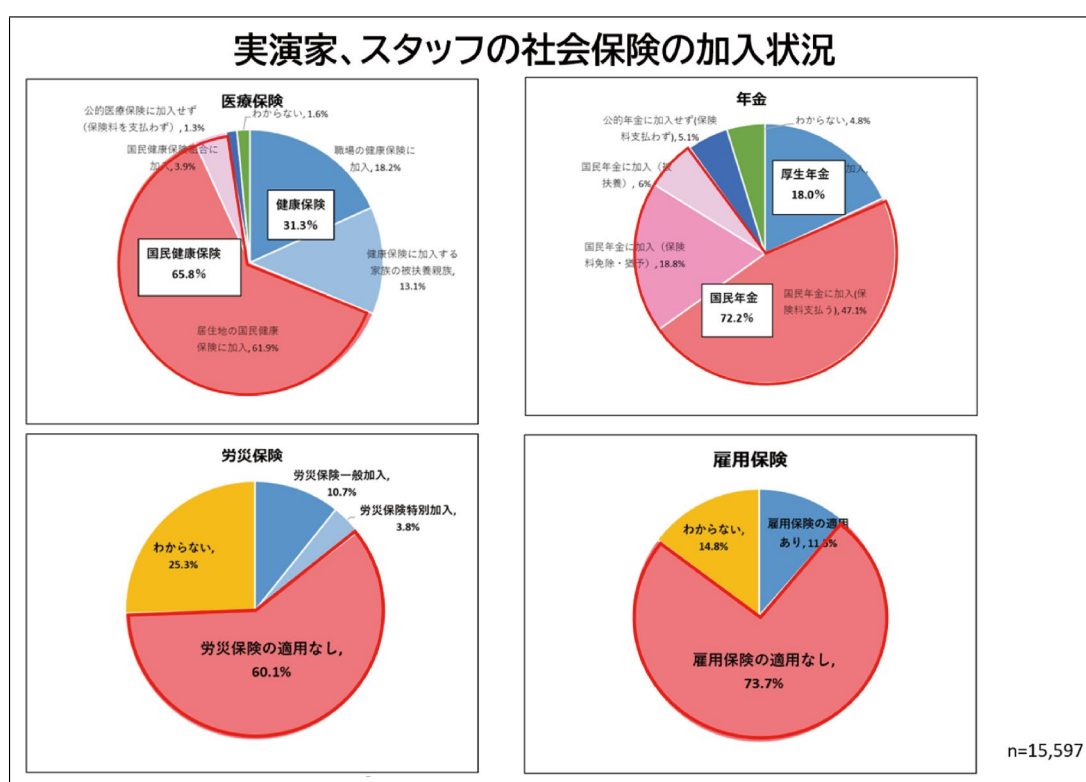
さて、文化芸術推進フォーラムの提言に先立ち、先ほど申し上げた本研究会令和3年度報告書が公表されました。秋野先生、長嶋先生を始めとする先生方の各国社会保障についての調査研究報告を拝読し、さらに深く研究する必要を感じました。そこで、2022年に「芸術家の社会保障等に関する研究会」を立ち上げて、秋野先生、長嶋先生、そして前年度まで本研究会に参加されていた関先生にご参加いただいて、ドイツ、フランス、韓国の調査研究を実施いたしました¹¹⁾。

11) <https://geidankyo.or.jp/img/research/socialsecurity-research-report2022.pdf>

研究会委員（50音順・敬称略）座長 秋野有紀（早稲田大学教育・総合科学学術院 教授）、長嶋由紀子（東京大学大学院人

その後、先ほどご紹介した「芸術家のセーフティネットに関する2万人アンケート」を行い、これらの結果を受けて、令和5年に「芸術家の社会保障等に関する研究会」を労働法や社会保障法の専門家を中心として再度立ち上げ¹²⁾、「日本の実情に合わせたらどのような仕組みが可能か」をご検討いただきました¹³⁾。その検討結果を踏まえ、2024年4月に、「芸術家のための互助の仕組みに関する中間提言」¹⁴⁾を公表しました。

さて、「芸術家等のセーフティネットに関する2万人アンケート」では、実演家、スタッフの社会保障の加入状況についても聞いています。国民健康保険加入者が65.8%、国民年金加入者が72.2%、労災保険が適用がない者が60.1%で、雇用保険の適用がない者が73.7%という回答結果でした。



出典：「芸術家等のセーフティネットに関する2万人アンケート」(文化芸術推進フォーラム、日本芸術文化振興会、2023年)

以上のデータからも、個人事業者の実演家が6割～7割を占めているということが分かります。

個人事業者は一般の会社員、労働者に比べますと、社会保険制度上の保護に差がある上に、保険料を全部自己負担しないといけません。そのため、個人事業者こそ、もしもの時の備えが必要ですが、「金銭的な余裕がない」等の理由で、社会保険以外の備えをしていない人が4人

文社会系研究科 研究員)、関 鎮京(北海道教育大学芸術文化政策研究室 准教授)。

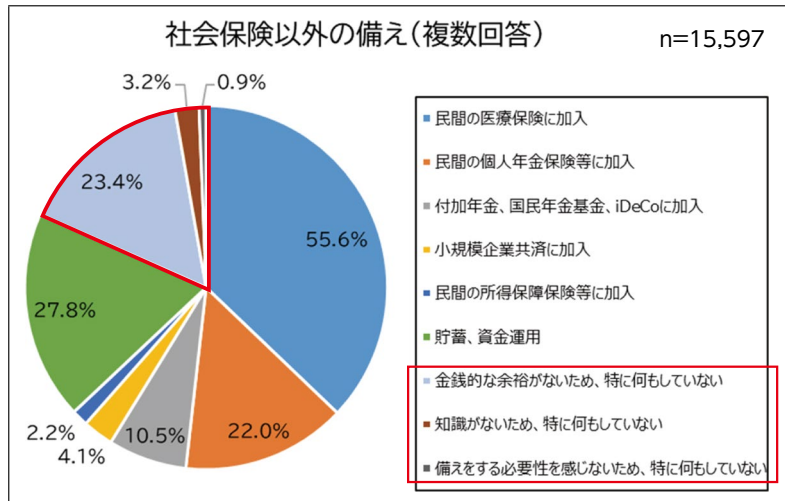
12) 研究会委員(50音順・敬称略)座長 秋野有紀(早稲田大学教育・総合科学学術院 教授)、大木正俊(早稲田大学法学学術院 教授)、笠木映里(東京大学法学部政治学研究科 教授)、山下慎一(福岡大学法学部 教授)。

13) https://geidankyo.or.jp/img/safety/R5safetynet_matome.pdf

14) https://geidankyo.or.jp/img/safety/safetynt_202404suggestion.pdf

に1人という回答結果です。

このような結果を受けて、先ほどの中間提言を公表し、これを実現すべく色々な団体、特に使用者の団体と交渉を重ねまして、昨年の7月に財団を設立したという流れになります。



出典：「芸術家等のセーフティネットに関する2万人アンケート」（文化芸術推進フォーラム、日本芸術文化振興会、2023年）

4. 一般財団法人日本実演芸術福祉財団の成立

4.1 実演芸術界の「働く環境」——次世代への芸の継承と危機意識

人手不足の深刻化、働き方やハラスメントの問題、急速な少子高齢化による多様な実演芸術の創造・継承サイクルの危機など、実演芸術界を取り巻く環境は、より一層厳しくなっています。そうした中、実演家、スタッフが、実演芸術活動を「仕事」として誇りを持って続けられるように、とりわけ若い方の参入が増えるような魅力的な現場としていくには、社会福祉の充実が必要です。このような問題意識は、5年に一度閣議決定される「文化芸術推進基本計画（第2期）¹⁵⁾」にも書かれています。実演家、スタッフだけでなく、仕事を発注する側もともに、業界全体で力を合わせて取り組んでいくため、この財団を立ち上げました。

ライブパフォーマンスを中心として財団を立ち上げ、まずは「労災保険の特別加入」業務を開始しました。今後は労災にとどまらず、業界全体が抱える課題解決に向けて調査研究等を実施するとともに、放送や映像分野にも参加を呼びかけ、段階的に日本の豊かな実演芸術発展の重要な礎、基盤となるよう育てていきたい、と思っています。

15) 文化芸術推進基本計画（第2期）（2023年3月閣議決定）第4：第2期計画における重点取組及び施策群

①重点取組1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進【計画期間中に取り組むべき重要施策】

○文化芸術の担い手が、持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、…、芸術家等が個人事業主等として事業を継続し、専念して活動ができる仕組みの検討も含め、活動基盤強化のための取組を、民間企業と連携しつつ、関係省庁間で推進する。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/yushikisyakaigi/02/pdf/94013101_04.pdf

4.2 創設発起人団体と創設賛同団体

芸団協の他、日本演劇興行協会、緊急事態舞台芸術ネットワークといった制作者の団体、及び日本舞台技術スタッフ団体連合会の4団体が創設発起人団体です。

また、自ら公演制作を行っている団体、あるいは、制作者を会員とする団体10団体に、創設賛同団体として名前を連ねていただいて、昨年の7月に本財団を立ち上げました。

4.3 労災保険センターの設置と活動——労災保険の「特別加入」制度について

財団を母体団体として、労災保険センター¹⁶⁾を昨年10月に立ち上げました。厚生労働省、東京労働局と相談の結果、労災保険の特別加入業務のみを行う組織を別途作る必要が生じたためです。

4.3.1 労災保険特別加入から着手した理由

労災保険特別加入業務から着手した理由ですが、1つは海外の事例のように、個人で活動する実演家、スタッフを一般勤労者の公的保険に繋げるプラットフォームとする糸口となると考えたからです。

専門家の先生方を前に説明するのもおこがましいですが、諸外国では、例えばフランスであれば、法律で「労働者」と「推定する」規定を定めたり、あるいはドイツであれば、芸術家等を強制的に加入させる保険組合を作ったり、韓国であれば芸術家の福祉に関する公的機関を作ったり、アメリカであれば使用者にお金を出すように促したりと¹⁷⁾、一般とは異なる働き方をする芸術家を労働者の社会保険制度に繋げるような工夫をしています。すなわち、労働者と同じように社会保障の恩恵に浴せるように、保険料負担を軽減させており、こういった仕組みを日本で作ることを考えた時に、特別加入という制度に行き当たりました。また制作事業者が現場の安全衛生責任を負うという考え方が確立されていますので、協力を得やすい、理解されやすいというところもありました。

さらに、実演家、スタッフは、仕事上の怪我、病気の治療費を自己負担することがほとんどで、労災補償へのニーズが高かったこと、労災保険制度自体が国の制度ですので、民間保険よりも保険料が安くて補償が手厚い等、加入のメリットが大きいのことで、労災保険特別加入を本財団の最初の事業としました。

16) <https://performingarts-rousai.org/>

17) 研究会委員（50音順・敬称略）座長 秋野有紀（早稲田大学教育・総合科学学術院 教授）、地神亮佑（大阪大学大学院口頭司法研究所准教授）、常森裕介（東京経済大学現代法学部教授）、藤木貴史（法政大学法学部准教授）<https://geidankyo.or.jp/img/research/socialsecurity-research-report2024>

	フランス	ドイツ	韓国	アメリカ
対象となる 芸術家等	実演家：実演家の協力を有償で確保する契約を労働契約と推定する条項を規定 →契約対象の実演家には、労働者として、一般被用者向けの社会保障制度と労災保険・失業保険を適用 芸術家・著作者：社会保障制度上は被用者扱い（労災保険・失業保険は対象外）	・商業的規模で長期的に自営業として活動している有償契約による年収3,900€以上の芸術家・文筆家及びそれらの分野の教授者は芸術家社会保険（医療、介護、法定年金）に強制加入	・芸術家福祉財団による福祉事業の対象となるには、芸術活動証明 ¹⁸⁾ を完了させる必要がある ※芸術活動証明（一般） ①公表された芸術活動実績、②芸術活動収入等による申請を、各分野の専門家で構成された審議委員会で審査	・芸能実演家は、労働組合を結成できる（被用者）と認められる場合が多い。 ・使用者、使用者団体と団体交渉を行うことのできる労働組合は、たいてい、労働組合が交渉・実現した労働条件は、非組合員にも適用される。
医療・年金保険料の軽減措置	・実演家：保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70% ・芸術家・著作者：被用者扱いで、使用者負担相当分を作品利用者や販売者（流通者）が負担。保険料減減率を適用	芸術家等の保険料負担は50%。残りは国(20%)、市場に出す者(30%)が負担	・標準契約書による契約締結：芸術家・事業者双方の契約期間中の国民年金保険料支援(40%) ・標準契約の教育履修：芸術家の国民年金保険料支援(50%、最大6か月)	同一産業内で労働者が頻繁に転職をする状況に対応するために設けられた指数使用者年金制度を活用し、労働組合と使用者団体が年金保険などの基金を共同運営。年金保険基金は、使用者が全額拠出。 労働協約に基づき、雇用主が基金への拠出を求められる仕事に従事した週数や資金額により、受給資格を得る。
労災保険	実演家のみ。保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70%	職能団体を通じて任意加入（加入者が保険料を全額負担）	中小企業主として任意加入（加入者が保険料を全額負担）。芸術家福祉財団が、芸術活動証明を完了している芸術家に対し、保険料の50%支援	全州で異なる制度だが、NY州法では、被用者の定義に演奏家その他芸能活動に従事する者を含むと明記。労働協約で、雇用期間中、実演家の労災保険加入等を使用者に義務付ける。使用者が保険料を全額負担。
失業保険	労働協約により実演家・技術者を対象とした、前年度の実績を基礎に仕事の無い期間を補償する制度（アンテルミタン）あり	芸術家特有の制度はないが、週15時間以上の自営業を営む者は任意加入	芸術家も雇用保険の対象。月平均報酬260万W未満の芸術家に対し、保険料支援	連邦政府が定めた基準に従い、各州が独自に運営。NY州法では、被用者の定義に演奏家その他芸能活動に従事する者を含むと明記。労働協約で、雇用期間中、実演家の失業保険加入等を使用者に義務付ける。大半の州で使用者が保険料を全額負担。

4.3.2 この財団の新しい側面——業界団体が一丸となり、個人の手数料負担を軽減する仕組み

2021年から芸能関係作業従事者、すなわち個人事業者の実演家、スタッフが労災保険に特別に加入できるようになりました。令和6年度末で、14の労災保険特別加入団体を通じ、1,563人が加入しています¹⁸⁾。芸団協では、最大2万人、少なくとも5,000人は加入希望者がいると推計しており、それと比べると、加入があまり進んでいません。加入が増えない原因としては、周知不足であること、手続きが煩雑であること、そして、金銭的な負担が大きいことだと考えています。一般加入の場合は、労災保険料は会社が払ってくれるのですが、特別加入は任意加入のため、加入者本人が保険料を負担しなければなりません。

さらに「労災保険特別加入団体」という窓口団体を通してでないと加入できないのですが、特別加入団体は運営のためにも、加入者から手数料を取らざるを得ません。加入者は、保険料プラス手数料を負担するということです。特別加入団体により手数料は異なりますが、場合によっては保険料よりも高くなってしまいます。本財団は、発起人団体、創設賛同団体、あるいは制作事業者、劇団、バレエ団といった業界組織等から会費を集めて、労災保険センターの運営費に充てることで、個人の实演家、スタッフが支払う手数料を最大限引き下げています。ここが他の特別加入団体と違う、新しい取り組みになります。

4.3.3 （一財）日本実演芸術福祉財団 労災保険センターの加入状況

他の特別加入団体と違う二点目としては、取りまとめ団体を介して加入する仕組みを作ったことです。基本的には、個人の实演家、スタッフが自分で入る制度ですが、実演家、スタッフのより身近な組織から、直接働きかけることによって、信頼性が増すこともありますし、加入へのハードルが下がるということで、このような仕組みを作りました。

マジック、落語、劇団、バレエ団、プロダクション、スタッフなど、現在12団体がとりまとめ団体となっています。

18) <https://www.mhlw.go.jp/content/001654250.pdf>

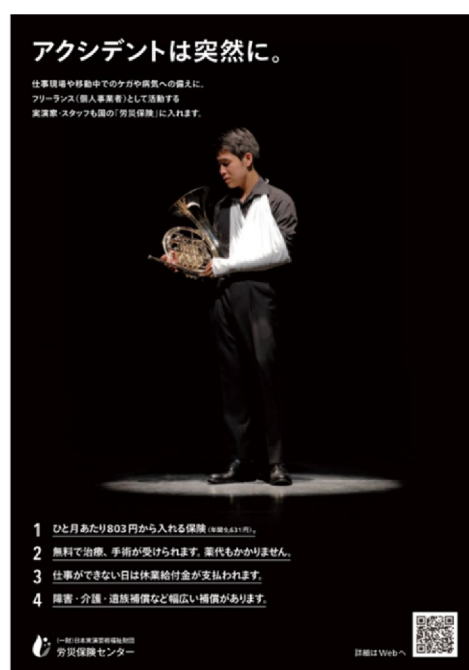
色々なジャンルの団体に積極的に声かけをしているところではありますが、意思決定まで時間がかかったり、すでに入っている民間保険からの切り替えなどがあったりするので、今後も取りまとめ団体は増えていくと思います。昨年末からは、団体を経由しない、個人加入も受け付けています。現時点の加入総数は337人です。令和6年度末の加入状況（1団体平均約110人）と比較すると、多くの人数が短期間に加入していると、一定の評価はいただけると思います。

5. 労災を予防するプログラムの作成と所属のない実演家への普及

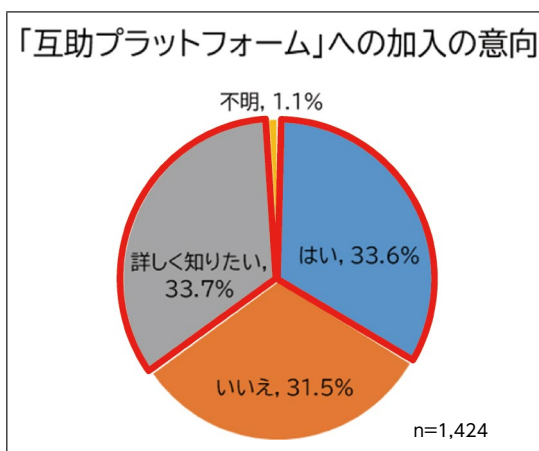
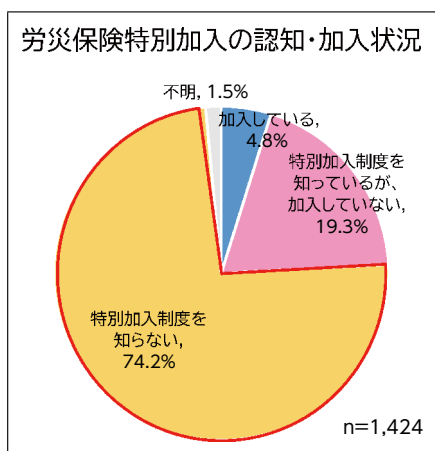
今年から、劇場等演出空間運用基準協議会（基準協）¹⁹⁾という、劇場や野外ステージなど、演出空間での安全ガイドラインの作成やその普及の活動をする団体と協力をして、労災を予防する研修プログラムの開発と実施に取り組んでいます。

「第11回芸能実演家の活動と生活実態に関する調査」によれば、特別加入制度自体を知らない実演家が7割に上ります。ただし、本財団の仕組みについて説明すれば、「知りたい」「入りたい」という方が三分の二を占めます。

また、「芸術家等のセーフティネットに関する2万人アンケート」によれば、実演家は、他の芸術分野に比べて、組織率は高いですが、それでも半分は、どこにも所属していません。そうしたフリーの実演家に、どうリーチするかが大きな課題の1つで



労災保険センターちらし



出典：「第11回芸能実演家の活動と生活実態に関する調査」（芸団協、2025年）

19) <https://www.kijunkyo.jp/>

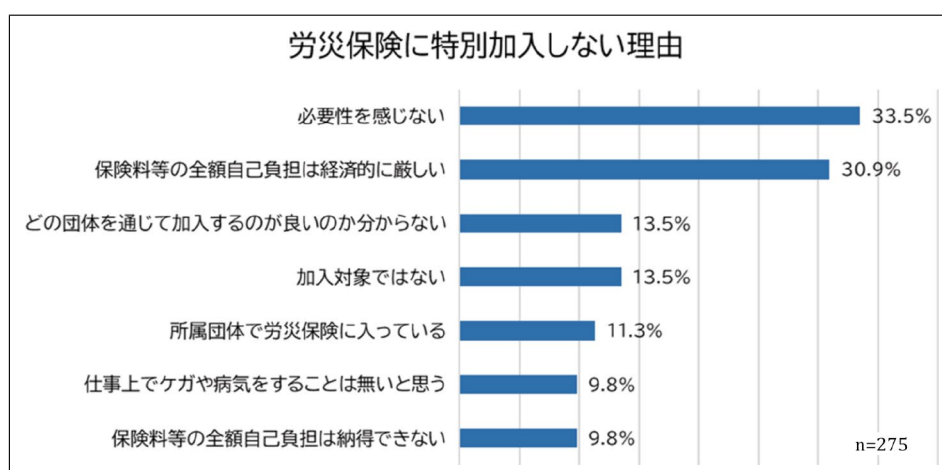
す。

現在、労災保険特別加入制度に関する普及促進のため、全国の劇場、稽古場、スタジオなどに、実演家、スタッフの目に留まるところへのポスターやちらしの貼り出しや配架に協力いただいています。その他 SNS など活用しています。今後も意識啓発、周知促進に努めていきたいと思っています。

6. 怪我と病気は自分持ち？

——次世代が安心して働き、実演芸術界を受け継いでいくために

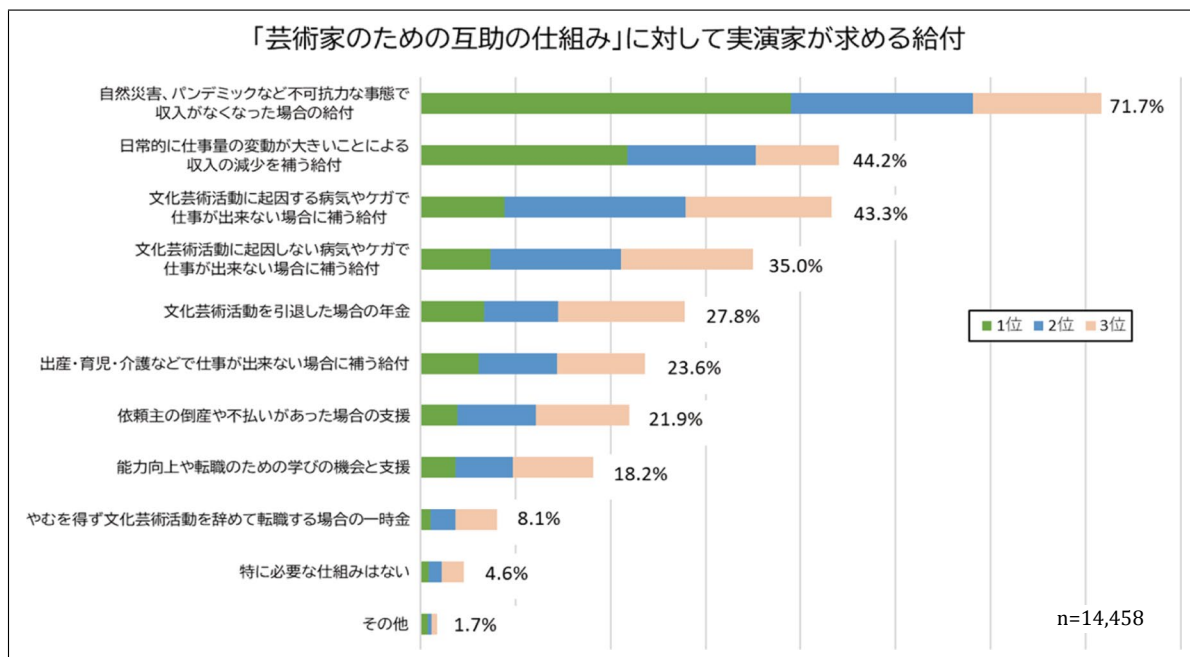
労災保険に入らない理由として、お金のことだけではなく、「必要性を感じない」とか、「仕事で怪我や病気することはないと思う」というような回答も、あります。



出典：第 11 回芸能実演家の活動と生活実態に関する調査（芸団協、2025 年）

「怪我と弁当は自分持ち」という言葉がありますが、実演家は、「自分で全部やらなきゃいけない」「怪我をしたら、自分の責任。むしろ、迷惑をかけて申し訳ない」という意識が強いところがあるので、そういったところの意識改革も必要なのではないか、と、個人的には思っています。レベルの高さを維持するために、活動基盤の整備を求めるというのも、プロ意識の表れではないでしょうか。

「芸術家等のセーフティネットに関する 2 万人アンケート」の、「こういった仕組みを作った時にどういった保障が必要だと思いますか？」との質問に、3 番目に多い回答が労災補償ですが、災害時や平時の収入変動への補填を求める声が最も多く、こういったことについても、何かできることがないかを検討していかなければなりません。



出典：「芸術家等のセーフティネットに関する2万人アンケート」（文化芸術推進フォーラム、日本芸術文化振興会、2023年）

それ以外にも、ダンサーなど、活動できる期間が短い実演家については、「セカンドキャリアの問題」がありますし、子育て、介護など、「ライフステージの変化に対する保障」も求められていると思います。

こういったことを自分たちの資金だけでやっていくということは、なかなか難しいので、国の仕組みとか、そういったものをうまく活用していきたいと思います。

まずは継続をしていくのが重要だと思うので、無理のない設計でできるところから着手していきます。将来的には実演家、スタッフ、制作者と国と社会を結ぶハブになるように段階的に育てていきたいと考えています。

令和 7 年度 文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業
「諸外国の文化政策等に関する調査・研究」報告書

発 行 ▶ 文化庁政策課文化政策調査研究室
〒 602-8959
京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

早稲田大学 秋野有紀研究室
〒 169-8050
東京都新宿区西早稲田 1 丁目 6 番 1

DTP・印刷 ▶ 株式会社 双文社印刷

令和 8 年 3 月 発行